東近江市地域防災計画

令和6年5月

東近江市防災会議

東近江市地域防災計画 目次

第1	編	総	則
第	1 章	章 言	計画の方針1
	第]	L節	計画の目的1
	第2	2節	計画の位置付け1
	第3	3節	計画の構成1
	第4	1節	計画の修正2
	第5	5節	計画の習熟2
	第6	5節	地区防災計画の運用2
	第7	7 節	南海トラフ地震防災対策推進計画の位置付け2
	第8	8節	用語の定義3
第	2 章)	防災対策の基本方針4
	第]	l節	計画の基本理念4
	第2	2 節	達成すべき基本目標
第	3 章	章 [防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱8
	第]	L節	防災関係機関の実施責任8
	第2		防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第	34章	章 ī	市の概況と考慮すべき災害19
	第]	l節	市の自然的条件19
	第2	2 節	市の社会的条件22
	第3	3 節	本市の災害特性24
	第4	1 節	被害想定
第2	編	;; ;	害予防計画
	111		 災害に強いまちづくりの推進
711	第]		
	第2	2 節	
	第:		道路・橋梁及びオープンスペースの整備
	第4	1 節	市街地整備の促進47
	第5	5 節	建築物の防災性向上48
	第 6	5節	緊急輸送体制の整備49
第	2章)	防災体制の整備51
	第]	L節	防災組織体制の整備51
	第2	2 節	情報連絡体制の整備52
	第3	3節	相互応援体制の整備53
	第4	1節	災害時における被災自治体支援体制の整備55
	第5	5 節	災害記録及び防災対策に関する資料の収集・整理の推進55

第6節	業務継続計画策定の推進	56
第3章	防災救助施設等の整備	58
第1節	防災資機材等の整備	58
第2節	食料・生活物資供給体制の整備	60
第3節	給水体制の整備	62
第4節	ごみ・し尿等処理体制の整備	63
第5節	応急仮設住宅の供給のための備え	64
第4章 泊	壁難救助体制の整備	65
第1節	避難体制の整備	65
第2節	救急・医療・救助体制の整備	73
第3節	要配慮者支援体制の整備	74
第4節	災害ボランティア活動の環境整備	78
第5章	防災力の向上	79
第1節	自主防災組織の整備	79
第2節	防災知識の普及	81
第3節	防災訓練の実施	82
第4節	文化財の災害予防対策	83
第6章	ライフライン施設等の災害予防対策	84
第1節	上下水道施設災害予防対策	84
第2節	電力施設災害予防対策	86
第3節	ガス施設災害予防対策	87
第4節	通信施設災害予防対策	90
第5節	鉄道施設災害予防対策	90
第6節	危険物施設等の災害予防対策	91
第7章 (固別の災害予防対策	93
第1節	水害予防対策	93
第2節	土砂災害予防対策	96
第3節	火災予防対策	98
第4節	雪害予防対策	100
第5節	農林水産業関係の災害予防対策	102
第6節	宅地防災対策	104
第7節	地震災害予防対策	105
第8節	原子力災害事前対策	106
第3編 災	害応急対策計画	109
第1部 風	水害、震災、事故災害共通の応急対策	109
第1章	虱水害時における活動体制の確立	109
第1節	風水害発生時の配備体制	109

第2節	職員の動員	118
第3節	気象情報の収集・伝達	119
第2章 災	(害時の応急活動	127
第1節	発災直後の被害情報の収集・報告及び通信手段の確保	127
第2節	水防活動	130
第3節	土砂災害対策	133
第4節	広報活動	135
第5節	応援要請	137
第6節	広域災害発生時における被災地支援	142
第7節	救助・救急活動	143
第8節	医療救護活動	145
第9節	避難収容	149
第 10 節	緊急輸送活動	156
第11節	応急住宅の確保	158
第 12 節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給	160
第13節	保健衛生、防疫	163
第 14 節	し尿・ごみ・災害廃棄物の処理	166
第 15 節	行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋火葬	168
第 16 節	要配慮者に配慮した応急対策	170
第 17 節	ボランティア活動との連携	171
第 18 節	ライフライン施設の応急復旧	173
第 19 節	雪害対策	178
第 20 節	帰宅困難者対策	180
第3章 応	「急復旧期の活動計画	181
第1節	災害救助法の適用	181
第2節	文教対策	184
第3節	公共施設等の応急復旧	187
第4節	農林水産業施設等応急対策	190
第5節	社会秩序の維持	192
第6節	義援金・義援物資の受入れ	193
第2部 地窟	雲災害時の応急対策	194
	也震発生時における活動体制の確立	
第1節	地震災害発生時の配備体制	
第2節	職員の動員	
	地震発生時における二次災害防止	
第1節	消防活動	
第2節	水防活動	
	十砂災害対策	210

第4	1節	建築物・宅地の応急危険度判定	212
第5	5節	危険物等の応急対策	214
第6	6節	南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止	217
第3部	事故	 	218
第1章		故災害時の活動体制の確立	
第 1		事故災害の想定	
第2		事故災害時の配備体制	
第3		職員の動員	
第2章		から、	
第 1		事故災害時の応急対策	
第 2		応急対策活動の実施	
<i>松</i> 云 4 去17			
第4部	-	- 力災害時の応急対策	
第1章		子力災害時の活動体制の確立 原子力災害時の配備体制	
第 1		原士刀灰吾時の配傭体制 職員の動員	
第 2 第 2 章		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 4 年		野急時モニタリング 緊急時モニタリング	
第2			
第 3		住氏、の広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4		室内区壁、壁無寺の防護指直 安定ヨウ素剤の服用に関する計画	
第 5		女だコリ系角の版用に関する計画 飲料水及び飲食物の摂取制限等 *******************************	
第 6		広域応援	
<i>≯</i> 77 €	비고	/公/	200
第4編	災害	客復旧復興計画	239
第1章	章 被	災者の生活再建支援	239
第1	L節	被災者相談窓口の設置	239
第2	2節	罹災証明	239
第3	3節	生活確保資金の融資等	240
第4	1節	雇用の確保	242
第5	5節	税の減免等	243
第6	節	住宅確保の支援	243
第2章	章 被	災産業の復興	245
第1	L節	風評被害対策	245
第2	2節	中小企業の復興支援	245
第3	3節	農林水産業の復興支援	246
第3章	章 災	害復興	247
第1	L節	災害復興計画の策定	247
第 2	2節	復興対策	247

第3節	災害復旧事業に伴う財政援助	249
第4節	原子力災害中長期対策	250

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

東近江市地域防災計画(以下「本計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき東近江市防災会議(以下「市防災会議」という。)が作成する計画であって、市域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有している。また、本計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を発揮して、市域における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

第2節 計画の位置付け

本計画は、中央防災会議が策定する防災基本計画や、滋賀県地域防災計画、指定地方公共機関や指定公共機関が策定する防災業務計画と整合を図っている。また、本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)に基づき地震防災対策を推進する必要がある地域とされており、本計画を本市における南海トラフ地震防災対策推進計画と位置付ける。

第3節 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

東近江市地域防災計画

本編

第1編 総則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策

第2部 地震災害時の応急対策

第3部 事故災害時の応急対策

第4部 原子力災害時の応急対策

第4編 災害復旧復興計画

資料編

様式編

第4節 計画の修正

市防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年度、計画について検討を加え、 必要がある場合には修正する。

各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年、市防災会議が指定する期日までに計画 修正案を市防災会議に提出しなければならない。

第5節 計画の習熟

市、市民及び関係機関は、平素から研究、訓練、その他の方法により、本計画の習熟に努めなければならない。

第6節 地区防災計画の運用

市防災会議は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に 地区防災計画^{注1}を位置付けるとともに、地域防災力^{注2}の充実強化に関する事項を定め、その 実施に努める。

地区防災計画を定めた地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画内容の決定又は変更を提案することができる。

なお、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画 を定める。

- 注1) 地区防災計画: 市町村内の一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が行う自発的な防災活動 に関する計画
- 注2) 地域防災力:住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力

第7節 南海トラフ地震防災対策推進計画の位置付け

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、南海トラフ地震に関して、地震防災体制の推進を図ることを目的とした南海トラフ地震防災対策推進計画を定める必要がある。

そこで、本計画中に以下の計画を定め、これらの事項について定めた部分を南海トラフ地震 防災対策推進計画と位置付ける。

【南海トラフ地震防災対策推進計画該当箇所一覧】

南海トラフ地震防災対策推進計画該当事項	本計画該当箇所
(1) 計画の目的	第1編第1章第7節

第1章 計画の方針

第7節 南海トラフ地震防災対策推進計画の位置付け

南海トラフ地震防災対策推進計画該当事項	本計画該当箇所
(2) 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事	第1編第3章第2節
務又は業務の大綱	
(3) 南海トラフ地震防災対策推進地域、被害想定	第1編第4章第4節
(4) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	第2編第1章第2節~第4
	節、第2編第7章第7節
(5) 住宅、公共施設等の耐震診断及び耐震化	第2編第1章第5節
(6) 文化財保護対策	第2編第5章第4節
(7) 他機関に対する応援要請	第2編第2章第3節、
	第3編第1部第2章第3節
(8) 長周期地震動対策の推進	第2編第7章第7節
(9) 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	第2編第5章第2節
(10) 地域防災力の向上	第2編第5章第1節
(11) 防災訓練計画	第2編第5章第3節
(12) 災害対策本部等の設置及び要員参集体制	第3編第2部第1章第1節
(13) 物資の備蓄・調達	第2編第3章第2節、
	第3編第1部第2章第10節
(14) 地震発生時の応急対策等(「他機関に対する応援要請」	第3編第1部第2章第5節
以外)	~第16節、第3編第2部第
	2章第1節~第5節
(15) 帰宅困難者への対応	第3編第1部第2章第20節
(16) 資機材、人員等の配備計画	第2編第3章第1節、
	第3編第2部第1章第2節
(17) 自衛隊の災害派遣	第3編第1部第2章第3節
(18) 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止	第3編第2部第2章第6節

第8節 用語の定義

この計画において、以下の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。

- (1) 本計画 東近江市地域防災計画をいう。
- (2) 県防災計画 滋賀県地域防災計画をいう。
- (3) 市本部 東近江市災害対策本部をいう。
- (4) 県地方本部 滋賀県災害対策本部東近江地方本部をいう。
- (5) 県本部 滋賀県災害対策本部をいう。
- (6) 本部長 東近江市災害対策本部長をいう。
- (7) 県地方本部長 滋賀県災害対策本部東近江地方本部長をいう。
- (8) 県本部長 滋賀県災害対策本部長をいう。
- (9) 消防本部 東近江行政組合消防本部をいう。
- (10) 県警察 滋賀県警察(警察本部、東近江警察署等)をいう。

第2章 防災対策の基本方針

第1節 計画の基本理念

第2章 防災対策の基本方針

第1節 計画の基本理念

近年発生した豪雨災害や東日本大震災、熊本地震等では、「自分の命は自分で守る」、「隣近所、地域社会の人と人とのつながりの大切さ」等が重要な防災対策の教訓であることが示されており、「自助・共助・公助」の役割分担と連携の必要性が指摘されている。

こうしたことを含めて、本計画では、災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、以下 の防災対策の基本方針に基づき防災対策を推進する。

防災対策の基本方針

- 災害から人命を守る防災対策の推進
 - ・避難体制を整備し、災害から市民を守る。
 - ・要配慮者^{注1}への支援体制を構築し、災害から要配慮者の命を守る。
 - 安全な避難環境を整備する。
- 減災注2の考え方に基づく防災対策の推進
 - ・防災基盤の整備を計画的に推進する。
 - ・災害に強いまちづくりを推進する。
 - ・住宅の耐震化を推進し、地震に強いまちづくりを推進する。
- 自助・共助・公助による防災対策の推進
 - ・自治会及び自主防災組織の強化を推進し、地域における防災力を高める。
- 大規模広域災害を想定した災害対応の推進
 - ・自立的な災害対応を強化する。
 - ・広域災害に対応した遠隔地自治体との相互連携・支援体制を整備する。
- 注1)要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等の災害時に特に配慮を要する者をいう。
- 注2)減災とは、災害の発生を防ぎきることは不可能であるとの基本認識に立ち、災害対策のあらゆる分野で、予防対策、応急対策、復旧・復興対策等の一連の取組を通じてできるだけ被害の最小化を図る考え方をいう。

第2章 防災対策の基本方針

第2節 達成すべき基本目標

第2節 達成すべき基本目標

防災対策の基本方針に基づき、充実強化等が必要な重点施策を、次のとおり設定する。

1 災害から人命を守る防災対策の推進

(1) 「洪水浸水想定区域」、「地先の安全度マップ」及び「土砂災害警戒区域」における警戒避難体制の整備

琵琶湖や愛知川及び日野川沿いの「洪水浸水想定区域」等に指定されている地域、「地 先の安全度マップ」に示される浸水区域、土砂災害の危険の高い地区(約350箇所の「土 砂災害警戒区域」)については、市民への情報伝達及び避難体制の整備等を地域防災計画 に定め、水害又は土砂災害の発生が予想される場合は、明確な基準に基づいて市民を早期 に安全な場所に避難させる体制を整備する。

- ア 市民への避難情報伝達体制の整備
 - (ア) 避難基準の明確化(高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保)
 - (イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知
 - (ウ) 避難に関する情報伝達手段の整備
- イ 避難体制の整備
 - (ア) 自治会及び自主防災組織による情報伝達及び安否確認体制の確保
- (2) 避難行動要支援者避難支援対策の推進

過去の災害をみると、高齢者や障害者等の要配慮者が多く犠牲となっている。特に避難 行動要支援者^注は、災害時において迅速な避難が困難であり、避難を支援する人の存在と、 事前の準備が不可欠となっている。

このため、本計画及び避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難支援対策を推進するなど、大きな災害が予想される場合には早期避難等により避難行動要支援者の安全確保を図る体制を充実する。

- ア 情報伝達体制の整備
- イ 高齢者等避難の発令
- ウ 避難支援体制の整備
- エ 地域ごとの避難訓練の推進
- 注) 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に 自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要す るものをいう。
- (3) 安全で居住性を備えた指定避難所の整備

近年、災害による直接的な死亡でなく、災害で負った傷や避難生活での負担が原因による災害関連死が問題となっており、災害関連死を防止するため、良好な生活環境の確保を行う必要がある。また、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮した安全安心な指定避難所を確保するとともに福祉避難所の確保を図る。

このため、以下により指定避難所の居住環境を整備するとともに、避難住民の健康維持を図る。

ア 指定避難所として快適で安全な建築物の整備

- 第1編 総則
- 第2章 防災対策の基本方針
- 第2節 達成すべき基本目標
 - イ 要配慮者のための福祉避難所の確保
 - ウ 指定避難所の設備等の改善
 - (ア) 水の確保(耐震性貯水槽又は防災井戸の設置、ペットボトルの備蓄等)
 - (4) 仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ等によるトイレ必要量の設置(水は防 災井戸等の水による。)
 - (ウ) 情報伝達手段の整備(防災行政無線、災害時優先電話等)
 - (エ) 非常用電源設備の設置 (発電機、太陽光発電システム、燃料電池等)
 - (4) 孤立集落対策の推進

土砂災害などによって交通が途絶し孤立する危険性の高い集落について、災害時においても交通を確保する対策等を推進し、市民の安全確保を図る。

- ア 交通の確保
 - (ア) 土砂災害から道路を守る施設の整備(法面保護等)
 - (4) ヘリコプターによる空路の確保(ヘリポートの整備)
- イ 安全な指定避難所の確保
 - (ア) 孤立しても生活が維持できる備蓄倉庫、設備等の整備
 - (イ) 通信手段の整備(衛星電話等)
- ウ 自主防災組織の育成
 - (ア) 集落が独自に取り組める避難誘導
 - (イ) 自主防災組織による指定避難所の管理及び運営

2 減災の考え方に基づく防災対策の推進

(1) 防災拠点及び緊急輸送道路の整備

大規模災害が発生した場合に、迅速で円滑な応急対策活動を実施するため、防災拠点及び緊急輸送道路の整備を図る。整備の必要な防災拠点は以下の施設等である。

- ア 防災中心拠点(市役所)・防災副拠点(各支所・コミュニティセンター等)・防災地区 拠点(各地区の小中学校等)
- イ 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所
- ウ 物資集積拠点
- 工 輸送拠点
- 才 備蓄倉庫
- カ ヘリポート
- キ 医療・救護拠点
- ク 災害ボランティアセンター
- ケー時集合場所
- (2) 防災階層の構築による安全なまちづくりの推進

防災拠点や防災組織等を階層的に構築し、災害の防止に当たることが有効である。よって、以下のように防災階層を構築し、災害時における安全性の向上を図る。

- ア 市の区域 防災対策の本部
- イ 防災ブロック 支所の区域

- 第2章 防災対策の基本方針
- 第2節 達成すべき基本目標

ウ 防災地区 おおむね小中学校に避難する自治会の区域

エ 防災の基本単位 自治会等

(3) 住宅耐震化の推進

新耐震基準^注適用以前に建築された木造住宅等について、耐震診断及び耐震改修を促進 して地震時の家屋の倒壊による人命被害の軽減を図る。

ア 耐震診断の促進

- イ 耐震改修の促進
- 注)新耐震基準:建物をどのようにつくるかは建築基準法、建築基準法施行令などによって定められている。地震に対して建物をどのようにつくるかもこれらの法律などによって定められており、それらをまとめて「耐震基準」と呼んでいる。現在の耐震基準は、昭和53年の宮城県沖地震(M7.4、震度5)で甚大な家屋倒壊被害が発生したことを契機に、昭和56年にできたものであり、以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。

3 自助・共助・公助による防災対策の推進

防災は、市民自身による自助、市民の協働による共助及び行政による公助の連携により有効な力を発揮することから、自治会、自主防災組織、まちづくり協議会、市・県等の適切な役割分担により地域における防災力の整備及び強化を図る。

4 大規模広域災害を想定した災害対応の推進

南海トラフ地震等、今後発生が予想されている大規模かつ広域化した災害を前提とした体制を整備することが必要である。

- (1) 広域化した災害においては、災害初期段階には、他からの支援なしで災害対応に当たる可能性もあるので、自立的な災害対応を強化する。
- (2) 大規模広域災害に対応した遠隔地自治体との相互連携及び支援の体制を平常時から整備しておく。

5 防災関連マニュアルの整備

災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関連マニュアルを整備し、維持更 新に努める。次に代表的な防災マニュアルを挙げる。

- (1) 職員初動マニュアル
- (2) 避難情報発令判断マニュアル
- (3) 避難所運営マニュアル
- (4) 福祉避難所運営マニュアル
- (5) 災害廃棄物処理計画マニュアル 等

第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1節 防災関係機関の実施責任

第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1節 防災関係機関の実施責任

1 市

市は、市の区域並びに市民の生命、身体及び財産を災害の被害から守るため、基礎的な地 方公共団体として、県並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の 地方公共団体、公共的団体等と連携し、市民の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防本部

消防本部は、業務の公共性又は公益性に基づき、防災活動を実施するとともに、市の行う 防災諸活動に対し、それぞれの業務に応じて協力する。

3 県

県は、県の区域並びに県民の生命、身体及び財産を災害の被害から守るため、災害が市の 区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が市で処理することが困難と認められるとき又 は防災活動において統一的処理を必要とし、市町間の連絡調整を必要とするときなどに指定 地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、その調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の区域並びに市民の生命、身体及び財産を災害の被害から守るため、指定公共機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、防災活動を実施すると ともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るととも に、災害時には災害応急措置を実施する。また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に 協力する。

7 地域住民

地域住民は、自ら災害に備えるとともに、市その他防災関係機関が実施する防災活動に協力する。また、必要に応じて自発的に防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案することができる。

8 事業所

市内の事業所は、平素から災害に備えるとともに、市その他防災関係機関が実施する防災活動に協力する。また、必要に応じて自発的に防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案することができる。

第

第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市及び防災関係機関の処理すべき業務の大綱は、以下のとおりである。

1 市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 市内における公共団体及び市民の自主防災組織の育成指導
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (6) 防災に必要な資機材等の備蓄及び整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 水防、消防その他の応急措置
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (11) 災害時における保健衛生についての措置
- (12) 被災児童、生徒等の応急教育
- (13) 災害復旧の実施
- (14) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (15) 災害時における相互応援協定締結市町への応援要請
- (16) 災害時における義援金品の受領及び配分
- (17) 原子力防災に関する事項

2 一部事務組合

[東近江行政組合消防本部]

- (1) 火災予防のための知識の普及教育及び訓練
- (2) 災害時における消防活動
- (3) 災害時における水防活動
- (4) 災害時における消防通信
- (5) 災害に関する情報の伝達
- (6) 災害時における救助活動
- (7) 原子力防災に関する事項

[愛知郡広域行政組合(水道事務所)]

- (1) 配水場施設等の防護及び応急措置
- (2) 災害時における水道水圧の維持及び送水
- (3) 応急給水活動に対する協力
- (4) その他防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力

[中部清掃組合]

- (1) 焼却場施設等の防護及び応急措置
- (2) 災害時におけるごみの処理に関すること

- 第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱
- 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(3) その他防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力

[八日市布引ライフ組合]

- (1) 処理場施設等の防護及び応急措置
- (2) 災害時におけるし尿の処理に関すること。
- (3) 災害時における環境保全対策の協力
- (4) 災害時における遺体及び遺骨の処理協力
- (5) 墓地、埋葬等に関する法律に定める火葬場の設置及び管理運営に関すること。
- (6) その他防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力

3 滋賀県

- (1) 県防災会議に関する業務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 県内市町及び指定地方行政機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (6) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 水防その他の応急措置
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難の指示及び避難所開設の指示
- (11) 災害時における交通規制及び輸送の確保
- (12) 災害時における保健衛生についての措置
- (13) 被災児童、生徒等の応急教育
- (14) 災害復旧の実施
- (15) 自衛隊の災害派遣要請
- (16) 災害ボランティア活動の支援
- (17) 原子力防災に関する事項

4 滋賀県警察本部(東近江警察署)

- (1) 施設、設備等の整備
- (2) 連絡、輸送手段の確保
- (3) 教養・訓練及び事前準備
- (4) 業務継続計画の策定
- (5) 情報通信及び情報収集手段の整備
- (6) 関係機関との協力
- (7) 交通の確保に必要な対策
- (8) 避難誘導に係る対策
- (9) 県民等への情報伝達及び防災訓練
- (10) 関係機関、ボランティア団体等との相互連携
- (11) 危険箇所、孤立集落及び重要施設の把握

第

第1編 総則

- 第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱
- 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
 - (12) 災害警備活動に関する調査及び研究
 - (13) 警備体制の確立
 - (14) 情報の収集及び報告
 - (15) 救出救助活動
 - (16) 交通規制の実施
 - (17) 避難誘導等の措置
 - (18) 行方不明者に係る情報の共有
 - (19) 遺体の検視等
 - (20) 二次被害の防止
 - (21) 社会秩序の維持
 - (22) 報道対策
 - (23) 活動の記録
 - (24) 警察情報システムに関する措置
 - (25) 自発的支援の受入れ
 - (26) 警察施設の復旧及び職員の健康管理
 - (27) 暴力団排除活動の徹底
 - (28) 警衛及び警護の実施
 - (29) 職員の参集及び派遣
 - (30) 隣接府県等との連携
 - (31) 原子力防災に関する事項

5 指定地方行政機関

[近畿管区警察局]

- (1) 管区内各府県警察の指導及び調整
- (2) 他管区警察局との連携
- (3) 関係機関との協力
- (4) 情報の収集及び連絡
- (5) 警察通信の運用
- (6) 警察災害派遣隊の運用

[近畿財務局(大津財務事務所)]

- (1) 公共土木等被災施設の査定の立会い
- (2) 地方公共団体に対する災害融資
- (3) 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
- (4) 国有財産の無償貸付け等

[近畿厚生局]

(1) 救援等に係る情報の収集及び提供

[近畿農政局(滋賀県拠点)]

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害情報の収集報告

- 第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱
- 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
 - (3) 農作物、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導
 - (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋及び指導
 - (5) 排水及びかんがい用土地改良機械の緊急貸付け
 - (6) 米穀、野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策
 - (7) 災害時における主要食料の供給についての連絡調整

[近畿中国森林管理局(滋賀森林管理署)]

- (1) 国有林野の治山治水事業の実施及び施設の整備
- (2) 国有保安林及び保安施設等の保全
- (3) 森林火災対策
- (4) 災害応急対策用材(国有材木)の供給
- (5) 国有林野における災害復旧

[近畿経済産業局]

- (1) 電気及びガスの供給の確保及び復旧支援
- (2) 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (4) 被災中小企業の事業再開に関する相談及び支援

[中部近畿産業保安監督部近畿支部]

- (1) 電気工作物(原子力発電用を除く)の保安の確保
- (2) ガス及び火薬類施設等の保安の確保

[近畿運輸局 (滋賀運輸支局)]

- (1) 所管事業者の所有する交通施設及び設備の整備についての指導
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整
- (4) 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

[大阪航空局(大阪空港事務所)]

(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置

[大阪管区気象台(彦根地方気象台)]

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集並びに発表
- (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報 並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援及び助言
- (5) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発

[近畿総合通信局]

- (1) 電波及び有線電気通信の監理
- (2) 非常通信訓練の計画及びその実施指導

第

第1編 総則

- 第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱
- 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
 - (3) 非常通信協議会の育成及び指導
 - (4) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等並びに整備の指導
 - (5) 災害時における非常通信の確保
 - (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し

[滋賀労働局(東近江労働基準監督署)]

- (1) 工場及び事業所(鉱山関係は除く)における労働災害防止のための指導
- (2) 被災者の労働条件の確保に関する指導及び雇止め予防のための啓発指導
- (3) 被災者の労災保険給付に関する対応
- (4) 助成金制度の活用等による雇用の維持及び失業の予防及び再就職の促進

[近畿地方整備局(滋賀国道事務所、琵琶湖河川事務所)]

- (1) 直轄公共土木施設の整備及び防災管理
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄
- (3) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備
- (4) 直轄河川の洪水予警報及び水防警報の発表並びに伝達
- (5) 災害時の道路通行禁止及び制限並びに道路交通の確保
- (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止
- (7) 直轄公共土木施設の復旧
- (8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関すること。
- (9) 公共土木被災施設災害の査定

[近畿地方環境事務所]

- (1) 災害廃棄物等の処理対策
- (2) 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援
- (3) 危険動物逸走及び家庭動物保護等に関する情報提供及び連絡調整等の支援

[国土地理院近畿地方測量部]

- (1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報(地図、写真等)の把握及び提供に関すること。
- (2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること。
- (3) 防災地理情報の整備に関すること。
- 6 陸上自衛隊(陸上自衛隊今津駐屯部隊)
 - (1) 災害派遣計画の作成
 - (2) 市、県その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

7 指定公共機関

[西日本旅客鉄道株式会社(京都支社)]及び[東海旅客鉄道株式会社(新幹線鉄道事業本部 関西支社)]

- (1) 鉄道施設の整備と防災管理
- (2) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (3) 災害時における市の鉄道通信施設の利用に関する協力

- 第1編 総則
- 第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱
- 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
 - (4) 被災鉄道施設の復旧

[西日本電信電話株式会社(滋賀支店)]、[エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社]、[KDDI株式会社]、[株式会社NTTドコモ]及び[ソフトバンク株式会社]

- (1) 電気通信施設の整備及び防災管理
- (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
- (3) 被災施設の復旧

[日本銀行(京都支店)]

(1) 災害時における現地金融機関に対する緊急措置

[日本赤十字社(滋賀県支部)]

- (1) 医療救護
- (2) こころのケア
- (3) 救援物資の備蓄及び配分
- (4) 血液製剤の供給
- (5) 義援金の受付及び配分
- (6) その他応急対応に必要な業務
- (7) (1)~(6)の救護業務に関連し、次の業務を実施する。
 - ア 防災・減災に関する業務
 - イ 復旧・復興に関する業務

[日本放送協会(大津放送局)]

- (1) 放送施設の保全
- (2) 市民に対する防災知識の普及
- (3) 気象予警報、被害状況等の報道
- (4) 指定避難所への受信機の貸与
- (5) 被災放送施設の復旧
- (6) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

[西日本高速道路株式会社] 及び [中日本高速道路株式会社]

- (1) 名神高速道路の整備と防災管理
- (2) 災害時における名神高速道路の輸送路の確保
- (3) 被災道路施設の復旧

[独立行政法人水資源機構 (琵琶湖開発総合管理所)]

- (1) 琵琶湖開発施設の操作及び防災管理
- (2) 被災施設の復旧

[独立行政法人国立病院機構(近畿ブロック事務所)]

- (1) 国立病院機構に属する病院等の避難施設等の整備と防災訓練の指導
- (2) 災害時における国立病院機構に属する病院等が実施する医療、助産等救護活動の指示及び調整

[日本通運株式会社(大津支店)]

(1) 災害時における貨物自動車による救援物資及び避難者等の緊急輸送の協力

- 第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱
- 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

[関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社]

- (1) 電力施設の整備と防災管理
- (2) 災害時における電力供給の確保
- (3) 被災電力施設の復旧

[大阪ガス株式会社(京滋導管部)]

- (1) ガス施設の整備と防災管理
- (2) 災害時におけるガス供給の確保
- (3) 被災施設の復旧

[日本郵便株式会社(大津中央郵便局)]

- (1) 郵便物の送達の確保
- (2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (3) 郵便局の窓口業務の維持
- 8 指定地方公共機関

[近江鉄道株式会社]

- (1) 鉄道施設の整備と防災管理
- (2) 災害時における鉄道車両、自動車等による救援物資及び避難者等の緊急輸送の協力
- (3) 被災鉄道施設の復旧

[一般社団法人滋賀県バス協会]及び[一般社団法人滋賀県トラック協会]

(1) 災害時における自動車による救援物資及び避難者等の緊急輸送の協力

[滋賀県土地改良事業団体連合会]

- (1) ため池及び農業用施設の整備と防災管理
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と復旧

[一般社団法人滋賀県医師会]、[公益社団法人滋賀県看護協会] 及び [一般社団法人滋賀県薬剤師会]

- (1) 災害時における医療救護の実施
- (2) 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力
- (3) 災害時における医薬品等の管理

[社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会]

- (1) 災害ボランティア活動の支援
- (2) 要配慮者の避難支援への協力

[びわ湖放送株式会社]、[株式会社京都放送] 及び [株式会社エフエム滋賀]

- (1) 放送施設の保全
- (2) 市民に対する防災知識の普及
- (3) 気象予警報及び被害状況等の報道
- (4) 被災放送施設の復旧
- (5) 社会事業団等による義援金品の募集配分

[一般社団法人滋賀県LPガス協会]

- 第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱
- 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
 - (1) ガス施設の整備及び防災管理
 - (2) 災害時におけるガス供給の確保
 - (3) 被災施設の復旧

[一般社団法人滋賀県建設業協会(彦根支部)]

- (1) 災害時における公共土木建築施設の復旧
- (2) 災害時における人命救助及び応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理
- (3) 災害時における土木資機材労力の提供
- 9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[愛知川沿岸土地改良区、日野川流域土地改良区、能登川土地改良区、琵琶湖干拓小中之湖土 地改良区及び琵琶湖干拓大中の湖土地改良区]

- (1) 農業用施設の整備と防災管理
- (2) 農業用施設の被害調査と復旧

[グリーン近江農業協同組合、湖東農業協同組合、東能登川農業協同組合、滋賀蒲生町農業協同組合、びわこ東部森林組合、永源寺町森林組合、愛知川漁業協同組合、能登川漁業協同組合 合及び愛知川上流漁業協同組合]

- (1) 共同利用施設の応急対策及び復旧の実施
- (2) 市が実施する農林水産関係の被害調査及び応急対策に対する協力
- (3) 被災農林漁業者に対する融資及び斡旋
- (4) 被災農林漁業者に対する生産資材の確保斡旋

[八日市商工会議所及び東近江市商工会]

- (1) 災害時における物価安定についての協力
- (2) 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力

[東近江市社会福祉協議会]

- (1) 要配慮者の救援、救護及び生活支援活動の協力
- (2) 災害時のボランティアの受入事務
- (3) 所管事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力

[福祉関係団体]

- (1) 要配慮者の救援及び救護並びに生活支援活動の協力
- (2) 災害時のボランティアの受入事務の協力

[福祉関係施設の管理者]

- (1) 災害時における施設利用者の安全確保
- (2) 要配慮者の救援及び救護の提供協力

[一般社団法人東近江医師会及び病院等経営者]

- (1) 医療施設の整備と避難の訓練
- (2) 災害時における医療救護の実施
- (3) 災害時における防疫の協力
- (4) 災害時における遺体検案の協力
- (5) 県医師会並びに各医療機関との連絡調整

第

第1編 総則

- 第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱
- 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

[一般社団法人滋賀県歯科医師会(湖東支部)及び一般社団法人滋賀県病院協会]

- (1) 災害時における医療救護の実施
- (2) 災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力

[一般社団法人滋賀県薬剤師会(東近江支部)]

- (1) 防疫その他保健衛生活動への協力
- (2) 各会員との連絡調整

[自動車運送機関]

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送

[金融機関]

(1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置

[びわ湖キャプテン株式会社及び東近江ケーブルネットワーク株式会社]

- (1) 放送施設の保全
- (2) 市民に対する防災知識の普及
- (3) 気象予警報、被害状況等の報道
- (4) 被災放送施設の復旧
- (5) 社会事業団等による義援金品の募集配分

[新聞社等報道関係機関]

- (1) 市民に対する防災知識の普及及び予警報等の周知徹底
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分

[市内の建設工業会及び水道工事協同組合等]

- (1) 道路、河川等公共土木施設の災害警戒及び応急対策の協力
- (2) ライフライン (上下水道) 施設の災害警戒及び応急対策の協力
- (3) 倒壊住宅等の撤去の協力
- (4) 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理の協力
- (5) その他災害時における応急復旧の協力
- (6) 加盟各事業者との連絡調整

[公益社団法人滋賀県建築士会及び一般社団法人滋賀県建築士事務所協会]

- (1) 住宅の耐震診断及び耐震補強実施促進への協力
- (2) 被災家屋の被害状況調査への協力
- (3) 被災住宅の建替え及び補修に関する協力
- (4) 所管事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力

[液化石油ガス取扱機関]

- (1) 災害時における液化石油ガスの防災管理
- (2) 災害時における液化石油ガス等燃料の供給

[危険物関係施設管理者]

(1) 災害時における危険物等の保安措置

- 第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱
- 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

[ホテル、旅館等宿泊業者]

- (1) 災害時における施設利用者の安全確保
- (2) 災害時における緊急避難所、炊出し、入浴サービス等の提供協力

[自治会]

- (1) 地域内の住民に対する各種情報の伝達と災害情報等の連絡
- (2) 避難の誘導及び指定避難所の運営に関する協力
- (3) 地域内に発生した事項についての応急措置
- (4) 各種機関に対する協力
- (5) 自治会内公益的施設の臨時利用(避難所、現地対策施設等)の協力

[赤十字奉仕団、女性団体、青年団体及びPTA等各地域団体]

- (1) 各地域等における要配慮者等の安全確保のための協力
- (2) 災害時の炊出し及び緊急動員についての協力
- (3) 災害状況等の報告及び情報の連絡

総則

第1編 総則

第4章 市の概況と考慮すべき災害

第1節 市の自然的条件

第4章 市の概況と考慮すべき災害

第1節 市の自然的条件

1 位置及び面積

本市は、滋賀県の南東部に位置し、京阪神と中京圏との中間にあたる。東は、三重県との 県境となっている。県庁所在地(大津市)へ直線距離で約30kmの圏内にある。

本市の面積は、388.37k m² (東西 33.3km、南北 26.4km)、標高は、最高 1,247m、最低 81m である。

2 地形

市は、東西に長く、全体として東に高く、西に向かって標高が低くなる地形である。

地形は、東部に御池岳(1,247m)、雨乞岳(1,238m)、御在所岳(1,212m)、藤原岳(1,140m)などの鈴鹿山脈に属する1,000m級の山々が連なる。山地は、北東部には起伏量が600m以上の大起伏山地がみられ、起伏量が400m以上600m未満の中起伏山地が広がっている。起伏量が400m未満の山地は鈴鹿山脈の山頂部と山麓部などに見られる。また、西端部には湖東島状山地と呼ばれる、平野に囲まれた小山地が分布する。

この山々に源を発し西流して琵琶湖にそそぐ愛知川が地域の中央を流れ、市域は南部の一部などを除いてほぼ全体が愛知川流域に含まれ、愛知川の右岸には標高 130m~200m、左岸には標高 105m~220mの台地が広がっている。台地は、主に水田として利用され、集落も形成されており、特に左岸側では市街地となっている。また、低地部は、東部山地部から西方の琵琶湖までの間で愛知川及び日野川により形成され、扇状地や自然堤防のような微高地と三角州や谷底平野のような低地に区分される。

3 地質

地質は、東部などには、砂岩・粘板岩などの古期堆積岩と鈴鹿山脈を形成している鈴鹿花 崗岩、石英斑岩などの半深成岩が固結した地質が分布する。中部以西には、新生代の第三紀 末から第四紀にかけて堆積した古琵琶湖層群と呼ばれる砂礫層・砂層・粘土層などの半固結 状の地層群と、それ以降に堆積した砂礫を主体とする段丘層と、砂・礫・泥などの未固結の 軟質な沖積層が分布する。

鈴鹿花崗岩は、一般に結晶は粗粒で、表層部では風化が進みマサ土となっており、表層部では雨水などにより侵食されやすく、崩壊しやすい特性がある。また、鈴鹿西縁断層帯と呼ばれる、滋賀県米原市から甲賀市に至る断層帯がある。その長さは約44kmで、ほぼ南北方向に延び、東側が相対的に隆起する逆断層である。

4 気象

滋賀県内の気候は、地形の影響により若狭湾から北西気流が、大阪湾から南西気流が、伊勢湾から南東気流がそれぞれ流入しやすく、"気流の三叉路"となっている。このため、滋賀県は日本海気候区、東海気候区及び瀬戸内気候区が重なり合う地域となっている。本市は、おおむね瀬戸内気候区に属している。

第4章 市の概況と考慮すべき災害

第1節 市の自然的条件

本市は、春から秋にかけて比較的穏やかな日が多いが、前線や低気圧、台風などの 影響により、大阪湾や伊勢湾から暖かく湿った空気が流入しやすく、南西風系や南東風系での大雨となり降水量が多くなる。また、冬期に冬型の気圧配置が強まる場合は、若狭湾から雪雲が侵入しやすく降雪となる日もあり、山地では降雪量が多くなる。

気象庁は、滋賀県下に地域気象観測所を12箇所設置し、雨、風等の観測を行っている。そのうち、東近江市内には東近江地域気象観測所がある。東近江地域気象観測所で観測された過去の降水量や風速等の極値は次表に示すとおりである。これらによると、日降水量が100mmを超えるような雨が2~3年に1度、1時間雨量40mmを超えるような雨は3~4年に1度程度あることが分かる。また、日最大風速や日最大瞬間風速の多くが9月から10月に観測されている。このような観測履歴は、防災体制整備上の判断基準となり得るものであり、おおむねの目安として把握しておくことが肝要である。



滋賀県下気象庁観測所位置図

出典:気象庁ホームページ

第 4 章 第 1 節 市の概況と考慮すべき災害 市の自然的条件

【東近江地域気象観測所の観測史上1~10位の値(降水)】

統計期間:降水量 1976年1月~2024年5月

日降水量(mm)			日最大1時間降水量(mm)		
順位	観測値	年 月 日	順位	 観測値	年 月 日
1位	217. 5	2017年10月22日	1位	64	1984年7月21日
2 位	174	1982年8月1日	2位	60	1976年6月9日
3 位	144	1994年9月16日	3位	54	1988年6月9日
4 位	140. 5	2014年8月9日	4位	48	2002年7月10日
5 位	130. 5	2013年9月16日	5 位	48	1988年9月12日
6 位	129	1986年7月10日	6位	47	1987年7月14日
7 位	129	1985年6月25日	7位	46. 5	2023年9月21日
8位	119	2019年10月12日	8位	46	1987年7月31日
9 位	116	2000年9月11日	9位	45	1982年8月9日
10 位	114	1995年7月21日	10 位	44. 5	2022年7月19日

月降水量の多い方から(mm)			月降水量の少ない方から(mm)		
順位	観測値	年 月 日	順位	観測値	年 月 日
1 位	532. 5	2017年10月	1位	7	1986年8月
2 位	485	1982年8月	2位	10	1998年11月
3 位	483	1985年6月	3 位	13	1986年1月
4 位	449	1987年7月	4位	14	1997年10月
5 位	432	2014年8月	5 位	14	1976年1月
6 位	430	1988年6月	6 位	19	2006年8月
7 位	396	1995年7月	7位	19	1994年7月
8 位	390	1997年7月	8位	21	1999年12月
9 位	383	1986年7月	9位	22	1987年12月
10 位	370	1990年9月	10 位	22	1977年1月

※ 降水量の最小単位: 1 mm (~2008年3月25日)、0.5mm (2008年3月26日~)

出典:気象庁ホームページ

第4章 市の概況と考慮すべき災害

第2節 市の社会的条件

第2節 市の社会的条件

1 人口と世帯数

令和2年国勢調査で東近江市の人口は112,819人、世帯数は42,899世帯となっている。 昭和40年から平成17年まで、人口・世帯数とも増加傾向を示していたが、平成17年から 令和2年にかけて、人口は減少に転じている。一方、世帯数は、増加傾向にあり、令和2年 の平均世帯人員は2.63人となっており、核家族化や単身者世帯の増加などが進んでいる。

2 年齢階層別人口と地域別人口構成

東近江市においても少子高齢化は進んでおり、平成27年から令和2年にかけて、高齢者人口(65歳以上)が2,114人増加しているのに対し、年少人口(14歳以下)は1,319人減少している。

地域別に見ると、年少人口では永源寺地域及び愛東地域の比率がやや低くなっている。高齢者人口は、愛東地域及び永源寺地域で比率が高く、約38%となっている。

3 交通

(1) 道路

東近江市の幹線道路は、国道8号、国道307号、国道421号、国道477号と多くの県道により形成されている。また、市内を名神高速道路が通過し、八日市インターチェンジ及び蒲生スマートインターチェンジが設置されている。

(2) 鉄道

東近江市を通る鉄道にはJR琵琶湖線(東海道線)と近江鉄道線がある。

JR琵琶湖線(東海道線)は市西部を通過しており、市域には能登川駅が設置され、京都方面及び米原方面と連絡している。

近江鉄道線は、本線と八日市線が市域の中心部を通過しており、八日市地区内に八日市駅をはじめ8駅、五個荘地区内に1駅、蒲生地区内に4駅、合計13駅が設置されている。

近江鉄道線の電車は、1時間に1~2本運行され、八日市駅~八日市線近江八幡駅(JR東海道本線駅接続)間を約20分、同じく本線米原駅(東海道新幹線及びJR東海道本線駅接続)間を約60分、貴生川駅(JR草津線駅接続)間を約50分でそれぞれ結んでいる。

(3) バス

市内のバス交通は、近江鉄道株式会社が運行する4路線(地方路線バス)に加え、本市がコミュニティバス(ちょこっとバス10路線、ちょこっとタクシー5路線4エリア)を 事業者に委託し運行している。

4 産業

(1) 産業別就業人口

本市の産業別従業者数(令和2年国勢調査)は54,938人で、この内、第3次産業が29,308人、第2次産業が21,979人、第1次産業が2,134人となっており、従業者数の割合では、第3次産業(約53%)が最も多く、次いで第2次産業(約40%)、第1次産業(約4%)の順となっている。

第4章 市の概況と考慮すべき災害

第2節 市の社会的条件

なお、県全体と比べると、第1次産業と第2次産業の構成比が高く、第3次産業は低い。

(2) 農業

農業は、近江米を中心に近江牛ブランドの畜産など、主力産業として地域の経済を長く支えてきた。しかし、現在では総農家数も減少を続け、令和2年の農林業センサスによれば2,788戸で、そのうち販売農家が2,139戸で77%を占め、自給的農家は649戸で23%となっている。農業産出額は、減少しているものの平成30年の県内占有率は17.1%で、県内で第1位となっている。

(3) 工業

工業は、昭和39年の名神八日市インターチェンジの開設を契機に企業の立地が急速に進んだ。更にはスマートインターチェンジの相次ぐ開設や国道421号石榑トンネル開通などにより、インターチェンジ近辺の幹線道路沿いや工業団地にIT関連、電気機械、住宅など多様な企業が立地している。本市では、近年積極的に企業誘致に取り組んでいるものの、事業者数や従業者数等が減少傾向にある。

(4) 商業

本市の八日市地区は、古くから市場町として商業活動が活発に営まれてきた。中心市街 地エリアを中心に国道 421 号、国道 8 号などの幹線道路沿いに商業集積が進んでいる。

第3節 本市の災害特性

1 風水害

(1) 本市に被害をもたらした主な風水害

本市を含む滋賀県では、昭和9年の室戸台風、昭和28年の台風第13号、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第2室戸台風等によって大災害が発生している。気象災害の特徴は、以下のことが挙げられる。

風水害・雪害等の履歴:資料編11-1参照

- ア 大雨・洪水時には、琵琶湖の水位が著しく上昇し、沿岸に被害が発生する。
- イ 県内の河川は、天井川や尻無川が多く、大雨のときは水位が急上昇し、破堤や溢水による水害が起りやすい。
- ウ 大型台風が本県の東側を北東に進むときは、台風に伴う湿った強風が山の斜面に吹きつけ、鈴鹿・比良の両山岳地帯に豪雨が降り、大きな被害が発生する。また、大型台風が本県の西側を北東に進むときは、暴風による大きな被害が発生する。
- エ 古くからの集落・市街地の多くは、自然堤防や段丘上に位置していることから浸水被 害等は少ないが、近年開発された市街地では浸水被害の危険性が高い。

【滋賀県に災害をもたらした顕著な台風(昭和元年以降)】

項	目 台風名	室戸台風	昭和 28 年 台風第 13 号	伊勢湾台風	第二室戸 台風	平成 25 年 台風第 18 号	平成 30 年 台風第 21 号
	発生年月日	昭 9. 9. 21	昭 28. 9. 25	昭 34. 9. 26	昭 36. 9. 16	平 25. 9. 15	平 30. 9. 4
	最低気圧(彦根) 966.7hPa		977. 0	949. 2	954. 5	985. 1	974. 3
気象	最大風速(彦根)	南南東 31.2m/s	北 21.0	東南東 21.9	南南西 25.7	北北西 16.6	東南東 24.9
状況	最大瞬間風速(彦根)	南南東 39.3m/s	北 29.0	東南東 36.0	南東 38.9	北 24.4	南東 46.2
7元	総雨量 (彦根)	20 mm	186. 3	338	66	159. 5	68.5
	総雨量 (政所)	144 mm	476	523	279	(東近江)222.5	(東近江)47.0
	総雨量(大津)	26 mm	244	149	43	328	51
	死者 (人)	47	43	16	3	1	2
	負傷者 (人)	641	497	114	438	9	74
災	行方不明 (人)	_	4	0	0	0	_
害	家屋全壊 (戸)	681	522	357	610	10	1
状	家屋半壊 (戸)	921	1, 198	1,309	3, 388	281	12
況	床上浸水(棟)	_	9, 390	5, 920	250	39	_
	床下浸水(棟)	_	29, 284	19, 816	5, 570	499	_
	非住家被害 (棟)	3, 973	_	3, 970	9, 338	106	989

出典:滋賀県地域防災計画(風水害等対策編)

第4章 市の概況と考慮すべき災害

第3節 本市の災害特性

(2) 浸水被害想定

本市における風水害に関して、滋賀県より、水防法(昭和24年法律第193号)に基づき作成された「洪水浸水想定区域図」及び滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)に基づき作成された、県独自の想定浸水深図である「地先の安全度マップ」が公表されている。

ア 浸水想定の比較整理

【各浸水想定の主要前提条件の比較】

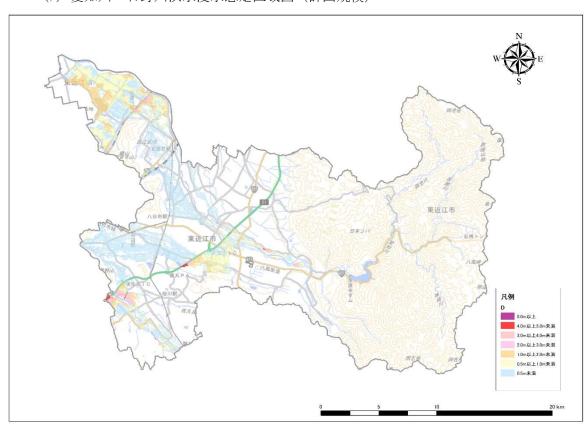
浸水想定			洪水浸水想定区	地先の安全度マップ (浸水深図)		
		愛知川 日野川				琵琶湖
作成者(公表)		滋賀県 (R2.6)	滋賀県 (H31.3) 滋賀県 (H31.3)		滋賀県 (H30.3)	
作成目的			こより洪水予報河川 時の円滑かつ迅速	滋賀県の流域治水政策として 地域住民との水害リスク共 有、避難行動への対応等		
関係法令等			水防法	都市計画法(土地利用規制) 建築基準法(建築規制)		
想定事象			対象河川の氾濫 (内水氾濫を未考	水路や河川等の氾濫 (内水氾濫を考慮)		
洪水規模	計画規模	流域の3時 間総雨量188 mm	流域の 24 時間 降雨量 228.7 mm	琵琶湖高水位 B. S. L. +1. 4m	彦根地方気象台における 1/10 (時間最大 50mm) 1/100 (時間最大 109mm) 1/200 (時間最大 131mm) ※被害最大の面から 1/200、浸水想 定との整合面から 1/100 を検討対象	
	最大規模	流域の 24 時 間総雨量 714 mm	流域の 24 時間 降雨量 738 mm	流域の 120 時間総 雨量 555mm (B. S. L. +2. 6m)		
氾濫シナリオ		側で堤防が破場	所において、上流 是しない場合の河 ℃考慮した氾濫を	琵琶湖の水位上昇	各破堤危険箇所において、順 次上流で破堤した場合の河道 内減少流量を考慮した氾濫を 想定	

注) 1/100 は、100 年に1度の発生確率(その他も同様)を示す。

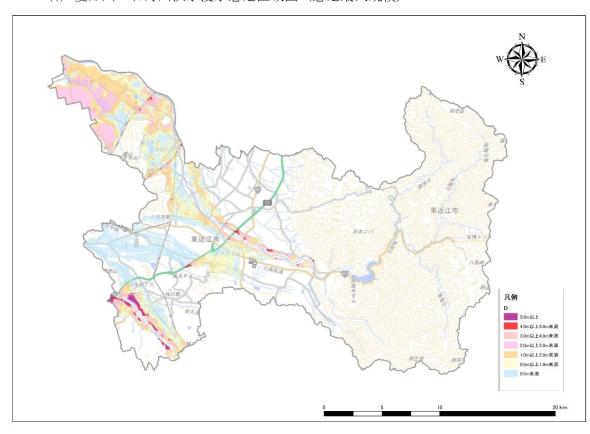
第1編 総則 第4章 市の概況と考慮すべき災害 第3節 本市の災害特性

イ 洪水浸水想定区域図等

(ア) 愛知川·日野川洪水浸水想定区域図(計画規模)



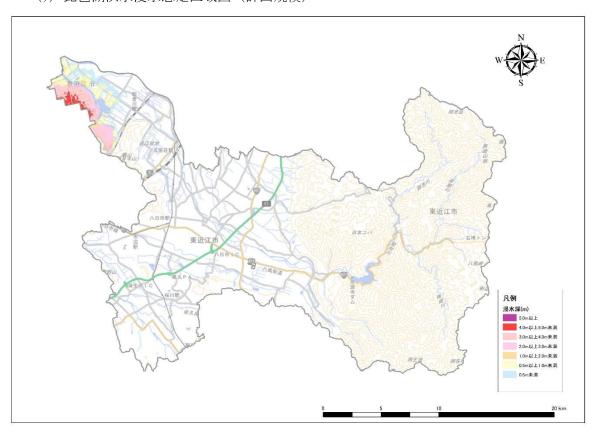
(イ) 愛知川·日野川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



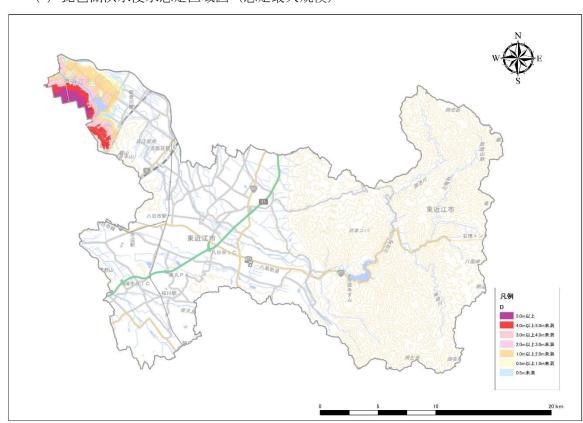
第 4 章 第 3 節 市の概況と考慮すべき災害

本市の災害特性

(ウ) 琵琶湖洪水浸水想定区域図(計画規模)



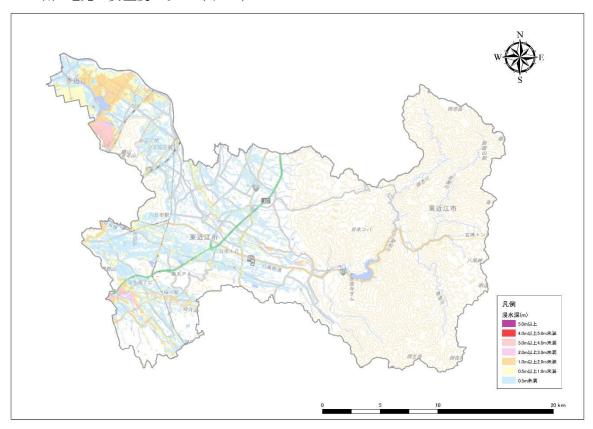
(工) 琵琶湖洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



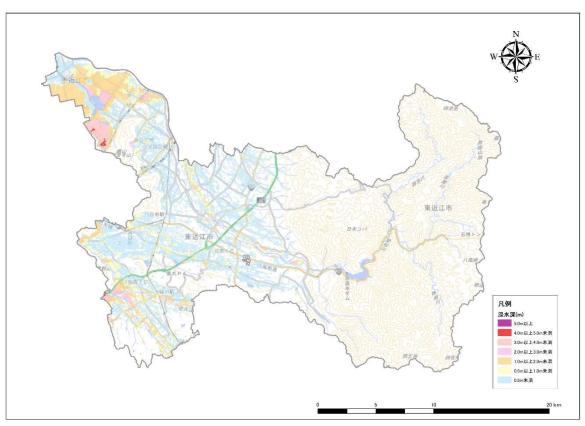
総則 市の概況と考慮すべき災害 本市の災害特性

第1編 第4章 第3節

(オ) 地先の安全度マップ (1/100)



(カ) 地先の安全度マップ (1/200)



第4章 市の概況と考慮すべき災害

第3節 本市の災害特性

2 地震

本市の近隣で過去に災害をもたらした地震としては、姉川地震が知られているが、滋賀県を含む近畿地方には多くの活断層が分布しており、過去において多くの大地震が発生している。

地震災害の履歴:資料編11-2参照

滋賀県及びその周辺の断層帯には、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯、鈴鹿西縁断層帯、琵琶湖西岸断層帯、三方-花折断層帯、木津川断層帯などがある。また、本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)の「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

(1) 滋賀県に被害をもたらした主な地震

近年において、本市を含む滋賀県に被害をもたらした主な地震は以下のとおりであり、 そのうち姉川地震の際に最も大きな被害が発生している。

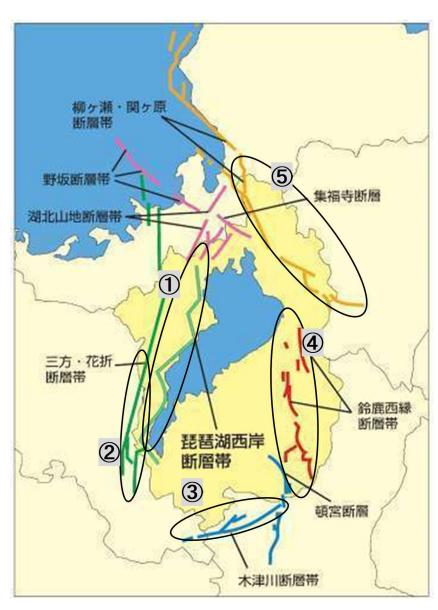
【滋賀県に被害を及ぼした主な地震】

		及はした土なれ	
西暦 (和暦)	地域(名称)	推定地震規模	県内の主な被害
976年7月22日	山城・近江	0.7.01.1	死者 50 人以上、
(貞元1)		6.7以上	社寺等倒壊多数
1185年8月13日	近江・山城・大和	7.4	社寺倒壊多く死者多数
(文治1)	※琵琶湖西岸断層帯[南部]	7.4	琵琶湖の湖水減少
1325年12月5日	近江北部・若狭	6. 5	琵琶湖北方に山崩れあり
(正中2)		6.5	竹生島の一部が崩れる
1586年1月18日	畿内・東海・東山・北陸諸道	7.8 (8.2 とする	近江長浜で被害
(天正 13)	(天正地震)	文献もある)	
1596年9月5日	畿内 (慶長伏見地震)	7 1/2±1/4	現在の栗東市で家屋全壊、死者多数
(慶長1)		1 1/2 - 1/4	
	山城・大和・河内・和泉・摂		比良岳付近を中心に被害
1662年6月16日	津・丹後・若狭・近江・美濃・	7 1/4~7.6	死者は大溝で37人、彦根30人余、榎村
(寛文2)	伊勢・駿河・三河・信濃 ※	1 1/4 - 1.0	300 人余、戸川村 260 人余
	花折断層帯北部		家屋全壊 3,600 棟以上
1707年10月28日	(宝永地震)	8.6	死者1人、
(宝永4)	※南海トラフ地震	0.0	家屋全壊 80 棟
1819年8月2日	伊勢・美濃・近江	$7 1/4 \pm 1/4$	琵琶湖東岸を中心に死者
(文政2)		1 1/4-1/4	家屋全壊多数
1830年8月19日	京都及び隣国	6. 5	大津で死者1人、負傷者2人
(天保1)		0.0	家屋全壊6棟
1854年7月9日	伊賀・伊勢・大和及び隣国(伊	$7 \ 1/4 \pm 1/4$	(死者約 1,500 人)
(安政1)	賀上野地震) ※木津川断層帯	1 1/1-1/1	
1891年10月28日	(濃尾地震)	8.0	死者6人、負傷者47人
(明治 24)		0.0	家屋全壊 404 棟
1909年8月14日	(江濃地震)		現在の長浜市を中心に被害
(明治 42)	(姉川地震)	6.8	死者 35 人、負傷者 643 人
			家屋全壊 972 棟
1944年12月7日	(昭和東南海地震)	7.9	住家全壊 7 棟
(昭和19)	※南海トラフ地震	1.5	
1946年12月21日	(昭和南海地震)	8.0	死者3人、負傷者1人
(昭和 21)	※南海トラフ地震	0,0	住家全壊 9 棟
1952年7月18日	(吉野地震)	6. 7	死者 1 人、負傷者 13 人
(昭和 27)		0.1	住家全壊6棟
2004年9月5日	紀伊半島南東沖	7.4	負傷者1人
(平成 16)		1.1	

第4章 市の概況と考慮すべき災害 第3節 本市の災害特性

2018年6月18日	大阪府北部	6.1	負傷者 3 人
(平成 30)		0.1	

出典:滋賀県地域防災計画(震災対策編)



滋賀県域で甚大な被害が想定される主な活断層

出典:滋賀県地震被害想定(概要版)(平成26年3月)

第4章 市の概況と考慮すべき災害

第3節 本市の災害特性

(2) 県の地震被害予測調査

滋賀県では、平成26年3月にこれまで地震防災対策の基礎資料としてきた『第2次琵琶湖西岸断層帯による地震被害予測調査(地震被害想定)』(平成17年4月)を見直し、 県周辺域の内陸活断層による地震及び南海トラフ巨大地震の発生を仮定した、県域の被害 状況の想定結果『滋賀県地震被害想定(概要版)』を公表した。

この被害想定は、東日本大震災の教訓や社会構造の変化を踏まえた県の地震防災対策の 再検討に当たり、前回検討以降の科学的知見や社会状況の変化を反映し、科学的知見に照 らして「起こり得る最大クラスの地震」を想定して検討したものである。

地震被害想定の概要は以下のとおりである。

ア 想定地震

(ア) 内陸活断層による地震

県内で起こり得る最大クラスの地震として、以下の5つの活断層(帯)を選定して 検討対象とした。

【設定した内陸活断層地震(5つの断層×2ケース)】

番号	想定震源断層(帯)	地震の 規模(M)	破壊開始点(震源)の位置
	 琵琶湖西岸断層帯	7. 8	case1:北部からの断層破壊を仮定
•			case2:南部からの断層破壊を仮定
2		7. 4	case2:中部南側からの断層破壊を仮定
		7.4	case3:南部からの断層破壊を仮定
(3)		7. 3	case1: 東側からの断層破壊を仮定
	小伴川別信用	7.5	case3: 西側からの断層破壊を仮定
(4)	 鈴鹿西縁断層帯	7. 6	case1:南側からの断層破壊を仮定
4)	郊庭四豚剛眉布 	7.0	case2: 北側からの断層破壊を仮定
(5)	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	7.8	case1: 中部北側からの断層破壊を仮定
(3)	別が保護が別を開け	1.8	case2:南部南側からの断層破壊を仮定

(イ) 南海トラフ巨大地震

内閣府では、過去に検討された震源域を、最新の知見によって想定できる範囲で拡大し、地震規模(マグニチュード)を大きく設定するとともに、過去の地震記録(古文書・津波堆積物調査)等に基づき強震動生成域を設定した「基本ケース」と、強震動生成域の位置をシフトした数ケースについて、地震動が推計されている。

県の検討では、その内の「基本ケース」と、滋賀県域における震度が最も大きく推 計されている「陸側ケース」を対象地震として設定し、震度分布等を検証して被害想 定を実施した。

【設定した想定南海トラフ巨大地震】

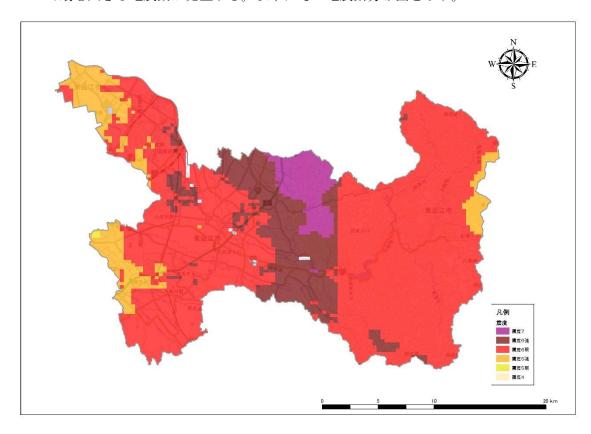
ケース名	ケースの設定概要	地震の規模
基本ケース	従来に検討された震源域を最新の知見により可能性がある範囲で拡大し、地震規模を大きく設定	Mw(モーメントマク゛ニチュート゛) 9 0
陸側ケース	基本ケースの強震動生成域を可能性がある範囲 で陸側にシフトして設定	9.0

総則

第4章 第3節 市の概況と考慮すべき災害 本市の災害特性

イ 鈴鹿西縁断層帯による地震動

5つの断層帯と南海トラフ巨大地震のうち、鈴鹿西縁断層帯地震の場合に、本市にお いて最も大きな地震動が発生する。以下にその地震動分布図を示す。



鈴鹿西縁断層帯による地震動分布図

第4章 市の概況と考慮すべき災害

第3節 本市の災害特性

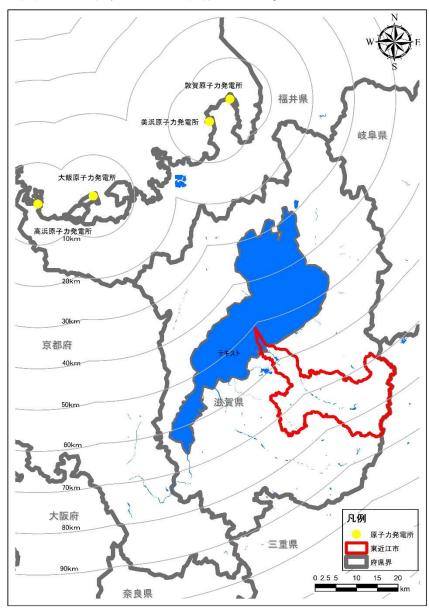
3 原子力災害

福井県に所在する原子力事業所の原子炉の運転等及び事業所外運搬(以下「運搬」という。)により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外(運搬の場合は輸送容器外)へ放出される事故が発生した場合、県の放射性物質拡散予測シミュレーションによれば、県全域で甲状腺被ばく等価線量は50mSv~100mSv と予測され、本市の住民は自宅などへの屋内退避を考慮する必要があると判断される。

(1) 原子力事業所の立地状況

福井県には、4市町(敦賀市、美浜町、高浜町及びおおい町)に6つの原子力事業所があり、計15の原子力施設が設置されている。本市からは、最寄りの原子力事業所までおおむね60km(最短で55km)の距離である。

なお、本計画に関連する原子力事業者は、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社 及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構である。



原子力事業所の立地状況

第4章 市の概況と考慮すべき災害

第3節 本市の災害特性

(2) 原子力災害対策指針による原子力災害対策重点区域の範囲

原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の 範囲として、以下の2区域を設定している。本市は、原子力発電所からおおむね60km(55km) 程度離れているためこれら区域には該当しないが、原子力災害発生時の気象状況によって は影響が及ぶことが否定できない。また、長浜市の避難の支援及び避難の受入れ等を実施 することから、原子力災害についても計画の対象とする。

【原子力災害対策重点区域の範囲】

区域・地域	内容
予防的防護措置を準備する区域	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し、又は最小化するため、EAL(※)に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。
(PAΖ:Precautionary Action Zone)	「原子力施設からおおむね半径5km」を目安とする。
緊急時防護措置を準備する区域	確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL(※)、OIL(※)に基づき、緊急時防護措置を
(UPZ: Urgent Protective action	準備する区域である。
planning Zone)	「原子力施設からおおむね30km」を目安とする。

(※) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル

避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準である。

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外敵事象の発生等の原子力施設の状態から判断して、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つの緊急時活動レベルが適用される。

(※) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル

原子力施設において異常事象が発生した際、オフサイトの放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準である。

OILは、OIL1からOIL6まで、避難等が必要となるレベルや飲食物の摂取制限が必要になるレベル等の線量率に基づく6種の基準が定められている。

第4章 市の概況と考慮すべき災害

第4節 被害想定

第4節 被害想定

1 風水害

本市は、既往災害の状況をみると、台風や梅雨前線等による集中豪雨が頻繁に発生し、人命や家屋等に被害を受けている。

本計画の策定に当たっては、本市の特性及び過去の災害事例等を考慮し、以下の風水害を 想定する。

(1) 水害

市域の河川は、市東部の山地から流下して、主に一級河川愛知川及び日野川に合流し、琵琶湖に注いでいる。大雨が降った場合、堤防の決壊、内水の氾濫など浸水被害の発生する危険性があり、過去に台風や集中豪雨により水害が発生している。また、現在整備中の蛇砂川は幾多の水害に見舞われている。

これらを踏まえ、水防法に基づく愛知川、日野川及び琵琶湖の洪水浸水想定区域並びに 県が作成した地先の安全度マップの浸水深想定(1/200 年降雨)に係る区域を本市におい て水害の発生する危険のある区域(浸水想定区域)として想定する。

浸水区域内の世帯数、人口及び要避難行動者数^{注1}は、浸水想定区域別に全市域で集計すると、下表のとおりである。

【計画規模注2の浸水想定区域内の世帯、人口及び要避難行動者数(全市域)】

		①河川等(②琵琶湖の浸 水想定区域	(参考) ①②合 成浸水想定区域		
浸水想定	愛知川浸 水想定区 域図	日野川浸水 想定区域図	地先の 安全度 マップ	愛知川・日野川 浸水想定区域図 +地先の安全度 マップ	琵琶湖洪水浸 水想定区域図	全浸水想定区域 図+地先の安全 度マップ
浸水世帯	11,851	538	18, 206	22, 117	353	22, 195
浸水人口	33, 183	1,506	50, 976	61, 927	987	62, 147
要避難行動者数	12, 931	707	18, 651	25, 324	715	25, 628

注1) 要避難行動者数:立退き避難、垂直避難等の何らかの避難行動が必要となり、身の安全の確保が 必要となる者の数

注2) 計画規模:河川の洪水防御に関する基本となる降雨規模であり、河川のハード整備を行う際に安全に流す目標とされる洪水の規模

第4章 市の概況と考慮すべき災害

第4節 被害想定

【想定最大規模注の浸水想定区域内の世帯、人口及び要避難行動者数(全市域)】

		①河川等	②琵琶湖の洪 水浸水想定区 域	(参考) ①②合 成浸水想定区域		
浸水想定	愛知川洪水 浸水想定区 域図	日野川洪 水浸水想 定区域図	地先の 安全度 マップ	愛知川・日野川 洪水浸水想定区 域図+地先の安 全度マップ	琵琶湖洪水浸 水想定区域図	全洪水浸水想定 区域図+地先の 安全度マップ
浸水世帯	18, 665	1, 262	20, 887	27, 940	1, 687	27, 989
浸水人口	52, 261	3, 533	58, 484	78, 233	4, 724	78, 368
要避難行動者数	40, 163	2, 765	29, 997	50, 690	3, 364	51, 094

注) 想定最大規模: 想定し得る最大規模の降雨であり、地域住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認する等に設定される降雨

(2) 土砂災害

市域の東部に山地が形成されており、山地を流下する河川沿いの平坦地に集落等が形成されている。このため、大雨が降った場合には、土石流、がけ崩れ等の土砂災害の発生する危険性が高く、これまでも台風や集中豪雨により土砂災害が発生している。市域には355箇所が土砂災害警戒区域(土石流125箇所、急傾斜地228箇所、地すべり2箇所)に指定されており、内221箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

この土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を市において土砂災害の発生する危険のある区域として想定する。

2 地震

(1) 県による被害想定結果

県による地震被害想定結果は以下に示すとおりである。

第4章 市の概況と考慮すべき災害

第4節 被害想定

【被害想定結果(1):琵琶湖西岸断層帯及び花折断層帯】

想定震源		琵琶湖西岸断層帯			花折断層帯							
	項目				case1		case	e2	case	e2	case	3
市均	市域内の想定最大震度			6弱	3	6郭	3	5强	Ŕ	5強		
被割	 手種別・項目・時期	月		単位								
	全壊棟数			棟	_		18		_		_	
	半壊棟数			保	127	7	369	9	18		6	
建		夏正午 風速8m/sec			_		_		_		_	
物	全焼棟数	冬夕方』	虱速8m/sec	棟	_		_		_		_	
被		冬 深夜 「	虱速8m/sec		l				_		_	
害	△梅- ◆梅梅粉	夏正午「	虱速8m/sec		_		18		_		_	
	全壊・全焼棟数 合計	冬夕方	虱速8m/sec	棟	-		18		_		_	
	1	冬 深夜 「	虱速8m/sec		-		18	1	_		_	
	死者数	夏正午「	虱速8m/sec		_	(-)		(-)	_	(-)	_	(-)
人	()内は	冬夕方「	虱速8m/sec		_	(-)		(-)	_	(-)	_	(-)
的	家具転倒等	冬 深夜 月	虱速8m/sec	人	_	(-)	_	(-)	_	(-)	_	(-)
被害	負傷者数	夏正午「	虱速8m/sec		14	(9)	44	(17)	_	(-)	_	(-)
害	()内は	冬夕方「	虱速8m/sec		18	(9)	55	(17)	_	(-)	_	(-)
	家具転倒等	冬 深夜 月	虱速8m/sec		22	(11)	67	(20)	_	(-)	_	(-)
			地震直後	件 ·(%)	24,848	(29%)	37,415	(44%)	12,042	(14%)	10,696	(3%)
	電力供給施設		1日後		2,323	(3%)	5,032	(6%)	1,890	(2%)	2,023	(2%)
ラ	:停電軒数	停電口数	2日後		237	(0%)	1,252	(1%)	129	(0%)	115	(1%)
1	(停電率)		3日後		38	(0%)	403	(0%)	11	(0%)	8	(0%)
フ			1週間後		0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
ライ			地震直後		7,803	(7%)	19,094	(17%)	2,459	(2%)	2,044	(2%)
ン			1日後		6,994	(6%)	17,477	(15%)	2,307	(2%)	1,930	(2%)
機	L━レン芸+佐=爪		2日後		6,115	(5%)	15,746	(14%)	2,073	(2%)	1,756	(2%)
能	上水道施設 : 断水人口	断水人口	3日後	人	5,285	(5%)	14,102	(12%)	1,808	(2%)	1,553	(1%)
支障	(断水率)	BIMOVE	1週間後	(%)	2,772	(2%)	8,879	(8%)	819	(1%)	692	(1%)
叶			1ヶ月後		69	(0%)	645	(1%)	5	(0%)	3	(0%)
			2ヶ月後		1	(0%)	25	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
			3ヶ月後		0	(0%)	1	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
			 1日後		28		113	3				
					(46)	(188	8)	(6))	(-)
1 00	3 04		3日後		385	5	106	0	127		108	3
避難	避難所生活者※			人	(70		(1,92		(23		(196	6)
者	下段:(全避難者	※)	1週間後		369		120		105		88	
			. ~		(739		(2,40		(21	1)	(17	5)
			1ヶ月後		20		180	0	_		_	
			ケ月板		(67)	(59	9)	(-)	(-)

^{※ - (}ハイフン) は、ごくわずか (数値計算上5未満) であることを示す。

[※] 避難所生活者とは、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水・食料を受け取り自宅で就寝する者を含む人数

[※] 全避難者とは、知人・親戚宅又は賃貸住宅等での避難生活者を含む人数

第4章 市の概況と考慮すべき災害

第4節 被害想定

【被害想定結果(2):木津川断層帯及び鈴鹿西縁断層帯】

	想定震源				木津川	断層帯		金	介鹿西 線	影断層帯		
	項目			case	e 1	case	e3	case1		case2		
市均				6弱	6弱 6弱		7		7			
被割	雪種別・項目・ 時期			単位								
	全壊棟数			棟	_		_		709		1,21	6
	半壊棟数			休	223	3	49		3,34	4	4,73	4
建		夏正午「	虱速8m/sec		_		_		1		_	
物	全焼棟数	冬夕方	虱速8m/sec	棟	_		_		-		218	3
被		冬 深夜 「	虱速8m/sec		_		_		-		_	
害	今梅. 今梅特粉	夏正午「	虱速8m/sec		4		_		709	9	1,22	20
	全壊・全焼棟数 合計	冬夕方「	虱速8m/sec	棟	4		_		709	9	1,43	34
	шиг	冬 深夜 「	虱速8m/sec		4				709	9	1,21	7
	死者数	夏正午月	虱速8m/sec		_	(-)		(-)	26	(6)	48	(8)
人	()内は	冬夕方「	虱速8m/sec		_	(-)		(-)	37	(6)	69	(8)
的	家具転倒等	冬 深夜 月	虱速8m/sec	人	_	(-)		(-)	40	(7)	71	(9)
被	負傷者数	夏正午	虱速8m/sec		24	(17)		(6)	430	(75)	645	(100)
害	()内は	冬夕方「	虱速8m/sec		31	(17)	6	(6)	552	(75)	819	(100)
	家具転倒等	冬 深夜 月	虱速8m/sec		38	(20)	7	(7)	673	(91)	1,017	(122)
			地震直後	件 (%)	27,655	(32%)	17,785	(21%)	66,334	(77%)	71,191	(83%)
	電力供給施設		1日後		3,281	(4%)	2,253	(3%)	17,974	(21%)	24,262	(28%)
ラ	:停電軒数	停電口数	2日後		558	(1%)	241	(0%)	7,133	(8%)	10,669	(12%)
1	(停電率)		3日後		140	(0%)	40	(0%)	3,124	(4%)	5,011	(6%)
フ			1週間後		0	(0%)	0	(0%)	3	(0%)	5	(0%)
ライ			地震直後		11,731	(10%)	5,459	(5%)	55,532	(48%)	68,529	(59%)
ン			1日後		10,639	(9%)	4,983	(4%)	52,538	(45%)	65,824	(57%)
機	LiVX歩訊		2日後		9,482	(8%)	4,426	(4%)	49,014	(42%)	62,291	(54%)
能士	上水道施設 :断水人口	断水人口	3日後	人	8,384	(7%)	3,879	(3%)	45,463	(39%)	58,546	(51%)
支障	(断水率)		1週間後	(%)	4,926	(4%)	2,102	(2%)	32,749	(28%)	44,114	(38%)
PF			1箇月後		257	(0%)	75	(0%)	4,111	(4%)	6,449	(6%)
			2箇月後		7	(0%)	2	(0%)	270	(0%)	459	(0%)
			3箇月後		0	(0%)	0	(0%)	19	(0%)	33	(0%)
			 1日後		53		9		2,36		2,89	
					(88)	-	(16		(3,94		(4,82	
避	中立		3日後		618		27		5,02		6,34	
避難	避難所生活者※		ОП (8)	人	(1,12		(49		(9,13		(11,5	
者	下段∶(全避難者 	* ()	1週間後		660		27		6,06		7,92	
					(1,31		(54		(12,1		(15,8	
			1箇月後		72		21		1,22		1,88	
					(240	0)	(69)	(4,09	(4)	(6,28	37)

^{※ - (}ハイフン) は、ごくわずか (数値計算上5未満) であることを示す

[※] 避難所生活者とは、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水・食料を受け取り自宅で就寝する者を含む人数

[※] 全避難者とは、知人・親戚宅又は賃貸住宅等での避難生活者を含む人数

第4章 市の概況と考慮すべき災害

第4節 被害想定

【被害想定結果(3):柳ヶ瀬関ヶ原断層帯及び南海トラフ巨大地震】

	想定震源			柳 4	柳ヶ瀬関ヶ原断層帯			南	海トラフ	巨大地震	!	
;	項目			case	e1	case2		基本ケース		陸側ケース		
市均	市域内の想定最大震度			6弱	3	6弱		6弱		6強		
被割	雪種別・項目・時期	朔		単位								
	全壊棟数			+=	_		_		77		338	3
	半壊棟数			棟	104		68		784		3,43	4
建		夏正午』	虱速8m/sec		_		_		_		_	
物	全焼棟数	冬夕方』	虱速8m/sec	棟	_		_		_		_	
被		冬 深夜 』	虱速8m/sec		_		_		_		_	
害	^ != ^ ! = !+*!	夏正午』	虱速8m/sec		_		_		77		338	3
	全壊·全焼棟数 合計	冬夕方』	虱速8m/sec	棟	_		_		77		338	3
		冬 深夜 』	虱速8m/sec		_		_		77		338	3
	死者数	夏正午「	虱速8m/sec		_	(-)	-	(-)	_	(-)	6	(-)
人	()内は	冬夕方	虱速8m/sec		_	(-)	-	(-)	_	(-)	11	(-)
的	家具転倒等	冬 深夜 「	虱速8m/sec	人	_	(-)	ı	(-)	_	(-)	14	(-)
被	負傷者数	夏正午「	虱速8m/sec	^	11	(8)	7	(6)	15	(22)	171	(75)
害	()内は	冬夕方〔	虱速8m/sec		14	(8)	10	(6)	19	(22)	208	(75)
	家具転倒等	冬 深夜 「	虱速8m/sec		17	(9)	12	(7)	44	(27)	457	(91)
			地震直後		26,683	(31%)	20,161	(24%)	69,107	(81%)	75,927	(89%)
	電力供給施設		1日後	件 - (%)	2,375	(3%)	2,569	(3%)	30,377	(35%)	53,535	(62%)
ラ	:停電軒数	停電口数	2日後		281	(0%)	369	(0%)	6,393	(7%)	33,178	(39%)
1	(停電率)		3日後	(,0)	48	(0%)	96	(0%)	394	(0%)	19,372	(23%)
フ			1週間後		0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	194	(0%)
ラ			地震直後		8,457	(7%)	6,834	(6%)	46,332	(40%)	59,265	(51%)
イン			1日後		7,595	(7%)	6,249	(5%)	44,319	(38%)	77,683	(67%)
機	I ~\^ ¥ + /- =π.		2日後		6,650	(6%)	5,579	(5%)	18,686	(16%)	68,656	(59%)
能	上水道施設 : 断水人口	断水人口	3日後	人	5,756	(5%)	4,914	(4%)	10,799	(9%)	57,946	(50%)
支障	(断水率)		1週間後	(%)	3,073	(3%)	2,741	(2%)	6,117	(5%)	30,763	(27%)
早			1箇月後		88	(0%)	126	(0%)	264	(0%)	3,016	(3%)
			2箇月後		1	(0%)	4	(0%)	6	(0%)	132	(0%)
			3箇月後		0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	6	(0%)
			1日後		24		20		316	3	1,12	
					(40		(34		(52		(1,88	32)
护立	` □÷		3日後		415		35		996		3,17	'3
避難者	避難所生活者※			人	(75		(64		(1,81		(5,76	
者	下段:(全避難者	X)	1週間後		404		359		1,028		3,336	
					(808)		(71	9)	(2,056)		(6,67	11)
			1箇月後		25		35		87		840	
			固月後		(83)	(11	7)	(290	0)	(2,79	9)

^{※ - (}ハイフン) は、ごくわずか (数値計算上5未満) であることを示す

[※] 避難所生活者とは、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水・食料を受け取り自宅で就寝する者を含む人数

[※] 全避難者とは、知人・親戚宅又は賃貸住宅等での避難生活者を含む人数

- 第4章 市の概況と考慮すべき災害
- 第4節 被害想定
 - (2) 地震被害想定のまとめ
 - ア 本市において発生する地震の震度は、最大震度7と予測される。
 - イ 本市において最大となる内陸型地震は、鈴鹿西縁断層帯地震である。
 - ウ 被害が最大となる結果を、本市の地震による被害想定とする。
 - (ア) 建物被害は、全壊(全焼含む)約1,430棟、半壊約4,730棟に達する。
 - (4) 人的被害は、死者が約70人、負傷者が約1,000人に達する。
 - (ウ) ライフライン被害では、断水人口が約78,000人、停電軒数が約76,000軒に達する。
 - (エ) 避難所生活者は、1日後約2,900人、3日後約6,400人、1週間後は約7,900人に達する。

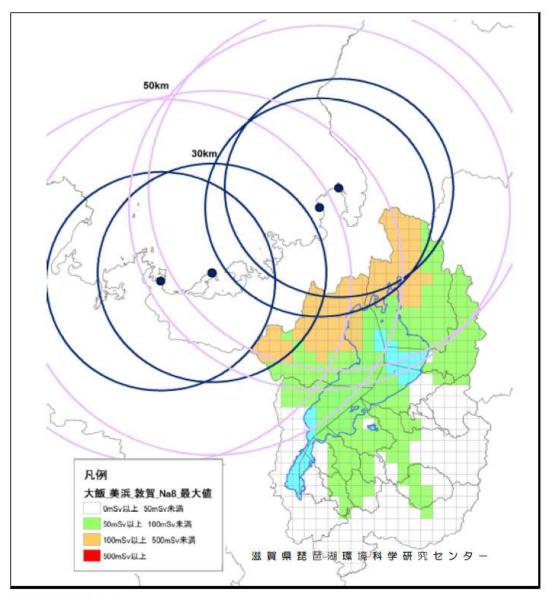
3 原子力災害

(1) 前提となる事態の想定(県大気シミュレーション)

この計画の基礎となる事故及び放射性物質拡散状況の想定は、福島第一原子力発電所の 事故を踏まえた県の放射性物質拡散予測シミュレーション結果とする。

県の放射性物質拡散予測シミュレーションの前提条件、結果等の詳細は、以下図に示す。 ただし、事故による放射性物質の放出形態は一様ではなく、事故の態様によって様々な ケースが生じ得ることに留意する。

- 第1編 総則
- 第4章 市の概況と考慮すべき災害
- 第4節 被害想定



予測の前提条件

- ① 放出量: ヨウ素2.4×10~16Bq
- ② 放出時間:6時間
- ③ 排出高さ:第3層(約44m~73m)
- ④ 放出想定発電所:日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、

関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所

- ⑤ シミュレーション日の選定: 2010 年のアメダスのデータを基に、滋賀県に影響が大き くなると考えられる日を選定
- ⑥ 積算線量の計算方法:第1層の濃度を用いて計算を行い、1 時間ごとの被ばく線量を計算し、24 時間分を積算。
- ⑦ 滞在時間:屋外8 時間、屋内16 時間
- ⑧ 図示方法:美浜60ケース、大飯36ケース、敦賀、高浜各5ケース分のシミュレーション結果から最高値となる区域の分布を示す。

放射性物質拡散予測結果(甲状腺被ばく等価線量)

第1章 災害に強いまちづくりの推進

第1節 防災階層の構築

第1章 災害に強いまちづくりの推進

第1節 防災階層の構築

[防災危機管理課]

1 防災階層に基づく災害に強いまちづくり

災害時に効率的で安全性の高い防災対策を推進するため、防災階層を設定し、災害に強いま ちづくりを推進する。

防災階層とは、防災拠点や防災組織等を階層的に構築することにより、災害に対する安全性 の向上を図るものである。防災階層においては、各階層で自立的に防災対策を推進するととも に、下位の防災階層で不足するものや不十分な点は、上位の防災階層が補完する。

2 防災階層の設定と位置付け

- (1) 市の区域
 - ア 災害対策本部の設置
 - イ 医療救護拠点の設置
 - ウ 災害ボランティアセンターの設置
 - エ 集積中心拠点の設置
- (2) 防災ブロック (支所)
 - ア 災害時において、安全な広域の指定避難所の設置
 - イ 福祉避難所の設置
 - ウ 災害時における地域医療救護拠点(医療救護副拠点)の設置
 - エ 災害時の生活に必要な水、食料、生活必需品等の必要量を備蓄
 - オ 災害時の生活に必要な地域物資集積拠点(集積副拠点)の設置
 - カ 災害時における地域ボランティア拠点の設置
- (3) 防災地区(指定緊急避難場所単位)
 - ア 災害時において、安全な指定緊急避難場所及び指定避難所の開設
 - イ 避難所運営体制の構築
 - ウ 災害時における地区医療救護所(医療救護地区拠点)の設置
 - エ 災害時の生活に必要な地域物資輸送拠点の設置
- (4) 防災の基本単位(自治会等)
 - ア 地震時において、安全な一時集合場所の設置
 - イ 災害時における自治会員の安否確認体制の構築
 - ウ 災害時において、避難誘導や救助活動等を担う自主防災組織の結成
 - エ 災害時における救助や消火活動に必要な防災資機材の整備

第1章 災害に強いまちづくりの推進

第2節 防災拠点の整備

第2節 防災拠点の整備

[防災危機管理課、総務部、環境部、健康医療部、福祉部、文化・スポーツ部、教育委員会] 災害時において、防災活動の拠点となる施設等を市の防災拠点と位置付け、防災機能の充実 を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、より災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 防災拠点の整備

災害発生時において、災害対策を企画・立案・実施する施設を防災拠点と位置付ける。 市役所(東庁舎を含む。)を防災中心拠点、各支所を防災副拠点、小中学校を防災地区拠 点と位置付け、必要な整備を図る。

(2) 情報通信拠点の整備

災害発生時において、市民への情報伝達及び避難所との連絡調整並びに県等への報告・ 応援要請などの災害に関する情報を統括する情報通信拠点を次のとおり整備する。

市役所を情報通信中心拠点、各支所を情報通信副拠点、小中学校を情報通信地区拠点と位置付け、施設の耐震性の確保と情報通信機器(衛星携帯通信施設整備など)の整備を図る。

(3) 医療救護拠点の整備

市立の病院や診療所を災害時における本市の医療救護活動の拠点として整備を図る。

(4) 集積拠点の整備

総合運動公園を援助物資の集出荷を担う集積中心拠点とする。また、災害特性を考慮し、 集積中心拠点を補完する位置付けとして、運動公園等を集積副拠点として整備を図る。

(5) 輸送拠点の整備

物資等を各地域の避難所まで効率よく輸送(配送)するため、各防災地区の小中学校を 輸送拠点として整備する。

(6) 食料供給拠点の整備

市立給食センターを食料供給拠点として位置付け、災害時において各避難所に食料を供給する拠点として整備を図る。

(7) ボランティア拠点の整備

東近江市福祉センターハートピアを市のボランティア中心拠点(災害ボランティアセンター)と位置付けて整備を図る。また、必要に応じて、社会福祉協議会の各事務所をボランティア副拠点として位置付けて整備を図る。

(8) 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

災害時における市民の生命の安全確保を図るため、土砂災害や水害の危険のない場所に 立地する公共施設、小中学校等を指定緊急避難場所及び指定避難所として位置付け、必要 な整備を図る。

(9) ヘリポートの整備

現在指定されている緊急時離発着場(緊急時へリポート)の活用を含め、防災ブロックにおおむね1箇所以上のヘリポートを確保する。

(10) 救援活動拠点の整備

災害時における広域支援活動を円滑に受け入れるための施設として、総合運動公園及び

第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくりの推進 第2節 防災拠点の整備

長山公園を本市の救援活動拠点と位置付け整備を図る。

(11) 災害廃棄物処理拠点(災害廃棄物仮置場)の整備

災害により発生した多量の廃棄物を迅速かつ適正に処理し、市民の生活環境を確保する とともに被災地の速やかな復旧、復興をするため、廃棄物の処理拠点を確保する。

第1章 災害に強いまちづくりの推進

第3節 道路・橋梁及びオープンスペースの整備

第3節 道路・橋梁及びオープンスペースの整備

[都市整備部]

災害時において、道路は避難路、緊急物資の輸送路、救援活動等の通行路として機能するばかりでなく、地震時における火災延焼を抑制する機能等を持っている。また、公園・緑地は、地震時に発生する火災から市民の安全を確保する避難場所として機能するとともに、火災の延焼を抑制する機能を併せ持っている。

市街地において、道路及び公園等の整備を推進し、地震に強いまちの形成を図る。

1 道路の整備等

- (1) 市街地等
 - ア 都市計画道路事業を推進する。
 - イ 生活道路の計画的な整備を進め、狭あい道路等の解消を図る。
 - ウ 道路幅員の拡幅等に努め、避難路としての防災機能の向上を図る。
- (2) 山地部

道路交通の安全と円滑な運行の確保を図るために、落石等の危険箇所や岩盤崩壊危険箇所等に対して、防災対策や維持管理を計画的に進め、安全な道路整備に努める。

2 防災道路の構築

市街地における都市計画道路の整備を推進することにより、災害発生時における道路交通 の確保や市街地火災の延焼遮断効果を強化し、都市の防災化に努める。

(1) 都市計画道路

都市計画道路を整備する際には、それぞれの道路で必要とされる交通機能や空間機能に 応じた幅員を確保し、災害時における避難路として整備を推進する。

(2) 災害時における緊急輸送道路や避難空間として市道の整備を進める。また、市街地内における主要道路沿道の建築物については、耐火・耐震建築物として建設促進を指導していくことにより、大規模災害発生時等における有効な防災空間としての機能確保を図る。

3 橋梁の整備

橋梁の新設及び拡幅に当たっては、耐震性に十分配慮して整備を行う。また、既設橋梁で著しく老朽化の進んでいるもの及び出水期に流失等のおそれがある橋梁については、補修や架け替えを図る。

4 公園・緑地の整備

公園・緑地は、震災時においては、火災などが発生した場合の防火帯及び一時的な避難場所となるオープンスペースである。よって、市街化区域内で街区公園及び近隣公園の整備を推進し、防災機能の向上に努める。

第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくりの推進 第4節 市街地整備の促進

第4節 市街地整備の促進

[都市整備部]

既成市街地で木造住宅等が密集し、大規模地震発生時に火災の発生する危険のある地域につ いては、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金を活用し、道路、公園等の公共施設の整 備された災害に強いまちの形成を図る。

第1章 災害に強いまちづくりの推進

第5節 建築物の防災性向上

第5節 建築物の防災性向上

[都市整備部]

地震、台風等による建築物の倒壊等の災害や火災による延焼を防止するため、建築物の耐震 化や不燃化を促進する。

既存建築物の耐震化については、地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命、 身体及び財産を保護することを目的とした、「東近江市既存建築物耐震改修促進計画(平成28 年3月)」に沿った対策を推進する。

1 公共建築物の耐震化

公共建築物の多くは、災害時に、防災拠点や避難場所としての役割を果たすことが期待されており、これまで優先的に耐震化を図り全施設の耐震化を完了した。今後これらの機能が十分発揮され続けるよう、定期的な維持保全に努める。

- (1) 災害時において避難施設となる小中学校等の公共施設に係る定期点検を実施し、施設を常時適切な状態に維持するよう努める。
- (2) 庁舎等の防災拠点となる施設については、災害時における機能維持のため、停電時に備えた非常用電源の確保に努める。

2 民間建築物の耐震化等

(1) 耐震診断及び耐震改修の推進

地震から人命を守るうえで最も有効な対策は、「倒壊しない住宅等の建築物を整備すること」という阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、耐震診断と耐震改修を促進する。新耐震基準適用以前(昭和56年以前)に建築された建築物については、市で想定される震度6強以上の地震が発生した場合、倒壊する危険性が極めて高い。このため、人的被害を回避することが必要であり、市民に住宅等の耐震性向上の重要性について啓発し、耐震改修の促進を図る。

(2) 落下防止対策の強化

地震の揺れにより窓ガラスや外装材等が落下し、歩行者に被害を与えるおそれがある建築物については、落下防止措置の必要性を啓発する。

(3) 家具の転倒防止対策の強化

地震発生時に家具等の転倒による被害を防止するため、市民に対し家具類の安全対策の 必要性を啓発する。

(4) ブロック塀転倒防止対策の強化

地震によって塀が倒れると死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、発災後の避難や救助・消火活動にも大きな支障が生じる可能性があり、市民に対し「ブロック塀の点検のチェックポイント」(国土交通省)を用いた安全点検等について周知し、危険なブロック塀等について撤去や補強の必要性を啓発する。

3 特殊建築物の防災対策

学校、病院、大規模小売店舗等の大規模な特殊建築物で、現行の建築基準法に合致していない既存不適格建築物については、地震、火災等の災害から人命を保護するため、県と連携し、耐震改修、防火改修等の必要な改善策への取組を指導する。

第1章 災害に強いまちづくりの推進

第6節 緊急輸送体制の整備

第6節 緊急輸送体制の整備

[防災危機管理課、都市整備部]

大規模災害の発生に備えて、緊急物資・資材等の確保並びに搬送及び各種災害応急対策の円滑な実施を確保するため、緊急輸送体制の確立を図る。

1 道路の整備方針

- (1) 県に要請して、広域道路網の耐震化に重点を置いた整備促進を図る。
- (2) 災害時における緊急輸送道路の指定及び整備を推進する。
- (3) 指定避難所をはじめ、市内各防災拠点を結ぶ道路網の耐震化を促進するとともに、緊急輸送道路等のネットワーク化や代替性の確保を図る。
- (4) 災害時における負傷者、医薬品、医療資機材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊 急輸送道路、ヘリポート等とを結ぶ道路の整備に努める。

2 緊急輸送道路整備計画

災害発生時に備え、緊急輸送道路を次のとおり指定し、緊急輸送道路の整備を図る。

- (1) 第1次緊急輸送道路(県指定) 広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路
- (2)第2次緊急輸送道路(県指定)市庁舎、応援拠点(警察、消防、自衛隊等)、医療拠点(病院等)及び集積拠点と第1 次緊急輸送道路を結ぶ道路
- (3) 第3次緊急輸送道路(市が指定)

市が指定した防災拠点と第1次及び第2次緊急輸送道路とを結ぶ道路

【市域の緊急輸送道路】

緊急輸送道路の種別	道路名等			
第1次緊急輸送道路(県指定)	名神高速道路、国道8号、国道421号等			
第2次緊急輸送道路(県指定)	国道 307 号等			
第3次緊急輸送道路(市が指定)	市の防災拠点と第1次、第2次緊急輸送道路 を結ぶ道路			

緊急輸送道路:資料編5-1参照

3 緊急時ヘリポートの指定

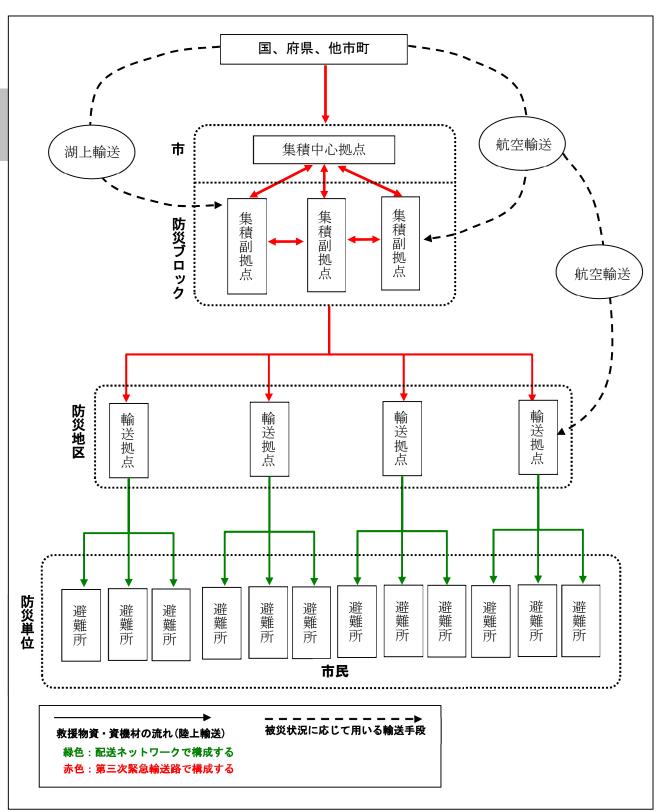
- (1) 災害により交通が寸断された場合又は緊急を要する場合に備え、緊急時へリポートを指定する。
- (2) 緊急時ヘリポートへのアクセス道路を緊急輸送道路として整備するよう努める。

緊急時ヘリポート:資料編5-2参照

4 集積拠点及び輸送拠点の指定

災害時における物資受入れ、保管及び配送のため、集積拠点及び輸送拠点をあらかじめ指定し整備を図る。

集積拠点及び輸送拠点:資料編4-3参照



救援物資・資機材の輸送ネットワークの基本的な考え方

第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第1節 防災組織体制の整備

第2章 防災体制の整備

第1節 防災組織体制の整備

[防災危機管理課]

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策諸活動を円滑に実施するため、国、 県及び防災関係機関と連携を図るとともに、公共的団体及び地域住民の協力を含めた総合的か つ一体的な防災体制の確立を図る。

1 東近江市防災会議

災害対策基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、東近江市防災会議を設置し、防災対策を 推進する。

> 東近江市防災会議条例:資料編1-2参照 東近江市防災会議委員:資料編3-1参照

2 東近江市災害対策本部又は災害警戒本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市域内における災害対策に対処するため、 東近江市災害対策本部等を設置する。

東近江市災害対策本部条例:資料編1-1参照

3 本市における災害対策組織の種別

災害の発生状況等に応じて設置する本市の災害対策組織は、次のとおりとする。

- (1) 警戒体制 (1号及び2号)
- (2) 災害警戒本部
- (3) 災害対策本部

4 本部会議

災害警戒本部及び災害対策本部には、災害対策に関する重要な事項を協議、決定するため、 本部員により構成される「本部会議」を設置する。

5 本部事務局

災害警戒本部及び災害対策本部には、本部体制を円滑に運営するため本部事務局を設置する。本部事務局は、本部会議が決定した方針に基づく対策の実施等を指揮する。

6 現地災害対策本部

土石流等の災害が発生し、現地において必要な対策を実施する必要がある場合、東近江市 災害対策本部条例第4条の規定に基づき、現地災害対策本部を設置する。

第2章 防災体制の整備

第2節 情報連絡体制の整備

第2節 情報連絡体制の整備

[防災危機管理課、企画部]

災害が発生した場合に備え、災害情報の収集・連絡体制をあらかじめ確立する。

1 情報収集体制の整備

災害時における情報収集については、情報の入手漏れを回避するため、複数の方法を確保する。

(1) 気象予警報

気象予警報は、彦根地方気象台が発表する情報を県防災行政無線により収集する。 なお、情報収集漏れを回避するため、テレビ、ラジオ等による情報確認等を併せて実施 する。

(2) 雨量情報及び水位情報

雨量及び水位情報は、各観測所のデータ、各河川の水位情報を河川カメラや県の防災情報システム等により収集する。また、必要に応じて現地調査を実施し、現地の状況を把握する。

(3) 地震情報

地震情報は、彦根地方気象台が発表する情報を県防災行政無線により収集する。 なお、情報収集漏れを回避するため、テレビ、ラジオ等による情報確認等を併せて実施 する。

(4) 被害情報

被害情報は、市職員、消防団及び市民からの情報収集並びに被害調査を基本とする。

2 情報伝達体制の整備

災害時における情報伝達は、情報の伝達漏れを回避するため、伝達ルートの多重化を図る。

(1) 県及び防災関係機関への情報伝達

県及び防災関係機関への情報伝達は、県防災情報システム及び県防災行政無線で行う。 防災行政無線等の状況:資料編7-1参照

(2) 市民への情報伝達

市民への情報伝達は、情報の伝達漏れを回避するため、以下の方法で実施する。また、停電時や電話やインターネット等にアクセスが集中する状況にも対応できる有効な情報伝達手段について、常に最新の知見を収集し、導入について検討を重ねる。

- ア 自治会及び自主防災組織を通じた情報伝達(有線電話)
- イ 広報車による情報伝達(あらかじめ広報文を作成する)
- ウ テレビ、ラジオ、CATV等の放送による情報伝達(放送依頼)
- エ 市ホームページ等のインターネットによる情報伝達
- オ 携帯端末の緊急速報メールによる情報伝達
- カ 防災情報告知放送システムによる情報伝達
- キ 市公式 LINE 等による情報伝達

第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第3節 相互応援体制の整備

第3節 相互応援体制の整備

[防災危機管理課]

市内に、大規模な災害が発生した場合、市の防災体制だけで対応することが困難となることが想定される。このため、あらかじめ他自治体等との間で相互応援協定を締結し、大規模な災害に備える。また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、受援計画を策定し、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備、輸送体制等について必要な準備を整える。

1 相互応援協定締結の推進

大規模災害が発生した場合、広域の自治体間で相互に支援する体制は極めて有効であり、 県内外を問わず、広域に自治体間の相互応援協定の締結を推進する。

相互応援協定は、災害で被災し、本市の防災力では十分に応急対策が実施できない場合に、 他自治体に応援要請し、応急対策の円滑な実施を確保するために定めたものである。 主な内容は以下のとおりである。

(1) 応援要請の内容

応援市町に要請する応援の内容は、以下の人員、物資等とする。

- ア 災害対策業務に従事する人員の派遣
- イ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品等の提供及び斡旋
- ウ 被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供及び斡旋
- エ 救援及び救急活動に必要な車両等の提供、斡旋等

東近江市における災害時の応援協定締結一覧:資料編2-1参照

(2) 応援要請等の手続

応援を受けようとする場合は、以下の事項を明らかにして要請する。

- ア 被害の状況
- イ 物資、資機材等の品目、数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- ウ 職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

2 消防相互応援協定締結の推進

消防本部と連携し、消防相互応援協定の締結を拡大し、相互応援の充実を図る。

3 企業及び団体等との協定締結の推進

災害時に応急対策活動を速やかに実施するためには、民間の力を最大限活用することが不可欠であり、災害時に必要な資機材、物資等を円滑に調達するために、以下の協定締結を推進し、災害に備える。

- (1) 災害時における必要物資の確保
- (2) 災害時における防災資機材、車両等の提供
- (3) 災害時における人材の確保
- (4) 災害時における情報発信の代行等

東近江市における災害時の応援協定締結一覧:資料編2-1参照

第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備 第3節 相互応援体制の整備

4 受援体制の整備

災害時に要請する応援業務(人の派遣、物資の供給、避難所の運営等)を整理するとともに、県が作成する「滋賀県災害時受援計画」の内容に基づき、災害時受援計画及びマニュアルを作成する。また、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等の確保に努める。

- 第2編 災害予防計画
- 第2章 防災体制の整備
- 第4節 災害時における被災自治体支援体制の整備

第4節 災害時における被災自治体支援体制の整備

[防災危機管理課]

東日本大震災の教訓に基づき、大規模広域災害に対する即応力の強化が求められ、緊急性の極めて高い応急措置に限定されていた応援の対象業務が、災害応急対策全般に拡大された。

この趣旨を踏まえ、広域災害や局地的な大災害が発生し、全国的規模による被災自治体支援が必要と判断される場合に備え、県と連携した支援体制をあらかじめ整備しておく。

1 被災自治体支援体制の整備

広域災害や局地的な大災害が発生した場合、市長の判断により庁内に支援対策本部を設置 し、必要な支援活動を実施する。

(1) 支援対策本部

災害対策本部の本部会議に準ずる。

(2) 支援対策本部事務局

支援対策本部に本部事務局を設置する。

2 支援活動の内容

主に以下の項目からなる災害支援活動を実施する。

主な支援項目	備考
義援金の募集	個人等からの義援金
給水活動の支援	給水車の派遣等
広域一時滞在場所の提供	公営住宅入居、被災者の受入
ボランティアの募集及び派遣	
支援要員の派遣	災害対策活動全般
備蓄品の提供	食料、生活必需品、資機材等
医薬品等の提供及び保健師の派遣	
避難所運営の支援その他の支援	

第5節 災害記録及び防災対策に関する資料の収集・整理の推進

[防災危機管理課]

市の災害対応に関する記録や防災対策に関する資料は、防災研究や災害対策の基礎となるデータであり、今後のまちづくり施策や防災計画等に活用できるものである。

これらのデータ収集、整理及び分析について、以下の3点を柱に進める。

- (1) 災害時の市の対応や県等の防災関係機関との情報交換等の記録
- (2) 防災に関する図書、資料等の収集、整理及び公開
- (3) 地籍調査の推進

第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備

第6節 業務継続計画策定の推進

第6節 業務継続計画策定の推進

[防災危機管理課、総務部]

業務継続計画とは、災害又は事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させる「業務継続」を戦略的に実現するための計画である。 以下の諸点を踏まえ、情報通信技術部門と全庁的な業務継続計画の策定を推進する。

1 市業務継続計画の策定

市は、大規模な地震が発生した場合にも市民生活への影響を最小限とし、速やかに窓口業務等を再開するため、「東近江市業務継続計画 (BCP)【震災編】」(平成28年2月)を策定している。計画は、市組織の改編時等、必要に応じて見直しを図り、現状を反映した内容を維持するものとする。

(1) 情報通信技術部門の業務継続計画の策定

災害時において、地方公共団体のみが保有する市民、企業等に関する情報を消失させることは、必ず回避すべきことである。消失した場合に元の状態に戻すことが不可能な情報にどのようなものがあるかを把握し、最低限のバックアップをすることは、情報通信技術部門としての責務である。また、バックアップが同時に被害を受けては意味がないため、県外等、同時に被災しない場所への保管、出先機関等での本体とは別の保管、さらに、データを通信回線で結んだ遠隔地に設置した外部記憶装置等に保存するなどにより、信頼性の高い高度なバックアップを実施する。

(2) 全庁的な業務継続計画の策定

災害時においても市民生活に必要な業務を継続することは自治体の役割として重要であ り、非常時優先業務として、以下の業務を選定している。

- ア 災害応急対策業務
- イ 優先通常業務
- (3) 業務継続で定める事項

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として、 以下に示す6要素があげられる。市はこれらの6要素を、業務継続計画の中であらかじめ 定めておくものとする。

第2編 災害予防計画 第2章 防災体制の整備

第6節 業務継続計画策定の推進

【業務継続計画の特に重要な6要素】

定めるべき事項	概要
(1)首長不在時の明確な代行順	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。
位及び職員の参集体制	また、災害時の職員の参集体制を定める。
(2)市役所が使用できなくなっ	市役所が使用不能となった場合の執務場所となる
た場合の代替庁舎の特定	代替庁舎を定める。
(3)電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保す
	る。
	また、業務を遂行する職員等のための水、食料等
	を確保する。
(4)災害時にもつながりやすい 多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用
	不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保す
	る。
(5)重要な行政データのバック	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバッ
アップ	クアップを確保する。
(6)非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。

2 市が保有するデータの適切な管理

日常の業務において、市民や事業者等に関して多くの重要な情報を扱い、日々更新している。地震等の災害時にも、市が管理している情報については適切に保持することが必要である。

今後も、耐震性のある場所へ市の重要データを保存し、また、停電時にも確実にシステム が作動できるよう環境を維持するものとする。

- 第2編 災害予防計画
- 第3章 防災救助施設等の整備
- 第1節 防災資機材等の整備

第3章 防災救助施設等の整備

第1節 防災資機材等の整備

[全部局]

本市において、災害発生時の被害を最小限にとどめ、また、災害対策活動を適切に実施するため、防災資機材の整備を推進する。

1 防災資機材備蓄の推進

災害応急対策を適切に実施するため、以下により防災資機材の備蓄を推進する。

- (1) 確保すべき防災資機材の種類
 - ア 生活関連資機材 仮設トイレ、発電機、投光器等
 - イ 災害対策用資機材
 - (7) 応急給水用資機材
 - (イ) 炊き出し用機器
 - (ウ) 医薬品等
 - (工) 感染症等対策用資機材
 - (オ) 水防用資機材
 - (カ) 消防用資機材
 - (キ) 土木用資機材
 - (1) 建設用資機材
 - (ケ) 災害廃棄物処理用資機材
 - (1) 水道施設用資機材
 - (サ) 下水道施設用資機材
 - (シ) その他
- (2) 防災資機材の備蓄方法

防災資機材の備蓄は、市が直接備蓄する以外に、民間企業における流通備蓄や借上げ協 定締結による備蓄を推進する。

- ア 市の備蓄
- イ 流通備蓄
- ウ 借上げ協定締結による備蓄

2 防災資機材調達体制の整備

災害応急対策の迅速な実施を確保するため、流通備蓄及び借上げ協定締結による備蓄を有効に活用することとし、防災資機材販売業者及び建設業者等との間で災害時における防災資機材提供に関する協定の締結を推進する。また、災害時における応急対策工事を迅速に実施するために、あらかじめ次の措置を講じておく。

- (1) 応急工事に必要な施工技術者及び技能者の現状把握並びに緊急時における動員方法
- (2) 地元建設業者の現状把握及び緊急時における協力要請方法

- 第2編 災害予防計画
- 第3章 防災救助施設等の整備 第1節 防災資機材等の整備
- - (3) 応急工事に必要な資機材の確保
 - (4) 建設機械等の現状把握及び緊急時における調達の方法

東近江市における災害時の応援協定締結一覧:資料編2-1参照

第3章 防災救助施設等の整備

第2節 食料・生活物資供給体制の整備

第2節 食料・生活物資供給体制の整備

[防災危機管理課、都市整備部]

大規模な災害が発生した場合、被災者のために食料品や生活必需品等を確保し、遅滞なく供給することが必要となる。このため、市内の各地区に非常食料等を備蓄するための倉庫を整備し、必要量の備蓄に努める。また、併せて流通備蓄や各家庭における備蓄、県への要請、他市町への応援要請等を検討し、物資の総合的な確保体制の確立を図る。

1 物資確保対策

市は、広域交通及び市内交通網に大きな被害が生じ、物資の補給ルートが遮断される事態の発生に備えて、次の対策を実施する。

(1) 物資の確保

ア 市の備蓄

食料・生活必需品等の物資について備蓄計画を定め、備蓄を推進する。

なお、備蓄に当たっては、品目によってローリングストック方式^注による備蓄を実施する。

注)ローリングストック方式:食料や水等を使いながら、消費しながら、その都度、それを補充して、 総量を維持していく方法である。消費分を新しく補充することで、総量を維持し 更に更新が出来 て、期限切れを起こさない利点がある。

> 備蓄倉庫一覧:資料編4-1参照 備蓄一覧:資料編4-2参照

イ 市民の備蓄

市民に対し、災害発生後1週間分程度の飲料水、食料品、生活用品等を各家庭で備蓄するよう広報等を通じて指導及び啓発する。

なお、備蓄に当たっては、ローリングストック方式による備蓄を奨励する。

ウ 流通備蓄

市内外の商品販売事業者等と災害時における物資提供に関する応援協定の締結を推進し、緊急時における物資調達体制を整備する。

工 県備蓄等

県及び他府県からの緊急時における物資調達について、協力体制を整備する。

オ その他

県外を含め、広域市町と物資その他についての相互応援協定締結を推進する。

(2) 補給ルートの確保

ア 国及び県に要請して、緊急輸送道路の耐震化や通行機能の確保について整備を促進する。

イ 備蓄倉庫、指定避難所など市内の各防災拠点を結ぶ道路交通網の整備に努める。

2 確保すべき物資の種類

多数の避難者等の生活支援を行うために必要な以下の物資の備蓄を推進する。

- (1) 食料
- (2) 飲料水
- (3) 毛布
- (4) トイレ資機材
- (5) 生活用品

- 第3章 防災救助施設等の整備 第2節 食料・生活物資供給体制の整備

寝具、炊事道具、衛生用品、光熱材料等

(6) 医薬品等

3 備蓄品の管理

備蓄品の管理は、担当部局において実施し、適宜補充、更新するものとする。また、備蓄 品の増減等、備蓄数量を変更したときは、その内容を防災危機管理課へ報告する。

第3章 防災救助施設等の整備

第3節 給水体制の整備

第3節 給水体制の整備

[水道部、防災危機管理課、環境部、教育委員会]

本市において、災害発生時の被害を最小限にとどめ、応急給水活動を適切に実施するため、 愛知郡広域行政組合と連携し、応急給水体制の整備を図る。

1 応急給水用給水源、給水用資機材の確保

応急給水活動を適切に実施するため、以下により応急給水用の給水源を整備し、給水用資機材の確保を図る。

- (1) 受水槽兼用災害時飲料用貯水槽等の整備
 - ア 小中学校に受水槽兼用災害時飲料用貯水槽整備の推進
 - イ 災害対策用井戸の整備
- (2) 災害時の給水に協力可能な井戸の確保 本庁及び支所単位に給水可能な井戸の確保を図る。
 - ア 酒造業者その他井戸を所有する事業所
 - イ 現に井戸を飲料用として使用する個人
- (3) 応急給水用資機材等の整備 災害時の給水活動を適切に実施するため、以下の応急給水用資機材等の確保を図る。
 - ア 給水車
 - イ ポリタンク及び組立式給水タンク
 - ウ 可搬型発電機及びエンジンポンプ
 - 工 仮設給水栓
 - オ 飲料水 (ペットボトル入り)

備蓄一覧:資料編4-2参照

2 各家庭及び事業所並びに病院及び社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等の促進

- (1) 各家庭及び事業所における飲料水備蓄等の促進
 - ア 自家用井戸の点検・保全の促進
 - イ 1人1日3リットル1週間分の備蓄促進
 - ウ 風呂水の溜め置き促進
 - エ ローリングストック方式による飲料水備蓄促進
- (2) 病院及び社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等促進
 - ア 受水槽兼用災害時飲料用貯水槽の整備促進
 - イ 各家庭及び事業所に準ずる備蓄等の促進

第3章 防災救助施設等の整備

第4節 ごみ・し尿処理体制の整備

第4節 ごみ・し尿等処理体制の整備

[環境部、健康医療部]

大規模な災害が発生した場合、市民の健康状態の悪化や感染症の発生、大量のごみや汚物等による環境の悪化が予想される。このため、県、中部清掃組合及び八日市布引ライフ組合と連携して、災害時の防疫及び保健衛生並びにごみ及びし尿処理体制について整備を推進する。また、災害によって大量に発生することが想定されるがれき等の災害廃棄物については、東近江市災害廃棄物処理計画に基づき処理する。

1 防疫体制

- (1) 災害時に迅速に防疫活動を実施するため、あらかじめ防疫活動体制を整備する。
- (2) 市のみでは対応できない場合に備え、他市町からの応援体制を検討する。
- (3) 大規模な浸水被害が発生した場合の防疫体制を整備する。
- (4) 必要な防疫資機材及び薬剤を確保する。

2 災害廃棄物処理体制

- (1) 東近江市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理チームを設置し、処理を行うための組織体制及び指揮命令系統を構築する。
- (2) 災害廃棄物の仮置場の確保と収集運搬体制及び民間事業者等との応援体制を構築する。

3 し尿処理体制

- (1) 八日市布引ライフ組合だけでは対応できない場合に備え、他市町からのバキューム車等 の応援体制を整備する。
- (2) 必要数の仮設トイレを確保する。

4 保健指導

感染症の発生に備え、十分な保健指導を行うため、他市町からの保健関係職員の応援体制を整備する。

5 廃棄物処理施設等の整備

廃棄物処理施設は、災害時に発生する大量のごみ等を処理する施設として重要である。一般廃棄物処理施設及びし尿処理施設の整備並びに災害時における収集・処理の応急体制を整備することにより、廃棄物処理等に係る防災体制の確立を図る。

- (1) 一般廃棄物処理施設に関する防災機能の整備
- (2) 廃棄物処理に係る災害時応急体制の整備
- (3) 災害廃棄物の収集運搬ルートの整備
- (4) し尿処理施設に係る災害時応急体制の整備
- (5) 災害廃棄物の仮置場の整備

ごみ処理施設一覧:資料編9-1参照 し尿処理施設一覧:資料編9-2参照

- 第2編 災害予防計画
- 第3章 防災救助施設等の整備
- 第5節 応急仮設住宅の供給のための備え

第5節 応急仮設住宅の供給のための備え

[都市整備部]

災害により住宅が滅失又は破損した世帯に対して、応急仮設住宅を供給することは、被災者の避難所生活の長期化を避け、生活の早期安定を図る上で極めて重要である。そのために、市は、平時から市営住宅の空室の把握及び市有地を対象に応急仮設住宅の建設候補地の選定に努める。

1 市営住宅及び民間賃貸住宅の利用への備え

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な市営住宅の空室の把握に努め、災害時に迅速に一時使用できる体制の整備に努める。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定める。

2 応急仮設住宅を建設する適地の把握

災害発生時に迅速かつ円滑に応急仮設住宅を建設するためには、平常時から適地を把握しておくことが重要であり、市は次の点に留意し適地の選定に努める。

(1) 二次災害の危険性の検討

崖の近傍や延焼等のおそれのある住宅密集地等、二次災害の危険性がある場所を避ける 等、周辺環境を十分検討し安全性の高い場所を選定する。

(2) 水道、電気、ガス等の設置条件の検討

水道、電気、ガス等のライフラインが整備されている場所、又は仮設により容易に設置できる場所を選定する。

なお、これらの設備の設置が困難な場所を選定する場合は、あらかじめ対処方法を十分 検討しておく。

(3) 応急仮設住宅の建設資材を搬入することが容易な場所を選定する。

第2編 災害予防計画 第4章 避難救助体制の整備

第1節 避難体制の整備

第4章 避難救助体制の整備

第1節 避難体制の整備

「防災危機管理課]

災害が発生した場合、迅速かつ円滑な避難により市民の安全を確保するとともに、避難者に対して適切な避難場所及び避難施設(以下、「避難施設」という。)を提供することが必要であるため、避難施設の整備等を推進し、避難体制の整備を図る。

1 避難施設の定義

災害時の避難施設について、以下のとおり定義する。

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合(緊急時)に住民の安全を確保するために、市が指定した場所又は施設を「指定緊急避難場所」という。

(2) 指定避難所

避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるために、 市が指定した施設を「指定避難所」という。

(3) 福祉避難所

指定避難所での生活が困難な要配慮者のために設置する避難所を「福祉避難所」という。

(4) 一時集合場所

地震等の突発的災害による建物倒壊や火災から身の安全を守るとともに、近隣住民が集合し、安否確認を行う場所として、自治会が指定する公園等のオープンスペースを「一時集合場所」という。

2 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定

災害から市民の生命を守るため、政令で定める指定基準を満たす避難施設を風水害、地震 災害等の災害の種別ごとに指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する。

なお、指定に当たっては、次の方針に基づくこととする。

指定緊急避難場所・指定避難所:資料編6-1参照

福祉避難所:資料編6-2参照

(1) 方針

ア 指定緊急避難場所

- (ア) 風水害時の指定緊急避難場所
 - a 原則として、水防法で指定される洪水浸水想定区域外に立地する施設とするが、 洪水浸水想定区域内においては、想定浸水深を超える高さに居室がある施設である こと
 - b 水害が発生するときは、土砂災害も同時に発生する可能性が高いため、土砂災害 防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設であること。
- (イ) 地震時の指定緊急避難場所
 - a 地震に伴う土砂災害の発生を考慮し、土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒

第4章 避難救助体制の整備

第1節 避難体制の整備

区域外に立地する施設又は場所にあるものであること。

- b 建築基準法に基づく耐震基準(昭和56年6月1日以降)に適合する施設である こと。
- c 建物の倒壊や火災の影響を受けない場所又は施設であること。

イ 指定避難所

- (7) 避難のための立退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のも のであること。
- (4) 速やかに、被災者等を受け入れ、かつ、生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (ウ) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (エ) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (オ) バリアフリーが整っており、個室など、福祉スペースを設けられる施設であること。

ウ 福祉避難所

- (ア) 要配慮者が特別な配慮や生活相談を受けられるなど、安心して生活ができる体制を 整備した施設であること。
- (イ) 社会福祉施設や旅館・ホテル等との事前協定の締結に努め、受入可能人数や受入条件等を明確にする。
- (2) 管理者の同意

指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所及 び指定避難所の管理者(市を除く。)の同意を得る。

(3) 県への通知

指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したときは、その旨を県知事に通知するととも に公示する。

(4) 指定の取り消し

指定緊急避難場所及び指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めると きは、指定を取り消す。その際、その旨を県知事に通知するとともに公示する。

(5) 住民への周知

広報紙、掲示板、パンフレット、市ホームページ等により、指定緊急避難場所及び指定 避難所の場所を住民に周知する。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備

(1) 指定緊急避難場所の整備

ア 通信手段の確保

災害時優先電話、無線通信機器等の整備を行い、災害対策本部等との通信手段の確保 に努める。

イ 設備等の整備

- (ア) 非常用照明施設及び非常用電源、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に 資する機器の整備に努める。
- (イ) 耐震性等の安全性確保に努める。
- (2) 指定避難所の整備

第4章 避難救助体制の整備

第1節 避難体制の整備

ア 安全性の確保

指定避難所の安全性を確保するため、施設の耐震化、補強工事、非構造部材の耐震化等を計画的に実施する。また、避難に使用する階段等の構造物や転落防止のための柵の整備について検討し、安全性を向上させる。

イ 要配慮者に配慮した施設整備

段差解消のためのスロープ、手摺りの設置などのバリアフリー化を推進する。

ウ 通信手段の確保

災害時優先電話、無線通信機器等の整備を行い、災害時の通信手段の確保に努める。

エ 非常用電源及び照明器具の確保

災害時の停電に備え、発動発電機等の非常用電源及び投光器等の照明器具の確保に努める。

オ 生活環境の確保

新設及び改修される際は、避難生活に必要なトイレ、シャワー等の増設など避難生活環境の向上に努める。

4 多様な施設の利用検討

指定避難所が不足する場合に備え、指定緊急避難場所や指定以外の避難場所の利用を検討 し、更に不足する場合は以下に掲げる多様な施設の利用を検討する。

- (1) 県有施設
- (2) ホテル、旅館等の民間宿泊施設
- (3) 隣接市町の施設
- (4) その他の施設

5 避難情報の発令

避難情報を的確に発令する基準や手順を整備し、災害時に迅速かつ円滑に避難情報を発令することにより市民の安全を確保する。

(1) 避難についての基本的考え方

自然災害を完全に抑えることはできないため、災害の態様を見極めつつ、適切に避難情報を発令することにより、市民の安全を確保する。

(2) 避難情報の種類

ア 風水害時における避難情報

風水害時における避難情報は、以下の「警戒レベル」を付して発令することとし、的確な避難を確保する。

第2編 災害予防計画 第4章 避難救助体制の整備 第1節 避難体制の整備

【警戒レベルを用いた避難指示等】

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	備考
警戒 レベル 5	既に災害が発生している状況であり、 命を守るための最善の行動をする。	緊急安全確保	
警戒 レベル 4	指定緊急避難場所等への立退き避難 を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い 状況等で、指定緊急避難場所への立 退き避難はかえって命に危険を及ぼ しかねないと自ら判断する場合には、 近隣の安全な場所への避難や建物内 のより安全な部屋への移動等の緊急 の避難をする。	避難指示	市が 発令
警戒 レベル 3	避難に時間のかかる高齢者等の要配 慮者は立退き避難をする。その他の 人は立退き避難の準備をし、自発的 に避難をする。	高齢者等避難	
警戒 レベル 2	ハザードマップ等により災害リスク、 避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手 段の再確認・注意など、避難に備え 自らの避難行動を確認する。	注意報	気象庁 が発表
警戒 レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意す るなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)	

イ 地震時における避難情報

地震時における避難情報は、地震による火災の発生や建物の倒壊等二次災害及び土砂 災害の危険がある場合に発令する。

(3) 避難が必要な地域についての市民への周知

水害及び土砂災害の危険がある区域(避難対象区域)を明確にし、当該地域に居住する 市民に対してハザードマップ等により周知を図るとともに、避難情報発令の基準、避難施 設の位置、避難方法、市民が自主避難する際に役立つ防災気象情報等について周知徹底を 図る。

災害の種別	避難対象区域		
水	・洪水浸水想定区域(及び家屋倒壊等氾濫想定区域) ・地先の安全度マップで浸水が想定されている区域		
л _Б	・過去において浸水被害の発生した区域		
土砂災害	・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域		

(4) 避難情報発令判断マニュアルの作成

風水害時において、的確に避難情報を発令するため、避難情報発令の判断基準、手順等 を具体的に定めた避難情報発令判断マニュアルを整備する。

6 避難計画の作成の啓発

災害時に安全かつ迅速な避難・誘導を行えるよう、あらかじめ風水害の危険のある地区ごとに、以下の内容からなる避難計画を作成する。

- 第2編 災害予防計画
- 第4章 避難救助体制の整備
- 第1節 避難体制の整備
 - (1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令に関する基準及び伝達方法
 - (2) 避難所の名称、所在地、避難対象地区及び対象人口
 - (3) 避難所への経路及び誘導方法
 - (4) 避難対象者及び割当方法
 - (5) 避難所の運営担当者等避難所の管理運営方法
 - (6) 避難所への給水、給食、生活必需品等の支給方法
 - (7) 要配慮者に対する支援措置
 - (8) 避難準備及び携帯品の制限等
 - (9) その他必要事項

7 避難誘導体制の整備

(1) 避難経路の事前検討

災害時に市民が迅速・安全に避難することができるよう、あらかじめ自治会及び自主防 災組織等と連携して避難経路を検討する。また、市民には、避難行動を開始する際の安全 性の確認を必ず行うように周知する。(避難行動そのものが危険である場合は、自宅の安 全な居室等に緊急に避難する等)

(2) 避難誘導体制の確立

災害時の避難誘導に当たっては、警察、消防、自治会、自主防災組織等が連携し、要配 慮者に配慮した避難誘導体制を確立する。

8 学校、病院、社会福祉施設等における避難対策

学校、病院、社会福祉施設等、集団避難を必要とする施設にあっては、日頃から市、消防本部及び県警察等の関係機関と協議の上、次の事項を盛り込んだ避難計画を作成し、速やかに避難できる体制を整備する。また、避難時は関係機関との連携を密にし、安全確保に努めるものとする。また、特に水防法に規定される洪水浸水想定区域及び土砂災害防止法に規定される土砂災害警戒区域にある施設の管理者は、風水害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」を作成し、市長に報告するとともに、

「避難確保計画」に基づく避難訓練を実施する。

なお、「避難確保計画」を変更した場合についても市長に報告する。

- (1) 計画の目的
- (2) 計画の報告
- (3) 計画の適用範囲
- (4) 防災体制
- (5) 情報収集・伝達
- (6) 避難誘導
- (7) 避難の確保を図るための施設の整備
- (8) 防災教育及び訓練の実施
- (9) 自衛水防組織の業務に関する事項

9 孤立集落化のおそれのある地域の避難対策

災害時に交通網の寸断等により孤立するおそれのある地域については、次の事項について

第4章 避難救助体制の整備

第1節 避難体制の整備

あらかじめ計画を作成し、速やかに避難できる体制を整備する。

- (1) 臨時ヘリポートの指定
- (2) 耐災性の強い通信手段の確保

10 避難所運営体制の整備

災害時に指定避難所を円滑に運営するため、避難所運営体制の整備を図る。

(1) 市の対策

災害時における指定避難所の円滑な運営を確保するため、指定避難所の管理運営体制及 び職員の派遣方法をあらかじめ定めておく。

(2) 避難住民による自主的な管理

自治会及び自主防災組織等の避難住民を避難所運営の中心に据えるとともに、ボランティアに協力を求める。運営に必要な事項については、あらかじめ「避難所運営マニュアル」を作成し、市と自治会、自主防災組織等の組織が協議して決定する。また、指定避難所となる施設の管理者は、指定避難所の管理運営に協力する。

(3) 男女双方の視点等への配慮

指定避難所の運営に当たっては、男性だけでなく女性の参画を推進するとともに、男女 双方の視点等に配慮するものとする。

特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着等の女性による配布、避難所における安全の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した避難所となるよう努める。

(4) 福祉スペースの設置

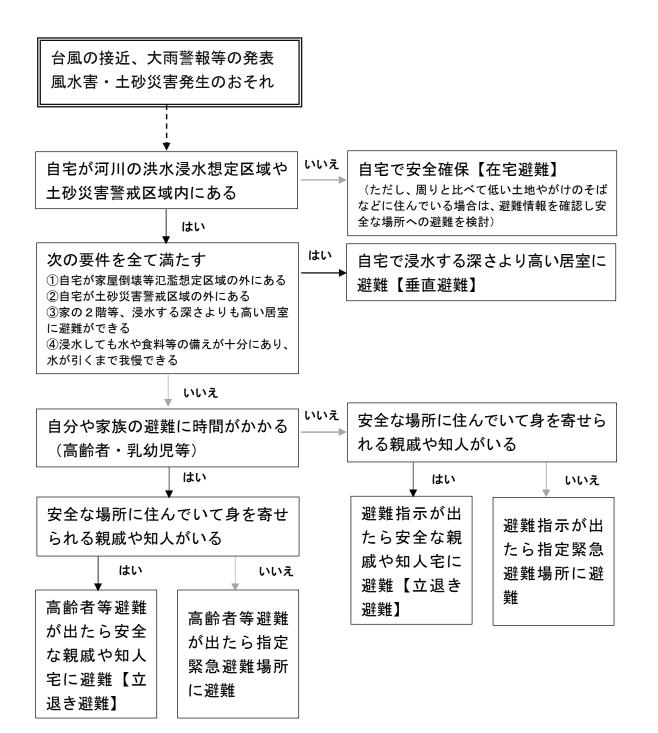
一般の避難者スペースでの避難生活が困難な要配慮者に対しては、指定避難所である小中学校等の教室や会議室等を福祉スペースとして設置する。そのため、これらの対応を的確に実施できるよう環境整備に努めるものとする。

11 広域避難の実施及び受入れ

市域の被災が甚大であり避難者を市内で収容することが困難である等の場合、市外への広域避難及び広域一時滞在の実施を検討する。また、他市町又は県から避難者の受入れを求められた場合は、可能な範囲でこれに協力するものとする。

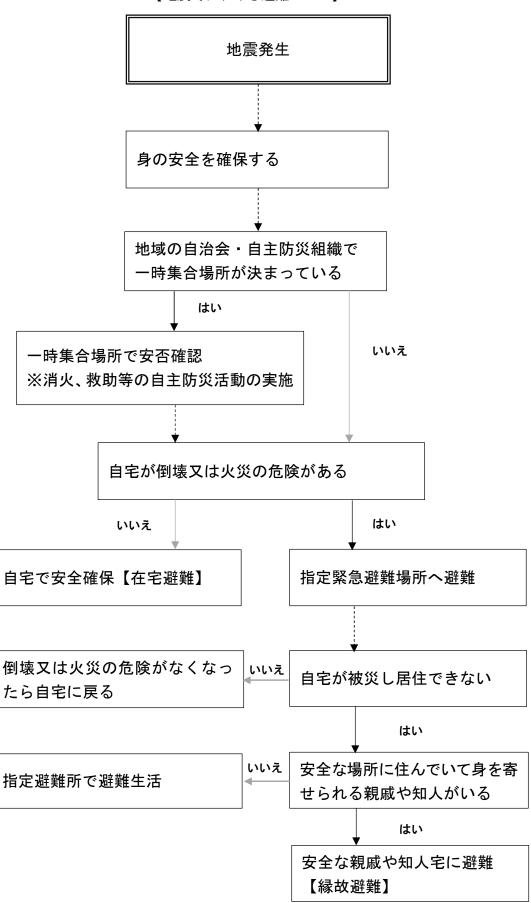
第2編 災害予防計画 第4章 避難救助体制の整備 第1節 避難体制の整備

【風水害・土砂災害等の場合の避難フロー】



第2編 災害予防計画 第4章 避難救助体制の整備 第1節 避難体制の整備

【地震時における避難フロー】



第4章 避難救助体制の整備

第2節 救急・医療・救助体制の整備

第2節 救急・医療・救助体制の整備

[健康医療部]

地震等の大規模災害時には、建物の倒壊等により多数の負傷者の発生が予想される。そのような災害に備えて、医療救護体制を整備する。

1 災害時医療体制の整備

- (1) 近隣市町、広域市町との医療救護に関する応援協定の締結に努める。
- (2) 医療救護所設置予定場所の確保

大規模災害時における多数の負傷者の発生に対応するため、医療救護所の設置予定場所をあらかじめ確保しておく。設置予定場所は以下の場所とし、災害状況に応じて設置場所を定める。

- ア 集中して負傷者が出ている地域
- イ 指定避難所
- ウ 市の公共施設
- エ その他、医療救護所の設置が必要な場所
- (3) 県災害医療地方本部となる東近江保健所、地域災害医療センターである近江八幡市立総合医療センター及び東近江医師会等市内医療関係機関と災害時の医療体制を確立するため、 平素から調整を図っておく。

2 医療施設・設備の整備

- (1) 医療機関と連携し、医療施設の耐震化を推進する。
- (2) 医療機関と連携し、医療施設の医療機器等の設置につき、転倒・転落防止対策を行うなど、大震災に耐えられるよう、整備を推進する。

市内医療施設一覧:資料編8-1参照

3 医薬品等の確保

(1) 病院等との在庫協定

市内の病院との医薬品在庫協定締結に努めるとともに、東近江医師会等に対し、医薬品・ 衛生材料等の在庫品積み増しについて協力を依頼する。

(2) 相互応援協定

近隣市町、広域市町との医薬品等供給に関する相互応援協定の締結に努める。

(3) 医薬品供給業者との協定

緊急な場合の医薬品等の供給に備えて、医薬品供給業者と医薬品等の供給に関する協定 の締結に努める。

- 第2編 災害予防計画
- 第4章 避難救助体制の整備
- 第3節 要配慮者支援体制の整備

第3節 要配慮者支援体制の整備

[福祉部、防災危機管理課、企画部、健康医療部、こども未来部、都市整備部] 災害時における高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者に対する避難支援は、 日頃から市民や自治会及び自主防災組織等の協力を得て、地域ぐるみの支援体制の構築に努め る。

また、避難行動要支援者避難支援を迅速かつ的確に行うため、その支援対策を重点的に具体 化した避難行動要支援者避難支援プランを策定し、取組を推進する。

1 要配慮者の避難支援

(1) 防災知識の普及

要配慮者及びその家族に対しては、パンフレット等の配布、地域の防災訓練等への積極的な参加などにより災害に対する基礎的な知識の普及に努める。

- (2) 避難支援体制の整備
 - ア 緊急通報システム等の整備

独居老人等の安全確保のため、緊急通報システムの整備やその円滑な運用に努める。

イ 災害時における要配慮者への情報伝達体制の確立

多様な手段を活用した情報伝達を行うとともに、自治会、自主防災組織等の避難支援 等関係者、福祉専門職等による複数の情報伝達系統を形成し、要配慮者への情報伝達体 制の確立に努める。また、情報の多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

ウ 安否確認体制の確立

自治会、自主防災組織等による災害発生時における要配慮者の安否確認体制の整備に 努める。

エ 生活支援体制及び健康管理体制の構築 要配慮者の特性に応じた支援体制及び健康管理体制の構築に努める。

- (3) 要配慮者に配慮したまちづくりの推進
 - ア 避難路の整備及び確保

社会福祉施設や避難所等に至るまでの避難経路を点検し、避難する際に障害となる箇所を抽出して、改善を図り避難路の安全確保に努める。特に、山間地域において生活道路となる国道及び県道については、県等に対して道路防災危険箇所の改善や迂回路の整備等を要望する。

イ 指定避難所のバリアフリー化

指定避難所となる施設については、施設利用、移動、情報伝達等について利用者の立 場に立ったバリアフリー化を図る。

ウ 誘導標識

指定避難所への誘導標識等に、外国語や絵文字(ピクトグラム)、ローマ字併記による標示等を付け加えるなど、要配慮者に配慮した誘導標識の整備に努める。

(4) 要配慮者向け生活用品・食料等の準備

食料品の備蓄は、要配慮者にも配慮したものとする。

- 第 2 編 災害予防計画
- 第4章 避難救助体制の整備
- 第3節 要配慮者支援体制の整備

備蓄が困難な場合は、民間企業等との協定締結などにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具など要配慮者に必要な生活用品等について確保に努める。 なお、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者自身が準備するよう周知を図る。

2 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難行動要支援者名簿の整備

「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、必要な範囲において内部で共有するものとする。

ア 名簿の対象者

在宅者のうち、以下の者とする。

- (ア) 要介護1~5の認定を受けている者
- (4) 身体障害者手帳1級、2級又は下肢、体幹、移動機能障害3級を有する者
- (ウ) 療育手帳のA1、A2を有する者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を有する者
- (オ) 人工呼吸器、在宅酸素、吸引器などを使用している難病患者で、滋賀県から情報提供があった者
- (カ) その他、支援が必要と思われる者
- イ 名簿に必要な情報

災害対策基本法第49条の10第3項及び第4項の規定により、情報を収集する。 なお、名簿に掲載する項目は、氏名(フリガナ)、生年月日、性別、住所又は居所、 世帯主、電話番号その他連絡先、避難支援を必要とする理由等とする。

ウ 名簿の更新

毎年1月1日を基準日として名簿を更新する。

(2) 名簿情報の提供

避難支援等に携わる関係者(消防機関、警察機関、自治会、民生委員・児童委員、社会 福祉協議会、自主防災組織及び地域支援者のこと。以下、「避難支援等関係者」という。) に対し、避難行動要支援者の同意を得た上で、平常時から避難行動要支援者の名簿情報を 提供する。

(3) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 避難行動要支援者に関する個人情報が、無用に共有又は利用されないよう指導する。
- ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを 十分に説明する。
- エ 避難行動要支援者名簿情報は、施錠可能な場所へ保管するよう指導する。
- オ 避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導する。
- 3 避難行動要支援者の支援体制の構築

- 第2編 災害予防計画
- 第4章 避難救助体制の整備
- 第3節 要配慮者支援体制の整備

(1) 地域における支援体制整備

避難支援等関係者など多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図るものとする。

(2) 個別避難計画の作成

市は、自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者、福祉専門職とも連携して、個別避難計画を作成するよう努める。この場合において、避難行動要支援者の心身の状況の変化、ハザードマップの更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。

ア市

避難行動要支援者及びその家族と避難支援等関係者に対し、個別避難計画の作成を支援する。

イ 地域

自治会及び自主防災組織等は、避難行動要支援者及びその家族とともに地域住民や福祉専門職等の協力を得て、個別避難計画の作成に努める。また、作成した個別避難計画に基づき、避難訓練等の実施に努める。

- ウ 市社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉サービス事業者等 市社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉サービス事業者等の福祉関係者は、個別避難 計画の作成に協力する。
- (3) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

4 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等に次の対策を指導する。

(1) 避難計画の策定

災害時における入所者の避難方法、職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した避難計画の策定を指導する。

(2) 防災訓練の実施

避難計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう各施設での定期的な防 災訓練の実施を指導する。

(3) 施設・設備等の安全点検

災害発生時に施設が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設の常時点 検、火気使用器具についての安全点検を指導する。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは不十分な場合がある。常に施設と地域社会との連携を密にし、 災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを指導する。

(5) 緊急連絡先の把握

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を指導す

第4章 避難救助体制の整備

第3節 要配慮者支援体制の整備

る。

(6) 避難確保計画の作成等

水防法に規定される洪水浸水想定区域及び土砂災害防止法に規定される土砂災害警戒区域にある施設の管理者は、風水害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」を作成し、市長へ報告する。また、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する。

5 滋賀県災害派遣福祉チーム(しがDWAT)との事前調整

要配慮者に対する福祉支援を行う滋賀県災害派遣福祉チーム(しがDWAT)と円滑な連携ができるよう、平時から関係団体等との協力体制の整備に努める。

- 第2編 災害予防計画
- 第4章 避難救助体制の整備
- 第4節 災害ボランティア活動の環境整備

第4節 災害ボランティア活動の環境整備

「福祉部〕

災害ボランティアは、災害時における被災者へのきめ細かな支援をはじめ、災害応急対策の 一翼を担っている。こうした災害時におけるボランティア活動の環境整備を図るため、以下の 取組を推進する。

1 災害ボランティアとの連携体制の整備

市社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体との連携を図り、平常時におけるボランティア意識の醸成、啓発、研修等の実施や登録制度の整備に努めるとともに、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制及び災害ボランティアと市・市民が連携・協働して災害対策に当たる体制等の整備を推進する。

2 災害ボランティアコーディネーター等の育成

県、市社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアコーディネーターの役割を担う人 材の育成を推進する。このため、災害時の対応ノウハウに関する研修等を日本赤十字社滋賀 県支部等の協力を得て実施する。

3 災害ボランティアセンター活動環境の整備

市社会福祉協議会と連携して、災害時のボランティアの活動拠点として、東近江市福祉センターハートピアに設置する災害ボランティアセンターの活動環境を整備する。災害ボランティアセンターの具体的な運営方法等について、市社会福祉協議会が県災害ボランティアセンターと連携した運営計画や「災害時のボランティア活動マニュアル」の作成等、災害時の体制を整備しておくものとする。また、安全な災害ボランティア活動環境を整備するため、市及び社会福祉協議会は、県と協力してボランティア保険制度について周知し、活用促進を図る。

4 ボランティア活動のPR

災害時におけるボランティア活動の重要性を踏まえ、「防災とボランティアの日(1月17日)」、「防災とボランティア週間(1月15日~21日)」における各種イベント、ボランティアに関する各種研修、講座等の開催等を通じ、ボランティア意識の醸成及び啓発を図る。

5 専門ボランティアの環境整備

県、市社会福祉協議会等と連携して、災害時に専門ボランティアの円滑な受入れを確保するため、以下の取組を推進し専門ボランティアの環境整備を図る。

- (1) 専門ボランティアの登録促進
- (2) 専門ボランティア受入要領の整備

第2編 災害予防計画 第5章 防災力の向上 第1節 自主防災組織の整備

第5章 防災力の向上

第1節 自主防災組織の整備

「防災危機管理課]

大規模災害が発生した場合には、通信又は交通の途絶等の悪条件が重なり、地域によっては 充分に即応できない事態の発生が予想されるため、被害の防止又は軽減を図るために、市民に よる防災活動が必要となる。

平素から地域単位の自主防災組織の育成及び整備並びに組織率の向上及び活動の活性化を推進する。その際、女性の参画促進に努める。

1 自主防災組織の組織率の向上と活動支援

(1) 自主防災組織の組織率向上

ア 自主防災組織の整備

既存の自主防災組織に加え、自主防災組織未結成の自治会への働きかけを強め、自主 防災組織の整備を積極的に支援する。

イ 普及啓発活動の実施

県やまちづくり協議会と連携し、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等により、市民や自治会に自主防災組織の重要性を啓発する。

- ウ 自主防災組織の活動内容
 - (ア) 平常時
 - a 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
 - b 情報収集・伝達、安否確認、初期消火、避難、救助・救護、避難所運営等の防災 訓練の実施
 - c 資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
 - d 地域の災害危険性の把握、避難施設及び避難経路の周知等
 - e 避難行動要支援者の個別避難計画の作成
 - (4) 発災時
 - a 安否確認
 - b 初期消火の実施
 - c 情報の収集・伝達
 - d 救助・救護の実施及び協力
 - e 集団による避難の実施
 - f 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
 - g 要配慮者に対する避難支援、安全確保等
- (2) 自主防災組織への活動支援

自主防災組織の結成及び活動を支援し、資機材の整備等について助成する。

資機材については、市の「東近江市自主防災組織補助金交付要綱」、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業等の制度を活用して、災害時の活動に必要な資機材を自主防

第2編 災害予防計画 第5章 防災力の向上 第1節 自主防災組織の整備

災組織単位に配置する。

東近江市自主防災組織育成事業補助金交付要綱:資料編1-3参照

(3) リーダーの養成

県と連携して、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施することにより、自主防災組織活動の活性化を図る。その際、講習内容が男女共同参画の視点を取り入れたものとなるとともに、女性リーダーの育成につながるよう配慮する。また、各種地域コミュニティ活動の中心的な人材や元消防職員、元警察官、元自衛官等を発掘し、研修や訓練等を通じリーダーの育成を図る。

(4) 自主防災組織の災害対応力強化

自主防災組織による防災訓練の実施を支援し、災害対応力の強化に努める。

2 事業所防災活動の推進

事業所は、その社会的な責任を自覚して、事業所防災体制の充実・強化に努めるとともに、 地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と連携した防災体制の整備を推進するもの とする。

特に、企業においては、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、 事業の継続並びに地域貢献及び地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重 要業務を継続するための事業継続計画を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、 防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直し等を実施 するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

市は、県と連携し、こうした取組に資する情報提供等を進め、今後特に重要となる事業継続計画策定を要請する。

第2編 災害予防計画 第5章 防災力の向上 第2節 防災知識の普及

第2節 防災知識の普及

[防災危機管理課]

災害時において被害を軽減し、応急対策活動を円滑に行うため、防災関係機関、団体及び施設の管理者並びに市民等に対する防災知識の普及及び市民が自らを守る(自助)とともに、お互いに助け合う意識(共助)を啓発するため、以下により防災知識の普及活動を実施する。

1 防災知識の普及事項

- (1) 災害と気象予警報に関すること。
- (2) 過去の災害の紹介
- (3) 言い伝えや教訓の継承

市は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、災害の教訓等を大人から子どもへ語り継ぐ機会を設け、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

- (4) 地域防災計画の概要
- (5) 災害予防に関すること。
 - ア 住宅の耐震化
 - イ 家具類の転倒及び落下防止措置
 - ウ 火気使用器具の点検整備
 - エ 消火器及び防火用水の準備
 - オ 非常用飲料水及び食料の備蓄
 - カ 救急医療品の備蓄
 - キ 生活必需品及び防災用品の備蓄
 - ク 防災講習会及び訓練への参加
 - ケ 家庭内での防災についての話し合い
 - コ 自主防災組織への積極的な参加
 - サ 避難施設の確認及び避難方法
 - シ その他災害予防に必要な事項
- (6) 災害時の心得
- (7) ボランティア活動のPR

2 防災知識の普及方法

- (1) 防災に関する講習会及び説明会の開催
- (2) 市広報紙等の印刷物による防災知識の普及
- (3) 防災マップによる防災知識の普及
- (4) 映画、スライド等による防災知識の普及
- (5) 防災情報告知放送システム、テレビ、ラジオ、インターネット等による普及
- (6) 火災予防運動を通じた火災予防知識の普及
- (7) 水防月間 (5月) を通じた水防意識の啓発と高揚
- (8) 土砂災害防止月間 (6月) を通じた土砂災害知識の啓発
- (9) 学校教育及び社会教育における防災知識の普及

第2編 災害予防計画 第5章 防災力の向上 第3節 防災訓練の実施

第3節 防災訓練の実施

[防災危機管理課]

市には、災害対策基本法に基づき、災害発生を未然に防止し、災害による被害を最小限に留め、市域における防災活動を円滑に実施する責務がある。また、「自助・共助・公助の役割分担」を踏まえ、市民及び自主防災組織は、災害時に応急対策を自主的に実施できるように、日頃から知識や技術を体得することが必要である。特に、大震災等の場合、市民の役割は極めて大きな比重を占めると考えられる。

以上の観点から、大震災等の非常事態を想定した防災訓練を系統的に実施することとする。

1 総合防災訓練

市民、自治会、自主防災組織、まちづくり協議会、防災関係機関等の参加による総合防災訓練を実施する。

2 各機関実施の訓練

- (1) 水防訓練: 増水時等水害が発生した場合を想定した地域住民相互の合同訓練の実施
- (2) 消防訓練:同時多発火災等を想定した他市町との合同訓練の実施
- (3) 学校、病院、福祉施設等における訓練
- (4) 工場、大型店舗、商店街等における訓練
- (5) 自主防災組織の訓練
- (6) 地域ごとの防災訓練
- (7) 土砂災害に関する防災訓練:土砂災害警戒区域等における情報伝達訓練及び避難訓練 の実施

3 機能別訓練

市職員向けには実地訓練と併せて図上訓練を実施する。

4 消防団教育訓練

消防教育基準に基づき、以下により消防団の教育訓練を実施するものとする。

(1) 学校教育

消防団員の学校教育については、県消防学校において実施するものとする。

- (2) 消防訓練
 - ア 消防用機械器具操法訓練
 - イ 消防用機械操作放水訓練
 - ウ 非常招集訓練
 - 工 人命救助訓練
 - 才 飛火警戒訓練
 - カ 通信連絡訓練
 - キ 破壊消防訓練
 - ク 出動訓練
 - ケ その他の必要な訓練

第2編 災害予防計画 第5章 防災力の向上 第4節 文化財の災害予防対策

第4節 文化財の災害予防対策

[文化スポーツ部]

文化財は、貴重な国民共有の財産であり、文化財保存のためには、万全の備えが必要である。 このため、文化財の現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策計画の策定、施設 整備の推進、保護の普及、訓練及び現地指導を強化する。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに文化財の維持管理に当たるものとし、勧告、指導及び助言は、国指定のものにあっては、文化庁長官若しくはその権限を委任され、又は指示を受けた県が行う。県指定のものにあっては、県又は指示を受けた市が行う。市指定のものにあっては、市が行う。

指定文化財:資料編12-2参照

(1) 立入検査

文化財保護対象物については、定期的あるいは随時に立入検査を実施し、防災に関する 指導を行う。

(2) 保護の普及及び訓練

文化財保護強調週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者又は管理者、市民(特に文化財付近の一般家庭)、見学者等に対して、文化財愛護の高揚を図るため、啓発活動を展開する。

(3) 自主防災管理体制の強化

防火管理者等に対して、防火研修会、講演会等を通じて、地震対策及び防災管理体制の 確立を指導する。

(4) 文化財防火施設の整備拡充

文化財保護対象物に対して、警備設備、消火設備、避雷設備、防火壁、消防車進入道路、保存庫等防災施設の設置及び改修について、国庫補助金、県補助金等により整備拡充の促進を図る。

(5) 自衛消防隊の育成

自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図る。

(6) 火気の使用制限等

文化財保護対象物の建造物付近においては、たき火又は喫煙の制限について市民に周知 し、出火防止を図る。

ライフライン施設等の災害予防対策 上下水道施設災害予防対策 第6章

ライフライン施設等の災害予防対策 第6章

上下水道施設災害予防対策 第1節

「水道部]

水道施設の応急対策

水道施設の耐震化を推進し、災害による水道施設の被害軽減と飲料水確保を図るため、日 頃から導水管、浄水施設、送水管、幹線配水管等の水道施設を整備点検し、円滑な給配水に 努める。

なお、災害による水道諸施設の被害の実態に応じて適切な送水が行えるよう、あるいは、 甚大な被害を受けて一時的に送水不可能になった場合においても、迅速な応急措置による給 水が可能となるように、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

- (1) 浄水場、配水池、管路、消火栓等の主要施設の点検と補修改良に努める。
- (2) 老朽管の布設替えを可能な限り推進し、管路の耐震性の向上に努める。
- (3) 各配水系統間の相互連絡を図る。
- (4) 配管、水質、機械、電気等の技術者及び配管、給水装置等の作業員の確保を図る。
- (5) 復旧用資機材の備蓄を図る。
- (6) 水道台帳や管路網図等の図面について電子化等を含めた整備を推進する。
- (7) 応急給水及び復旧体制の整備を図る。
- (8) 緊急措置訓練を実施する。
- (9) 緊急時の飲料水供給施設の整備を図る。
- (10) 他市町の水道事業との間で相互応援体制を整備する。
- (11) 水道工事指定業者との応援協定締結を推進する。

備蓄一覧:資料編4-2参照

下水道施設の応急対策

下水道施設は、市民の快適で衛生的な生活に欠かせないものであり、災害による被害の軽 減を図るため、災害に強い下水道施設及び災害時の応急体制を整備する。

- (1) 処理場及び中継ポンプ施設の整備 災害に備えるため、非常用発電機の点検に努める。
- (2) 管路施設の整備

管路施設は、災害によって広い範囲に閉塞、陥没等の被害が分散して生じやすいため、 日頃の点検等による異常の早期発見と補修を図りながら、管路の耐震性の向上に努める。

(3) 資機材の備蓄

災害により被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるように、復旧資機材の備蓄に努 める。

(4) 緊急時措置訓練の実施

緊急時措置の迅速、確実な実施を図るため、災害発生を想定して情報収集及び伝達、応 急措置等を含めた訓練実施に努める。

第2編 災害予防計画 第6章 ライフライン施設等の災害予防対策 第1節 上下水道施設災害予防対策

(5) 下水道関係業者との応援協定締結

緊急時における迅速な復旧を図るため、汚水収集運搬業者と災害時における応援協定締 結を推進する。

備蓄一覧:資料編4-2参照

(6) 災害用マンホールトイレの設置

災害時に断水等で水洗トイレが使用できなくなった場合に備え、災害用マンホールトイ レを整備する。

- 災害予防計画
- ライフライン施設等の災害予防対策 電力施設災害予防対策 第6章
- 第2節

第2節 電力施設災害予防対策

[関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社]

電力供給施設は、市民が日常の生活を営む上で欠くことのできない施設である。

このため、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、電力供給施設の耐震化等を推 進し、災害による被害を最小限にとどめるよう、災害予防対策を推進する。また、大地震発生 時の同時多発火災等を防ぐため、家庭での防災対策について啓発活動を実施する。

(1) 電気設備の災害予防

電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、台風、洪水、雷、雪害、 地震等別に災害予防対策を実施する。

- ア 風水害対策
- 雷害対策 イ
- ウ 雪害対策
- 地震対策 工
- 才 通信設備対策
- 力 電気施設予防点検
- (2) 災害対策用資材の確保及び輸送力の確保体制の確立
 - ア 所要資材需給計画の策定
 - イ 在庫流用を含む調達及び保有
 - 輸送計画の策定 ウ
 - エ 運搬業者及び道路状況の把握
 - オ 道路啓開、電気設備等の復旧に係る相互連携及び協力に関する協定の締結による協力 体制の確立
- (3) 防災意識の高揚及び訓練

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、職員の防災意識の高揚を図り、災害 対策を円滑に推進するため、防災訓練を積極的に実施する。

ライフライン施設等の災害予防対策 ガス施設災害予防対策 第6章

第 3 節

第3節 ガス施設災害予防対策

都市ガス施設災害予防対策

「大阪ガス株式会社]

被災地域でのガス供給の確保とガスによる二次災害防止を目的として、ガスの製造供給に 係る設備面及び運用面について総合的な震災予防対策を推進する。

(1) 耐震性の確保

ア 定期点検による機能維持

ガス事業法に基づく保安規程に従って、ガス施設の定期点検を行い、耐震上重要な部 分の状況を把握し、所与の機能を維持する。

イ 耐震性の強化

導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイル管及び鋼管並びにポリ エチレン管を採用する。

(2) 二次災害防止のための設備

ア 供給区域のブロック化

地震による家屋被害、ガス導管被害、広域災害等に起因するガスによる二次災害を防 止するため、被害集中地区のガス供給を面的に停止できるよう供給区域のブロック化を 行う。

イ ブロックの供給停止システム

地震発生時に被害集中地区のブロック化を迅速に行うため、一定以上の地震動になる と自動的に遮断する感震遮断装置の設置を推進する。

ウ 屋内ガス設備対策

地震発生時に使用中のガス器具による二次災害の発生を防止し、また、屋内ガス管の 被害によるガス漏れ等を防止するため、一定以上の地震動になった場合に、ガスメータ ーでガスを遮断するマイコンメーターの導入を図っている。

(3) 情報収集設備

ア 地震計の設置

地震発生時の応急対策活動を効果的に行うために、各事業所の主要な地点に地震計を 設置しており、更に増設を推進する。

イ 無線通信網の拡充

各事業所間の回線を無線化するとともに、運用面について下記項目を推進していく。

- (ア) 移動無線系による通信体制の強化
- (イ) 非常通信協議会との相互協力体制の充実
- (ウ) 緊急時の通信統制のルール化

(4) 災害対策体制の強化

地震発生時の対策本部設置等、組織体制及び初期活動要領を定める。

(5) 震災訓練の実施

地震発生時の災害応急活動を迅速確実に遂行するため、通信連絡体制の確立、要員の動

- 災害予防計画
- ライフライン施設等の災害予防対策 ガス施設災害予防対策 第6章
- 第3節

員体制の確認等を目的とした地震対策訓練を毎年実施する。また、各事業所においては、 応援体制、設備の応急修理その他日常業務を通じて訓練を実施するとともに、緊急事故対 策要領に従って各種事故処理訓練(関係機関との合同訓練を含む)を行う。

(6) 広報活動の充実

ガスによる二次災害を防止するため、平素から需要家に対し次の事項について周知を図 る。

- 元栓の閉止等、地震が発生した場合にガス器具に関してとるべき措置
- ガス漏れ等の異常に気付いた場合の措置
- ウ その他災害予防に必要な事項

液化石油ガス施設災害予防対策

[液化石油ガス販売事業者]

LPガス供給設備等については、災害発生の未然防止に努めるとともに、災害時における 被害を最小限に止めるため、平常時においても、LPガス供給設備の維持管理並びに教育訓 練と併せて防災知識の高揚を図る。

(1) 保安体制

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液化石油ガス法」と いう)に基づき「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るため、液化石油ガス販 売事業者は、保安体制及び非常体制の具体的措置を確立する。

(2) LPガス施設対策

ア LPガス製造設備

新設設備は、高圧ガス製造設備の技術上の基準及び製造設備等耐震設計指針に基づき 耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するための設備の重要 度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ LPガス供給設備

液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス法に基づき供給設備の定期点検を実施する とともに、災害防止のため震度5以上で遮断機能を搭載したマイコンメーターでガスの 自動遮断を行う。

ウ LPガス消費設備

液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス法に基づき消費設備の定期調査を実施する とともに、災害防止のためガス漏れ警報機の設置促進とヒューズコック等への取替え促 進を行いガス漏れの未然防止を行う。

(3) 連絡·通報

災害時の情報連絡を迅速に行えるよう整備するとともに、大型供給設備については遠隔 監視ができるよう連絡通信設備を整備する。

(4) 資機材の整備

被災地の使用者に対し早急に復旧又は応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、そ の点検を行う。

(5) 教育訓練

ライフライン施設等の災害予防対策 ガス施設災害予防対策 第6章

第3節

液化石油ガス販売事業者の防災意識の高揚を図り、LPガスに係る災害発生の防止に努 めるため災害措置に関する専門知識、関係法令及び保安技術について液化石油ガス販売事 業者に対する教育を実施する。

(6) 広報活動

ア 消費者に対する周知

消費者に対し、LPガスの性質、使い方、ガス漏時の注意事項等について周知する。

イ 液化石油ガス設備士に対する周知

液化石油ガス設備工事の際、ガス設備の損傷による災害を防止するため、LPガス供 給設備並びにLPガス消費設備の損傷防止に関する知識の普及を図る。

ライフライン施設等の災害予防対策 通信施設災害予防対策 第6章

第4節

第4節 通信施設災害予防対策

[西日本電信電話株式会社、東近江ケーブルネットワーク株式会社等]

電話等電気通信施設は、災害時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達並びにパニックの発生防 止及び防災関係機関の応急対策に大きな役割を果たす。このため、電話等電気通信施設の耐震 化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるようバックアッ プ通信施設の整備を図るよう、電気電信事業者は、以下の災害予防対策を実施する。

- (1) 電気通信施設の整備
 - 電気通信設備等に対する防災設計
 - 通信網の整備、多重化等による代替性の確保
- (2) 災害対策用機器及び車両の配備

災害発生時において、通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管 場所及び数量を指定し、応急対策用の機器、機材、車両等を配備する。

(3) 災害時措置計画の作成

災害時等において、通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、 交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成しておくものとする。

- (4) 防災用資材及び物資の備蓄と移送計画
 - ア 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、緊急に必要となる資材及び物資について、 あらかじめその品名及び数量を定め、保管場所を指定し、備蓄するように努める。
 - 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材、物 資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両の種類及び数量 並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておく。
- (5) 災害による被害を回避又は最小限にとどめるため下記の措置を実施
 - ア 情報連絡体制の強化・充実
 - イ 関係設備の監視強化・充実
 - 関係設備の点検整備 ウ
 - エ 応急復旧用機器、資材等の把握及び防御
 - オ 回線等の応急措置の準備
 - 災害発生危険設備の補強及び防御 カ
 - 工事中設備の防御及び二次災害防止策の実施 キ
 - 社員等の非常呼び出し及び出動体制の確立

鉄道施設災害予防対策 第5節

[西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、近江鉄道株式会社] 西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び近江鉄道株式会社は、災害を防止する ため、線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査し、災害等異常時においても常 に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

ライフライン施設等の災害予防対策 危険物施設等の災害予防対策 第6章

第6節

第6節 危険物施設等の災害予防対策

「東近江行政組合消防本部、液化石油ガス取扱機関、危険物関係施設管理者〕 **危険物施設(製造所、貯蔵所及び取扱所)における危険物の貯蔵及び取扱い並びに運搬の形** 態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、複雑化かつ大規模化している。

このような危険物施設等の災害を防止するため、消防本部及び県と連携して、危険物等施設 の管理者に対して、施設の適正な維持管理計画の樹立と危険物施設等の保安管理の徹底を指導 する。

1 災害予防措置

消防本部は、危険物貯蔵所、防火対象物等の予防査察及び災害予防上必要な措置について は、消防法(昭和23年法律第86号)の定めるところにより実施する。

2 危険物等施設の対策

消防本部は、危険物による火災は燃焼速度が著しく速く、短時間に広範囲に燃え広がる危 険性と消火が非常に困難であるという特性を考慮して、次の対策を指導する。

- (1) 危険物施設の適正な維持管理及び正しい危険物の貯蔵取扱いに努める。
- (2) 事故事例を研究し、事前検討を行う。
- (3) 危険物取扱者を対象に講習会及び研修会を実施し、保安教育を行う。
- (4) 危険物災害発生を防止することを目的として危険物取扱い事業所等が組織している協 会を通じて、関係者の自発的な防火意識の高揚を図る。
- (5) 立入り検査時、各種火災予防運動週間等に計画的な指導を行う。
- (6) 大地震発生時の危険物災害に即応する設備、資機材等の整備
 - ア 危険物火災等に備え、化学消火剤、設備、資機材等の備蓄を管理者に指導する。
 - イ 化学消火剤、設備、資機材等を保有する施設、民間業者等の実態を把握する。

液化石油ガス対策

消防本部は、液化石油ガス供給設備など、貯蔵タンクでのガス漏れ等の事故を防止するた め、次の対策を指導する。

- (1) 滋賀県高圧ガス保安協会等の関係機関との緊密な連絡の徹底
- (2) 消防法第4条の規定に基づく立入検査等 事業所での保安管理、災害時の応急措置体制の確立等についての防火指導を実施する。

火薬類対策

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の強化並びに火薬類取締法に 規定する基準の遵守及び保安教育の徹底を図るものとする。

- (1) 火薬類製造所等の所有者等に対し、法令に規定する基準に当該施設を維持させるなど保 安の監督指導を行うものとする。
- (2) 必要に応じて、保安体制の確立を図るように指導するものとする。

5 毒物劇物対策

毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 203 号)で指定されている毒物・劇物は、毒性の 強い物質である。災害時における小事故でも初期の扱いを誤った場合は、大規模な事故につ ながる可能性があるため、保安体制の強化並びに毒物及び劇物取締法に規定する基準の遵守

第6章 ライフライン施設等の災害予防対策 第6節 危険物施設等の災害予防対策

及び保安教育の徹底を図るものとする。

- (1) 県及び消防本部は、「毒物劇物営業者等」及び「要届出業務上取扱者」に対し、製造所、 営業所若しくは店舗又は研究所の外への飛散、漏れ、流出又はこれらの施設の地下にしみ 込むことを防ぐのに必要な措置を講じるよう監督指導を行うものとする。
- (2) 県は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物又は劇物の販売業者若しくは特定毒 物研究者から必要な報告を徴し、適切な管理等の徹底を指導する。

原子力発電施設以外の放射性物質対策

原子力発電施設以外の放射性物質取扱施設及び事業所の把握に努める。災害時における放 射性物質の漏洩を防止するため放射性物質の管理者に対し、保安体制の強化及び保安教育の 徹底を図るものとする。

第2編 災害予防計画 第7章 個別の災害予防対策

第1節 水害予防対策

第7章 個別の災害予防対策

第1節 水害予防対策

[防災危機管理課、都市整備部、農林水産部、商工観光部]

本市の区域を流れる主要河川は、日野川、愛知川、蛇砂川(八日市新川)及び大同川の4河川であり、日野川の支川に佐久良川、愛知川の支川に加領川がある。

この内、日野川及び愛知川は、水防法に基づく洪水浸水想定区域が指定されている。また、 琵琶湖についても水防法に基づく洪水浸水想定区域が指定されている。

洪水浸水想定区域:資料編10-4参照

一方、蛇砂川は、水防法に基づく洪水浸水想定区域が指定されていないものの、地先の安全 度マップでは周辺の広い範囲の地域に浸水をもたらすと想定されており、集中豪雨時には氾濫 し、市街地に浸水被害をもたらす危険性が高い。

このような水害の危険性の高い地域において、市民の生命を守るため、河川整備を推進し、風水害時における警戒避難体制を整備する。

重要水防区域(河川):資料編10-1参照

1 河川対策

(1) 蛇砂川 (八日市新川) の河川改修促進

集中豪雨による市街地の浸水被害を解消するため、県による蛇砂川 (八日市新川) 河川 改修の促進を図る。

- ア 近江八幡市西生来町地先から本市市辺町地先にかけた捷水路(バイパス)と現況河道の 整備
- イ 河道の屈曲が著しい区間における河道線形の是正
- ウ 本市尻無町付近で蛇砂川の洪水を分流し愛知川へ放流する八日市新川の整備
- (2) 愛知川の河川改修促進

愛知川の洪水浸水想定区域が本市の八日市、永源寺、五個荘、愛東、湖東及び能登川地 区に指定されており、台風や集中豪雨時に河川が決壊又は溢水した場合、大規模な水害が 発生する危険性があり、県による愛知川河川改修の促進を図り、浸水被害の回避を図る。

- ア 河道の掘削及び樹木伐採による流下能力の向上
- イ 堤防の補強
- (3) 日野川の河川改修促進

日野川の洪水浸水想定区域が本市の蒲生地区に指定されており、台風や集中豪雨時に河川が決壊又は溢水した場合、大規模な水害が発生する危険性があり、県による日野川河川 改修の促進を図り、浸水被害の回避を図る。

- ア 河道の掘削による流下能力の向上
- イ 中流部の蛇行区間の河道改修による水害発生リスクの軽減
- (4) 洪水浸水想定区域における警戒避難体制の整備

市は、水防法に基づき、洪水浸水想定区域の指定がある河川について、ハザードマップ 等により洪水浸水想定区域を住民に周知するとともに、当該洪水浸水想定区域ごとに以下 の事項について定める。

- 第2編 災害予防計画
- 第7章 個別の災害予防対策
- 第1節 水害予防対策
 - ア 水位到達情報の伝達方法
 - イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ウ 洪水浸水想定区域内の主として要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な 避難の確保を図ることが必要な施設の名称及び所在地。また、ウに該当する要配慮者利 用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の 確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組 織の業務に関する事項等を定めた計画(「避難確保計画」)を作成するとともに、当該計 画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画等については市に報告 する。さらに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を毎年実施する。

要配慮者利用施設一覧:資料編8-2参照

2 ため池対策

市内のため池は、老朽化傾向がみられ災害の発生する危険がある。決壊等の災害が発生した場合、農業被害にとどまらず、公共施設、人家等にも及び、人命被害の発生する危険もある。よって、ため池の決壊等による災害を防止するため、以下のため池対策を推進する。

防災重点農業用ため池:資料編10-2参照

(1) ため池管理者への点検及び対策の指導

毎年、定期的にため池点検を実施し、異常が確認されれば必要な対策を講じるように指導する。

なお、震度4以上の地震が発生した場合は、堤高15m以上の防災重点農業用ため池、また、震度5弱以上の場合は、全ての防災重点農業用ため池^注について、管理者は緊急点検を実施し、その結果を24時間以内に市農村整備課へ報告するよう指導する。

- 注)防災重点農業用ため池: 決壊した場合、下流域へ大きな影響を及ぼすおそれがあるもので市内 25 箇 所を指定
- (2) 危険箇所の把握

ア 老朽化したため池は、平常時からパトロールを行い、危険箇所を把握する。

イ 災害発生時又は発生のおそれのあるときには、危険箇所の緊急点検を実施する。

(3) 耐震対策の実施

地震による堤体の決壊に伴う被害を防止するため、耐震調査と必要な対策を防災重点農業用ため池について実施する。

(4) ため池等整備事業の推進

防災重点農業用ため池について老朽化等により危険な箇所が発生した場合は、応急対策 に加えてため池等整備事業(国庫補助金)等を活用した整備を推進する。

(5) ため池ハザードマップの活用

全ての防災重点農業用ため池について決壊した際の浸水区域や避難経路などを示したため池ハザードマップを市ホームページに掲載し、農村地域の防災・減災対策に活用する。

3 農業用河川工作物対策

農業用河川工作物(頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。)で築造後の年数が経過したものについては、周辺地域の自然的、社会的条件の変化等に起因して、ぜい弱化している。河川増水時に災害の発生するおそれのあるものについては、災害を未然に防止するため、

第7章 個別の災害予防対策

第1節 水害予防対策

整備補強等の改善措置を講じる。

4 ダム対策

本市には、農業用ダムとして愛知川上流永源寺地区に県管理の永源寺ダム(関西電力の発電にも利用)が設置されており、洪水調節機能の強化に当たり出水期間に気象予測等から洪水発生が予測される場合(基準降雨量を超える場合)、事前放流や時期ごとの貯水位設定を行うこととされている。市は、県に対し、堤体の安全度の向上、耐震点検、整備等を要請していく。また、本市に関係するそのほかのダムを含めて、洪水時等に適切な連絡体制をとる。

- (1) 保守管理の徹底
- (2) 洪水予備警戒時、洪水警戒時、洪水時の安全管理措置の徹底

5 市街地の浸水対策

市街地の浸水を解消するため、雨水排水施設の整備を図る。

6 奥永源寺地域の河川増水対策

一級河川愛知川の上流部である奥永源寺地域では、近年、山間部への集中豪雨による急な河川増水で人命に影響を及ぼす危険が生じており、住民、事業者等と連携して、河川利用者、 キャンプ客等への啓発を行い、水難事故の防止を図る。

第7章 個別の災害予防対策

第2節 土砂災害予防対策

第2節 土砂災害予防対策

[都市整備部、農林水産部、防災危機管理課]

山地崩壊地、崩壊危険箇所、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における災害発生に備えるとともに、災害を未然に防ぐ事業の推進を図る。

なお、土砂災害特別警戒区域については、災害の防止を図る観点から市街化の抑制を図る。

1 治山事業の推進

- (1) 治山事業
 - ア 保安林を対象として、山地崩壊地、崩壊危険箇所等において、治山施設を整備すると ともに森林の維持造成を図るため、造林及び保育事業、保安林改良事業等を実施する。
 - イ 復旧治山事業及び保安林整備等の事業を実施するとともに、人家裏山等の災害に対しては、林地崩壊防止事業、災害関連山地災害危険地区対象事業等を実施する。
- (2) 治山調査

災害危険箇所を定期的に調査し、地震が発生したときは、緊急調査等を行う。

山地災害危険地:資料編10-6参照

2 土石流対策の推進

- (1) 土石流対策
 - ア 土石流災害による被害を未然に防止又は軽減するため、砂防事業の促進を図る。また、 危険地区に対して降雨状況を速やかに把握する措置等を講じる。

なお、特に指定避難所の設定が困難で孤立する可能性が高い山間部において、危険区域に公共施設が係る地域は、指定避難所として利用可能な公共施設を確保するため、優先してハード対策を実施するよう県に要請を行う。

- イ 砂防指定地にえん堤及び流路工をはじめ各種砂防工事を県に要請する。
- (2) 土砂災害の発生が予測される危険箇所の巡視等
 - ア 土砂災害の危険箇所を把握するため、適宜、危険箇所を巡視する。
 - イ 災害危険箇所に変化が見られる場合、専門家等による調査等を実施する。
 - ウ 大規模地震が発生した場合は、災害危険箇所の緊急調査を実施する。

土砂災害危険箇所:資料編10-5参照

3 急傾斜地災害予防対策の推進

(1) 事業の実施

危険度・重要度の高い土砂災害警戒区域を中心として、急傾斜地崩壊対策工事を実施し、 市域の保全を図る。

なお、特に指定避難所の設定が困難で孤立する可能性が高い山間部において、危険区域 に公共施設が係る地域は、指定避難所として利用可能な公共施設を確保するため、優先し てハード対策を実施するよう県に要請を行う。

(2) 急傾斜地の周知

平素から、急傾斜地に関する資料 (ハザードマップ)等を市民に対して提供し、土砂災害警戒区域の周知徹底と、防災知識の普及に努める。

(3) 急傾斜地の崩壊による危険箇所の巡視等

ア 急傾斜地危険箇所を把握するため、適宜、危険箇所を巡視する。

- 第2編 災害予防計画
- 第7章 個別の災害予防対策
- 第2節 土砂災害予防対策
 - イ 災害危険箇所に変化が見られるときは、専門家等による調査等を実施する。
 - ウ 大規模地震が発生した場合、災害危険箇所の緊急調査を実施する。

土砂災害危険箇所:資料編10-5参照

4 土砂災害警戒区域警戒避難対策

土砂災害防止法第7条の規定に基づく土砂災害警戒区域における警戒避難対策を確立し、 地域住民の安全に万全を期す。また、土砂災害ハザードマップの配布等により、市民に対し 土砂災害警戒区域に関する情報、避難情報の発令及び伝達方法、指定避難所等の周知を図る。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域:資料編10-7参照

(1) 土砂災害警戒情報等の伝達方法

土砂災害警戒区域内にある自治会に対しては、避難情報を市から各自治会長等へ伝達し、 地域住民の迅速な避難を確保する。また、地域住民に対しては、防災情報告知放送システム等により土砂災害警戒情報や避難情報を速やかに伝達し、迅速な避難を確保する。

(2) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域にある自治会の土砂災害に関して安全な避難施設、避難経路、避難誘導体制等をあらかじめ確定し、周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。

指定緊急避難場所・指定避難所:資料編6-1参照

(3) 防災上の配慮を要する者が利用する施設の安全確保

主として要配慮者等の防災上の配慮を要する者が利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合、土砂災害警戒情報や避難情報を市から施設管理者へ迅速に伝達し、利用者等の安全確保を図る。(市から施設管理責任者への電話連絡網又は防災情報告知放送システムによる。)また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難訓練その他の措置に関する計画を作成し、市に報告する。さらに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を毎年実施する。

要配盧者利用施設一覧:資料編8-2参照

(4) ハザードマップの作成

土砂災害警戒区域内の住民、要配慮者利用施設の管理者等に対し、土砂災害警戒区域を示したハザードマップの配布等により、土砂災害に対する危険性を周知する。

第2編 災害予防計画

第7章 個別の災害予防対策

第3節 火災予防対策

第3節 火災予防対策

[防災危機管理課、企画部、農林水産部、東近江行政組合消防本部、消防団]

1 火災予防

火災の発生を未然に防止し、又は一旦火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、市及 び消防本部は、火災予防及び消防体制の整備を図る。併せて、同時多発火災及び大規模延焼 火災に備える。

- (1) 予防消防の強化充実
 - ア 火災予防に関する普及宣伝

火災発生及び拡大を最小限に抑えるため、市民に対して防火思想の普及及び災害時の 火災予防の徹底を図る。

イ 地形・建物等の状況及び水利の調査

管内全域にわたり、地形、道路、建物等の状況や水利の実態を把握するため、定期的 に調査を行う。

ウ 火災予防査察体制の強化

消防法第4条及び第16条の5の規定に基づき、消防対象物へ立ち入って検査等を行い、火災の発生を未然に防止する。

- (7) 定期予防查察
- (4) 特別予防査察
- エ 指定防火対象物に対する火災予防の徹底

学校、病院、事業所、興業場等その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防 火管理者を選任しなければならない防火対象物 (消防法第8条の規定)及び消防用設備 を設置することを義務づけられている防火対象物 (消防法第17条の規定)の関係者に 対し、自主防火管理及び自衛消防体制の指導強化を図る。

(2) 消防力の整備強化

ア 消防組織の充実

- (ア) 消防組織の充実並びに消防団員の確保に努める。
- (イ) 火災における初期消火が特に重要であることから、自主消防組織、自警団、女性防 火クラブ等の結成及び育成強化を図る。
- (ウ) 同時多発火災や延焼に備え、消防隊の編成及び移動並びに相互応援協定締結市町の 応援を受けた場合の活動体制について検討する。
- イ 消防団員の育成及び教育訓練
 - (ア) 滋賀県消防学校における操法、教養、幹部教養等各職務における教養訓練に参加させることにより、消防団員の育成及び教育訓練に努める。
- ウ 消防施設等の整備強化
 - (ア) 火災時の消火活動、火災その他の災害時の行動を迅速かつ能率的に行うため、現有 消防自動車等の保全整備及び性能検査を実施することにより、緊急時の即応体制の確 立に努める。
 - (イ) 予防行政の指導強化と災害現場活動を容易にするため、通信連絡網の充実を図る。

- 第2編 災害予防計画
- 第7章 個別の災害予防対策

第3節 火災予防対策

- (ウ) 消防力の整備指針に基づき、消防機械、器具等の整備拡充を図る。
- エ 消防水利の整備
 - (ア) 貯水槽及び耐震性貯水槽の整備を図る。
 - (イ) 普通河川の老朽水利施設(水門等)の改修を施設管理者に要請する。
 - (ウ) プールの水を常に溜め置くことをその管理者に要請する。
 - (エ) 水圧確保のため、消火栓のメッシュ化、ループ化及び多重化を図る。
 - (オ) 消火栓の設置場所を検討し、整備を図る。
- (3) 相互応援協定の充実

大規模災害、産業災害等の予防及び鎮圧に万全を期すため、近隣市町等をはじめ、広域 市町を含めて相互応援協定の連携強化に努める。

2 林野火災予防計画

林野火災は、乾期の風による樹木の枝の摩擦で発生する場合があるが、ほとんどの場合、 たばこ、たき火等火気の取扱い不始末によるものである。市、消防本部及び消防団は、林野 火災消防体制を強化するとともに、入山者の火気使用に対する監視及び防火意識の高揚に努 める。

(1) 防火対策の強化

防火水槽、自然水利利用施設、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の整備を図ると ともに、消防車両等の進入に配慮した林道整備に努める。

(2) 巡回監視及び指示広報

森林レクリエーション地域及び自然的条件により山火事等の森林被害が発生するおそれのある森林等について、林野火災発生の危険度の高い時期を重点的に巡視する。

林野内作業、登山、ハイキング等の入山者によるタバコ、たき火等の不始末による火災 を防止するため、火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。

(3) 火入れ作業等に対する措置

火入れをしようとする者は、森林法第 21 条に基づき、市の許可を受けた後、防火の設備をし、隣接する山林所有者等に火入れをする旨の通知をしなければならない。また、市は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のための人員配置、防火線の配置等について指示を行う。

(4) 相互応援体制の整備

林野火災の場合、市、消防本部及び消防団の力だけでは防御しきれない場合があるので、 あらかじめ近隣市町と林野火災の場合の相互応援協定を結んでおくものとする。

- (5) ヘリコプターの要請
 - ア 航空機及び要員の確保
 - イ 空中消火基地の選定

第2編 災害予防計画

第7章 個別の災害予防対策

第4節 雪害予防対策

第4節 雪害予防対策

[都市整備部、福祉部]

雪害から市民の生活を守り、冬季の交通の確保を図るために雪害対策を推進する。

1 道路雪害対策

各道路管理者は、冬期の道路交通の安全を確保するため、毎年「雪寒対策計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。

(1) 除雪路線及び実施区域の分担

雪寒対策計画は、各道路管理者において毎年定める。除雪の実施区域の分担は次のとおりとし、必要に応じて県及び関係機関と協議する。

- ア 名神高速道路:西日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社
- イ 国道8号:国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所
- ウ 上記以外の国道、主要地方道及び県道:県土木交通部道路課及び東近江土木事務所
- エ 主要な市道:東近江市
- (2) 情報提供

各道路管理者は、管理する道路の路面の状況を迅速に把握し、通行者に適切な情報を提供するよう機器の整備等に努める。

(3) 除雪体制の整備

豪雪に備えるため、また、主要道路の交通を迅速に確保するため、除雪協力業者の拡充 及び除雪機械の確保に努める。

2 雪に強いまちづくりの推進

冬季の雪害から市民の生命と生活を守るため、雪に強いまちづくりを推進する。

- (1) 雪に強い地域づくり
 - ア 安全な道路の整備

県と連携し、豪雪になった場合においても孤立集落が生じないように、集落と市街地とを結ぶ道路の整備を推進する。

イ 雪崩防止施設の整備

県と連携し、雪崩災害から集落や道路を守る雪崩防止施設の整備を推進する。

ウ 地域防災力の強化

豪雪になった場合においても市民の安全が守れるように、集落内における食料などの 備蓄を図るなど、集落の地域防災力強化を推進する。

- (2) 雪処理の担い手確保の推進
 - ア 地域コミュニティによる雪処理

屋根の雪下ろしなど雪処理の基本は自助であるが、地域で高齢化等が進んでいる状況を踏まえ、市は、地域コミュニティが共同して雪下ろしを行うシステムを整備するよう働きかける。

イ 要配慮者対策の推進

市と自治会等が共同して雪下ろしの困難な要配慮者をあらかじめ把握し、豪雪時には雪下ろしを支援する体制を整備する。

災害予防計画

- 第7章 第4節 個別の災害予防対策 雪害予防対策
- - ウ 広域連携による雪処理体制の整備

消防団等による広域応援による雪処理体制をあらかじめ整備し、豪雪時には早期に応 援に入る仕組みを確立する。

エ 雪処理ボランティアの活用

豪雪時には、市内及び市外から雪処理ボランティアを募集し、速やかに雪処理の担い 手の確保を図る。

第2編 災害予防計画

第7章 個別の災害予防対策

第5節 農林水産業関係の災害予防対策

第5節 農林水産業関係の災害予防対策

[農林水産部]

本市では、市街地周辺の低地部で農業及び畜産が、東部の山地部で林業が、琵琶湖沿岸では 漁業が営まれている。災害が発生した場合における農林水産関係の被害を抑制するため、農林 水産施設の改修及び整備を図るとともに、被害予防措置等の指導を積極的に行う。

1 調査報告体制

災害が発生した場合、迅速かつ的確に農林水産業の被害調査を行う。また、被害状況の調査及び被害即報の取りまとめを迅速に行うため、関係課及び関係機関と連携して調査報告体制を整備する。

2 農業対策

(1) 農業施設

ア農業用河川工作物

農業用河川工作物(頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等)の定期的な点検を実施し、 改修の必要な施設については、計画的な改修を行う。

イ 農業用ため池

地震や豪雨による決壊被害を未然に防止するため、日常点検による危険箇所の把握と 対策を行う。防災重点農業用ため池については、耐震調査を実施し、必要に応じた耐震 対策を推進する。

ウ その他の農業施設

農道、農舎等の農用施設については、改修及び整備を積極的に推進する。

(2) 農作物

気象情報に留意して常に予防の措置を講じるとともに、時期別に各種の災害を想定し、 作物別の技術的な予防措置及び対策について指導する。

3 畜産対策

(1) 畜産施設

災害時における被害の防止を図るため、施設の安全性確保を図ることとし、畜舎、鶏舎 等の補修、新築、改築工事等の対策を指導する。

(2) 畜産物

畜産物については、雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底を図り、災害種別による予防措置並びに対策について指導する。

4 林業対策

(1) 林業施設

林道については、側溝、暗渠等排水施設整備、路面・路盤の補修、法面保護、障害物の除去、崩壊防止等の予防措置や伐採の規制等適正な対策を講じる。

(2) 林産物

林産物については、その種類及び災害種別による予防措置並びに対策について指導する。

5 水産業対策

(1) 水産施設

- 第2編 災害予防計画 第7章 個別の災害予防対策 第5節 農林水産業関係の災害予防対策

荷さばき所、倉庫、冷蔵庫等共同利用施設の整備及び水産諸施設の流失防止に対する適 正な措置を指導する。

(2) 漁船

漁船については、避難流失、衝突、座礁防止等の措置を講じるよう指導する。

(3) 水産物

水産物被害の防止と軽減を図るため、その予防措置及び対策について指導する。

第 2 編 災害予防計画

第7章 個別の災害予防対策

第6節 宅地防災対策

第6節 宅地防災対策

[都市整備部]

都市化の進行による市街地周辺部農地の宅地開発が、雨水流出量の増加をもたらし、排水河 川が不足し、地盤が低い住宅地の浸水の原因となっている。

適正な雨水の排除対策と良好な宅地開発を推進するため、都市計画法に基づく開発許可制度 による指導を実施する。

1 宅地防災の推進

- (1) 宅地防災月間における広報活動の実施
 - ア 梅雨期及び台風期に備えて、市民及び事業者に注意を促し、必要な防災対策を行うよう指導することにより、安全な宅地を確保し、災害のないまちづくりに寄与するため、 5月1日から5月31日までを「宅地防災月間」と定め、広報活動を実施する。
 - イ 防災パトロールの実施
 - ウ ポスターの掲示
 - エ 広報紙等による広報
 - オ 広報車による広報
 - カ 市ホームページ等のインターネットによる広報
 - キ テレビ、ラジオ、CATV等の放送による広報
 - ク 防災情報告知放送システムによる広報
- (2) 適正な雨水排除対策と良好な宅地開発の指導

八日市地区については、農地転用及び建物の新築に当たっては、雨水の排水先の有無に 関わらず雨水を地下へ浸透させるよう誘導することにより宅地防災を図る。

2 宅地防災に関する事業の推進

- (1) がけ地近接等危険住宅移転事業の推進
 - ア 危険区域内の既存不適格住宅の移転促進指導
 - イ 移転を実施する場合の補助金の交付
- (2) 土砂災害対策改修支援策

ア 土砂災害特別警戒区域内の既存適格住宅に外壁等の改修をする場合の補助金の交付

- (3) 水害、土砂災害等危険箇所における市街化の抑制
 - ア 都市計画法による土地利用規制
 - イ 水害及び土砂災害等危険箇所に関する情報公開の推進

第2編 災害予防計画 第7章 個別の災害予防対策

第7節 地震災害予防対策

第7節 地震災害予防対策

[都市整備部、防災危機管理課、こども未来部、農林水産部、教育委員会] 地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、県及び市は、南海トラフ法第5条第1項第1号及び同法施行令第1条の規定に基づく避難地、避難路、消防用施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めその整備に努める。

1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

県及び市は、次に掲げる施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画において年次計画 を定め、その整備に努める。

- (1) 避難地、避難路
- (2) 消防用施設等及び消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (3) 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート等
- (4) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公共物件を収容するための施設
- (5) 次に掲げる施設で、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - ア 医療機関、社会福祉施設
 - イ 公立の認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、小学校、中学校
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物
- (6) 河川管理施設
- (7) 農業用用排水施設であるため池で地震防災上必要なもの
- (8) 地域防災拠点施設
- (9) 防災行政無線設備
- (10) 飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、 水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (11) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (12) 老朽住宅密集市街地にかかる地震防災対策

2 長周期地震対策

南海トラフ地震は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。また、地震波の伝播の仕方によってこのような長周期地震動が増幅されることがあり、高層建築物や長大橋等の構造物が長周期地震動により共振し、被害を受けるおそれがある。

このため、市は、国、県、関係事業者等が連携して実施する長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての調査研究等に可能な限り協力する。

第2編 災害予防計画

第7章 個別の災害予防対策

第8節 原子力災害事前対策

第8節 原子力災害事前対策

「全部局]

原子力災害発生時における災害応急対策を円滑に実施するため、福井県敦賀市、美浜町、おおい町及び高浜町に立地している原子力事業所で原子力災害が発生し、その影響が本市に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合(以下「緊急時」という。)に対する備えとして、機能的な活動体制の整備を図る。

1 平常時の安全対策

緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、平常時から以下の安全対策を講じる。

- (1) 市は、原子力災害を未然に防止するため、原子力事業所及びその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。また、県及び市町で構成する「滋賀県原子力安全対策連絡協議会」に参画し、原子力事業者との連携・協力のもと、住民の安全確保、市内の環境保全等に係る諸課題等を協議する。
- (2) 市は、県との緊密な連携のもと、周辺環境の安全を確認するため環境放射線のモニタリングの評価結果について速やかに把握する。

2 災害応急対策の体制整備

(1) 原子力災害対策マニュアルの作成

市は、原子力災害対策マニュアルを作成し、職員及び防災関係機関に周知し、活動手順、 使用する資機材、装備の使用方法等の習熟に努めるものとする。

(2) 職員の参集体制

市は、原子力災害発生時における職員の非常参集体制の整備を図る。

(3) 職員の配備体制等

市は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、配備体制及び動員体制を整備するとともに、災害対策本部の設置基準、設置場所、組織、事務分掌等についてあらかじめ定めておく。

(4) 防災関係機関相互の連携体制

市は、国(原子力規制庁)、県、県警察、消防本部、医療機関その他の防災関係機関と 平常時から緊密な連携を確立し、相互に情報交換を行い、原子力防災体制の整備及び強化 を図る。

(5) 消防の相互応援体制の整備

市は、国、県及び消防本部と協力し、消防の相互応援による人命救助活動等を行うための受入体制の整備に努める。

(6) 自衛隊への派遣要請手続及び受入体制

市は、知事に対し、自衛隊の派遣要請を迅速に行うことができるよう、あらかじめ手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、受入体制の整備を図る。

3 退避及び避難体制の整備

市は、市民等の退避及び避難のための指示等を行った場合において、避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

第 2 編 災害予防計画

第7章 個別の災害予防対策

第8節 原子力災害事前対策

4 救助・救急、消火及び防災活動資機材等の整備等

応急対策を行う防災業務関係者の安全確保及び応急対策活動の円滑な実施を図るためには、 緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要である。市は、国、県、県警察、消 防本部その他防災関係機関と協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の 整備を図る。

5 教育・研修及び防災知識普及計画

原子力災害時に原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災に関する教育及び研修を実施することにより、防災業務担当職員等の原子力防災知識を高める取組みを推進する。 また、市民が、原子力防災に関する基礎的な知識を備え、万一の事態が発生した場合に円滑な防護活動を実施することができるよう、市は、防災広報、防災教育等の機会やインターネットなどを活用して市民の原子力防災に関する知識の普及に努める。

6 防災関係機関相互における情報通信設備の整備

原子力災害時には、応急対策活動の円滑な推進のため、情報通信手段及び経路の多様化を 図る必要があり、防災情報システム及び多様な通信媒体の活用、機動性のある緊急通信手段 の確保等を推進する。

7 市民に対する情報連絡・伝達体制の整備

市は、国、県及び防災関係機関と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じ、市民に提供すべき情報の項目について次によりあらかじめ整理しておく。

- (1) 原子力災害及び現地における応急対策の状況
- (2) 市域における影響の有無及びその程度
- (3) 市、県及び国等が講じている応急対策に関する情報
- (4) 交通規制や公共交通機関の運行の状況等
- (5) 県環境放射線モニタリングシステムデータ
- (6) 県環境試料モニタリングデータ
- (7) 原子力事業者の測定データ
- (8) 福井県原子力環境監視センターデータ
- (9) 京都府環境放射線監視テレメータシステムデータ
- (10) 原子力規制委員会放射線モニタリング情報
- (11) (国研)量子科学技術研究開発機構のサイト
- (12) (公財)原子力安全研究協会のサイト等

8 緊急時モニタリングに対する協力体制の整備

福井県に立地する原子力事業所から大量の放射性物質の放出があった場合、原子力事業所から周辺環境に飛散した放射性物質の状況及び放射線量に関するデータの迅速な把握並びにその状況を迅速かつ的確に市民に提供することが重要となる。市は、原子力規制委員会の統括の下で設置される緊急時モニタリングセンター(国(原子力規制委員会及び関係省庁)、関係道府県(PAZを含む道府県及びUPZを含む道府県をいう。)、原子力事業者、関係指定公共機関等の要員により編成される。)が実施する緊急時モニタリングに協力する体制を整備する。

災害予防計画

第7章 個別の災害予防対策 第8節 原子力災害事前対策 第7章

防災訓練の実施

市は、県、国、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者及び その他防災関係機関と連携し、必要な防災訓練を単独又は共同して実施する。

- (1) 災害対策本部等設置運営訓練
- (2) 対策拠点施設への参集訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 緊急被ばく医療訓練
- (6) 市民に対する情報伝達訓練
- (7) 市民避難及び避難所等運営訓練

第3編 災害応急対策計画

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第1章 風水害時における活動体制の確立
- 第1節 風水害発生時の配備体制

第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策

この部は、風水害を中心に共通する応急対策について記述している。

第1章 風水害時における活動体制の確立

市内において風水害が発生又は発生するおそれがある場合、適切な災害応急対策を実施するために、気象予警報等の区分に応じた体制を確立する。

第1節 風水害発生時の配備体制

[全部局]

1 配備基準及び解除基準

風水害時における活動体制の配備及び解除の基準は、次のとおりである。

体制	配備・ 解除の別	基準
警戒1号	配備基準	・大雨等に関する警報が1つ発表されたとき ・大雨等に関する注意報が発表され、かつ、河川の水位が基準を超え たとき
体制	解除基準	・大雨等に関する警報が解除され、河川の水位が基準を下回り、かつ、 短時間で再び警戒基準を超過しないと予測されるとき ・警戒2号体制、災害警戒本部又は災害対策本部体制に移行したとき
数式页具	配備基準	・大雨等に関する警報が2つ発表されたとき ・大雨等に関する警報が発表され、かつ、河川の水位が基準を超えたとき
体制	解除基準	・大雨等に関する警報が解除され、河川の水位が基準を下回り、かつ、 短時間で再び警戒基準を超過しないと予測されるとき ・災害警戒本部又は災害対策本部体制に移行したとき
災害警戒	配備基準	・大雨等に関する警報が発表され、小規模な災害が発生すると見込まれるとき ・大雨等に関する警報が発表され、小規模な災害が発生したとき
本部体制角	解除基準	・災害の危険が解消したとき ・災害対策本部体制に移行したとき ・その他副市長が必要ないと認めたとき
災害対策 本部体制	配備基準	・大雨等に関する警報が発表され、大規模な災害が発生すると見込まれるとき ・大雨等に関する警報が発表され、大規模な災害が発生したとき
	解除基準	・災害の危険が解消したとき ・災害応急対策が一応終了したとき ・災害発生の危険性が軽減し、災害警戒本部体制等に移行したとき ・その他市長が必要ないと認めたとき

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第1章 風水害時における活動体制の確立
- 第1節 風水害発生時の配備体制

2 警戒1号体制、警戒2号体制の所掌事務

警戒2号体制は、災害警戒本部体制配備の準備体制として災害警戒本部体制の一部として位置付ける。

- (1) 気象情報等の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 水防パトロール
- (4) 指定避難所等開設の準備
- (5) 関係市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他必要な事項

3 災害警戒本部体制

(1) 災害警戒本部体制組織

組織体制は、災害対策本部組織に準ずる。

ただし、本部長は、副市長、副本部長は、危機管理監とする。

なお、副市長が出張等のため不在又は連絡不能の場合は、次の順位により本部長に代わ

り意思決定を行う。

第1順位 危機管理監、第2順位 政策監、第3順位 総務部長

(2) 災害警戒本部の所掌事務

別表【災害警戒本部の所掌事務】による。

(3) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、市役所新館3階に設置する。

第3編 災害応急対策計画

第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1章 風水害時における活動体制の確立

第1節 風水害発生時の配備体制

【災害警戒本部の所堂事務】

【災害警戒本部の所掌事務】			
部名	班名	所掌業務	
	総括班	 ・災害警戒対策に関する方針の作成 ・災害警戒本部の設置及び解除に関する事項 ・災害警戒本部の運営 ・各部班への災害警戒業務に関する指示 ・県及び防災関係機関との調整 ・避難情報の発令 ・気象情報の収集・伝達 ・災害情報の収集・伝達 ・貨報通信機器の運用及び管理 	
本部事務局	広報班	・避難情報及び指定避難所等の開設に関する情報の伝達・周知・市民への情報伝達・広報・報道機関との連絡調整・市議会との連絡調整	
	庶務・会計班	・電気、ガス等ライフライン事業者との連絡調整 ・庁舎の被害状況の把握 ・災害活動に従事する職員の飲料水・食料の確保 ・職員参集状況及び被災状況の収集整理	
	福祉班	・避難行動要支援者及び要配慮者への避難支援・児童福祉施設における避難支援・福祉施設における避難支援・放課後児童クラブにおける避難支援	
福祉・医療部	医療救護班	・保健衛生活動、感染症対策、防疫等の実施・医療救護所の設置・県医療救護班との連絡調整・医療機器、医薬品、血液製剤等の調達・傷病者の搬送に関する消防機関との連携・医療機関、医師会及び保健所との連絡調整・救出した傷病者の医療救護所への搬送	
生活基盤部	・道路及び公園の被害調査並びに道路関係情報の ・通行不能箇所に関する応急措置の実施 ・河川水位の観測及び河川情報の収集 ・避難情報発令の進言 ・水防活動の実施と調整 ・水害及び土砂災害危険箇所の警戒 ・災害発生箇所の被災状況調査及び応急措置 ・建設業者に対する応援要請及び建設機械の借」 ・交通確保に関する警察との連絡調整		
	建築・住宅班	・住宅等の被害調査	
上下水道部	上下水道班	 ・水道施設の被害調査 ・飲料水の確保 ・被災地での給水活動の実施 ・水道の復旧対策の計画及び実施 ・下水道の被害調査 ・下水道の復旧対策の計画及び実施 ・下水道の復旧対策の計画及び実施 ・復旧対策の情報提供 	
生活物資・産業部	生活物資班	・食料の調達、配布及び保管に関する業務・生活必需品の調達、配布及び保管に関する業務・緊急物資等の移送及び輸送に関する業務・	
	産業班	・観光客等(訪日外国人含む。)への情報提供	

第3編 災害応急対策計画

第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1章 風水害時における活動体制の確立 第1節 風水害発生時の配備体制

部名	班名	所掌業務
		・商工関係の被害調査・観光関係の被害調査・農林水産業施設の被害調査
避難支援・教育部	避難所班	・指定避難所開設及び運営・避難者の確認・避難者名簿の作成・避難者相談窓口の設置及び避難者の要望把握・指定避難所における広報・避難者への食料等の供給に関する業務
	教育班	・園児、児童及び生徒の安全確保措置 ・園児、児童及び生徒の安否確認 ・園児、児童及び生徒の避難誘導 ・県教委との連絡調整 ・園及び学校施設の被害調査 ・社会教育施設の被害調査
市民窓口・環境部	市民窓口班	・市民窓口及び電話対応・災害に関する市民相談窓口の設置・被災者の人命救助に関する消防、警察等の調整・警察及び消防との捜索活動における連携の確保・被災市民の安否に関する情報の整理・被災者台帳の作成及び罹災証明の発行に関する業務
	環境班	・し尿処理計画の作成及びし尿処理の実施・仮設トイレの調達及び設置・災害廃棄物処理計画に基づく廃棄物の処理・災害発生時の災害廃棄物仮置場の設置及び運営
各支部		・市民窓口及び電話対応・地域の被災状況の収集、整理及び本部への伝達・警察及び消防との避難誘導における連携・管内指定避難所との連携・自主防災組織との連携

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第1章 風水害時における活動体制の確立
- 第1節 風水害発生時の配備体制

4 災害対策本部体制

(1) 災害対策本部組織

別図【東近江市災害対策本部組織】のとおり

ア 災害対策本部長

本部長は、市長とする。ただし市長が出張等のため不在又は連絡不能の場合は、次の順位により本部長に代わり意思決定を行う。

第1順位 副市長、第2順位 危機管理監、第3順位 政策監

イ 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。災害応急対策活動の最高決議機関であり、災害応急対策活動の重要事項を決定する。

- ウ 災害対策本部に本部事務局を設置し、災害対策本部の運営を行い、本部事務局部長が 総括する。
- エ 各部・班

本部に部を設置する。各部は、本部長の命を受け応急対策に当たる。各部所属職員は、 部長の命を受けて応急対策に従事する。

(2) 災害対策本部の所掌事務

別表【災害対策本部の所掌事務】による。

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所新館3階に設置する。

ただし、本部施設が被災し、その機能を果たせない場合には、東庁舎東A会議室を代替の本部設置場所とする。

(4) 現地災害対策本部の設置

土石流等の風水害等が発生し、現地において必要な対策を実施する必要がある場合には、 災害が発生した地域の支所に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長は、支所長とする。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第1章 風水害時における活動体制の確立
- 第1節 風水害発生時の配備体制

【東近江市災害対策本部組織】

本部会議 (市長) 本部長 副本部長(副市長) 本部員 (教育長、政策監、危機管理監、各部長及び地域防災監) 本部事務局 •総括班 •広報班 •庶務•会計班 能 湖東支 五個 東支 東支 部 部 福祉 消防団 生活基盤部 生活物資 避難支援 市民窓口 蒲生支部 上下水道部 医療部 産業部 教育部 環境部 教育班 蒲生支所班 湖東支所班 愛東支所班 一大原班 一大原班 一大原班 一大原班 医療救護班 環境班市民窓口 建 土築 木 挊 産業班 消防 生活物資班 -水道班 住宅班 水防班 班 班 班 班

第3編 災害応急対策計画

第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1章 風水害時における活動体制の確立

第1節 風水害発生時の配備体制

【災害対策本部の所堂事務】

【災害対策本部の所掌事務】			
部名	班名	所掌業務	
本部事務局	総括班	 ・災害対策に関する方針の作成 ・災害対策本部の設置及び解除に関する事項 ・災害対策本部の運営 ・各部班への災害対策業務に関する指示 ・県及び防災関係機関との調整 ・避難情報の発令 ・県、他市町等への応援要請の決定 ・自衛隊の応援要請に関する業務 ・県へのへリコプターの要請 ・気象情報の収集・伝達 ・原報通信機器の運用及び管理 ・被災状況の集約等に関する業務 ・遅難状況の集約等に関する業務 ・災害予算の調整 ・災害救助法の適用に関する事務 	
	広報班	 ・避難情報及び指定避難所開設に関する情報の伝達・周知 ・市民への情報伝達・広報 ・報道機関との連絡調整 ・市議会との連絡調整 ・被災地の視察への対応 	
	庶務・会計班	・電気、ガス等ライフライン事業者との連絡調整・庁舎の被害状況の把握・救援金品の受付及び配分に関する業務・災害活動に従事する職員の飲料水及び食料の確保・職員参集状況及び被災状況の収集整理・災害関係費の出納に関する業務	
短礼。医按郊	福祉班	・要配慮者の被災状況等の把握 ・避難行動要支援者及び要配慮者への避難支援 ・福祉避難所の開設 ・福祉ボランティアとの連携 ・福祉施設への入所措置 ・災害ボランティアセンターの設置及びボランティア 活動への支援 ・福祉施設等の被害調査及び応急措置 ・児童福祉施設における避難支援 ・福祉施設における避難支援 ・放課後児童クラブにおける避難支援	
福祉・医療部	医療救護班	 ・保健衛生活動、感染症対策、防疫等の実施 ・医療救護所の設置 ・県医療救護班との連絡調整 ・医療機器、医薬品、血液製剤等の調達 ・傷病者の搬送に関する消防機関との連携 ・医療機関、医師会及び保健所との連絡調整 ・按出した傷病者の医療救護所への搬送 ・被災地の健康調査の実施 ・被災地の防疫措置 ・感染症患者の入院勧告 	

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1章 風水害時における活動体制の確立 第1節 風水害発生時の配備体制

部名	班名	所掌業務
生活基盤部	土木・産業 施設班	 ・道路及び公園の被害調査並びに道路関係情報の収集 ・通行不能箇所に関する応急措置の実施 ・河川水位の観測及び河川情報の収集 ・避難情報発令の進言 ・河川、水路及びため池の被害調査 ・水防活動の実施と調整 ・水害及び土砂災害危険箇所の警戒 ・災害発生箇所の被災状況調査及び応急措置 ・建設業者に対する応援要請及び建設機械の借上げ ・緊急輸送道路の確保に関する業務 ・交通対策計画の作成 ・交通確保に関する警察との連絡調整 ・ヘリポートの開設 ・道路、河川、公園等の復旧に関する業務
	建築・住宅班	・住宅等の被害調査・建築物及び宅地の危険度判定・応急住宅の確保に関する業務・市営住宅の災害復旧に関する業務・倒壊家屋の撤去等に関する業務
上下水道部	上下水道班	 ・水道施設の被害調査 ・飲料水の確保 ・被災地での給水活動の実施 ・水道施設の復旧対策の計画及び実施 ・復旧対策の情報提供 ・下水道の被害調査 ・下水道の復旧対策の計画及び実施 ・復旧対策の情報提供
生活物資・産業部	生活物資班	・食料の調達、配布及び保管に関する業務・生活必需品の調達、配布及び保管に関する業務・物資集積拠点の開設・緊急物資等の移送・輸送に関する業務・輸送等に必要な車両等の調達に関する業務
	産業班	・観光客等(訪日外国人含む。) への情報提供 ・商工関係の被害調査 ・観光関係の被害調査 ・農林水産業施設の被害調査 ・畜産動物の被害調査 ・産業復旧及び雇用対策
避難支援・教育部	避難所班	 ・指定避難所開設及び運営への協力 ・避難者の確認 ・避難者名簿の作成 ・避難者相談窓口の設置及び避難者の要望把握 ・自主防災組織による避難所運営の補助 ・指定避難所における広報 ・避難者への食料等の供給に関する業務
	教育班	・園児、児童及び生徒の安全確保措置 ・園児、児童及び生徒の安否確認 ・園児、児童及び生徒の避難誘導 ・県教委との連絡調整 ・園及び学校施設の被害調査 ・応急教育の企画及び実施

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1章 風水害時における活動体制の確立 第1節 風水害発生時の配備体制

部名	班名	所掌業務
		・応急保育の企画及び実施 ・社会教育施設の被害調査 ・文化財の被害調査 ・市民窓口及び電話対応 ・災害に関する市民相談窓口の設置
市民窓口・環境部	市民窓口班	 ・被災者の人命救助に関する消防、警察等の調整 ・警察及び消防との捜索活動における連携の確保 ・被災市民の安否に関する情報の整理 ・身元不明者の火葬に関する業務 ・災害による遺体の火葬計画の作成 ・火葬に関する応援要請 ・家屋被害調査の実施に関する業務 ・被災者台帳の作成及び罹災証明の発行に関する業務
	環境班	・し尿処理計画の作成及びし尿処理の実施・仮設トイレの調達及び設置・災害廃棄物処理計画に基づく廃棄物の処理・災害発生時の災害廃棄物仮置場の設置及び運営
各支部		・市民窓口及び電話対応・地域の被災状況の収集、整理及び本部への伝達・警察及び消防との避難誘導における連携・管内指定避難所との連携・自主防災組織との連携

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第1章 風水害時における活動体制の確立
- 第2節 職員の動員

第2節 職員の動員

[全部局]

1 職員の動員基準

風水害時における職員の動員は、「東近江市職員初動マニュアル」による。

2 職員の動員方法

職員の動員方法の詳細については、「東近江市職員初動マニュアル」による。

- (1) 勤務時間中における伝達及び系統 口頭、電話、職員緊急連絡用メール等の迅速かつ的確な方法により伝達する。
- (2) 勤務時間外又は休日等における伝達等 動員指示については、電話、職員緊急連絡用メール等の迅速かつ的確な方法により伝達 する。

3 職員の参集場所

職員の参集場所は、災害対策本部室又は支所を基本とする。 ただし、事前に参集場所を指定されている職員は、当該場所に参集する。

- 災害応急対策計画 第3編
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 風水害時における活動体制の確立 第1部
- 第1章
- 第3節 気象情報の収集・伝達

第3節 気象情報の収集・伝達

[本部事務局]

風水害時には、事前に各種気象情報の収集及び伝達を行うことにより、早期の避難等を実施 し、人的被害を回避又は軽減する。

1 風水害時の事前の対応

- (1) 災害警戒体制
 - ア 気象情報の把握
 - イ 雨量、水位情報の把握、土砂災害等被害の発生状況の確認
 - ウ 県及び防災関係機関との情報連絡
 - エ 風水害の危険が強まった場合の措置
 - (ア) 災害警戒本部又は災害対策本部に移行するための対応を行う。
 - (4) 必要な場合は、災害危険地区住民に対して避難情報を発令する。
 - (ウ) その他、災害未然防止のため必要な対策を実施する。
- (2) 災害警戒本部体制
 - ア 気象情報の把握及び市民への伝達
 - イ 雨量、水位情報の把握、土砂災害等被害の発生状況の確認及び必要な応急措置
 - ウ 県及び防災関係機関との情報連絡
 - エ 風水害の危険が迫った場合の措置
 - (ア) 災害対策本部に移行するための業務及び職員の動員を行う。
 - (4) 必要な場合は、災害危険地区住民に対して避難情報を発令する。
 - (ウ) その他、災害未然防止のため必要な事項を実施する。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1章 風水害時における活動体制の確立
- 第3節 気象情報の収集・伝達

2 気象予警報の種類と基準

- (1) 彦根地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報
 - ア 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪及び高潮が特に異常であるため重大な災害の起 こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪及び高潮によって重大な災害の起こるお それがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがあ る場合に、その旨を注意して行う予報

イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要

	・警報・ 注意報 の	
特別警報・	警報・注意報の種類	概要
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)又は大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著し く大きいときに発表される。
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著し く大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著 しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な 災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険 な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)又は大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水又は氾濫若しくは堤防の損傷又は決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと きに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと きに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想された ときに発表される。
	高潮警報	台風、低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当

第3編 災害応急対策計画

風水害、震災、事故災害共通の応急対策 風水害時における活動体制の確立 第1部

第1章

第3節 気象情報の収集・伝達

NA HIM	の収集・伝達	
		大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発
	大雨注意報	表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を
		再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レ
		ベル2である。
		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発
		生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備
	洪水注意報	えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自
		らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	1 完沙女相	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発
	大雪注意報	表される。
1	76 H XX -14 14	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発
	強風注意報	表される。
		雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された
		ときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うこ
	風雪注意報	とによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼
		びかける。
		- 0 % かる。 - 高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに
	波浪注意報	商い仮により次音が完全するねでれがあるとす心されたとさに 発表される。
•		台風、低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生する
		古風、低気圧等による荷面の乗出な工弁により及音が光生する おそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り
		替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザード
	高潮注意報	マップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行
	同例任息報	マック寺により火音リヘク寺で丹雕説りるなど、目りの避難1 動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り
		替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危
		険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当
\2. \7. ±□	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに ※まさいス
注意報		発表される。
		落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発 またした。 ***********************************
	➡ ¼ ★ #I	表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻
	雷注意報	等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加さ
		れることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼
		びかけられる。
	+6 kg 22. 女 +g	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたと
	乾燥注意報	きに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を
		予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたと
		きに発表される。
	V	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたと
	着氷注意報	きに発表される。具体的には、通信線、送電線、船体等への被
		害が起こるおそれのあるときに発表される。
		著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたと
	着雪注意報	きに発表される。具体的には、通信線、送電線、船体等への被
		害が起こるおそれのあるときに発表される。
		融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発
_	融雪注意報	表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するお
		それがあるときに発表される。
		霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	霜注意報	される。具体的には、早霜又は晩霜により農作物への被害が起
		こるおそれのあるときに発表される。
		低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発
	低温注意報	表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が
		発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こ
		ったりするおそれがあるときに発表される。
	- T. マド/ヨ - J おか土口 - /ナーゴー土口 / J	the state of the s

[※] 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われ る。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1章 風水害時における活動体制の確立
- 第3節 気象情報の収集・伝達
 - (2) 東近江市の警報・注意報発表基準

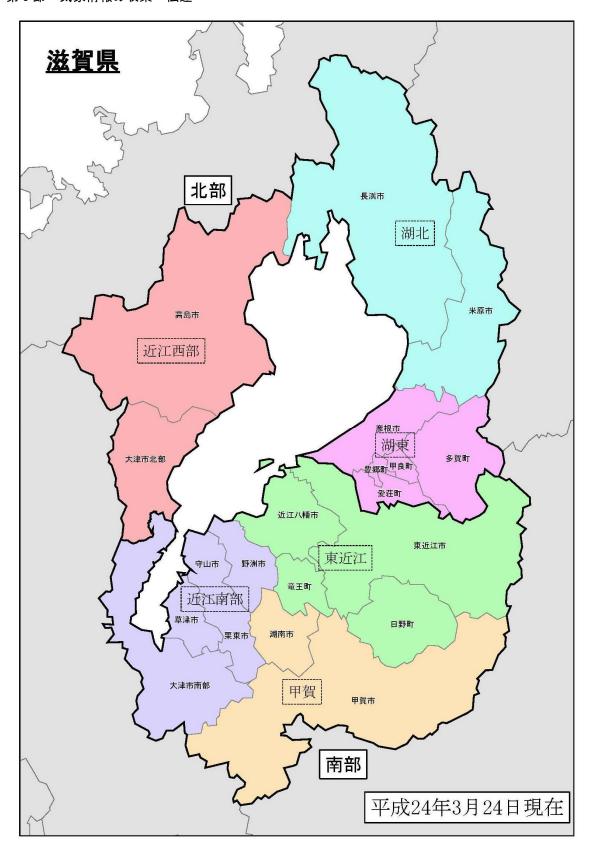
(令和6年5月23日現在)

	府県予報区	滋賀県			
	一次細分区域	南部			
東近江市	市町村等をまと	東近江			
	めた地域				
	大 浸水害	表面雨量指数基準	21		
	雨土砂災害	土壤雨量指数基準	114		
		**************************************	佐久良川流域=12.8, 蛇砂川流域=10.2,		
警		流域雨量指数基準	大同川流域=4.6, 愛知川流域=35.8		
	洪水	複合基準※1	大同川流域=(5, 4)	大同川流域=(5, 4)	
		指定河川洪水予報に	淀川水系琵琶湖〔琵琶湖〕、淀川水系日野川〔桐原橋		
		よる基準	安吉橋〕		
	暴風	平均風速	琵琶湖	20 m/s	
	茶風	平均風壓	琵琶湖を除く地域	20 m/s	
報		平均風速	琵琶湖	20m/s 雪を伴う	
	※無 ∃	十均風壓	琵琶湖を除く地域	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 30cm	
	八目	件目が休ら	山地	12 時間降雪の深さ 40cm	
	大雨	表面雨量指数基準	7		
	八阳	土壤雨量指数基準	91		
		流域雨量指数基準		,蛇砂川流域=7.8,	
	洪水	/// // // // // // // // // // // // //	大同川流域=3.7, 愛知川流域=28.6		
		複合基準		8),大同川流域=(5, 3.5)	
			愛知川流域=(5, 28		
		指定河川洪水予報に		琵琶湖〕、淀川水系日野川〔桐原橋・	
		よる基準	安吉橋〕		
注	強風	平均風速	琵琶湖	12m/s	
			琵琶湖を除く地域	12m/s	
	風雪	平均風速	琵琶湖	12m/s 雪を伴う	
			琵琶湖を除く地域	12m/s 雪を伴う	
意	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm	
			山地	12 時間降雪の深さ 25cm	
	雷	落雷等により被害が予	/怨される場合		
	融雪	— →H 1□	100		
報	濃霧	視程	100m		
干以	乾燥	最小湿度 40%で、実効			
		積雪の深さ 50cm 以上に			
	なだれ	1 24 時間降雪の深さ 30cm 以上			
		2 日最高気温 10℃以 3 24 時間雨量 15mm 以			
	低温	3 24 時間雨量 15mm 以上 最低気温-5℃以下※2			
	霜	取低気温=50以下※2 4月以降の晩霜			
	着氷	4 万 外性 ツ 児 相			
	着雪				
			NO. T.		
- 中口が火日ご大江	PT[II] 八 [N] [I] 華[1 时间闲里	90mm		

- ※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。
- ※2 気温は、彦根地方気象台の値

出典:気象庁ホームページ

- 第3編 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 風水害時における活動体制の確立 第1部
- 第1章
- 第3節 気象情報の収集・伝達



滋賀県の予警報区域区分図

出典:気象庁ホームページ

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第1章 風水害時における活動体制の確立
- 第3節 気象情報の収集・伝達
 - (3) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」又は「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(滋賀県南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(滋賀県など)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(4) 全般気象情報、近畿地方気象情報、滋賀県気象情報

気象の予報等について、特別警報、警報又は注意報に先立って注意を喚起する場合若 しくは特別警報、警報又は注意報が発表された後の経過、予想、防災上の注意を解説す る場合等に発表される。

(5) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、滋賀県と彦根地方気象台が共同で発表する。

なお、市内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル(大雨警報(土砂災 害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

(6) 記録的短時間大雨情報

滋賀県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」が出現している場合に発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害、低地の浸水並びに中小河川の増水及び氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況である。

なお、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル(危険度分布)で確認することができる。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位(滋賀県南部等)で発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位(滋賀県南部)で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(8) 日野川洪水予報及び琵琶湖洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、

- 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1章 風水害時における活動体制の確立
- 第3節 気象情報の収集・伝達

あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報 及び注意報である。日野川及び琵琶湖については、滋賀県と彦根地方気象台が共同で下 表の標題により発表される。警戒レベル2~5に相当する。

【指定河川洪水予報の種類、標題及び概要】

種 類	標 題	概 要
1里 枳		
		氾濫が発生したとき又は氾濫が継続しているときに発表される。
	 氾濫発生情報	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要とな
	101皿元二用 #以	る。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善
		の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
		氾濫危険水位に到達したとき又は氾濫危険水位以上の状態が継続
		しているときに発表される。
シチチー→レー荷欠去□	加斯在哈桂却	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対
洪水警報	氾濫危険情報	する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とす
		る。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に
		相当
		氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更
	汇整数式挂扣	に水位の上昇が見込まれるときに発表される。
	氾濫警戒情報 	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所
		から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当
	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫
		注意水位以上かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき又
洪水注意報		は避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表
		される。
		避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するな
		ど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

【琵琶湖、日野川の洪水予報の基準水位(東近江市対象分)】

(単位:m)

河川名	水位観	所在地	水防団	氾濫注	避難判	氾濫危
	測所名		待機水位	意水位	断水位	険水位
日野川	安吉橋	近江八幡市倉橋部町	1.8	2. 7	3. 4	4. 1
琵琶湖	5 点平	片山、彦根、三保が崎、		0. 7	0.0	1 15
	均水位	堅田、大溝水位観測所 の算術平均値	_	0. 7	0.8	1. 15

(9) 火災気象涌報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに彦根 地方気象台が滋賀県知事に対して通報し、滋賀県を通じて本市や消防本部に伝達される。 なお、火災気象通報の通報区域、通報基準、通報内容及び時刻は、次のとおり。

ア 通報区域

概ね市町村を単位とする「二次細分区域」単位での通報とする。

イ 通報基準

滋賀県の「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準 に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがあ る。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第1章 風水害時における活動体制の確立
- 第3節 気象情報の収集・伝達

ウ 通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、 火災気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以て火災気象通報とし、 注意すべき事項を付加する。また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風 注意報」を発表した場合は、その発表を以て火災気象通報に代えることとする。

※気象状況が前項の基準に達した場合であっても、降雨、降雪若しくはこれらが予想される場合には通報しないことがある。

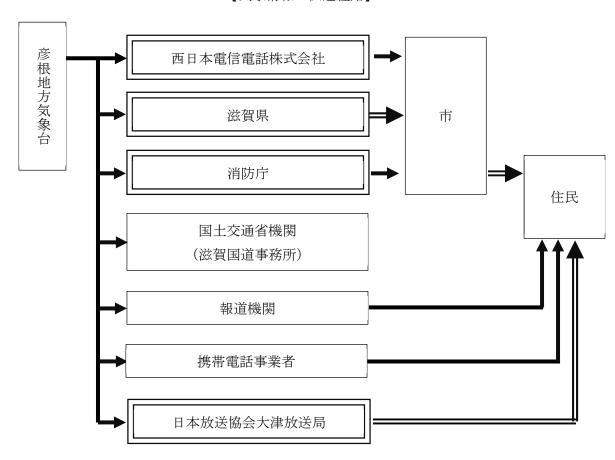
(10) 水防警報

水防警報は、対象水位観測所の水位が氾濫注意水位に達するか、又は氾濫注意水位を超え、かつ、水害の発生するおそれがある場合に、国土交通大臣又は知事が発令する。 本市においては愛知川及び日野川が対象河川である。

(11) 水位情報の周知

水位情報の通知は、洪水により市域の流域に重大な損害が生じるおそれがあるとして 指定された河川について、知事が特別警戒水位(避難判断水位)に達したときに、その旨 を水防管理者(市長)等に周知する。本市においては愛知川が対象河川である。

【気象情報の伝達経路】



- 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
- 注)二重線の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達系統

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第2章 災害時の応急活動
- 第1節 発災直後の被害情報の収集・報告及び通信手段の確保

第2章 災害時の応急活動

第1節 発災直後の被害情報の収集・報告及び通信手段の確保

[本部事務局]

発災直後の災害情報の収集、報告及び通信手段の確保は、以下による。

1 被害状況の調査

市本部は、市内で災害が発生した場合、被災状況を把握するため、被害状況調査を迅速に 実施する。

- (1)被害状況調査は、関係機関、消防団、自治会等の協力のもとで実施する。災害初期の状況については、自治会及び市民からの通報並びに市職員が参集途上で収集した情報を有効に活用する。
- (2) 被害が甚大なため、市本部で被災状況等の把握及び被害状況調査が不可能なとき又は被害状況調査に専門的な技術を必要とするときは、県本部に応援を求めて実施する。
- (3) 被害状況の調査は、県及び他の関係機関と密接な連携の下で実施する。
- (4) 最終的には、おおむねの段階で「被害状況即報」に準じた総括表にまとめておく。

2 県への被害報告

市本部は、市内で災害が発生した場合、県への被害報告を迅速かつ的確に実施する。

(1) 被害即報及び被害報告要領

ア 被害報告の種類

- (ア) 被害即報
 - a 被害概況即報

災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合は、被害概況即報により被害概況を報告する。

b 被害状況即報

被害状況欄に報告時点で判明している最新の状況と数値を記入し、被害状況即報として報告する。

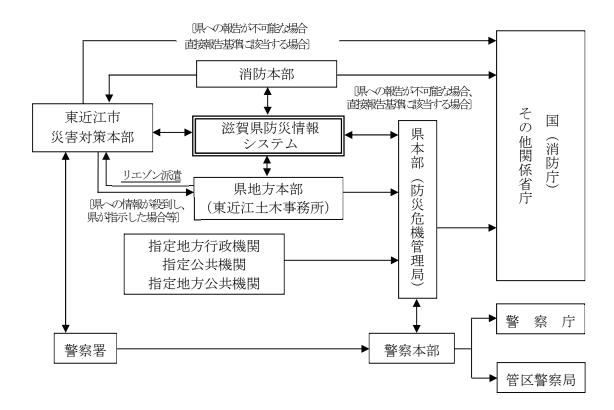
- (イ) 被害確定報告
 - a 災害確定報告

災害報告取扱要領に基づき、応急対策終了後 20 日以内に被害状況即報により報告する。

即報基準及び直接即報基準:資料編13-3参照

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第2章 災害時の応急活動
- 第1節 発災直後の被害情報の収集・報告及び通信手段の確保

【被害即報の伝達系統】



3 安否不明者等の氏名等公表に係る対応

市本部は、災害時における要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、安否不明者に関する情報収集を積極的に行い、必要と認めるときは、安否不明者等の氏名等を公表するものとする。

4 通信手段の確保

災害による被害状況等を的確に収集し、また市民に情報を伝達するために、通信手段を確保する。

(1) 市防災行政無線の点検

災害発生後、速やかに市防災行政無線の状況を点検する。無線機に支障が生じている場合は、担当職員が必要に応じ専門業者に協力を求め、速やかに復旧する。

(2) 滋賀県防災情報システムの確認

災害時において、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県本部及び市本部、防災関係機関等との間で運用している滋賀県防災情報システムの確認を行う。

(3) 代替通信機能の確保

応急対策実施上、必要な情報通信が著しく困難で、復旧対策に支障が生じる場合には、 以下の代替手段を用い通信を確保する。

ア NTT西日本の災害時優先電話

災害発生時における通信の輻輳時に優先的に通話が可能となる「災害時優先電話」を 活用する。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第2章 災害時の応急活動
- 第1節 発災直後の被害情報の収集・報告及び通信手段の確保
 - イ 携帯電話又は衛星携帯電話等の使用

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、携帯電話等を活用する。

ウ 非常無線通信の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができない、又はこれを利用することが著しく困難なときは、警察、消防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関が有する自営通信回線等を活用する。

エ アマチュア無線の活用

災害時の非常通信としてアマチュア無線の活用を図る。

(4) 放送局の利用

市本部は、災害に関する通知、要請、伝達、警告等を行う場合で、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときには、次の事項を明らかにして県に放送要請を依頼する。

ただし、人命に関する事項など特に緊急を要する場合は、直接放送機関に対して放送依頼を行い、事後速やかに県に報告する。

- ア 放送を求める理由
- イ 放送の内容
- ウ その他必要な事項

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第2章 災害時の応急活動
- 第2節 水防活動

第2節 水防活動

[本部事務局、生活基盤部、各支部]

市本部は、東近江地域内の河川、湖沼、ため池等に対する水防上必要な情報を監視するとともに、洪水等に際して水災を警戒し、これによる被害を軽減するため、速やかに水防活動を実施する。

1 水防区域の監視及び警戒

市本部は、予め監視員を定める。監視員は、降雨及び洪水のときは、水位観測所の水位監視に当たり、通報水位に達したときには速やかに市本部に報告するものとする。

2 構造物重要水防箇所

各施設の管理者は、水防時には適正な操作を行い水害の防止に万全を期するものとする。

- (1) ダムの管理者は、操作状況及び放流状況を本部に報告する。
- (2) 堰、水こう門及び樋門の管理者は、水位変動を監視し、必要に応じた措置をとるとともに状況に応じ操作状況を本部に報告する。
- (3) 防災重点農業用ため池の管理者は、水位の変動を監視し、必要に応じた措置をとるとともに、状況に応じその状況を市本部に報告する。

3 異常気象時通行規制区間

道路法第46条(通行の禁止又は制限)第1項の規程に基づき、道路の交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

- (1) 道路管理者は、特に河川の増水時に通行規制が必要な路線、通行規制区間、通行規制基準等は異常気象時通行規制の道路通行規制実施要領のとおりとする。
- (2) 道路管理者は、異常気象等により道路交通に危険を及ぼすと判断される場合には、道路交通規制(通行止、通行規制)を実施して事故を未然に防止するものとする。

4 水防担当区域

消防団における河川の巡視等については、重要水防区域を基に、水防活動に当たるものと する。担当区域については以下のとおりとする。

- (1) 八日市地域 第1方面隊及び第2方面隊
- (2) 永源寺地域 第3方面隊
- (3) 五個荘地域 第4方面隊
- (4) 愛東地域 第5方面隊
- (5) 湖東地域 第6方面隊
- (6) 能登川地域 第7方面隊
- (7) 蒲生地域 第8方面隊

5 水防倉庫に備蓄する資材及び器具

- (1) 水防倉庫に備蓄する資材及び器具は、出水期前に確認、点検を行い備蓄するものとする。
- (2) その他資材等(消耗品及び原材料)は、水防活動に支障をきたさないよう水防倉庫ごと に常に管理し、備蓄するものとする。

6 水防時の緊急輸送経路の確保

水防時の輸送を遂行するに当たり主な道路の冠水等交通の支障となる事態が発生した

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 災害時の応急活動 第1部
- 第2章
- 第2節 水防活動

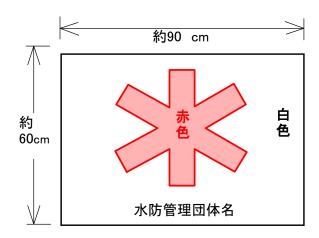
場合、職員相互の連絡を密に保ち、緊急輸送経路を確保する。

重要水防区域の出水期前点検

河川管理者である東近江土木事務所と合同で堤防の巡視を行い、危険箇所を発見した 場合は、東近江土木事務所長に報告する。

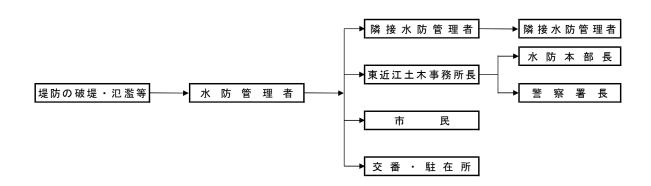
8 優先通行の標識

水防法第18条(優先通行)による水防のために出動する車両に掲げる標識は、次の とおりとする。



堤防の決壊等の通報

- (1) 水防法第25条(決壊の通報)に基づき、堤防等が決壊した場合は、水防管理者又 は消防機関の長は、直ちにその旨を東近江土木事務所長及び氾濫の及ぶおそれのある 隣接水防管理者に通報するものとする。
- (2) 前号の通報を受けた隣接水防管理者は、更に次の氾濫の及ぶおそれのある隣接水防 管理者にその旨を通知するものとする。



10 避難のための立退き

(1) 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められたとき、水防管理者は、必 要と認める区域内の居住者に対し、防災情報告知放送システム、広報車、ケーブルテ レビ、ラジオ広報網等その他の方法により、立退き又はその準備について、必要な通

- 第3編 災害応急対策計画 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第2章 災害時の応急活動 第2節 水防活動

知又は警告をする。

(2) 水防管理者が指示する場合は、東近江警察署長にその旨通知する。

- 第 3 編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第2章 災害時の応急活動
- 第3節 土砂災害対策

第3節 土砂災害対策

[本部事務局、消防本部、生活基盤部]

山間部等では土石流、斜面崩壊や崩落(落石)が発生し、避難時にこれらの土砂災害に巻き込まれるおそれがある。したがって土砂災害警戒情報発令時は、これらの危険箇所の被害状況を把握するとともに、市民の安全確保や応急復旧を行うなど、土砂災害の防止対策を実施するものとする。

1 応急対策計画

市本部は、消防本部と連携し、土砂災害による被害を最小限に留めるため、被災地やその 周辺等の巡視を強化し、防災関係機関と協力して被災箇所の早期応急復旧を図る。

(1) 危険箇所の警戒巡視活動

ア 実施体制

市本部は、消防本部と連携し、斜面崩壊や崩落(落石)等による災害から市民を守る ため、直ちに危険箇所の現地パトロールを実施し、危険箇所の把握及び警戒に努める。 なお、必要に応じ県本部に応援、情報提供等を要請する。

イ 巡視の優先順位

巡視は、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流その他の箇所について、次の順位で行う。

- (ア) 住宅地周辺の危険箇所
- (イ) 緊急輸送道路沿道の危険箇所
- (ウ) 住宅地から指定避難所までの避難ルート沿道の危険箇所
- (エ) その他の危険箇所
- (オ) 危険箇所以外で必要な場所
- (2) 被害発見時の措置

ア 被害発見者

- (ア) 巡視の際に被害を発見した者は、現場にロープを張るなどの措置を行うとともに、 速やかに周辺状況を確認の上、直ちに市本部に通報して、次の指示を待つ。
- (イ) 市本部の指示を受けるまでに、消防本部、県警察等の関係機関から交通規制等の実施の協力要請があった場合には、その指示に従う。

イ 広報

市本部は、巡視により被害を発見した場合、防災関係機関に連絡するとともに、市民に対し危険箇所に関する広報を速やかに実施する。

2 災害予防

- (1) 土砂災害によって人命被害が生じないように点検巡視を強化するとともに、土砂災害の おそれのある場合には市民の避難対策を適切に実施する。
- (2) 降雨等による地すべり、がけ崩れ、土石流等の災害の危険性が高い箇所については、市 民に対し、警戒、自主避難又は避難情報の発令の措置をとるとともに、場合によっては、 ブルーシートによる斜面の被覆等の応急対策を実施する。

- 第3編 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 災害時の応急活動 第1部
- 第2章
- 第3節 土砂災害対策

危険箇所の応急対策

土石流や斜面崩壊等により被害を受けた箇所については、県及び関係機関の協力のもとで、 迅速な応急対策を実施する。

避難対策の検討

土砂災害から人命を守るため、危険箇所を発見した場合には、直ちに避難対策を検討する。

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 災害時の応急活動 第1部
- 第2章
- 第4節 広報活動

第4節 広報活動

[本部事務局、市民窓口班、各支部]

市本部は、災害時に被災地の市民に対して正確な情報を速やかに提供するとともに、被災地 市民の状況や要望事項等を把握するため、広報活動を速やかに実施する。

1 広報体制の整備

市本部は、次により広報体制を整備する。

- (1) 広報重点地区(災害危険地区)の把握
- (2) 広報計画の作成
- (3) 専任の広報担当者の配置
- (4) 広報文案の作成
- (5) 広報優先順位の検討
- (6) 伝達ルートの確立 (多ルート化による代替性の確保)

2 広報担当及び各部との連絡

- (1) 災害情報、被害状況等災害に関する広報は、本部事務局広報班が市民窓口班及び各支部 と連携して行う。
- (2) 各部において広報を必要とする事項は、本部事務局広報班に連絡する。

3 広報体制の整備

- (1) 取材対応による業務への支障、情報の混乱等を防ぐために、取材に対する窓口は、本部 事務局広報班とする。
- (2) 市民等からの問合せ、要望、意見等に対する対応は、市民窓口班及び各支部とする。

4 市民に対する広報の方法

市民に対する広報は、次の方法により行う。

- (1) 広報ひがしおうみ等
- (2) 広報車
- (3) テレビ、ラジオ、東近江スマイルネット等の放送
- (4) 市ホームページ
- (5) 防災情報告知放送システム
- (6) 市公式 LINE 等

5 報道機関に対する情報発表

- (1) 報道機関に対する情報提供は、本部事務局広報班が行うものとする。
- (2) 情報発表は、広報計画に基づき、原則として日時、場所、目的等を各報道機関に周知し た上で行う。

6 市民に対する広報の内容

災害広報は、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階の各段階に応じ、市民に必要な情 報を提供する。

- (1) 災害時における市民の心構え
- (2) 災害に係る雨量、水位等の気象情報及び災害危険箇所等に関する状況
- (3) 被害状況(一般的な被害状況のほか、安否情報も含む。)

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 災害時の応急活動 第1部
- 第2章
- 第4節 広報活動
 - (4) 災害応急対策の実施状況
 - (5) 避難の指示及び避難先の指示等
 - (6) 電気、電話、水道等の供給状況、復旧の見通し
 - (7) 災害復旧の見通し
 - (8) 交通規制及び交通機関の運行状況
 - (9) その他(給食、給水、生活必需品等の供与状況、ごみの収集、運搬等の生活関連情報 等) 必要な事項
 - (10) 災害の補償や融資等支援に関すること。

7 相談窓口の設置

市民窓口班及び各支部は、災害に関して寄せられる相談、照会、苦情等に応じるために相 談窓口を設置し、市民の要望等の把握に努める。また、相談窓口で寄せられた相談、照会、 苦情等の情報については、所管部又は関係機関へ適宜伝達し、迅速な処理を求める。

なお、障害者や外国人に対しては、市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、相 談に応じる。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第2章 災害時の応急活動
- 第5節 応援要請

第5節 応援要請

[本部事務局]

市本部は、災害が発生しその被害が広範囲に及ぶなど、市独自では災害への対応が困難と判断される場合、あらかじめ策定する災害時受援計画に基づき、自衛隊、県、他市町村、災害時応援協定締結先等に応援要請を行い、災害応急対策の万全を期す。

1 県等への応援要請

(1) 県又は指定地方行政機関等への応援要請

市本部は、県又は指定地方行政機関等に応援あるいは職員派遣の斡旋を求める場合、県に対して以下の事項を記載した文書をもって要請する。ただし、事態が緊急を要し、文書をもって要請することができないときには、口頭又は電話により要請し、要請後速やかに文書を送付するものとする。

- ア 応援要請時に記載する事項
 - (ア) 災害の状況
 - (イ) 応援を要請する理由
 - (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - (エ) 応援を必要とする場所
 - (オ) 応援を必要とする活動内容
 - (カ) その他必要な事項
- イ 職員派遣斡旋要請時に記載する事項
 - (ア) 派遣の斡旋を求める理由
 - (イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
 - (ウ) 派遣を必要とする期間
 - (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (オ) その他職員の派遣について必要な事項
- (2) 国の機関に対する職員派遣の要請

市本部は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、以下の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

2 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

市本部は、応援要請が予測されるような大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確にその状況を把握し、国、関係都道府県、他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を速やかに行うものとする。

- 災害応急対策計画 第3編
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 災害時の応急活動 第1部
- 第2章
- 第5節 応援要請
 - (2) 受入体制の確保

ア 連絡窓口の明確化

市本部は、国、関係都道府県、他市町等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を本 部事務局に設置する。

イ 経費の負担

- (ア) 国又は他府県、他市町から市本部に職員派遣を受けた場合には、市本部に派遣され た職員に対する災害派遣手当及び給与等の経費について、災害対策基本法施行令(昭 和 37 年政令第 288 号) 第 18 条及び第 19 条に基づき、市が負担する。
- (イ) 指定公共機関等から協力を受けた場合の経費負担については、事前に相互に協議し て定めた方法に従う。

消防機関の応援要請及び応援出動

(1) 応援要請

市本部は、消防本部の有する消防力では十分な活動が困難と判断される場合には、消防 本部と連携し、県内の他の消防機関に対して、滋賀県消防相互応援協定に基づく応援要請 を速やかに行うものとし、その旨を県に連絡するものとする。

なお、滋賀県消防相互応援協定による応援のみでは対処できない場合には、速やかに知 事に対して他府県からの応援を要請する。

(2) 応援体制

消防本部は、県内の他市町等における災害の発生を覚知したときは、災害情報の収集に 努めるとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合には、直ちに出動して要請した市町 の長の指揮下に入り行動するものとする。

なお、応援出動の際には、その旨及びその結果を知事に連絡するとともに、被災した地 方公共団体の負担とならないよう自給自足の応援体制をとる等、被災状況に留意するもの とする。

4 自衛隊派遣要請

災害の発生に際して、人命又は財産の緊急的な保護のため必要であり、かつ自衛隊以外の 機関では対処が困難であると認められるとき、又は災害の発生が現に迫り予防措置が急を要 する場合であり、かつ、自衛隊の派遣以外に対処方法がないと認められるときには、以下に より自衛隊の災害派遣要請を知事に要請する。

- (1) 災害派遣の要請者 知事
- (2) 災害派遣要請の内容
 - ア 被害状況の把握
 - 避難者の援助 イ
 - ウ 被災者等の捜索救助
 - 水防活動
 - 消防活動 オ
 - 道路又は水路の啓開

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 災害時の応急活動 第1部
- 第2章
- 第5節 応援要請
 - キ 応急医療、救護及び防疫
 - 通信支援 ク
 - ケ 人員及び物資の緊急輸送
 - コ 炊飯、給水及び給湯
 - サ 救援物資の無償貸付又は譲与
 - シ 危険物の保安及び除去

(3) 災害派遣要請の依頼

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自衛隊の災害派遣を必要 と認めるときは、文書をもって知事に対して災害派遣要請の依頼を行う。ただし、緊急を 要する場合には、口頭又は電話等をもって行い、その後速やかに文書を提出する。

ア 派遣要請を行う場合の連絡及び関係書類の提出先は、県防災危機管理局とする。

イ 本部長は、通信の途絶等により、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼することが できない場合には、その旨及び災害状況を自衛隊に通知する。その場合、速やかに知 事に派遣要請を行った旨を通知する。

【直接要請文書を送付する場合の宛先】

機関名	連絡窓口	所在地	電話·FAX 番号 衛星電話番号	備考
陸上自衛隊 今津駐屯地	第3偵察戦闘大隊長 (窓口:第3係)	高島市今津町 平郷 995	Tel 0740-22-2581 Fax 0740-22-1309 025-171	内線 235~237 INS 0740-22-8048
陸上自衛隊 大津駐屯地	中部方面混成団長 (大津駐屯地司令)	大津市際川 1- 1-1	Tel 077-523-0034 025-100-862	内線 230~233

(4) 災害派遣部隊の受入措置

市本部は、自衛隊の派遣が決定された場合には、直ちにその旨を関係機関に連絡すると ともに、受入体制について以下の事項に留意し、派遣部隊の活動が十分行えるよう整備を 図る。

- ア 出動時における県警察本部への協力要請
- 自衛隊の受入担当(本部事務局総括班)の配置 イ
- ウ 自衛隊の本部事務室の設置
- 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備
- オ 派遣部隊に必要な資機材の準備
- カ ヘリポートの確保

(5) 災害派遣部隊の撤収要請の依頼

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときには、速 やかに文書をもって知事に対し撤収要請を依頼する。ただし、文書による報告に日時を要 するときには、口頭又は電話等で撤収要請を依頼し、その後文書を提出する。

(6) 経費負担区分

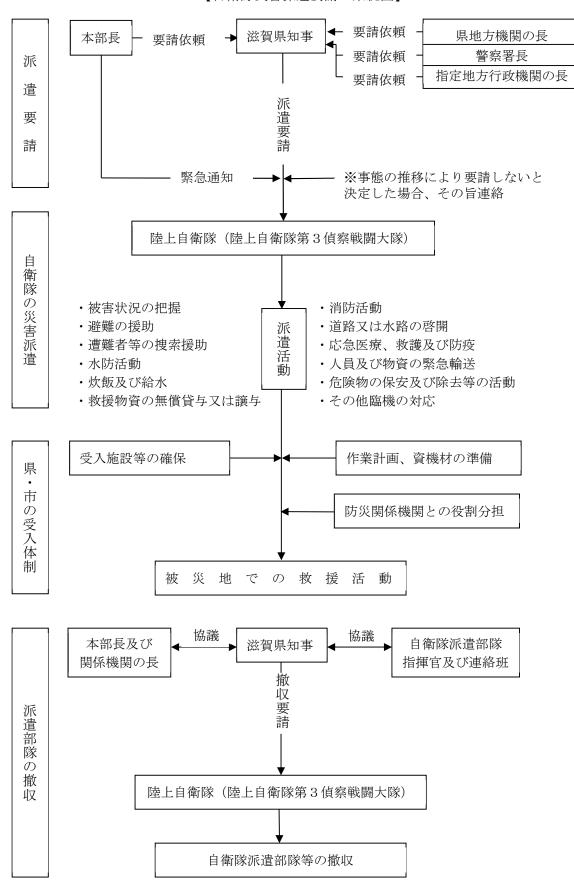
- 第3編 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 災害時の応急活動 第1部
- 第2章
- 第5節 応援要請

自衛隊の災害派遣を要請した市本部は、自衛隊の災害派遣部隊等が災害救助作業又は 復旧作業の実施に伴い要した経費を負担する。

- ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金(災害派遣に 係わる事項に限る。)
- イ 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料等の経費
- ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用
- エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く。)の 補償
- オ その他必要経費については、事前に協議する。

- 第3編 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 災害時の応急活動 第1部
- 第2章
- 第5節 応援要請

【自衛隊災害派遣要請の系統図】



- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 災害時の応急活動 第1部
- 第2章
- 広域災害発生時における被災地支援 第6節

第6節 広域災害発生時における被災地支援

[全部局]

広域災害が発生し、全国的規模による支援が必要と判断される場合、速やかに広域災害支援 体制を確立し、県と調整の上必要な災害支援活動を積極的に実施する。

1 支援対策本部の組織体制

広域災害が発生した場合、市長の判断により市に支援対策本部を設置し、必要な災害支援 活動を実施する。

なお、支援対策本部は、支援対策活動がおおむね終了し、市長が必要なしと判断した場合 に閉鎖する。

(1) 支援対策本部組織

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、政策監、危機管理監、各部長

(2) 支援対策本部事務局

支援対策本部に事務局を設置し、防災危機管理課が担当する。

(3) 支援対策本部の設置場所

支援対策本部の設置場所は、市役所内とする。

2 災害支援活動の内容

災害応急対策の実施に必要な事項全般について、支援活動を実施する。

- 第 3 編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第2章 災害時の応急活動
- 第7節 救助·救急活動

第7節 救助・救急活動

[本部事務局、消防本部、福祉·医療部、消防団]

市本部は、消防本部と連携し、市民の生命を地震、台風その他災害から保護するため、救助・ 救急機能を最大限に活用し被害軽減を図る。

なお、災害時においては、集中的な救助・救急活動が想定されるため、これらに対処するため、以下の要領により救助・救急活動を効果的に実施する。

1 人命救助の原則

- (1) 人命救助は、火災防御行動より優先するが、両者は、原則として併用行動とする。
- (2) 救助・救急活動は、人的被害規模の大きい現場を優先して実施する。
- (3) 負傷者が多い場合には、トリアージ等による効率的な救助活動を実施するとともに、幼児、高齢者及び重症者を優先的に救助する。

2 実施体制

被災者の救助は、消防本部が中心となって行うものとし、消防団、派遣された自衛隊、赤 十字奉仕団等と連携して活動を進める。

なお、必要に応じ県外の消防機関にも応援を求める。

3 情報収集

市本部は、消防本部と連携し、関係機関からの情報、市民からの通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害状況をより正確に把握するとともに、救助・救急活動の初動体制を整える。

4 救助活動

被災者の救助は、災害状況と被災者の疾病、傷病の程度等を勘案し、関係機関との緊密な 連携のもとに行う。

特に災害発生直後においては、地域の自主防災組織が救助活動に協力するとともに、自主 的に救助活動を行う。また、山間部や交通の途絶等で目的地到達が困難な場合においては、 県防災へリコプターの出動を要請するなど、迅速かつ的確な措置を講じる。

(1) 救助の対象者

救助の対象者は、災害によって早急に救助しなければ生命の安全を保障できない危険な 状態にある者を優先する。

なお、救助を必要とする状態にある場合を例示すると、次のとおりである。

- ア 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- イ 水害の際に流失家屋とともに流され、孤立した地点に取り残されたような場合
- ウ 土砂災害により生埋めとなったような場合又は交通路の寸断等で完全に孤立した場合

(2) 救助の方法

被災者の救助は、市本部及び消防本部が消防団等と連携した救助班を編成して、救助に 必要な車両、機械、器具等を準備の上、災害の状況に応じた方法により実施する。

ア 被災者が少ない場合

消防長の指揮により救助作業を実施し、負傷者を直ちに病院又は救護所へ搬送する。 負傷者以外の被災者は、最寄りの避難所へ誘導する。 第3編 災害応急対策計画

第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策

第2章 災害時の応急活動

第7節 救助 救急活動

イ 被災者が多い場合

被災者救助本部を設置し、消防長の指揮下で救助作業を行う。

市内の病院の応援及び協力のもとに、トリアージにより傷病者の重症度判定を行うと ともに応急措置を実施する。二次救護等の必要な重症者については、速やかに後方医療 施設に移送する。

ウ 非常時における救急応援要請

人的被害が大きく救助及び救急活動が消防本部及び市内関係機関の総力を挙げても、 措置不能であると判断した場合には、関係機関及び救急指定病院等に連絡し、迅速な応援を求める。

エ 孤立時の救助及び救急対策

孤立時の救助及び救急については、消防団員が中心となり、地域の協力を得つつ応急 的な救助隊を編成して実施する。

オ 医療救護関係機関との連携

医療救護関係機関と連携を図りながら、人命救助を実施する。

カ その他

消防等防災機関のみでは被災者救助が困難なときには、自衛隊、近隣市町、県外の消防機関等に対して応援を要請する。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第2章 災害時の応急活動
- 第8節 医療救護活動

第8節 医療救護活動

[福祉·医療部、消防本部]

1 医療機関による医療救護活動

災害のため、被災地の市民が医療及び助産の手段を失ったときは、東近江医師会等と連携 し、応急的に医療及び助産を施し、被災者の保護を図る。

(1) 医療救護活動

ア 市本部は、県災害医療地方本部となる東近江保健所及び東近江医師会等医療関係機関 (以下「東近江保健所等」という。)と連携し、災害の状況に応じた適切な医療救護活動を以下の4段階で実施する。また、市本部だけでは必要な医療及び助産が確保できないときは、隣接する市町及び相互応援協定締結市町や県に応援を要請する。

【フェーズ^注に応じた4段階の医療救護活動】

フェーズ	時間経過	活動内容
第1フェーズ	災害発生から3時間程度	初動体制
第2フェーズ	3日間以内	災害派遣医療チーム(DMAT)派遣
第3フェーズ	4日から2週間	医療救護班の派遣
第4フェーズ	2週間から2箇月程度	医療救護活動の終了

- 注)フェーズ (phase): 段階、局面を指す。
- イ 東近江保健所等は、災害時において市本部から医療救護班の派遣要請を受けた場合に は、災害現場に医療救護班を派遣し、迅速な救急医療活動を実施する。
- ウ 東近江保健所等は、市本部から医療救護班に関し派遣要請を受けた場合には、速やか に医療救護班を編成し派遣する。医療救護班は、災害現場で速やかに救急医療活動を実 施する。

(2) 医療救護の実施体制

ア 実施体制

市本部は、東近江保健所等に医療救護班の派遣を要請し、医療チームによる被災現場 及び救護所(避難施設等に設置)での医療及び助産活動に当たる。

なお、医療救護の実施に当たっては、東近江保健所等の協力を得ながら市内及び近隣 市町の病院にも協力を求める。また、災害規模及び発生状況に応じて、県地方支部を通 じ県本部に医療救護班の派遣を要請する。

イ 医療救護班の編成

医療救護班の人員構成は、医師1人、看護師2~3人とし、必要に応じ事務要員(保健師を含む)を追加する。

なお、医師を医療救護班の責任者とする。

ウ 医療救護所の設置

被災現場、避難所及び被災地内の医療施設等に、必要に応じて医療救護所を設置し、 医療及び助産を必要とする者に対し、迅速かつ適切に医療救護や助産を行う。

なお、医療救護所設置の場合の予定場所については、おおむね次の場所とし、災害の 発生状況に合わせつつ、必要に応じて設置場所を定める。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第2章 災害時の応急活動
- 第8節 医療救護活動
 - (ア) 集中して負傷者が出ている地域
 - (イ) 指定避難所
 - (ウ) 市の公共施設等
 - (エ) その他医療救護所の設置が必要な場所
 - エ 医療救護班の派遣要請

被害の程度が深刻であり、市における医療救護体制のみでは応急医療対策が不十分であると判断される場合には、県地方支部を通じて、県本部に対し医療救護班の派遣要請を行う。

(3) 病院等の被災状況等の把握

市本部は、消防本部及び東近江保健所等と連携し、消防無線、携帯電話、防災行政無線等あらゆる手段を用いて、病院等の被災状況等を把握する。

ア 重症及び人工透析等の継続的な治療を要する患者の受入可能限度の確認 患者受入に当たっての不足医療資機材及び不足医療従事者(医師、看護師等)等の確 認を行う。

- イ 医療救護班の派遣体制の確認
 - (ア) 派遣可能医療救護班の数
 - (イ) 派遣可能医療従事者の数
 - (ウ) 救護活動に要する不足医薬品等の医療資機材
 - (I) 不足医療従事者(医師·看護師等) 等
- ウ 診療機能の停止又は低下している病院等の確認 施設及び設備の損壊、ライフラインの途絶等により、診療機能が停止又は低下してい る病院等を確認する。
 - (ア) 簡易な修繕等により原状復旧が可能な病院等
 - (イ) 修繕等が不可能な病院等(当分の間、診療機能の回復の目処が立たない病院等)

2 現地救護所における現場救急活動

死者、負傷者等が多数であるなど災害現場での医療救護活動が早期に必要とされる場合、 県は、消防本部、県警察本部等からの災害発生情報に基づき、災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行う。

災害派遣医療チーム(DMAT)は、災害発生直後の短期間、災害現場や現地救護所(災害現場付近に設置)で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

市は、災害派遣医療チーム(DMAT)が派遣された場合、同班の搬送や現地合同調整所における情報共有など、必要な連絡調整を行う。

- 3 医療救護班による医療救護活動
 - (1) 医療救護班の業務
 - ア 傷病者に対する応急措置
 - イ 後方医療機関への搬送の要否及び緊急治療の優先順位の決定(トリアージ)
 - ウ 搬送困難な患者及び軽症患者の医療
 - エ 死亡の確認及び遺体の検案への協力 (死因その他の医学的検査)

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第2章 災害時の応急活動
- 第8節 医療救護活動

オ 助産活動 (状況により実施)

(2) トリアージ

人員、医薬品、医療材料等を勘案の上、治療の優先順位を決定し、効率的な治療を実現するため、トリアージ^注を実施する。

- 注)トリアージ(Triage): 災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や 重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。
- (3) 医療救護の対象、範囲等

ア 対象者

医療を必要とする状態にあり、かつ災害のため医療の手段を失ったもの。

イ 範 囲

応急的な医療救護の範囲は次のとおりとする。

- (7) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 措置手術その他治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護
- (4) 助産救護の対象、範囲等

ア 対象者

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の手段を失ったもの

イ 範囲

- (ア) 分べん介助
- (イ) 分べん前及び分べん後の措置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

4 搬送体制の確保

市本部は、消防本部と連携し、医療救護活動を適切に進めるために、搬送体制を速やかに 確立し、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の搬送を迅速かつ 的確に実施する。

(1) 傷病者の搬送

病院での治療が必要な傷病者については、災害拠点病院である近江八幡市立総合医療センター又は市内のその他の病院若しくは基幹災害拠点病院である大津赤十字病院等に搬送する。

ア 市内病院への搬送

市内の病院へは、自動車によって搬送する。

イ 市外の病院への搬送

市外の病院への搬送は、自動車による搬送を基本とし、市有自動車、消防本部の自動車、タクシー等により行う。また、生命の危険が切迫している、又はその可能性があり、かつ、緊急処置を必要とする場合は、消防本部を通じてドクターへリの出動を要請し、搬送する。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第2章 災害時の応急活動
- 第8節 医療救護活動

なお、道路被害等の状況により、自動車での搬送ができない場合には、県防災ヘリコプターによる搬送とする。

- (2) 医療救護スタッフの搬送
 - ア 市内における医療救護スタッフの搬送

市内における医療救護スタッフの搬送は、自動車による搬送とする。

なお、道路被害等により自動車での搬送ができない地区への搬送は、県防災ヘリコプターによる搬送とする。

- イ 市外からの医療救護スタッフの搬送 自動車により搬送する。
- ウ 医薬品等の医療用物資の搬送

医療物資の供給元が車両搬送する。

なお、道路被害や被災者の避難等で交通路が混乱している場合には、自衛隊等の関係 機関と連携を図り、ヘリコプターを活用して行う。

5 医薬品等の供給

医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材の調達については、市内の主要薬局薬店より調達する。また、東近江保健所を通じて滋賀県医薬品卸協会等に協力を要請するほか、市内調達でも不足する場合については、県に対して医薬品の供給を要請する。

なお、輸血用血液製剤については、滋賀県赤十字血液センターに供給を要請する。

- 災害応急対策計画 第3編
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 災害時の応急活動 第1部
- 第2章
- 第9節 避難収容

第9節 避難収容

「本部事務局、福祉・医療部、避難支援・教育部]

1 避難情報等の伝達

本部長は、水害や土砂災害等の災害が発生するおそれがある場合で、市民の生命及び身体 に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、災害危険区域の住民に対し、あらかじめ高 齢者等避難を発令する。

危険な状況が進展し災害のおそれが高いと認められる場合には避難指示を発令する。また、 災害の発生を把握できた場合又は災害がまさに発生するおそれがあることを把握できた場合 には、緊急安全確保を発令する。

なお、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれが あると認めるときは、地域の居住者に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のため の安全確保の措置を指示することができる。

避難情報等の伝達に関する詳細については、避難情報の伝達等に係るマニュアルを作成し、 円滑な伝達を図る。

(1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

ア 避難情報等の実施責任者、措置、実施の基準

警戒レベル	事項区分	実施責任者	措置	実施基準
3	高齢者等避難	市長		災害が発生し、又は発生するおそれが ある場合において、特別の必要がある と認められるとき
4	避難指示	市長 (災害対策基本法第 60条) 知事及びその命を受けた職員(水防法第 29条、地すべり等防止法 25条) 水防管理者(市長) (水防法第 29条) 警察官 (災害対策基本法第 61条、	の指示 立退きの指示 立退きの指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき 洪水・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるとき
		条)		は、警告を発し、又は特に急を要する 場合において危害を受けるおそれのあ る者に対し、必要な限度で避難の措置 をとる。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第2章 災害時の応急活動
- 第9節 避難収容

		自衛官	避難について必要な	災害により危険な事態が生じた場合に
		(自衛隊法第94条)	措置	おいて、警察官がその場にいない場合
				に限り災害派遣を命じられた部隊等の
				自衛官は避難について必要な措置をと
				る。
	緊急安	市長	緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しよう
	全確保	(災害対策基本法第		としている場合において、避難のため
5		60条)		の立退きを行うことによりかえつて人
3				の生命又は身体に危険が及ぶおそれが
				あり、かつ、事態に照らし緊急を要す
				ると認めるとき
	避難指示に当たっての助言		指定行政機関の長若	しくは指定地方行政機関の長又は知事
	(災害対策基本法第61条の2)		は、避難指示等に関す	る事項について市長から助言を求めら
			れた場合には、その原	所掌事務に関し、必要な助言をする。
	知事による避難の指示等の代行		知事は、市長がその全	部又は大部分の事務を行うことができ
	(災害対策基本法第60条第6		ない時は、避難の指示	に関する措置の全部又は一部を代行す
	項)		る。	
	避難指示の解除に当たっての助		国土交通大臣又は知事	事は、避難指示等の解除に関する事項に
	言		ついて市長から助言を	を求められた場合には、必要な助言をす
(土砂災害防止法第32条)		る。)- t. 140 NT N 15 7 15 17 15 7 1 5 7	

- ※(避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危機が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。)
 - イ 避難情報を発令するときは、警戒レベルを付し、以下の内容を示して発令する。
 - (7) 避難対象地域
 - (イ) 避難先
 - (ウ) 避難理由
 - (エ) 避難時の注意事項等
 - ウ 市本部は、避難情報を発令した場合、必要事項を関係機関へ通知する。
 - (ア) 市本部から知事への報告は、滋賀県防災情報システムを使用して行う。
 - (イ) 滋賀県防災情報システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合には、 県地方本部を通じて県本部へ報告する。
 - (ウ) 避難指示等が洪水等による事由で行われた場合には、このことを速やかに下流地域 の水防管理者へ連絡する。
 - エ 市本部は、自ら避難情報を発令した場合又は他機関からその旨の通知を受けた場合には、速やかにその内容を市民に対して周知する。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(2) 避難対象地区

災害の発生により人命の危険が予想される以下に掲げる地区

- ア 河川の氾濫等により人命及び住家に被害の発生が予想される地区(洪水浸水想定区域等)
- イ 土砂災害等により人命及び住家に被害の発生が予想される地区(土砂災害警戒区域等)
- ウ その他災害の態様により、避難を必要とする地区

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 災害時の応急活動 第1部
- 第2章
- 第9節 避難収容
 - (3) 水害に関する避難指示等の基準

ア 避難情報の基準に用いる指標

水害に関する避難情報の基準に用いる指標は、河川管理者から提供される避難と関連 した定量的情報によって設定する。また、定量的情報が提供されていない区域について は、現地情報等を基準の指標とする。

【基準に用いる指標】

区 分	対象河川、地域	基準に用いる指標
洪水予報河川	琵琶湖及び日野川	水位情報
水位周知河川	愛知川	水位情報
上記以外の河川	蛇砂川等	現地情報等
地先の安全度マップ浸水区域	市全域	現地情報等

雨量観測所・水位観測所:資料編10-3参照

イ 各河川の基準

各河川の基準は以下のとおりとする。

【洪水予報河川(琵琶湖、日野川)の水位に基づく基準】

区分	洪水予報河川(琵琶湖、日野川)の水位に基づく基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・基準地点の水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれる場合 ・氾濫警戒情報が発表された場合
【警戒レベル4】 避難指示	・基準地点の水位が、一定時間後に堤防天端高に達すると見込まれる場合 ・氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇が見込まれ、氾濫危険情報が発表された場合 ・破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・基準地点の水位が堤防天端高に達し、氾濫発生情報が発表された場合 ・洪水予報区間で氾濫が発生し、氾濫発生情報が発表された場合 ・堤防が決壊した場合

【水位周知河川(愛知川)の水位に基づく基準】

区 分	水位周知河川(愛知川)の水位に基づく基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	以下の条件を満たしたときに発令することを基本とする。 ・大雨警報(浸水害)が発表され、基準地点の水位が、避難判断水 位に達し、氾濫危険水位に到達すると予測される場合
【警戒レベル4】 避難指示	以下の条件を満たしたときに発令することを基本とする。 ・大雨警報(浸水害)及び洪水警報が発表され、基準地点の水位が、 氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇が見込まれる場合 ・破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・氾濫が発生した場合 ・堤防が決壊した場合

- 第3編 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 災害時の応急活動 第1部
- 第2章
- 第9節 避難収容

【洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川(蛇砂川等)に対する基準】

区 分	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・台風の規模、気象予警報、降雨予測情報、パトロール及び市民 からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断し た場合
【警戒レベル4】 避難指示	・台風の規模、気象予警報、降雨予測情報、パトロール及び市民 からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと 判断した場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・近隣で既に浸水が発生し、台風の規模、気象予警報、降雨予測情報、パトロール及び市民からの通報による地域情報等から、 更に浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがあると判断した場合

【地先の安全度マップの浸水区域に対する基準】

区 分	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・台風の規模、気象予警報、降雨予測情報、パトロール及び市民 からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断し た場合
【警戒レベル4】 避難指示	・台風の規模、気象予警報、降雨予測情報、パトロール及び市民 からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと 判断した場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・近隣で既に浸水が発生し、台風の規模、気象予警報、降雨予測情報、パトロール及び市民からの通報による地域情報等から、 更に浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがあると判断した場合

(4) 土砂災害に関する避難情報の基準

ア 避難情報の対象地区

土砂災害に関する避難情報の対象地区は、土砂災害警戒区域等の存する地区とし、当 該土砂災害警戒区域を含む町丁目に対して避難情報を発令する。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域:資料編10-7参照

土砂災害に関する避難情報の基準

県と彦根地方気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合や土砂災害の前兆現象が 発見された場合に、「避難情報発令判断マニュアル」に基づき、次表の基準で避難情報 を発令する。

【土砂災害に関する避難情報の基準】

基
大雨警報(土砂災害)が発表され、以下の条件を満たしたときに発表する。
・今後2時間先までの降雨予測結果が土砂災害に警戒を要する降 雨水準に達した場合(滋賀県の土砂災害降雨危険度)

- 第3編 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 災害時の応急活動 第1部
- 第2章
- 第9節 避難収容

【警戒レベル4】 避難指示	以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・土砂災害警戒情報が発表され、今後2時間以内に土砂災害が発生する降雨水準に達する見込みがある場合(滋賀県の土砂災害降雨危険度) ・近隣で土砂災害発生の前兆現象(湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化した時等)が発見された場合 ・近隣で土砂災害の危険が切迫している場合 ・現在の降雨水準が土砂災害の多発する水準に達している場合(滋賀県の土砂災害降雨危険度)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・近隣で土砂災害が発生した場合 ・過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の 基準値に実況値が達している場合(滋賀県の土砂災害降雨危険 度)

2 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護する必要が ある場合、警戒区域を設定し一般の立ち入りの禁止及び退去を命ずる。

【警戒区域の設定権限】

設定権者	種類	要 件 (内容)	根拠法令
市長	災害 全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合 において人の生命又は身体に対する危険を防止するため特 に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63条
警察官	災害 全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた 市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求 があったとき。	災害対策基本法第 63条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な被害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法 第4条
消防吏員又は 消防団員	水害除 く災害	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定 する。	消防法第36条で準用する同法第28条
	危険物 事故	事故現場において、火災発生のおそれが著しく大であり、かつ火災発生により人命、財産に著しい被害を与えるおそれがある場合	消防法第23条の2
消防団長・団員 又は消防機関に 属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。	水防法第21条

3 避難情報の伝達及び避難者の誘導

(1) 避難情報の伝達

市本部は、避難情報を発令した場合、避難対象区域の市民、自治会長及び要配慮者施設 の管理者に対して、避難情報を速やかに伝達する。

(2) 避難者の誘導

市本部は、避難情報を発令した場合、必要に応じて、消防本部、消防団、県警察、自治

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 災害時の応急活動 第1部
- 第2章
- 第9節 避難収容
 - 会(自主防災組織)、施設管理者等の協力を得て、避難誘導を実施する。
 - 誘導に当たっては、指定避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、要配慮者等を優 先して行うものとする。
 - イ 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は、誘導員の配置及び誘導口 ープの設置を行い、また、夜間においては、可能な限り投光器又は照明器具を使用して 避難中の事故防止に万全を期すものとする。
 - 避難に当たっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。
 - エ 避難者の移送及び輸送は、避難者が自力で避難できない場合や遠距離避難を強いられ る場合、車両又は船艇により行う。
 - オ 災害が広範囲で大規模な場合で、市本部での対応が不可能なときは、県本部に協力を 要請する。

指定避難所の開設

- (1) 指定避難所の開設
 - ア 市本部は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況 等を考慮し、適切な場所の指定避難所を開設するとともに、指定避難所を開設するとき は、速やかに当該施設の管理者に連絡する。

なお、指定避難所の開設に当たっては、施設機能の回復を考慮し、体育館等を優先的 に開設する。ただし、福祉避難所の開設に当たってはこの限りではない。

- イ 本部長は、指定避難所を開設したときは、直ちに建物及び収容者の管理のための指定 避難所責任者(指定避難所の管理運営責任者としてあらかじめ指定された職員)を派遣 し、指定避難所の開設及び被災者の収容に当たる。ただし、緊急を要する場合で、職員 の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設 者とすることができる。
- ウ 本部長は、指定避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事及び警察署長に報告 する。(閉鎖したときも同様に報告する。)
 - (ア) 開設の日時、場所
 - (イ) 箇所数及び収容人員
 - (ウ) 開設期間の見込み
 - (工) 避難対象地区名
- エ 指定避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内(災害救助法)とする。ただし、 収容期間の延長の必要があるときは、期間を延長することがある。
- オ 被害が深刻で、あらかじめ選定した指定避難所を利用することが困難な場合は、速や かに県本部等に要請するなどして、市内に適地を選定して仮設物、天幕等を設置し避難 所とする。
- カ 指定避難所を利用することが困難な要配慮者については、福祉避難所へ移送する。
- (2) 指定避難所の収容対象者
 - ア 住居が全壊、全焼、流失、大規模半壊、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常 生活する場所を失った者

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 災害時の応急活動 第1部
- 第2章
- 第9節 避難収容
 - 自己の住家には直接被害はないが現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければなら ない者
 - ウ 災害により、現に被害を受けるおそれがある者
 - エ その他避難が必要と認められる者

指定避難所の管理及び運営

指定避難所の管理及び運営は、以下による。

なお、避難所の管理及び運営に関する詳細については、「避難所運営マニュアル」による。

- (1) 避難者の収容
 - ア 避難所責任者は、避難者を収容する。
 - イ 避難所責任者は、避難者を収容したときは、直ちに「避難所状況報告書」を作成し、 更に避難者等が記入した「避難者カード」により避難者名簿を作成する。

避難者カード:避難所運営マニュアル参照

- ウ 避難所責任者は、避難者の収容にあたり当該指定避難所が被害を受け、収容困難とな ったとき、又は収容能力に余裕がないときは、市本部の指示を受け、他の避難所に収容 するものとする。
- エ 指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者など関係機 関への要請、屋外避難所の設置、県への要請等により必要な施設の確保を図る。
- (2) 指定避難所の管理・運営

市本部は、避難者、自主防災組織、施設管理者等と連携して指定避難所の管理運営を行 う。

- (3) 飼育動物の対応
 - ア 災害時におけるペットの取扱いは、「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作 成)に基づき、飼い主によるペットの飼養管理を基本とする。市は、県及び関係団体と 連携し、必要な支援を行うよう努める。
 - イ 市は、適切な避難行動を推進する観点から、指定避難所にペットの同行避難のために 必要なペット用スペース等の確保に努める。
 - ウ 身体障害者補助犬については、身体障害者との同伴を原則とし、必要な避難スペース 等を確保する。
- (4) 指定避難所の感染症対策

感染症の流行時においては、避難者等に対する手洗い、咳エチケット等の基本的な感染 症対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努める。ま た、感染症の症状がある者の専用スペースやトイレを確保し、他の避難者との動線を区分 するなど、感染症の予防・蔓延防止のための対策を行うものとする。

- 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第2章 災害時の応急活動
- 第 10 節 緊急輸送活動

第 10 節 緊急輸送活動

「生活基盤部、生活物資・産業部]

市本部及び防災関係機関は、消火、救助、救急及び医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的 確に実施するため緊急輸送活動を実施する。

1 緊急輸送の対象

段階	輸 送 対 象				
第1段階	・救助及び救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資				
	・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資				
	・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設				
	保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等				
	・後方医療機関へ搬送する負傷者等				
	・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び				
	物資				
第2段階	・上記第1段階の続行				
	・食料、水等生命の維持に必要な物資				
	・傷病者及び被災者の被災地外への輸送				
	・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資				
第3段階	・上記第2段階の続行				
	・災害復旧に必要な人員及び物資				
	・生活必需品				

2 緊急輸送ネットワーク

市本部は、災害時において、県が指定する緊急輸送道路、救援物資の受入場所となる県の 輸送拠点、市庁舎、市の集積拠点、市内の輸送拠点、ヘリポート等を結んだ緊急輸送ネット ワークを確立する。

集積拠点及び輸送拠点:資料編4-3参照

3 緊急通行車両等の確保

輸送は、車両、鉄道、航空機等の手段を用い交通の回復状況に応じ、必要とする物資・要 員の輸送に当たる。

(1) 車両の確保 市保有の車両で不足する場合は、市内の運送業者に協力を要請する。

(2) 県への要請

車両が不足する場合、県に以下の内容を明示して要請し、車両及び輸送要員等を滋賀県 トラック協会等から調達する。

- ア 輸送区間及び借り上げ期間
- 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時

災害応急対策計画

風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1部

第2章 災害時の応急活動 第10節 緊急輸送活動

オ その他必要な事項

(3) 鉄道による輸送

緊急輸送のために鉄道を必要とする場合は、西日本旅客鉄道株式会社近江八幡駅長、西 日本旅客鉄道株式会社彦根駅長、近江鉄道八日市駅長等と協議する。

(4) ヘリコプターによる輸送

陸上の輸送が不可能な場合は、ヘリコプター等の使用について、臨時離発着場を指定し て、県に要請する。

緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路

本市に係わる県指定の路線(第1次・第2次路線)及び市指定の路線(第3次路線)は、 資料編に掲げる路線である。

(2) 啓開作業

ア 道路施設の被害が甚大で、緊急輸送道路が途絶した場合、道路管理者は、関係機関の 協力を得て、道路における障害物の除去、道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に 行う。

イ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確 保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6に基づき運転者等に 対し車両の移動等の命令を行うものとする。

なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うも のとする。

緊急通行車両の確認

県公安委員会が災害対策基本法第76条による通行の禁止又は制限を行った場合、知事又 は県公安委員会に対して、緊急通行車両の確認を申請し、認定を得て緊急輸送を実施する。

(1) 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるとき、市長は、「緊急通行車両確認申請書」を 県(防災危機管理局)又は県公安委員会(県警察本部又は警察署交通課)に提出する。

(2) 緊急車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の認定を受けた場合は、知事又は公安委員会から証明書及び標章を交付さ れるので、車両の前面の見やすい位置に貼付けて輸送を実施する。

6 集積拠点の設置

市本部は、災害時における物資の輸送効率を上げるため、集積拠点を設置する。

- (1) 総合運動公園に物資の集積中心拠点を設置する。
- (2) 各防災ブロックの運動公園等に集積副拠点を設置する。

7 輸送拠点の設置

市本部は、災害時における指定避難所までの物資の輸送効率を上げるため、小中学校等に 輸送拠点を設置する。また、円滑な物資の輸送を行うため、設置した輸送拠点から各指定避 難所までの配送ネットワークを作成する。

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1部
- 第2章 災害時の応急活動 第11節 応急住宅の確保

第 11 節 応急住宅の確保

[生活基盤部]

市本部は、災害により住家を喪失した被災者に対して応急仮設住宅を供給し、あるいは災害 のため被害を受けた住家に対して居住のための必要最小限度の応急補修を行う等、速やかに一 時的な居住の安定を図る。

1 応急仮設住宅の供給

(1) 対象者

応急仮設住宅は、住宅が全焼、全壊又は流失した者であり、居住する住家がなく、自ら の資力では住宅を確保できない者を対象とする。入居者の選定については、被災状況を考 慮の上、要配慮者に配慮し、公平かつ公正に行う。

なお、災害救助法が適用された場合、実施主体を滋賀県とし、知事からの事務委任を受 け連携の上行う。

(2) 供給方法

応急仮設住宅は、次の3つの方法とし、供給優先順位は、迅速性、既存資源の有効活 用等の観点からア、イ、ウの順とする。

- ア 公営住宅の一時提供
- イ 賃貸型応急住宅の供与
- ウ 建設型応急住宅の供与
- (3) 必要数の算定

住宅の被災状況及び被災者の意向調査から応急仮設住宅の必要数を算定する。

- (4) 供給可能戸数及び建設候補地の確認
 - ア 市営住宅について、提供可能な戸数を確認する。また、県及び他市町に対し協力可能 な公営住宅提供可能戸数を照会する。
 - イ 民間賃貸住宅について、滋賀県等に協力を仰ぎながら使用可能戸数を確認する。
 - ウ 応急仮設住宅建設候補地について、状況を調査し、建設の可否を確認する。

災害廃棄物仮置場・応急仮設住宅建設候補地:資料編4-4参照

(5) 供給計画の作成

応急仮設住宅の必要数並びに供給可能戸数及び建設候補地の確認結果を踏まえ供給計画 を作成する。

(6) 供給準備

ア 公営住宅の一時提供

市本部は、供給計画に基づき、被災者に対し市営住宅への一時的な居住先の確保を 行う。また、県及び他市町に対する公営住宅提供の協力要請を行う。

イ 賃貸型応急住宅

市本部は、供給計画に基づき、民間賃貸住宅の借上げにより応急住宅を確保する。 また、公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会滋 賀県本部と災害時応援協定を締結している滋賀県を通じて、それら団体に協力を要請 する。

第3編 災害応急対策計画

第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策

第2章 災害時の応急活動

第 11 節 応急住宅の確保

ウ 建設型応急住宅

市本部は、供給計画に基づき、応急仮設住宅を建設する。また、建設に当たっては、バリアフリーの確保に努める。

(7) 入居者の募集及び選定

応急仮設住宅の供給準備の進捗に併せて、入居者の募集及び選定を行い、入居者を決 定する。

2 被災住宅の応急修理等

災害救助法に基づき、被災者が元の住宅に引き続き住めるよう、被災家屋の居室、炊事場、 トイレ等の最低限日常生活に欠くことができない部分について、応急修理及び障害物の除去 を実施する。市本部は知事からの委任に基づき、相談窓口を設置して制度の周知を行い、被 災者からの申込みがあった場合は、内容を審査し、事業者に応急修理又は障害物の除去を依 頼する。

(1) 住宅の応急修理

ア 対象者

災害のため住家が中規模半壊、半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、 自らの資力では応急修理ができない者又は災害のため大規模な補修を行わなければ居住 することが困難な程度に住家が半壊(大規模半壊)した者、かつ、応急仮設住宅(一定 条件のもと一部の賃貸型応急住宅を除く。)を利用しない者を対象とする。

イ 実施期間

災害発生の日から原則として3箇月以内とする。ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6箇月以内とする。

(2) 住宅関連の障害物の除去

ア 対象者

住家が半壊、床上浸水等の被害を受け、住居又はその周辺の日常生活に欠くことのできない場所に障害物が存在するため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者を対象とする。

イ 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内とする。

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1部
- 第2章 災害時の応急活動 第12節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給

食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給 第 12 節

[生活物資·產業部、上下水道部]

1 食料の供給

災害により被災し、日常の食事に支障がある者に対して、応急的な炊出し又は食料品の支 給を行う。

(1) 対象者

食料の供給については、以下の者を対象とする。

- ア 避難情報等に基づき指定避難所に収容された者
- イ 住家が被害を受けたため、炊事の不可能な者
- ウ 住家に被害を受けたため、一時的に縁故先等へ避難する者
- エ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- オ 災害応急対策活動の従事者
- カ 災害により通常の供給を受けることが不可能となった者

(2) 食料供給の内容

緊急時には備蓄食料を配分するとともに、市と災害時の応援協定を締結している事業者 等に食料供給要請を行い、主食として米穀、パン等のほか、弁当等を購入してこれを配給 する。また、必要に応じて副食や調味料等を支給するとともに、入院患者、乳幼児、高齢 者等で特別な食料を必要とする者についても配慮する。

食料供給拠点等:資料編4-7参照

(3) 食料の確保

- ア 食料供給の必要量の把握を行い、その確保に努める。
- イ 食料不足が見込まれる場合には、応援協定企業及び農業協同組合等に対して支援協力 を要請する。
- ウ 市内での調達が困難な場合には、県、他市町、自衛隊等へ支援を要請する。

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(抄):資料編13-4参照

(4) 食料供給活動の実施

ア 備蓄食料の配分

災害の程度、避難者の状況等により、緊急に食料の配給が必要な場合には、車両の手 配を行い、職員等を備蓄食料保管場所及び指定避難所に派遣する。併せて消防団、自治 会(自主防災組織)、災害ボランティア等に協力を要請し、備蓄食料の配送及び避難者 や被災者へ配給を行う。

なお、備蓄食料が不足するときには、相互応援協定市町、近隣市町、県等に対して支 援の要請を行うとともに、政府所有の米穀等の調達を併せて要請する。

イ 保管

食料は、原則として食料集積地又は避難所等に保管する。

調達した食料の輸送は、原則として、調達先の業者に依頼する。

なお、調達先の業者が輸送困難な場合は、市が輸送を行う。

(5) 配給の方法

災害応急対策計画

第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策

第2章 災害時の応急活動 第12節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給

指定避難所における食料の配給は、指定避難所の開設責任者が、避難者、自治会等の協 力を得て実施する。また、配給に当たっては、乳児、高齢者、障害者等に適した食品を 優先的に調達して、これを供与する。

(6) 炊出し

避難が行われたときは、必要に応じて炊出しを実施するものとし、自治会、自主防災組 織、災害ボランティア等に支援を要請し、食料供給拠点、避難所又はその近くの公民館等 の調理施設や機能を有する適当な場所で行う。

2 飲料水の供給及び給水の実施

飲料水は、生命の維持にとって重要である。このため、市本部は災害による水道施設の破 損、水質汚染等のために飲料水の確保ができなくなった市民に対し、速やかに飲料水の給水 を行う。

(1) 飲料水等の確保

取水又は送配水施設が、破損又は汚染された場合、次の方法により飲料水等を確保する。 ア 非常用発電装置等により水道施設を稼働させ、飲料水を確保する。

イ 井戸、耐震性貯水槽等の水を濾水機によりろ過し、これに殺菌剤を投入して飲料水と して適合基準を満たすものを、飲料水として利用する。

東近江市 上下水道施設·簡易水道施設 応急給水源一覧:資料編4-6参照

(2) 給水計画

災害が発生した場合には、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を迅速に把握し、 給水対象地域、給水場所、給水時間等を内容とする給水計画を策定し、応急給水を実施す る。

(3) 給水の準備

ア 給水の広報

給水時間、給水場所等を市民に広報する。

イ 給水地点の設定

給水地点は、指定避難所又は被災地区周辺の便利の良い場所に設定する。

ウ 給水用資機材の確保

給水タンク車等が不足する場合には、県、自衛隊又は他の市町に対し協力を要請する。 給水袋等の備蓄資機材が不足する場合には、業者から調達する。

(4) 給水の方法

給水基準

発災後の期間	応急給水量(1人1日当たり)
発災後 3日間	3 リットル
発災後 4日~10日	20 リットル
発災後 11 日~21 日	100 リットル
復興期 22 日~	250 リットル

イ 方法

応急給水の方法は、「運搬給水」と「仮設給水栓給水」とする。

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1部
- 第2章 災害時の応急活動 第12節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給

「運搬給水」とは、給水拠点等の水を利用して給水車等であらかじめ指定した給水ポ イントや避難所等への給水、「仮設給水栓給水」は、通水可能な配水管の消火栓上に適 宜仮設給水栓を設置して給水することをいう。

ウ特別措置

病院、社会福祉施設等に対しては、特別給水を実施し、医療活動等に支障のないよう 努め、必要に応じ貯水槽の設置や仮設配管を行う。

エ その他

- (ア) 給水に使用する水利の確保
- (イ) 応急給水用機械器具の調達
- (ウ) 給水施設の施設管理者による応急復旧

生活必需品の供給

市本部は、災害発生時に速やかに生活必需品供給計画を作成し、被災者に対する被服、寝 具その他生活必需品の給与及び物資の供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図る。

(1) 供給対象者

指定避難所に収容された者及び災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者 を対象とする。

(2) 物資の購入

市本部は、市、県等の備蓄物資を使用するとともに、応援協定締結企業、農業協同組合、 大規模量販店、市内業者等に対し生活必需品の供給について協力を要請する。

なお、生活必需品は、以下に掲げる物品等で被災時に必要なものとする。

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- 日用品 イ
- ウ 炊事道具及び食器
- 工 光熱材料
- (3) 物資の供給及び配分

市本部は、指定避難所の責任者(施設管理者)、避難者、自治会等の協力を得て、迅速 かつ的確に供給を行う。

- 第 3 編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第2章 災害時の応急活動
- 第13節 保健衛生、防疫

第 13 節 保健衛生、防疫

「福祉・医療部、市民窓口・環境部、上下水道部]

災害発生時には、被災者の健康管理、病弱者の救済、感染症発生又は拡大の防止及び衛生の 保持に万全を期し、市民生活の安定を図る。

1 保健衛生対策の実施

(1) 保健活動

ア 指定避難所における感染拡大防止対策

指定避難所において、避難所運営マニュアル等に基づきゾーニングや、換気及び消毒の徹底、体調不良者の健康管理等を行う。

イ 救護所の設置等

指定避難所では、生活環境の激変に伴って被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高い。このため、市本部は、指定避難所を常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、避難者の健康状態を十分に把握し、必要に応じて救護所等を設ける。

特に、高齢者、障害者等要配慮者の健康状態に配慮し、必要に応じて、福祉避難所や 福祉施設等への移送を検討する。

ウ 巡回健康相談

市本部は、東近江保健所と連携して次の保健活動を実施する。

- (ア) 指定避難所や被災家庭において、被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回 健康相談や家庭訪問を実施する。
- (イ) 応急仮設住宅入居者が生活環境の変化に順応し、健康で自立した生活ができるよう 訪問指導、健康相談等を実施する。
- (ウ) 東近江保健所と連携して、慢性疾患患者等への対応を行う。
- (エ) 災害発生時における保健活動の実施にあたり、必要な場合には保健師の派遣について東近江保健所長に要請する。

工 巡回栄養相談

市本部は、東近江保健所と連携して、次の巡回栄養相談活動を実施する。

- (ア) 指定避難所や応急仮設住宅等を巡回し、被災者の栄養状態の把握、栄養状態を改善するための栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- (イ) 指定避難所の閉鎖後における被災者の食の自立が困難な場合においては、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位で栄養健康教育を実施して、被災者の栄養バランスの適正化を継続的に支援する。
- (ウ) 巡回栄養相談の実施に当たっては、県と連携して要配慮者等の被災者の栄養状態 を把握するように努める。
- (エ) 在宅の慢性疾患患者に対する栄養指導を継続的に実施する。

(2) メンタルヘルスケア

被災者の心理的ケアに対応するため、市本部は県と連携して、「心のケア」や心的外傷 後ストレス障害等に対するパンフレットを被災者に配布するとともに、「心のケア」に対 する相談窓口を設置する。また、必要に応じて、県を通じて、被災者のこころのケアを

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1部
- 第2章 災害時の応急活動 第13節 保健衛生、防疫

行う専門チームである災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請する。

防疫・食品衛生対策の実施

(1) 防疫活動の実施

市本部は、感染症の蔓延及び食中毒発生の未然防止を目的として、東近江保健所の指導 を受け防疫組織を設置して防疫活動を実施する。

ア 実施者

- (ア) 市本部は、災害発生時における検病調査、防疫等を、東近江保健所の指導及び指 示に基づき実施する。
- (イ) 市本部独自で処理が不可能な場合には、隣接市町、県、国その他関係機関に応援 を要請し、実施する。
- (ウ) 県本部は、被災状況、市本部の処理能力等を総合的に勘案しつつ、予防接種法第6 条による代執行を行う。
- 市本部が行う防疫活動の種別と方法
 - (ア) 東近江保健所と連携して、検病調査及び予防宣伝を実施する。
 - (イ) 家屋、道路等の消毒を行う。
 - (ウ) そ族昆虫等の駆除を行う。
 - (エ) 臨時予防接種の実施を県本部に要請する。
 - (オ) 県防疫職員の指導のもとに、指定避難所等における防疫活動を実施する。
 - (カ) 生活の用に供される水の供給を行う。
 - (キ) 感染症患者又は病原体保有者が発生したときには、感染症指定医療機関への入院を 勧告する。

ウ 県の措置

- (ア) 被災地の衛生状態維持、消毒、ネズミ、昆虫、害虫等の駆除、検病調査その他防 疫措置に関する指導を行う。
- (イ) 災害規模又は態様等に応じた防疫活動の範囲及び期間を定め、感染症の病原体に 汚染された場所への消毒に関する指示、ネズミ、昆虫、害虫等の駆除に関する命 令、生活の用に供される水の供給の指示等を行う。
- (ウ) 被災地、指定避難所等における検病調査結果に基づく健康診断を実施する。
- エ報告、記録及び整備

市本部及び県本部は、災害状況報告書、防疫活動状況報告書等の必要関係書類を整備 しておく。

- オ 防疫及び保健衛生器材の調達
 - (ア) 市本部は、防疫及び保健衛生器材を迅速に調達する。 防疫及び保健衛生器材の調達については、あらかじめ調達計画を確立しておく。
 - (イ) 調達計画
 - 医薬品取扱業者への依頼
 - 不足器材についての県本部への支援要請
- (2) 災害時の食品衛生及び生活衛生対策

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第2章 災害時の応急活動 第13節 保健衛生、防疫

災害緊急衛生班の編成

市本部は、災害状況により必要と認めたときには、県に災害緊急衛生班の派遣を要請 する。災害緊急衛生班は、災害の規模に応じて、食品衛生監視員及び環境衛生監視員を もって構成する。

- イ 災害緊急衛生班は、次の活動を行う。
 - (7) 食品衛生対策
 - 食品関係施設の被害状況の把握及び情報提供
 - b 救護食品等の検査
 - 飲料水の試験検査
 - 冠水地域等における食品関係施設の指導 d
 - その他飲食に起因する危害発生の防止
 - 指定避難所における食品の衛生確保
 - (4) 生活衛生対策
 - 生活衛生関係営業施設の被害状況の把握及び情報提供
 - 被災地における生活衛生確保 b
 - 冠水地域等における生活衛生関係営業施設の指導
 - 建築物における衛生的環境の確保

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第2章 災害時の応急活動
- 第14節 し尿・ごみ・災害廃棄物の処理

第14節 し尿・ごみ・災害廃棄物の処理

[市民窓口・環境部]

1 し尿処理

(1) 初期対応

ア 上下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿及び浄化槽汚泥(以下「し尿等」という。)の収集処理の見込み量、仮設トイレの必要数等を決定する。

- イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、処理計画を迅速に策定する。
- ウ 被災者の生活に支障が生じることのないよう高齢者、障害者等にも配慮しつつ、速や かに仮設トイレを設置する。

(2) 処理活動

ア 人員、資機材等の確保

市本部は、し尿等処理の実施に必要な人員、資機材等を確保する。

イ 応援要請

- (ア) 市本部は、し尿等の収集運搬業務に支障をきたすことが見込まれる場合は、八日市 布引ライフ組合と連携し、し尿等収集運搬業者に対し収集運搬業務の応援要請を行う。
- (イ) 市本部は、し尿等処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する 必要がある場合には、八日市布引ライフ組合と連携し、近隣市町又は一部事務組合 (以下「近隣市町等」という)に対し処理の応援要請を行う。
- (ウ) 市本部は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合においては、県に対し広域的な応援要請を行う。

ウ 処理の実施

(7) 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

下水道施設及びし尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して円滑な収集及び運搬に努める。

し尿処理施設一覧:資料編9-2参照

(イ) 市民への広報

下水道普及地域においては、管路施設及び終末処理施設の被災状況を正確に把握できるまでは、市民に水洗トイレを使用せずに仮設トイレ等において処理をするように広報を行う。

(ウ) 仮設トイレの設置

市本部は、必要に応じ水洗トイレの使用制限を行うとともに、仮設トイレを速やかに指定避難所、住家密集地等に設置する。仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、衛生に十分配慮する。

(エ) 河川、プール等の水の利用

水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合には、河川、プール等から水 を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

- 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第2章 災害時の応急活動 第14節 し尿・ごみ・災害廃棄物の処理

ごみ処理

- (1) 初期対応
 - ア 指定避難所をはじめ被災地域における生活ごみ及び避難所ごみの収集処理の見込み量 を把握する。
 - イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
 - ウ 道路等の被災状況、指定避難所の設置数及び設置位置に基づき、収集運搬ルートを確 保する。

(2) 処理活動

- ア 被災地の生活に支障が生じないよう、生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬及び処理を 適切に行う。
- イ 生活ごみ及び避難所ごみは、仮置場に搬入せず、既存の処理施設で処理をすることに なるが、必要に応じて一時保管場所を設置する。
- ウ 災害時における生活ごみの収集運搬は、道路が被災するなどにより収集効率が低下す るおそれがあることから、収集運搬車両の増車又は臨時の生活ごみ排出場所を設置する。
- エ 生活ごみのうち、不燃ごみ及び資源ごみは、できるだけ各家庭に留め置くように、市 民に広報を行う。
- オ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、ごみ集積所や一時保管場所の衛生状態を保 つように努める。
- カ 必要に応じて、民間事業者、県、近隣市町及び関係団体に対して応援を要請し、収集 運搬体制を確保する。

ごみ処理施設一覧:資料編9-1参照

災害廃棄物処理

災害により発生する災害廃棄物の処理及びリサイクルに関しては、「東近江市災害廃棄物 処理計画」に基づき迅速かつ適正に処理を実施し、被災地の速やかな復旧・復興を行う。

特定動物による危害防止及び愛玩動物救護に関する対策の実施

(1) 特定動物の逸走対策

災害により人間に危害を及ぼすおそれのある特定動物(サル・ワニ等)の逸走が市内に おいて確認された場合、市本部は、県(生活衛生課)に連絡するとともに、県及び関係団 体と連携し、特定動物による市民への危害防止、適切な避難誘導及び特定動物の迅速な捕 獲等、必要な措置を講じる。

(2) 被災地域における動物の保護

市本部は、被災地域において、飼主不明又は負傷した犬及び猫を発見した場合、県及び 関係機関と連携し、犬による危害発生防止及び負傷動物の救護に努めるものとする。

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1部
- 第2章 災害時の応急活動 第15節 行方不明者等の担 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋火葬

行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋火葬 第 15 節

「消防本部、市民窓口・環境部〕

1 基本計画

市本部は、行方不明者がいるおそれが判明した場合、県警察、消防、自衛隊その他防災関 係機関と連携して行方不明者の捜索活動を行う。また、遺体を発見した場合は、県警察が行 う検視及び身元確認に必要な協力支援を行い、火葬(埋葬)を実施する。

災害救助法が適用された場合における遺体の処理(洗浄、縫合、消毒等)は、検視終了後、 「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施す る。この際、市本部は、日本赤十字社滋賀県支部東近江市地区として活動する。

2 行方不明者の捜索

- (1) 行方不明者の捜索は、市本部等が県警察、消防、自衛隊その他防災関係機関と緊密な連 携を保ちつつ迅速に行う。
- (2) 市本部は、身元不明遺体の写真撮影を行うほか、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示又 は手配を行い、その身元を確認する。
- (3) 市本部は、行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期 すとともに情報の入手に努め、捜索に当たる。

遺体発見時の連絡及び処理

遺体を発見した者は、速やかに県警察に連絡し、県警察は医師の立会いのもとで検視を行 う。

4 遺体の収容

- (1) 医師立会いのもとに県警察の検視を終えた遺体は、市本部が県警察等の協力を得て、そ の収容及び引渡しに当たる。
- (2) 遺体が多数ある場合には、あらかじめ指定した既存の建物を利用するなどして遺体を収 容し、検視、引渡し等を行う。

なお、遺体収容等のための適切な建物がない場合には、天幕等の仮設の検視場所を設け る。

遺体の埋火葬の実施

遺体について、遺族等が遺体の埋火葬を行うことが困難な場合又は遺族がいない場合には、 市が火葬を実施する。また、市本部は、火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

- (1) 死亡者数の把握
- (2) 火葬計画の作成
- (3) 遺体搬入車両及び搬入路の把握及び確保
- (4) 燃料、ドライアイス、棺等資材の在庫状況の把握及び確保
- (5) 火葬のための関係者に対する協力要請
- (6) 相談窓口の設置及び市民への情報提供

火葬場一覧:資料編8-3参照

6 県に対する応援要請

市本部は、遺体の捜索、処理、埋葬等について、市のみで対応できない時には、次の事項

- 第3編 災害応急対策計画

- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第2章 災害時の応急活動 第15節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋火葬

を示し、県に応援を要請する。

- (1) 捜索、処理、埋火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
- (2) 捜索地域
- (3) 火葬等施設の使用可否
- (4) 必要な輸送車両の数
- (5) 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1部
- 第2章 災害時の応急活動 第16節 要配慮者に配慮し 要配慮者に配慮した応急対策

要配慮者に配慮した応急対策 第 16 節

「福祉·医療部、避難支援·教育部]

災害時における要配慮者に配慮した応急対策については、次に定めるところによる。

1 在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者の避難、救助等

市本部は、地域支援者等の協力を得て安否確認を行い、必要に応じて、救助活動や避 難誘導を行うものとする。

(2) 被災状況等の把握

市本部は、在宅の要配慮者に関する被災状況等について、自治会(自主防災組織)、消 防団、介護サービス事業者等の支援協力を得て、実態把握に努める。

社会福祉施設等に対する応急対策

(1) 施設における応急対策

施設管理者は、各施設の防災計画、避難確保計画等に基づいて、迅速かつ的確に応急対 策を実施する。

(2) 被害状況の把握

市本部は、社会福祉施設の被害状況について、施設管理者の協力を得て、実態把握に努 める。

(3) 被災施設の入所者の相互受入れ

施設管理者は、災害により居住できなくなった施設が生じた場合において、近隣施設へ の収容等、的確に応急措置をとるものとする。

3 要配慮者に配慮した指定避難所の設置等

市本部は、指定避難所を設置する際には、福祉スペースを確保し、要配慮者への配慮を行 うものとする。また、要配慮者への支援を行う人材が不足するときは、必要に応じて、滋賀 県災害派遣福祉チーム(しがDWAT)の派遣要請を行う。

4 要配慮者に必要な物資等の確保

市本部は、避難時の生活に必要な紙おむつ等の物資、車いす等の確保に努める。

福祉避難所の開設

(1) 要配慮者の実態の把握及び福祉避難所の開設等

市本部は、指定避難所等において避難生活に何らかの特別な配慮を必要とする者の把握 に努める。また、必要に応じて福祉スペースへの収容や、福祉避難所を開設し、対象者を 移送する。

(2) 緊急入所及び入院措置

避難者のうち、治療や専門的機材、専門職員によるケアが必要な者については、福祉施 設への緊急入所又は医療機関への入院措置とする。

6 ボランティア団体等への協力要請

市本部は、指定避難所又は社会福祉施設における必要なボランティアの派遣について、ボ ランティア団体等に対して協力を要請する。

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1部
- 第2章 災害時の応急活動 第17節 ボランティア活動との連携

第 17 節 ボランティア活動との連携

「福祉・医療部〕

1 ボランティアの受入れ

災害時におけるボランティア活動の重要性を考慮し、市本部は、被災者の救援等を行うた めのボランティア活動が円滑に行われるように、市社会福祉協議会等の関係団体と連携して 必要な対策を実施する。

(1) 災害ボランティアセンターの設置

市本部は、市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアの活動拠点となる災害ボラ ンティアセンターを東近江市福祉センターハートピアに設置する。

なお、災害ボランティアセンターは、次の業務を行う。

- ア ボランティアニーズの把握及び情報提供
- イ 派遣要請の調整等
- ウ ボランティアの受入れ及び受付
- エ ボランティア活動情報の集約及び管理
- オ 市本部との連絡調整
- カ その他の外部ボランティア組織や地元ボランティアとのネットワークを形成し、活 動を支援する。

(2) 県災害ボランティアセンターとの連携

市本部は、市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアの必要数、支援業務内容、 受付場所、受付体制等について、県災害ボランティアセンターと緊密な連携をとる。また、 県と連携し、ボランティア保険の受付窓口を災害ボランティアセンターに設置する。

(3) 災害ボランティアの活動

災害ボランティアが活動する内容は、主として次のとおりとする。

なお、活動内容については、ボランティアの意見を尊重し、決定するよう努める。

区分	活動内容
生活支援に関する業務	・被災者家屋等の清掃活動 ・現地災害ボランティアセンター運営の補助 ・避難所運営の補助 ・炊き出し及び食料等の配布 ・救援物資等の仕分け及び輸送 ・高齢者、障害者等の介護補助 ・被災者の話し相手及び励まし ・その他被災地での軽作業
専門的な知識を要する業務	・救護所等での医療及び看護 ・被災宅地の応急危険度判定 ・外国人のための通訳 ・被災者へのメンタルヘルスケア ・高齢者、障害者等への介護及び支援 ・アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ・公共土木施設等の調査 ・その他専門的な技術又は知識が必要な業務

- 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第 2 章 災害時の応急活動 第 17 節 ボランティア活動との連携

2 ボランティアの派遣要請

(1) 派遣協力の依頼方法

市本部は、市社会福祉協議会と連携して、市内のボランティア団体等の奉仕協力を必要 とするときには、ボランティア団体等の代表者に対して次に掲げる事項を通知し、派遣協 力を依頼するものとする。また、市内のボランティア団体等が不足する場合は、必要に応 じて県災害ボランティアセンターに対してボランティア派遣を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 作業内容
- ウ 従事場所
- 工 人員
- 才 従事期間
- 集合場所
- キ その他必要な事項
- (2) 専門ボランティアの派遣要請

市本部は、市社会福祉協議会と連携して、各部・班から専門的技能を有するボランティ アの要請があったときには、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにした上で、県災害ボ ランティアセンター、関係団体等に対してボランティア派遣を要請する。

- ア 医療又は助産分野
- 障害者又は高齢者福祉分野(ケースワーカー、カウンセラー等) イ
- ウ 建築分野(被災建築物危険度判定士)
- 語学分野(外国語通訳ボランティア)
- 輸送分野 オ
- 力 情報通信分野
- キ その他専門的な技能を有する分野
- (3) 災害ボランティアコーディネーターの確保及び派遣要請

市本部は、市社会福祉協議会と連携して、災害時において各部署で災害ボランティアを 指示及び統括できる災害ボランティアコーディネーターの確保に努める。

なお、災害ボランティアコーディネーターがいない場合には、県災害ボランティアセン ターに対して派遣を要請する。

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1部
- 第2章 災害時の応急活動 第18節 ライフライン施設 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設の応急復旧 第 18 節

[上下水道部、各施設管理者]

1 水道施設の応急対策

災害の発生により、水道施設に被害が生じた場合には、応急復旧を速やかに実施し、水道 水の供給維持に努める。

- (1) 水道施設に関わる送電線状況については、関西電力送配電株式会社と緊密な連携によ り、施設が被災した場合における早期の電力供給再開を要請するものとする。
- (2) 停電時においては自家発電設備により対処するため、送水ポンプの運転状況及び配水 池の水位等を絶えず監視する。
- (3) 被害程度により、早期復旧が困難であって断水に至ると判断されるとき又は応急措置 等のため局部的な断水の必要が生じた場合においては、その断水対象地区の市民に対し て断水がある旨の広報を速やかに実施する。
- (4) 飲料水の供給

災害により現に飲料水を得ることのできない者に対して飲料水を供給する。

- (5) 被害状況の調査及び対策 被害状況の迅速な調査を実施し、適切な対策を立案して速やかに対策を実施する。
- (6) 応急復旧工事の実施

市本部は、以下により応急復旧工事を速やかに実施し給水の確保を図る。

なお、被害の程度により、期間及び工事費を必要とする箇所については仮復旧を優先さ せ、改めて本格的な復旧工事を施工することとする。

- ア 被災施設の給水能力を保持することを前提として、取水、導水及び浄水施設の機能確 保を行うとともに、浄水場から主要配水池に至る送水管復旧及び基幹配水管復旧を最優 先に行う。その後、病院、指定避難所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら順 次、配水支管、小管、給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。
- イ 復旧後の施設使用開始に当たっては水質保全に留意し、管内の清掃、塩素消毒等の措 置を十分に行う。
- ウ 管路等の地下埋設施設の応急復旧工事については、道路管理者及び地下埋設施設の管 理者との緊密な連絡調整を図る。

下水道施設の応急対策

災害発生時に下水道施設(公共下水道及び農業集落排水施設)が被災することにより汚水、 汚物等が滞留すると、地域社会の保健衛生状態が不良となるばかりではなく、感染症が発生 しやすくなるため、速やかな施設の応急復旧に努める。

- (1) 応急措置
 - ア 汚水処理施設の防護
 - イ 利用者に対する被害状況、注意事項等の広報
 - ウ 汚水処理に関する調整
 - エ 施設の応急復旧計画策定(優先処理施設に関する検討)
- (2) 下水道施設の応急対策

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第2章 災害時の応急活動
- 第 18 節 ライフライン施設の応急復旧

下水道施設の災害復旧は、市民生活に与える影響が大きいため、施設の被害状況を把握し、応急復旧計画に基づいて関係機関と調整の上、迅速な復旧に努める。

なお、下水道施設に被害を受けた場合、県の管理する流域下水道(連絡調整窓口は滋賀 県琵琶湖環境部下水道課、南部流域下水道事務所及び北部流域下水道事務所)と連絡調整 して対応するとともに、災害支援協定に基づき下水道関連協会へ協力要請を行う。

ア 汚水処理対策

災害により被害を受けた下水道施設は、速やかに復旧することとするが、下水処理機能の重大な支障が確認された場合、下水道法第14条に基づき下水道の使用制限の措置を行う。

なお、水洗トイレの使用制限中は、仮設トイレを避難所等に設置する。

イ 管路

管路の被害に対しては、汚水の流下に支障のないように、迅速に応急措置を講じると ともに本復旧方針について検討する。

- ウ ポンプ場及び処理場
 - (ア) 停電のためポンプ場及び処理場機能が停止した場合には、ディーゼル発電機等によってポンプ及び処理施設等の臨時運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。
 - (イ) 特に防護の必要のあるものに対しては、洪水その他の被害に備える。

3 通信施設応急対策計画

(西日本電信電話株式会社)

災害時における電気通信サービスの確保に関わる基本的な考え方は、復旧活動、医療活動機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信途絶防止と一般通信の確保を図ることであり、迅速かつ的確な応急復旧対策を講じる。

- (1) 応急対策の基本
 - ア災害が発生した場合は次の応急対策を実施する。
 - (ア) 通信用電源の確保(予備電源設備、移動電源車等の出動)
 - (イ) 通信の確保(衛星通信、移動無線車、非常用移動電話局装置等の災害対策機器の出動)
 - (ウ) 特設公衆電話の設置
 - (エ) 輻輳対策(発信規制、伝言ダイヤル等の運用)
 - イ 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策、復旧対 策等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。
- (2) 通信確保のための応急措置事項
 - ア 最小限の通信を確保するため応急措置の実施
 - イ 所管通信用建物及び電気通信設備に対する応急措置の実施
 - ウ 臨時電話等受付所の開設
 - エ 特設公衆電話等の開設
 - オ 通信の利用制限

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1部
- 第2章 災害時の応急活動 第18節 ライフライン施設の応急復旧
 - カ 利用者への周知
 - キ 非常・緊急通話の取扱い
 - (3) 復旧計画の方針

災害により被災した通信回路の復旧に当たっては、電気通信設備等の機能及び形態を被 災前の状態に復するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、 設備拡張や改良工事等を盛り込んだ復旧工事を行う。

放送施設応急対策計画

(日本放送協会、株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社)

(1) 日本放送協会

災害が発生した場合は、「非常災害対策規定」に基づき、迅速かつ的確に必要な措置をと る。また、放送所、演奏所等が被災した場合は、あらかじめ選定した退避所に速やかに移 転し、放送を継続する。

(2) 株式会社京都放送

非常災害対策要領に基づく対策本部を設置し、応急復旧活動に努める。

(3) びわ湖放送株式会社

災害発生時には、「非常事態における放送実施要項」に基づき、特別放送本部を設置し、 被災放送設備の状況を早期に把握し、迅速かつ的確に、放送維持に必要な措置をとる。

電力施設応急対策計画

(関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社)

災害により電力施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧 を行い、公共施設としてこの機能を維持する。

(1) 基本方針

災害による電力施設の被害の軽減と早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに、 公衆の電気災害の防止を徹底する。

- (2) 応急対策
 - ア 応急対策人員の確保
 - 災害時における広報宣伝
 - ウ 災害時における危険予防措置
- (3) 復旧計画
 - ア 応急復旧用資材の確保
 - イ 復旧用資材置場と工事用地の確保
 - ウ 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、指定避難所、医療機関、報道機関等を原 則として優先するが、災害の状況、各設備の被害状況及び復旧の難易度を勘案し、復旧 効果の高いものから順次行う。

6 都市ガス施設応急対策

(大阪ガス株式会社)

(1) 方針

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第1部

第2章 災害時の応急活動 第18節 ライフライン施設の応急復旧

供給区域内で災害が発生した場合又は被害の発生が予想される場合、直ちに対策本部を 設置し、ガス漏れによる二次災害の防止等安全の確保を最重点としてガス施設の応急復旧 を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

(2) 応急対策

災害発生時には、「災害対策規程」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、応急対 策を実施する。

ア 情報の収集伝達及び報告

地震情報及び気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により各事業所へ伝達する。

イ 応急対策要員の確保

社員と関連会社を対象に、待機及び非常招集に基づく動員を行う。また、迅速な参集 を可能にするため自動呼出装置等を活用する。

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、 顧客及び市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

工 危険防止策

- (ア) 災害発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブ ロック化を行う。
- (イ) 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明 した被害情報から行う。
- (ウ) ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターによる一定地震動以上でガ スの自動遮断を行う。

才 応急復旧対策

供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガ ス供給を再開する。災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点と なる場所等を原則として優先する等、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易 を勘案して供給上復旧効果の高いものから行う。

LPガス施設災害応急対策

(一般社団法人滋賀県LPガス協会)

各事業所は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、ガス事業法の定めに基づく保安規定 により、災害対策組織を編成して応急対策を実施する。

鉄道施設応急対策計画

(西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、近江鉄道株式会社) 鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため必要な対策計画を確立する。

(1) 西日本旅客鉄道株式会社

災害が発生した場合、防災業務実施計画、鉄道事故及び災害処置要項及び災害時運転取 扱要項の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の対策を確立する。

ア 地震時の運転規制

イ 運転事故が発生したときは、京都支社内に事故対策本部を、事故現場に現地対策本部

第3編 災害応急対策計画

第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第2章 災害時の応急活動 第18節 ライフライン施設の応急復旧

を設置するものとする。

(2) 東海旅客鉄道株式会社

災害が発生した場合、災害時運転規則等取扱細則、運転事故及び災害応急処理取扱細則、 新幹線災害時規則等取扱細則、新幹線運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるとこ ろにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を確立して迅速に処理する。

(3) 近江鉄道株式会社

災害が発生した場合、運転取扱い心得及び鉄道事業緊急時対策内規の定めるところによ り、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。

- ア 地震発生時の運転規制と警戒
- イ 現地対策本部及び緊急事態対策本部の設置

- スロル思対策計画 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第2章 災害時の応急活動 第19節 雪害対策

第 19 節 雪害対策

[生活基盤部]

1 活動体制の確立

市内において雪害が発生又は発生するおそれがある場合に、積雪の状況に応じた除雪等の 体制を確立し、災害応急対策に当たる。

(1) 雪害時の体制

ア 冬季には、東近江市雪寒対策計画に基づく雪寒体制を配備し、迅速に道路除雪を実施

イ 災害対応が必要と判断された場合は、災害警戒体制を配備する。災害警戒体制は、風 水害における2号体制に準じる。雪害の状況により、災害警戒本部及び災害対策本部に 移行する。

(2) 職員の配備基準

雪害時における配備体制と配備基準は次表による。

配備体制	配備基準	動員職員
雪寒体制	道路除雪に対処するた め、冬季に配備	東近江市雪寒対策計画 (都市整備部) による。
災害警戒 体制	災害対応が必要と判断さ れた場合	風水害時における2号体制に準じる。

※雪害の状況により、災害警戒本部及び災害対策本部に移行する。

道路の除雪

降雪時の道路の円滑な通行と安全を確保するため、県と連携し、雪寒対策計画に基づき道 路除雪を速やかに実施する。また、主要な市道の除雪を迅速に実施することにより、道路交 通ネットワークを確保する。

3 集落の雪処理

豪雪時における屋根の雪下ろしなどの雪処理は、自助及び共助(地域コミュニティによる 雪処理)を原則とする。要配慮者に対しては、必要に応じ以下により雪処理支援を実施する。

(1) 集落の雪捨場確保

雪処理を効率的に進めるため、集落内に雪捨場を速やかに確保し、屋根から降ろした雪 等については、雪捨場まで運ぶことを徹底する。

(2) 集落の雪処理支援

ア 要配慮者住宅の雪下ろし支援

要配慮者住宅の雪下ろしは、市本部と自治会等が共同して実施する。

イ 広域連携による雪処理支援

自治会等だけでの雪処理が困難と判断される場合、市職員、消防団員等を動員し、雪 処理を支援する。

ウ ボランティアによる雪処理支援

自治会等だけでの雪処理が困難と判断される場合、市内外から雪処理ボランティアを 募集し、自治会等の雪処理支援を実施する。

第3編 災害応急対策計画

第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第2章 災害時の応急活動 第19節 雪害対策

交通に関する情報提供

(1) 交通事業者等による情報提供

雪害時においては、道路状況、列車の運行状況等の情報は、市民等が交通手段を確保す る上で極めて重要であることから、道路管理者、鉄軌道事業者及びバス事業者は、市民等 に対し的確な情報提供を行うとともに、県、市本部、関係機関等に対する連絡を徹底する。

(2) 市本部の情報提供

市本部は、各関係機関から道路状況、列車等の運行状況等を収集し、報道機関の協力を 得て、市民等に対し迅速かつ的確に情報提供を行う。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第2章 災害時の応急活動
- 第 20 節 帰宅困難者対策

第 20 節 帰宅困難者対策

[本部事務局、生活物資·產業部、避難支援·教育部]

災害による交通機関の停止等で、駅周辺等に滞留する外出者、観光客及び通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。

このため、県本部や鉄道事業者等と協力し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則 の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在及び主要 駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

(1) 帰宅困難者への情報提供

県本部や鉄道事業者等と協力し、帰宅困難者に対し、必要な交通情報や県内の被害状況 等の情報を伝達する。

(2) 一時滞在施設の確保

鉄道事業者等と協力し、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるため、施設を確保する。一時滞在施設は、指定避難所として開設していない公共施設の利用のほか、民間施設の開放も呼び掛け、幅広く安全な施設を確保するように努める。

なお、受入れに当たっては、要配慮者の受入れを優先する。

- (3) 一時滞在施設での飲料水、食料等の提供
 - 一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じて飲料水、食料等を提供する。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第3章 応急復旧期の活動計画
- 第1節 災害救助法の適用

第3章 応急復旧期の活動計画

第1節 災害救助法の適用

[本部事務局]

1 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、同法、同法施行令等の定めるところによるものであり、その内容は以下のとおりである。

(1) 災害救助法の適用基準

【災害救助法の適用基準】

指標	基準(滅失世帯)
市内の住宅滅失世帯数 (1号適用)	100 世帯以上
県内の住宅滅失世帯数	1,500 世帯以上
かつ市内の住宅滅失世帯数 (2号適用)	50 世帯以上
県内の住宅滅失世帯数	7,000 世帯以上
かつ市内の住宅滅失世帯数 (3号適用)	多数の世帯
災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を	
著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、市域で多数	
の住宅が滅失(4号適用)	
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生	
じたとき(5号適用)	

(2) 災害救助法の適用申請

市長は、前記の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合においては、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況及び既に実施した救助措置並びに今後の救助措置の見込みについて知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、併せて災害救助法の適用を申請する。

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができない時には、市長は災害 救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に 関して知事から指示を受けなければならない。

(3) 災害救助法による救助の種類

- ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- イ 炊出しその他による食品及び飲料水の供与
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救助
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与若しくは貸与

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 応急復旧期の活動計画 第1部
- 第3章
- 第1節 災害救助法の適用
 - 学用品の給与
 - ケ 埋火葬
 - コ 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの。
 - (4) 救助の実施者
 - ア 知事は、救助を迅速かつ的確に行うために、必要があると認めるときには、救助の実 施に関するその職権の一部を市長に委任する。市長は、委任された事項についての実施 責任者となる。
 - イ 知事が市長に委任する救助の種類
 - (ア) 指定避難所(福祉避難所を含む)の設置
 - (イ) 応急仮設住宅の供与
 - (ウ) 炊き出しその他による食品の給与
 - (エ) 飲料水の供給
 - (オ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (カ) 医療及び助産
 - (キ) 被災者の救出
 - (ク) 学用品の給与
 - (ケ) 被災した住宅の応急修理
 - (コ) 遺体の捜索、埋葬及び処理
 - (サ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた十石、竹木等で、日常生活に著しい支障 を及ぼしているものの除去
 - (5) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準については、滋賀県 災害救助法施行細則第2条による。また、救助期間については、やむを得ない特別の事情 があるときには、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長するこ とがある。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準:資料編13-1参照

(6) 救助の実施状況及び報告

災害救助法に基づく救助の実施状況について、毎日、記録及び整理するとともに、その 状況については知事へ報告する。

2 被害状況の調査

市本部は、消防本部と連携し、災害救助法を適用する必要がある災害が発生した場合には、 住宅の被害状況を速やかに調査する。

3 被害の認定

市本部は、被害状況の調査結果に基づき、住宅の被害認定を速やかに実施する。

(1) 住宅の被害認定

住宅に関する被害の認定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和2年3月)」 等に基づき、市本部が行う。

被害状況認定基準:資料編13-2参照

(2) 住宅の滅失等の算定

- 第3編 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 応急復旧期の活動計画 第1部
- 第3章
- 第1節 災害救助法の適用

住宅が滅失した世帯の数の算定に当たって、全壊、全焼、流失等住宅が滅失した世帯は、 生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住宅が半壊又は半焼 した世帯は2世帯をもって、住宅が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住すること ができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住宅が滅失した1世帯とみなす。

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 応急復旧期の活動計画 第1部
- 第3章
- 第2節 文教対策

第2節 文教対策

「避難支援・教育部]

学校教育対策

災害が発生した場合に、市本部は、教職員と連携して、児童及び生徒の安全を最優先に確 保する。また、災害発生直後における教員の確保、文教施設の応急復旧、教科書及び学用品 の支給等の措置を速やかに実施する。

中学校、小学校、幼稚園、保育所:資料編12-1参照

(1) 実施責任者

ア 市立の小中学校その他の市立文教施設の災害応急復旧については、本部長が行う。

- イ 市立の小中学校の児童及び生徒に対する応急教育は、市本部が支援し、市教育委員会 が行う。
- ウ 各校長は、災害発生の場合において、適切な措置がとれるよう平常時に具体的な応急 計画をたてておく。
- エ 災害救助法による教科書及び学用品の給与については、知事の補助実施機関として市 長が行う。

(2) 応急教育対策

ア 休校措置

- (ア) 大災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときには、各校長は市 教育委員会と協議して、必要に応じて休校措置をとるものとする。
- (4) 各校長は、休校措置を登校前に決定したときには、直ちにその旨を適切な方法によ り保護者、児童及び生徒に周知する。また、登校後に休校を決定し、帰宅させる場合 には、注意事項を十分徹底させ、状況により保護者に引き渡す。特に、低学年児童に あっては教職員が送る等の措置を講じる。

イ 学校施設の確保

市本部は、災害の規模及び被害の程度によって、以下の措置を講じる。

- (ア) 校舎の一部が利用できない場合 特別教室又は屋内体育施設を利用するものとし、それでも不足するときには、二部 授業等の方法による。
- (4) 校舎の全部又は大部分が利用できない場合 体育館その他公共施設、隣接学校の校舎等を利用する。
- (ウ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校又は被災を免れた体育館その他公共施設を利用する。 なお、利用すべき施設がないときは、応急仮校舎の建設を行う。
- (エ) 市内に適当な施設がない場合は、県教育委員会に施設の斡旋を要請する。

ウ 教職員の確保

市教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、県教育委員会と緊密な連絡 をとり、教職員の確保に努める。

(3) 教科書及び学用品の給与

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 応急復旧期の活動計画 第1部
- 第3章
- 第2節 文教対策

教科書及び学用品の給与については、以下による。

災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損 傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒 及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は、対象外)

イ 給与の品目

- (ア) 教科書及び正規の教材
- (4) 文房具
- (ウ) 通学用品
- (エ) その他の学用品
- (4) 学校給食対策

市教育委員会は、応急給食が必要と認める場合には、県教育委員会及び東近江保健所と 協議の上、実施する。

2 保育及び幼児教育対策

(1) 事前措置

市本部は、災害発生のおそれがある場合には、公立の認定こども園、幼稚園等の休園措 置について検討し、認定こども園長、幼稚園長等(以下「園長」という。)を通じ保護者 へ速やかに伝達する。

- (2) 災害発生直後の体制
 - ア 園長は、状況に応じて緊急避難の措置を講じる。この場合、園児の安全確保を第一と し、園において保護者等に確実に引き渡す。
 - イ 園長は、災害の規模、園児及び職員、施設及び設備等の被害状況を把握し、速やかに 市本部に報告する。
 - ウ 園長は、応急保育の実施及び園管理等のための体制を確立する。
 - エ 園長は、状況に応じて臨時の保育編成を行い、速やかに園児及び保護者に周知する。
 - オ 本部長は、園長に対して適切な緊急対策を指示する。
- (3) 応急保育の実施

災害が発生した場合には、市内の園に臨時の園を開設し、応急保育を実施する。保育は、 臨時の園に充てられた保育士等がこれに当たる。

- ア 園長は、職員を掌握し、園の整理を行い、園児の被災状況を把握した上で市本部に連 絡し、復旧作業に努める。
- イ 市本部は、情報の伝達体制について十分な措置を講じる。
- ウ 受入れ可能な園児は、園において保育する。また、被災により通園できない園児につ いては、地域ごとに実情を把握するよう努める。
- エ 園内の衛生管理には十分注意する。
- (4) 認定こども園、幼稚園等給食対策

市は、応急給食が必要と認める場合には園と協議の上、実施する。

社会教育施設等対策

- 第 3 編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第3章 応急復旧期の活動計画
- 第2節 文教対策

コミュニティセンター等の施設管理者は、被災状況の把握に努めるとともに、被災施設の 応急修理を速やかに実施する。

なお、施設の被災状況については、迅速かつ的確に市本部に報告する。

4 文化財保護対策

市本部は、災害が発生した場合には、文化財等の被害を最小限に抑えるよう、迅速な応急 対策を実施する。万一文化財に破損等が生じた場合には、文化財の価値を維持するよう、被 災文化財個々についての対策を所有者等に指導するとともに、関係機関の指導のもとで復旧 計画を策定する。

なお、災害が発生した場合には、速やかに以下の措置をとる。

- (1) 文化財管理者から被災状況に係る情報を速やかに収集し、状況に応じた応急対策を指導するとともに、必要に応じて係員を現地に派遣し、被災状況調査を実施する。
- (2) 被害が著しい場合には、管理者及び県と協議し、移設可能な文化財であれば一時的に安全な場所に保管する。
- (3) 文化財に破損等の被害が生じた場合には、関係機関(国及び県)に対し、速やかに報告を行う。

- 第 3 編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第3章 応急復旧期の活動計画
- 第3節 公共施設等の応急復旧

第3節 公共施設等の応急復旧

[本部事務局、生活基盤部]

1 通信施設等の応急復旧

市本部は、災害により通信施設等に被害が発生した場合、施設等の応急復旧に努め、機能確保に努める。

(1) 県防災行政無線

災害の発生が予想される場合には、通信施設に対する防護策を強化し、万一通信施設が 被災した場合においては、実態を早期に把握し、的確かつ臨機の措置を行う。さらに、これらの障害の早期復旧に努めて、県本部及び防災関係機関との通信回線を確保するように 努める。

ア 市本部は、災害発生が予想される場合においては、以下の措置を行う。

- (7) 通信要員の確保
- (イ) 非常用電源のための燃料確保
- (ウ) 機器動作状態の監視強化
- (エ) 車載型地球局の配置
- (オ) 通信局舎、機器等の保護強化
- イ 通信施設が被災した場合には、以下の措置を行う。
 - (ア) 車載型地球局による臨時通信回線の設定
 - (イ) 職員による仮復旧の実施
- (2) 市防災行政無線

災害の発生が予想される場合には、通信施設の防護策の強化を図るため以下の措置をとるとともに、被災した場合には被災実態を速やかに把握し、早期復旧を行う。

- ア 通信要員の確保
- イ 非常用電源のための燃料確保
- ウ機器動作状態の監視強化
- エ 局舎、機器等の保護強化
- オ 職員による仮復旧の実施

2 道路・橋梁の応急復旧

市本部は、災害が発生した場合、市の管理道路及び橋梁について、その被害状況を速やかに把握し応急措置を行う。

- (1) 災害時の応急措置
 - ア 被害状況等の調査

市本部は、災害が発生した場合、道路の被害状況、道路上の障害物の状況等を調査し、直ちにその状況を本部長へ報告する。

イ 交通規制・迂回路の設定

市本部は、通行が危険な路線や区間を確認した場合は直ちに県警察へ通報し、通行止め、道路通行規制等の措置を講じる。また、迂回路がある場合には、これを利用して交通機能を確保する。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第3章 応急復旧期の活動計画
- 第3節 公共施設等の応急復旧

ウ 被害の報告

市管理道路に被害が発生した場合、直ちに県地方支部(東近江土木事務所)へ報告する。

エ 道路管理者への通報

市本部は、市道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたす場合には、道路管理者に速やかに通報し、応急復旧実施についての要請を行う。

(2) 応急復旧対策

ア 応援又は派遣の要請

市本部は、災害による被害が激甚のために応急工事が困難な場合又は大規模な対策を必要とする場合には、知事に対し自衛隊の派遣要請の依頼を行うとともに、県及び他の地方公共団体に対し直ちに応援を求め、応急対策工事を実施するものとする。

イ 道路の応急復旧工事の実施

市本部は、被害を受けた市道について、重要度が高い順に、次のとおり応急復旧工事を実施する。

なお、市道以外の道路について、一部地域が孤立するなど事態が緊急を要し、かつ、 当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合においては、必要最小限の範囲 で速やかに応急復旧工事を実施する。

- (ア) 排土作業又は盛土作業
- (4) 仮舗装作業
- (ウ) 障害物の除去
- (エ) 仮道、仮橋等の設置

ウ 資機材及び人員の確保

復旧工事の資機材及び人員については、市内の建設業者等の協力を得て確保する。

3 河川施設

(1) 河川施設の応急対策

災害により河川施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、河川管理者と連携して施設の応急復旧に努め、被害がそれ以上拡大しないよう適切な措置を講じる。その際、当該施設の重要度、対策に要する資機材の入手の可能性、工期等を総合的に考慮して、対策の優先順位を定めて実施する。

ア 河川施設の緊急点検

堤防護岸に関しては巡視及び見回りを行い、決壊口、災害復旧の未着手箇所その他危 険箇所に対する緊急点検を実施する。

イ 復旧計画の樹立

堤防及び護岸については、洪水による被害が増大するおそれがある区間、のり面が流水の作用によって削り取られた箇所の補強、クラック等による増破を防ぐために、速やかに復旧計画を作成し、復旧に当たる。

ウ 市民への広報

被害の状況、災害の危険性、復旧状況、避難情報等について、報道機関、防災情報告

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第3章 応急復旧期の活動計画 第3節 公共施設等の応急復旧

知放送システム、広報車等により市民に広報する。

(2) 排水対策

浸水地域における排水については、可搬式ポンプを確保して優先的に排水作業を行う。

(3) 関係機関との連携

河川施設等は、上流域から下流域までの一貫した流域管理対策が望まれるため、国及び 県の管理部署、ダム施設管理者等と相互連携を図りつつ迅速な応急措置を講じる。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策
- 第3章 応急復旧期の活動計画
- 第4節 農林水産業施設等応急対策

第4節 農林水産業施設等応急対策

[生活物資・産業部、生活基盤部]

農林水産業施設の被害状況を早期に調査し、実態を把握して被害の早期回復を図る。

1 農業用施設応急対策計画

被害の状況を速やかに把握し、関係機関及び地元住民と協力して必要な措置をとる。 対象農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、施設の管理 者に対し必要な処理を実施させるとともに事後の復旧が早期に行われるよう指導する。

- (1) 施設管理者は、被害情報伝達対象農業用施設(農業用ダム、農業用ため池、揚排水機場及びその附帯施設並びに頭首工)が損壊し、出水等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。また、危険度の程度により市本部へ支援を要請する。
- (2) 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を 受ける必要のある施設について早急に調査を行い、被害報告を行う。

2 畜産施設応急対策計画

地震等発生による畜舎及び管理施設の破壊、家畜の逃亡及び死亡、病気の発生等について 実態を把握し、関係機関の協力を得て適宜応急措置を講じる。

- (1) 畜産農家は、地震等により畜舎及び関連施設が破壊等の被害を受け、又は家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、市民への危害防止並びに一般災害復旧作業の妨げとならないよう努める。
- (2) 家畜の死亡及び病気の発生又は発生のおそれがあるときは、滋賀県家畜保健衛生所が実施する死亡畜の処分若しくは病気の発生又は蔓延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒に対し、市は、農業協同組合及び農業共済組合家畜診療所とともに協力する。
- (3) 被災地域における飼料を確保するため、全国農業協同組合連合会滋賀県本部との連携を図るとともに、飼料業者等へ協力要請を行う。

3 治山施設応急対策計画

地震等により堰堤、護岸工事等の渓間治山施設及び土留め工を主体とした山腹施設が破壊、 崩壊等の被害を受けた場合は、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

- (1) 施設管理者は、治山施設のうち地震等による破壊、崩壊等の被害により、特に人家集落、 道路等の施設に直接被害を与え、又は与える危険のあるときは、その障害物及び危険物の 状況を調査し、関係機関と密接な連絡のもとに緊急度に応じて消防機関、警察等の協力を 得て、障害物等の速やかな除去に努める。
- (2) 施設管理者は、雨水の浸透により崩壊の危険がある施設については、シートで覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。
- (3) 施設管理者は、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業又は農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急復旧工事に着手する。

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 応急復旧期の活動計画 第1部
- 第3章
- 第4節 農林水産業施設等応急対策

水産施設応急対策計画

漁港、船舶等の水産施設の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関及び地元住民 と協力し、必要な措置をとる。

対象水産施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者 に対し必要な措置の実施並びに事後の早期復旧を指導する。

- (1) 施設管理者は、主要施設について緊急調査を実施し、被災状況を把握するとともに二次 災害の危険があると判断される場合は緊急措置を講じる。
- (2) 施設管理者は、復旧を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業又は農林水産 業施設災害復旧事業の災害査定を受け、応急復旧工事に着手する。

5 農業対策

(1) 事前対策

市本部は、台風等により被害を生じるおそれがあるときには、県及び農業協同組合と連 携し、農家に対して事前対策を指導する。

- (2) 応急対策
 - ア 災害によって農作物の播き直し又は植え替えをする場合には、農業協同組合に対して 種苗確保を要請するとともに、県にその旨を報告する。
 - 緊急に病害虫防除の実施が必要な場合においては、県及び農業協同組合と連携し、防 除対策を指導する。
 - ウ 緊急的に農薬を必要とする場合には、県を通じて滋賀県経済農業協同組合連合会等に 対し緊急供給を依頼する。

6 林業対策

(1) 事前対策

台風等により被害を生じるおそれがあるときには、林家に対して事前対策を指導する。

(2) 応急対策

市本部は、災害時において被災立木竹による二次災害防止、林道機能の確保及び林産物 被害を軽減するため、以下により県と協議の上で被災立木竹の除去、病害虫の防除、林業 用種苗の供給に努める。

ア 被災立木竹の除去及び土砂の除去

被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設及び人家に災害を及ぼすおそれの ある木竹の除去に努める。また、被災立木竹による遮断林道の機能回復に努める。

イ 病虫害の防除

被災立木竹は、菌による腐朽や害虫の食害を受けやすいため、健全木竹への被害蔓延 を防ぐために枯損、倒伏、折損等の木竹については、速やかに林外へ搬出するほか、焼 却、薬剤処理等により病害虫防除に努める。

- 第3編 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 応急復旧期の活動計画 第1部
- 第3章
- 第5節 社会秩序の維持

第5節 社会秩序の維持

[本部事務局]

市本部は、災害時において、犯罪の発生するおそれがある場合、以下の措置を実施し、市内 の社会秩序維持に努める。

1 警察への要請

災害時における市内の社会秩序維持を図るため、市本部は、必要に応じて警察署長を通じ て警察本部長に県警察の出動を要請する。

2 協力要請

県警察に協力を求めるときは、警察署長に対して要請を行う。

相互協力

市本部は、災害応急対策の実施にあたり、市と警察との相互協力が必要な事項については、 警察署長に連絡をとり協力関係の保持に努める。

自主的警備活動

被災地における盗難、火災等の二次災害を防止するため、必要な場合には、市本部は、警 察、消防団等と連携した防犯等を行う地域住民組織による巡回実施等によって社会秩序の維 持を図る。

- 災害応急対策計画
- 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 応急復旧期の活動計画 第1部
- 第3章
- 第6節 義援金・義援物資の受入れ

義援金・義援物資の受入れ 第6節

「本部事務局、生活物資・産業部」

市本部は、災害が発生した場合において、各方面から寄せられる義援金及び義援物資の受入 れ、配分等について、以下により実施する。

1 義援金・義援物資の受付

市本部に対して寄せられた義援金及び義援物資については、原則として、本部事務局庶務・ 会計班において受け付ける。

2 義援金・義援物資の配分及び保管

義援金及び義援物資の配分については、被災者の被害状況等を考慮し、本部会議等で決定 する。また、義援金については、配分及び使途が確定するまでの間は、市の口座に預け入れ 保管し、義援物資については生活物資班において保管する。

受領書の発行

義援金及び義援物資の受託に際しては、本部事務局庶務・会計班が受領書を発行する。

4 書類の整備

本部事務局庶務・会計班は、次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存する。

- (1) 義援金の受入れ及び配分台帳
- (2) 義援物資の受領及び配分台帳

- 第3編 災害応急対策計画
- 第2部 地震災害時の応急対策
- 地震発生時における活動体制の確立 地震災害発生時の配備体制 第1章
- 第1節

地震災害時の応急対策 第2部

第2部は、地震災害時に限定した応急対策について記述しており、この部に記述していない 事項については、第1部「風水害、震災、事故災害共通の応急対策」による。

地震発生時における活動体制の確立 第1章

地震災害発生時の配備体制 第1節

[全部局]

地震災害発生時の配備基準

体制	配備・ 解除の別	基準
警戒1号	配備基準	・市内において震度4の地震が発生したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合 ・滋賀県南部で長周期地震動階級3以上が観測されたとき。
体制解除。	解除基準	・災害の危険が解消したとき。 ・災害警戒本部又は災害対策本部体制に移行したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合
/// pla #bb _ [s	配備基準	・市内において震度5弱の地震が発生したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)(巨大地震警戒)が発表 された場合
災害警戒 本部体制 解除基準	解除基準	・災害の危険が解消したとき。・災害対策本部体制に移行したとき。・その他副市長が必要ないと認めたとき。・南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合
	配備基準	・市内において震度5強以上の地震が発生した場合
災害対策 本部体制 解除基準		・災害の危険が解消したとき。・災害応急対策が一応終了したとき。・災害発生の危険性が軽減し、災害警戒本部体制等に移行したとき。・その他市長が必要ないと認めたとき。
緊急初動	- ***・・ たとき。	
体制	解除基準	・災害対策本部体制に移行したとき。

2 警戒 1 号体制

(1) 警戒 1 号体制

防災担当課及び各支所の指定された職員

- 第3編 災害応急対策計画
- 第2部 地震災害時の応急対策
- 第1章 地震発生時における活動体制の確立
- 第1節 地震災害発生時の配備体制
 - (2) 警戒1号体制の所掌事務
 - ア 地震情報の収集及び伝達に関すること。
 - イ 地震災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
 - ウ 関係市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
 - エ その他必要な事項

3 災害警戒本部体制

市内において震度5弱の地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) (巨大地震警戒)が発表された場合、災害に関する情報収集、関係機関との連絡調整及び必要な応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置して速やかに防災対策に当たる。

(1) 災害警戒本部体制組織

組織体制は、災害対策本部組織に準ずる。

ただし、本部長は副市長、副本部長は危機管理監とする。

なお、副市長が出張等のため不在又は連絡不能の場合は、危機管理監、政策監、総務部 長の順に、意思決定を行う。

- (2) 災害警戒本部の所掌事務別表【災害警戒本部の所掌事務】による。
- (3) 災害警戒本部の設置場所 災害警戒本部は、市役所新館3階に設置する。

第3編

災害応急対策計画 地震災害時の応急対策 地震発生時における活動体制の確立 地震災害発生時の配備体制 第2部第1章

第1節

【災害警戒本部の所掌事務】

 部名	班名	与
本部事務局	総括班	・災害警戒対策に関する方針の作成 ・災害警戒本部の設置及び解除に関する事項 ・災害警戒本部の運営 ・各部班への災害警戒業務に関する指示 ・県及び防災関係機関との調整 ・避難情報の発令 ・気象情報の収集・伝達
	広報班	 災害情報の収集・伝達 情報通信機器の運用及び管理 避難情報及び指定避難所等の開設に関する情報の伝達・周知 市民への情報伝達・広報 報道機関との連絡調整 市議会との連絡調整
	庶務・会計班	・電気、ガス等ライフライン事業者との連絡調整 ・庁舎の被害状況の把握 ・災害活動に従事する職員の飲料水及び食料の確保 ・職員参集状況及び被災状況の収集整理
福祉・医療部	福祉班	・避難行動要支援者及び要配慮者への避難支援・児童福祉施設における避難支援・福祉施設における避難支援・放課後児童クラブにおける避難支援
	医療救護班	・保健衛生活動、感染症対策、防疫等の実施・医療救護所の設置・県医療救護班との連絡調整・医療機器、医薬品、血液製剤等の調達・傷病者の搬送に関する消防機関との連携・医療機関、医師会及び保健所との連絡調整・救出した傷病者の医療救護所への搬送
生活基盤部	土木・産業 施設班 建築・住宅班	 ・道路、公園の被害調査及び道路関係情報の収集 ・避難情報発令の進言 ・土砂災害警戒区域の警戒 ・災害発生箇所の被災状況調査及び応急措置 ・建設業者に対する応援要請及び建設機械の借上げ ・交通確保に関する警察との連絡調整 ・住宅等の被害調査
上下水道部	上下水道班	 ・水道施設の被害調査 ・飲料水の確保 ・被災地での給水活動の実施 ・水道の復旧対策の計画及び実施 ・下水道の被害調査 ・下水道の復旧対策の計画及び実施 ・で水道の復旧対策の計画及び実施 ・復旧対策の情報提供

- 第3編 第2部 第1章 第1節 災害応急対策計画 地震災害時の応急対策 地震発生時における活動体制の確立 地震災害発生時の配備体制

部名	班名	所掌業務
生活物資・産業部	生活物資班	・食料の調達、配布及び保管に関する業務 ・生活必需品の調達、配布及び保管に関する業務 ・緊急物資等の移送・輸送に関する業務
	産業班	・観光客等(訪日外国人含む。)への情報提供 ・商工関係の被害調査 ・観光関係の被害調査 ・農林水産業施設の被害調査
避難支援・教育部	避難所班	 ・避難所開設及び運営 ・避難者の確認 ・避難者名簿の作成 ・避難者相談窓口の設置及び避難者の要望把握 ・避難所における広報 ・避難者への食料等の供給に関する業務
	教育班	・園児、児童及び生徒の安全確保措置 ・園児、児童及び生徒の安否確認 ・園児、児童及び生徒の避難誘導 ・県教委との連絡調整 ・園及び学校施設の被害調査 ・社会教育施設の被害調査
市民窓口・環境部	市民窓口班	・市民窓口及び電話対応・災害に関する市民相談窓口の設置・被災者の人命救助に関する消防、警察等の調整・警察及び消防との捜索活動における連携の確保・被災市民の安否に関する情報の整理・被災者台帳の作成及び罹災証明の発行に関する業務
	環境班	・し尿処理計画の作成及びし尿処理の実施・仮設トイレの調達及び設置・災害廃棄物処理計画に基づく廃棄物の処理・災害発生時の災害廃棄物仮置場の設置及び運営
各支部		・市民窓口及び電話対応・地域の被災状況の収集、整理及び本部への伝達・警察及び消防との避難誘導における連携・管内指定避難所との連携・自主防災組織との連携

- 第3編 災害応急対策計画
- 第2部 地震災害時の応急対策
- 第1章 地震発生時における活動体制の確立
- 第1節 地震災害発生時の配備体制

4 災害対策本部体制

市内において震度5強以上の地震が発生した場合、災害対策本部を設置し、迅速かつ的確 に災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部組織

別図【東近江市災害対策本部組織】のとおり

ア 災害対策本部長

本部長は、市長とする。ただし、市長が出張等のため不在又は連絡不能の場合は、次の順位により本部長に代わり意思決定を行う。

第1順位 副市長、第2順位 危機管理監、第3順位 政策監

イ 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。災害応急対策活動の最高決議機関であり、災害応急対策活動の重要事項を決定する。

- ウ 災害対策本部に本部事務局を設置し、災害対策本部の運営を行い、本部事務局部長が 総括する。
- エ 各部・班

各部は、本部長の命を受け応急対策に当たる。各部所属職員は、部長の命を受けて応 急対策に従事する。

(2) 災害対策本部の所掌事務

別表【災害対策本部の所掌事務】による。

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所新館3階に設置する。

ただし、本部施設が被災し、その機能を果たせない場合には、東庁舎東A会議室を代替の本部設置場所とする。

(4) 現地災害対策本部の設置

土砂災害等が発生し、現地において必要な対策を実施する必要がある場合には、災害が 発生した地域の支所に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長は、支所長とする。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第2部 地震災害時の応急対策
- 第1章 地震発生時における活動体制の確立
- 第1節 地震災害発生時の配備体制

【東近江市災害対策本部組織】

本部会議 (市長) 本部長 副本部長(副市長) 本部員 (教育長、政策監、危機管理監、各部長及び地域防災監) 本部事務局 •総括班 •広報班 •庶務•会計班 能登川支部 愛東支部 五個莊支部 永源寺支部 福祉 生活物資 消防団 生活基盤部 上下水道部 避難支援 市民窓口 蒲生支部 医 療部 産業部 教育部 環境部 医療救護班 調班 教育班 班 環境班市民窓口 生活物資品 産業班 建 土築 木 消防 上下水道 住宅班 水防班 班 班 班

第3編

第2部第1章

災害応急対策計画 地震災害時の応急対策 地震発生時における活動体制の確立 地震災害発生時の配備体制

第1節

【災害対策本部の所掌事務】

次吉对東本部の所革事務 マルカー・マルカー・マルカー・マルカー・マルカー・マルカー・マルカー・マルカー・			
部名	班名	所掌業務	
本部事務局	総括班	 ・災害対策に関する方針の作成 ・災害対策本部の設置及び解除に関する事項 ・災害対策本部の運営 ・各部班への災害対策業務に関する指示 ・県及び防災関係機関との調整 ・避難情報の発令 ・県、他市町等への応援要請の決定 ・自衛隊の応援要請に関する業務 ・県へのへリコプターの要請 ・地震情報の収集・伝達 ・情報通信機器の運用及び管理 ・被災状況の集約及び防災関係機関への伝達 ・避難状況の集約等に関する業務 ・災害予算の調整 ・災害救助法の適用に関する事務 	
	広報班	・避難情報及び指定避難所開設に関する情報の伝達・周知・市民への情報伝達・広報・報道機関との連絡調整・被災地の視察への対応	
	庶務・会計班	・電気、ガス等ライフライン事業者との連絡調整・庁舎の被害状況の把握・救援金品の受付及び配分に関する業務・災害活動に従事する職員の飲料水及び食料の確保・職員参集状況及び被災状況の収集整理・災害関係費の出納に関する業務	
福祉・医療部	福祉班	 ・避難行動要支援者及び要配慮者への避難支援 ・要配慮者の被災状況等の把握 ・福祉避難所の開設 ・福祉ボランティアとの連携 ・福祉施設への入所措置 ・災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動への支援 ・福祉施設等の被害調査及び応急措置 ・福祉施設における避難支援 ・児童福祉施設における避難支援 ・放課後児童クラブにおける避難支援 	
	医療救護班	 ・保健衛生活動、感染症対策、防疫等の実施 ・医療救護班との連絡調整 ・医療機器、医薬品、血液製剤等の調達 ・傷病者の搬送に関する消防機関との連携 ・医療機関、医師会及び保健所との連絡調整 ・救出した傷病者の医療救護所への搬送 ・被災地の健康調査の実施 ・被災地における検病調査の実施 ・被災地の防疫措置 ・感染症患者の入院勧告 	

- 第3編 第2部 第1章 第1節 災害応急対策計画 地震災害時の応急対策 地震発生時における活動体制の確立 地震災害発生時の配備体制

	語の配備体制 	二、光、水、4
部名	班名	所掌業務
生活基盤部	土木・産業 施設班	 ・道路及び公園の被害調査並びに道路関係情報の収集 ・通行不能箇所に関する応急措置の実施 ・避難情報発令の進言 ・河川、水路及びため池の被害調査 ・土砂災害警戒区域の警戒 ・災害発生箇所の被災状況調査及び応急措置 ・建設業者に対する応援要請及び建設機械の借上げ ・緊急輸送道路の確保に関する業務 ・交通対策計画の作成 ・交通確保に関する警察との連絡調整 ・ヘリポートの開設 ・道路、河川、公園等の復旧に関する業務
	建築・住宅班	・住宅等の被害調査・建築物及び宅地の危険度判定・応急住宅の確保に関する業務・市営住宅の災害復旧に関する業務・倒壊家屋の撤去等に関する業務
上下水道部	上下水道班	 ・水道施設の被害調査 ・飲料水の確保 ・被災地での給水活動の実施 ・水道施設の復旧対策の計画及び実施 ・下水道施設の被害調査 ・下水道施設の復旧対策の計画及び実施 ・で水道施設の復旧対策の計画及び実施 ・復旧対策の情報提供
生活物資・産業部	生活物資班	・食料の調達、配布及び保管に関する業務・生活必需品の調達、配布及び保管に関する業務・物資集積拠点の開設・緊急物資等の移送・輸送に関する業務・輸送等に必要な車両等の調達に関する業務
	産業班	・観光客等(訪日外国人含む。) への情報提供 ・商工関係の被害調査 ・観光関係の被害調査 ・農林水産業施設の被害調査 ・畜産動物の被害調査 ・産業復旧及び雇用対策
	避難所班	・指定避難所開設及び運営への協力・避難者の確認・避難者名簿の作成・避難者相談窓口の設置及び避難者の要望把握・自主防災組織による避難所運営の補助・指定避難所における広報・避難者への食料等の供給に関する業務
避難支援・教育部	教育班	・園児、児童及び生徒の安全確保措置 ・園児、児童及び生徒の安否確認 ・園児、児童及び生徒の避難誘導 ・園及び学校施設の被害調査 ・被災学校施設等の応急措置 ・県教委との連絡調整 ・応急教育の企画及び実施 ・応急保育の企画及び実施 ・文化財の被害調査

第3編 災害応急対策計画 第2部 地震災害時の応急対策 第1章 地震発生時における活動体制の確立 第1節 地震災害発生時の配備体制

部名	班名	所掌業務
市民窓口・環境部	市民窓口班	 ・市民窓口及び電話対応 ・災害に関する市民相談窓口の設置 ・被災者の人命救助に関する消防、警察等の調整 ・警察及び消防との捜索活動における連携の確保 ・被災市民の安否に関する情報の整理 ・身元不明者の火葬に関する業務 ・災害による遺体の火葬計画の作成 ・火葬に関する応援要請 ・家屋被害調査の実施に関する業務 ・被災者台帳の作成及び罹災証明の発行に関する業務
	環境班	・し尿処理計画の作成及びし尿処理の実施・仮設トイレの調達及び設置・災害廃棄物処理計画に基づく廃棄物の処理・災害発生時の災害廃棄物仮置場の設置及び運営
各支部		・市民窓口及び電話対応・地域の被災状況の収集、整理及び本部への伝達・警察及び消防との避難誘導における連携・管内指定避難所との連携・自主防災組織との連携

- 第3編 災害応急対策計画
- 第2部 地震災害時の応急対策
- 第1章 地震発生時における活動体制の確立 第1節 地震災害発生時の配備体制

緊急初動体制

休日等勤務時間外に、市内で震度5強以上の地震が発生した場合、緊急初動体制に基づき 自主参集する。

(1) 緊急初動体制の組織及び所掌事務

緊急初動体制の所掌事務は、災害直後の緊急業務として別表【緊急初動体制における 所掌事務】による。

第3編

第2部第1章

災害応急対策計画 地震災害時の応急対策 地震発生時における活動体制の確立 地震災害発生時の配備体制

第1節

【緊急初動体制における所掌事務】

部名	班名	野体制における所革事務 所掌業務
本部事務局	総括班	災害対策本部の設置準備
	,, = 1,, >=	・県及び防災関係機関との調整
		・地震情報の収集・伝達
		・災害情報の収集・伝達
		情報通信機器の運用
		・被災状況の集約及び防災関係機関への伝達
		・避難状況の集約等に関する業務
	広報班	・市民への情報伝達・広報
	/=\	・報道機関との連絡調整
	庶務・会計班	・電気、ガス等ライフライン事業者との連絡調整
		・庁舎の被害状況の把握
		・災害活動に従事する職員の飲料水及び食料の確保
		・職員参集状況の整理
福祉・医療部	福祉班	・避難行動要支援者及び要配慮者への避難支援
		・福祉避難所の開設
		・福祉ボランティアとの連携
		・福祉施設等の被害調査及び応急措置
		・福祉施設における避難支援
		・児童福祉施設における避難支援
		・放課後児童クラブにおける避難支援
	医療救護班	・ 医療救護所の設置
		・県医療救護班との連絡調整
		・医療機器、医薬品、血液製剤等の調達業務
		・傷病者の搬送に関する消防機関との連携
		・医療機関、医師会及び保健所との連絡調整
		・救出した傷病者の医療救護所への搬送
生活基盤部	土木・産業施	・通行不能箇所に関する応急措置の実施
	設班	・災害発生箇所の被災状況調査及び応急措置
		・ため池の被害調査
		・緊急輸送道路の確保に関する業務
		・交通確保に関する警察との連絡調整
	建築・住宅班	住宅等の被害調査
上下水道部	上下水道班	・水道施設の被害調査
		下水道施設の被害調査
生活物資・産業部	生活物資班	・食料の調達及び配布に関する業務
		・生活必需品の調達及び配布に関する業務
		・緊急物資等の移送・輸送に関する業務
	産業班	・観光客等(訪日外国人含む。)への情報提供

- 第3編 第2部 第1章 第1節
- 災害応急対策計画 地震災害時の応急対策 地震発生時における活動体制の確立 地震災害発生時の配備体制

	E時の配備体制 エロタ	市冶光 数
部名	班名	所掌業務 所掌業務
避難支援・教育部	避難所班	・指定避難所開設及び運営への協力
		・避難者の確認
		・避難者名簿の作成
		・指定避難所における広報
		・避難者への食料等の供給に関する業務
	教育班	・園児、児童及び生徒の安全確保措置
		・県教委との連絡調整
		・園児、児童及び生徒の安否確認
		・園児、児童及び生徒の避難誘導
		・園及び学校施設の被害調査
		・被災学校施設等の応急措置
市民窓口・環境部	市民窓口班	・市民窓口及び電話対応
		・災害に関する市民相談窓口の設置
		・被災者の人命救助に関する消防、警察等の調整
		・警察及び消防との捜索活動における連携の確保
		・被災住民の安否に関する情報の整理
	環境班	・し尿処理計画の作成及びし尿処理の実施
		・仮設トイレの調達及び設置
		・災害廃棄物処理計画に基づく廃棄物の処理
		・災害発生時の災害廃棄物仮置場の設置及び運営
各支部		・市民窓口及び電話対応
		・地域の被災状況の収集・整理及び本部への伝達
		・警察及び消防との避難誘導における連携
		 ・管内指定避難所との連携

- 第3編 災害応急対策計画
- 第2部 地震災害時の応急対策
- 第1章 地震発生時における活動体制の確立
- 第2節 職員の動員

第2節 職員の動員

[全部局]

1 職員の動員基準

地震災害発生時の職員の動員基準は、以下による。 動員職員の詳細については、「東近江市職員初動マニュアル」による。

【地震災害発生時の職員の動員基準】

配備体制	動員職員
警戒 1 号体制	防災担当課及び各支所の指定された職員
災害警戒本部体制	指定された職員
災害対策本部体制	指定された職員(左記以外の職員は自宅待機)
緊急初動体制	全職員

2 職員の動員方法

地震発生時には、職員は、震度に応じた配備体制に基づき、自主参集を原則とする。

3 職員の参集場所

職員の参集場所は、配備体制に基づき、災害対策本部室又は支所を基本とする。 ただし、事前に参集場所を指定されている職員は、当該場所に参集する。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第2部 地震災害時の応急対策
- 第2章 地震発生時における二次災害防止
- 第1節 消防活動

第2章 地震発生時における二次災害防止

第1節 消防活動

「本部事務局、消防本部」

1 消防本部による消防活動

消防本部は、地震の発生により、市街地における火災の発生が予想される場合、市本部と 連携し、消防活動を迅速かつ円滑に実施する。

- (1) 災害時の基本方針
 - ア 早期に警備体制を確立する。
 - イ 人命救助及び消火活動に努め、市民の生命及び身体の保護を第一とする。
 - ウ 市民の生命の安全を確保するため、情報収集、伝達及び広報に努める。
- (2) 警備本部
 - ア 地震により被害が発生し、又は発生が予想される場合及び県内において震度5弱以上 の地震が発生した場合、消防本部に災害対策消防指揮本部を設置するほか、各消防署に 消防署隊本部を設置して災害時の体制を確立する。
 - イ 災害対策消防指揮本部長は、消防署隊本部長の要請等により、又は被害状況を判断して他の消防署隊本部長に応援隊の出動を命じることがある。
- (3) 配備体制

配備体制は、消防本部の規定による。

(4) 災害時の活動計画

災害対策消防指揮本部長及び消防署隊本部長は、災害時において以下の活動を迅速に実施し、火災の拡大を防御する。

- ア 情報収集及び被害状況の把握
- イ 被害状況を踏まえた活動方針の樹立
- ウ 関係行政機関との連絡調整
- エ 関係機関(医療、電気及び通信)との連絡調整
- オ 近隣府県消防に対する応援要請
- カ 自衛隊派遣要請に関すること。
- キ 消防署間の応援に関する調整
- ク 消防広報
- ケ 資機材の調達及び補給物資の確保
- コ 非常食の調達
- サ その他必要な事項
- (5) 非常時体制

災害対策消防指揮本部長は、被害状況その他の事情により通常の警備体制では対応が不可能と認めるときは、非常時体制を発令する。

消防力関係:資料編4-5参照

- 第 3 編 災害応急対策計画
- 第2部 地震災害時の応急対策
- 第2章 地震発生時における二次災害防止
- 第1節 消防活動

2 消防団の活動

(1) 消防団における警備の内容

ア 通常警備

通常火災における警備とする。

イ 非常警備(全団出動)

大火災及び非常災害時における警備とする。

(2) 警備部隊の編成

消防団長は、火災の拡大又は非常災害の発生その他により必要と認めたときは、非常警備体制を命ずる。

(3) 出動計画

災害時には、市長及び消防長又は消防団長の特命により緊急出動するが、消防団が電話 連絡その他により災害の発生を覚知したときは、直ちに出動するものとする。

3 市民による自主的な防火活動

市民は、自らが居住する地域において地震が発生した場合、揺れがおさまり安全を確認した後、ガスの元栓を閉める等の出火防止活動を行い、できうる限り火災発生の防止に努める。 また、市民は、近隣地域における火災に対し一致協力して初期消火活動を行う。

4 断・減水時の消防計画

消防水利のうち水道消火栓が断・減水した場合は、周辺部の消火栓、自然水利等を併用して防御に当たるものとする。ただし、地震等により広範囲にわたって断・減水した場合は、防火水槽、プール、湖水、水路、河川等を活用するものとする。

5 応援の要請

(1) 広域消防相互応援協定に基づく応援要請

消防本部は、大規模な火災等の自然災害及び高層建築物火災等に対処するため県内各市 町と広域消防相互応援協定を締結しており、必要に応じて応援を要請する。

(2) 応援要請時の通報事項

応援要請の通報は、応援要請を決定した時点で通報する要請即報事項と応援側の受諾が 判明した時点において通報する要請詳報事項に区分して行うものとする。

(3) 県、他の市町等への応援要請

市本部は、単独では十分に消火、救助又は救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合若しくは資機材が必要な場合は、県、他の市町等に応援要請する。その際、火災の状況、地理及び水利の情報を応援市町に対して提供する。

(4) 緊急消防援助隊等他府県への応援要請

市本部長は、緊急消防援助隊等他府県の応援を要請したいときは、県本部に要請する。

6 人命救助活動

災害発生時の人命の救助活動は、他の諸活動に優先して実施する必要があるため、災害事象及び対象物の特殊性を考慮し、各隊の連携及び資機材等の活用等を事前に計画し適正な運用を図る。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第2部 地震災害時の応急対策
- 第2章 地震発生時における二次災害防止
- 第2節 水防活動

第2節 水防活動

[本部事務局、生活基盤部]

1 河川災害応急対策

地震により河川管理施設等が被害を受けた場合、市本部は、河川管理者の県に対して二次 災害の発生防止及び施設の迅速な応急復旧を要請する。

2 ダム施設応急対策

地震によりダム施設が被害を受けたおそれがある場合、市本部は、ダム管理者の県に対して二次災害の発生防止及び施設の迅速な応急復旧を要請する。

ダムの管理者は、ダムの堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25ga1以上である場合又は気象台で発表したダム近傍指定観測点の気象庁観測点の気象庁 震度階が4以上の地震が発生した場合には、速やかに必要箇所について臨時点検を行い、その結果からダム施設の安全管理上からも必要があると認めた場合においては当該箇所の応急措置を行い、ダム機能の安全を確保する。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第2部 地震災害時の応急対策
- 第2章 地震発生時における二次災害防止
- 第3節 土砂災害対策

第3節 土砂災害対策

[本部事務局、消防本部、生活基盤部]

地震が発生した場合において、山間部等では土石流、斜面崩壊や崩落(落石)が発生し、避難時にこれらの土砂災害に二次的に巻き込まれるおそれがある。したがって災害発生後は、これらの危険箇所の被害状況を把握するとともに、市民の安全確保や応急復旧を行うなど、二次災害の防止対策を実施するものとする。

1 応急対策計画

市本部は、消防本部と連携し、地震による被害を最小限に留めるため、被災地やその周辺等の巡視を強化し、防災関係機関と協力して被災箇所の早期応急復旧を図る。

(1) 危険箇所の警戒巡視活動

ア 実施体制

市本部は、消防本部と連携し、斜面崩壊や崩落(落石)等による二次災害から市民を 守るため、災害発生後直ちに危険箇所の現地パトロールを実施し、危険箇所の把握及び 警戒に努める。

なお、必要に応じ県本部に応援、情報提供等を要請する。

イ 巡視の優先順位

巡視は、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流その他の箇所について、次の順位で行う。

- (ア) 住宅地周辺の危険箇所
- (イ) 緊急輸送道路沿道の危険箇所
- (ウ) 住宅地から指定避難所までの避難ルート沿道の危険箇所
- (エ) その他の危険箇所
- (オ) 危険箇所以外で必要な場所
- (2) 被害発見時の措置

ア 被害発見者

- (ア) 巡視の際に被害を発見した者は、現場にロープを張るなどの措置を行うとともに、 速やかに周辺状況を確認の上、直ちに市本部に通報して、次の指示を待つ。
- (イ) 市本部の指示を受けるまでに、消防本部、県警察等の関係機関から交通規制等の 実施の協力要請があった場合には、その指示に従う。

イ 広報

市本部は、巡視により被害を発見した場合、防災関係機関に連絡するとともに、市民に対し危険箇所に関する広報を速やかに実施する。

2 二次災害予防

- (1) 二次災害が生じないように点検巡視を強化するとともに、二次災害のおそれのある場合には市民の避難対策を適切に実施する。
- (2) 震災後の降雨等による地すべり、がけ崩れ、土石流等の二次災害の危険性が高い箇所については、市民に対し、警戒、自主避難又は避難情報の発令の措置をとるとともに、ブルーシートによる斜面の被覆等の応急対策を実施する。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第2部 地震災害時の応急対策
- 第2章 地震発生時における二次災害防止
- 第3節 土砂災害対策

3 危険箇所の応急対策

土石流や斜面崩壊等により被害を受けた箇所については、県及び関係機関の協力のもとで、 迅速な応急対策を実施する。

4 避難対策の検討

土砂災害から人命を守るため、危険箇所を発見した場合には、直ちに避難対策を検討する。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第2部 地震災害時の応急対策
- 第2章 地震発生時における二次災害防止
- 第4節 建築物・宅地の応急危険度判定

第4節 建築物・宅地の応急危険度判定

[生活基盤部]

地震発生時には、地震による二次災害を防止するため、被災建築物及び宅地の応急危険度判定を実施し、使用に当たっての危険性を情報提供する。

1 被災建築物応急危険度判定

「被災建築物応急危険度判定実施本部業務手引き」に基づき、被災建築物応急危険度判定を実施する。

(1) 建築物に関する被害状況の把握

建築物の被害調査マニュアル等に基づき、短時間で効率的に被害状況を調査する。 なお、被害調査に当たっては、市民から寄せられる情報を参考にする。

(2) 被災建築物に対する応急危険度判定の実施準備 県と連携し、派遣判定士等の受入準備を行う。

- ア 県に応急危険度判定士の派遣を依頼
- イ 応急危険度判定士の受入施設の確保
- ウ 作業実施のための準備
- (3) 被災建築物応急危険度判定の実施

市本部は、専門ボランティア(建築士)等の被災建築物応急危険度判定士と協力し、被 災建築物応急危険度判定を行う。

- (4) 判定結果の表示等
 - ア 応急危険度判定結果の表示

被災建築物応急危険度判定の結果を3色の判定ステッカー(危険:赤色、要注意:黄色、調査済:緑色)に対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼る。

イ 応急危険度判定結果の周知

「危険」又は「要注意」と判定された建築物については、二次災害防止の観点から、 判定結果の意味を市民に十分に周知する。

(5) 「危険」と判定された建築物所有者等への対応

応急危険度判定によって「危険」と判定された建築物の所有者又は管理者に対しては、 説明を行い、二次的災害を防止するため、注意を喚起する。

2 被災宅地危険度判定

市本部は、地震等により被災した宅地等が余震又はその後の降雨により生じる二次災害を 防止するために、被災宅地危険度判定を実施する。

- (1) 宅地判定士派遣要請及び派遣 市本部は、県に対して、宅地判定士の派遣を要請する。
- (2) 宅地危険度判定の実施
 - ア 判定の基本的事項
 - (ア) 判定対象は、市本部が定める判定実施区域内の宅地とする。
 - (イ) 判定業務は、被災宅地危険度判定連絡協議会策定の被災宅地危険度判定実施要綱及び被災宅地危険度判定業務実施マニュアルによる。

- 災害応急対策計画
- 第2部 地震災害時の応急対策
- 第2章 地震発生時における二次災害防止 第4節 建築物・宅地の応急危険度判定
- - (ウ) 判定結果の責任は、市本部が負う。
 - イ 判定の関係機関
 - (ア) 市本部は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮及び監督を行 う。
 - (4) 市本部は、県に対し、宅地判定士の派遣等判定の後方支援を要請する。
 - ウ 判定作業概要
 - (ア) 判定作業は、市本部の指示に従い実施する。
 - (4) 宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度 判定連絡協議会発行)の判定基準により行う。
 - (ウ) 調査は、判定調査票の項目にしたがって行う。調査は、主として宅地外観の目視及 び簡便な計測手法により行う。
 - (エ) 判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクとし、宅地の 認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付して危険度を表示する。
 - (3) 二次災害防止のための応急措置 市本部は、被災宅地危険度判定結果に基づき、立入制限等の措置を行う。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第2部 地震災害時の応急対策
- 第2章 地震発生時における二次災害防止
- 第5節 危険物等の応急対策

第5節 危険物等の応急対策

[消防本部、各施設管理者]

1 方 針

地震発生に起因する二次災害により、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設及び毒物劇物施設に火災、爆発、漏洩等が発生し、又は発生のおそれのある場合は、災害防止のため、その施設の形態に合わせて迅速かつ的確に応急措置を行う。

被害の発生に際して、市本部は、防災関係機関と連携し、被害の拡大防止に努める。

2 危険物施設の応急対策

危険物施設の所有者、管理者及び占有者にして、その権限を有する者(以下「責任者」という。)は、地震による災害発生と同時に直ちに次の措置を講じる。

(1) 事業所等の行う応急対策

危険物施設の責任者は、地震等異常発生時には、直ちに危険物の流出又は爆発のおそれのある作業及び移送を停止し、施設の被害及び損傷等異常の有無を目視等により確認し、次の応急措置をとる。

ア 異常のない場合には、保安要員を確保し、余震による被害発生に備える。

- イ 異常が生じた場合、責任者は次の自衛防災活動を行う。
 - (ア) 市本部、消防本部及び防災関係機関への通報及び応援要請
 - (イ) 初期防御
 - (ウ) 危険区域への応急的な立入禁止措置
 - (エ) 従業員等の避難
 - (オ) 付近住民等への危険周知及び避難誘導
- ウ 市本部、消防本部及び防災関係機関は、相互に連携し、責任者がとる上記の措置に協力する。
- (2) 市、県等の行う応急対策

市本部、県及び防災関係機関は、地域防災計画及び関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、連携して以下の災害応急対策を実施する。

ア 連絡通報

市本部は、消防本部と連携を保ちながら、被災現場に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県その他関係機関に被害即報を行う。さらに、逐次中間報告を行う。

イ 消防応急対策

消防本部及び消防団は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施し、必要に 応じて、他の消防機関及び県への応援を要請する。また、危険区域に立入禁止区域を設 定する。

ウ 広報活動

危険物災害による不安、混乱の防止又は避難情報による避難の徹底等を図るため、市本部、県、報道機関等は相互に協力して、防災情報告知放送システム、広報車、広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を媒体とする広報活動を行う。

- 第 3 編 災害応急対策計画
- 第2部 地震災害時の応急対策
- 第2章 地震発生時における二次災害防止
- 第5節 危険物等の応急対策
 - エ その他の応急対策

危険物施設災害が発生した場合、避難、救急、医療その他の災害応急対策を迅速に実施する。

3 高圧ガス施設の応急対策

(1) 高圧ガス貯蔵、製造、消費施設等の損傷確認

高圧ガス施設の責任者は、地震等異常発生時には、直ちに施設の損傷状況を目視、ガス 検知器等により異常の有無を確認し、次の応急措置を講じる。

- ア 異常のない場合には、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。
- イ 異常が発生した場合には、責任者は次の自衛防災活動を行う。
 - (ア) ガス遮断等緊急措置
 - (イ) 危険区域への応急的な立入禁止措置
 - (ウ) 火災発生、拡大、延焼及び類焼の回避措置
 - (エ) 市又は県高圧ガス地域防災協議会等防災関係機関への通報及び応援要請
 - (オ) 従業員等の避難
 - (カ) 付近住民等への危険周知及び避難誘導
- ウ 市本部、消防本部及び防災関係機関は、相互に連携し、責任者がとる上記の措置に協力する。
- (2) 爆発火災等発生の場合

爆発火災等の発生に際しては、状況に応じて次の措置をとる。

なお、中部近畿産業保安監督部近畿支部は、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急命令を行う。

- ア 滋賀県高圧ガス地域防災協議会又は防災指定事業所への出動要請
- イ 負傷者の救出救護
- ウ 立入禁止区域の設定及び交通規制
- エ 避難誘導及び群衆整理
- オ 消火、防火及び防爆活動並びに広報活動
- カ 緊急交通路の確保
- キ 引火性、発火性及び爆発性物の移動
- ク 遺体の処理
- (3) 応急対策

高圧ガス施設災害が発生した場合、避難、救急、医療その他の災害応急対策を迅速に実施する。

4 火薬類貯蔵施設の応急対策

(1) 火薬類貯蔵施設等の損傷確認

火薬類貯蔵施設等の責任者は、地震等異常発生時には、直ちに施設の損傷状況を目視等 により異常の有無を確認し、次の応急措置を講じる。

- ア 異常のない場合には、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。
- イ 異常が発生した場合には、責任者は、次の自衛防災活動を行う。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第2部 地震災害時の応急対策
- 第2章 地震発生時における二次災害防止
- 第5節 危険物等の応急対策
 - (ア) 爆発及び誘爆の回避措置
 - (イ) 危険区域への応急的な立入禁止措置
 - (ウ) 火災発生、拡大、延焼、類焼の回避措置
 - (エ) 警察、消防本部等への通報
 - (オ) 従業員等の避難
 - (カ) 付近住民等への危険周知及び避難誘導
 - ウ 市本部、消防本部及び関係機関は、相互に連携し、責任者がとる上記の措置に協力する。
 - (2) 火災発生時の措置

火災が発生したとき、市本部及び関係機関は、次の措置を講じる。

- ア 引火爆発の危険が少ない場合
 - (ア) 被災者の救出救護
 - (イ) 警戒区域の設定
 - (ウ) 飛散火薬類の発見回収
 - (エ) 二次爆発の防止措置
- イ 引火爆発のおそれがある場合

火薬類取扱場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者等と連携し、速やかに火薬類の安全な場所への搬出の措置を講じ、 見張り人を配置し、関係者以外の立入りを禁止する。

ウ 搬出する時間がない場合

引火爆発のおそれがある場合で、搬出する時間がない場合は、爆発により危険の及ぶ 区域に警戒区域を設定し、市民の避難及び立入禁止等の警戒措置を講じる。

エ 運搬に支障があると認められる場合

地震のため自動車による火薬類運搬に支障があると認められる時は、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を禁止する。

(3) 応急対策

火薬類貯蔵施設災害が発生した場合、避難、救急、医療その他の災害応急対策を迅速に 実施する。

5 毒物、劇物施設の応急対策

(1) 責任者の措置

地震動により毒物又は劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、責任者において 回収その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講じるとともに、直ちに東近江保健所、 消防本部又は県警察に届け出る。

(2) 緊急措置

毒物又は劇物の流出等により、周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合、市本部、関係機関及び県が協力し、周辺住民に対する避難情報の発令等、人命安全のための措置を講じるとともに、中毒防止等の広報活動を行う。

(3) 応急対策

- 第3編 災害応急対策計画
- 第2部 地震災害時の応急対策
- 第2章 地震発生時における二次災害防止
- 第5節 危険物等の応急対策

毒物、劇物施設災害が発生した場合、避難、救急、医療その他の災害応急対策を迅速に 実施する。

第6節 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

[本部事務局、避難支援·教育部、生活基盤部]

過去に発生した南海トラフ地震では、二つの地震が同時に発生するほか、数時間から数年の 時間差で発生していることから、後発の地震に対する対策を以下のとおり実施する。

- (1) 後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等については、数日間に限っての避難の実施を検討する。
- (2) 余震等による二次災害を防止するため、建築物及び宅地の応急危険度判定を早急に実施 し、最初の地震で脆弱になっている建築物等について市民に周知を徹底する。また、応急 危険度判定の結果、危険と判断された建築物やがけ地には立入禁止を呼びかける。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第3部 事故災害時の応急対策
- 第1章 事故災害時の活動体制の確立
- 第1節 事故災害の想定

第3部 事故災害時の応急対策

第3部は事故災害時に限定した応急対策について記述しており、この部に記述していない事項については、第1部「風水害、震災、事故災害共通の応急対策」による。

第1章 事故災害時の活動体制の確立

本章は、自然災害ではない主に人為的要因よる以下の災害に関する対策計画であり、市民生活に甚大な被害を及ぼす大規模事故災害が発生した場合には、人命安全を第一に迅速かつ的確に防災対策を推進する。

第1節 事故災害の想定

[本部事務局]

1 湖上災害

市域の琵琶湖において、船舶の転覆等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合

2 航空災害

市内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合

3 鉄道災害

市内において、相当規模の人的・物的被害が生じる大規模鉄道災害が発生した場合

4 道路災害

市内において、相当規模の人的・物的被害が生じる大規模道路災害が発生した場合

5 危険物等災害

市内において、危険物等(危険物、高圧ガス、毒物・劇物及び火薬類)の漏えい及び流出、 火災、爆発等による多数の死傷者等が発生した場合

6 大規模火災

市内において、市街地の広い範囲にわたる大規模な火災が発生した場合

7 林野火災

市内において、広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災が発生した場合

- 第3編 災害応急対策計画
- 第3部 事故災害時の応急対策
- 第1章 事故災害時の活動体制の確立
- 第2節 事故災害時の配備体制

第2節 事故災害時の配備体制

[全部局]

1 事故災害時の配備基準、配備体制

体制	基準
警戒 1 号体制	市内において事故災害発生の情報があったとき
災害警戒本部体制	市内において事故災害が発生し、人命に被害のおそれがあるとき
災害対策本部体制	市内において事故災害が発生し、多数の人命に被害があったとき

2 警戒 1 号体制

(1) 警戒 1 号体制

防災担当課及び事故が発生した地域の支所の指定された職員

- (2) 警戒1号体制の所掌事務
 - ア 事故情報の収集及び伝達に関すること。
 - イ 消防、県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
 - ウ その他必要な事項

3 災害警戒本部体制

市内において事故災害が発生し、人命に被害のおそれのあるとき、事故に関する情報収集、 関係機関との連絡調整及び必要な応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置して速やか に防災対策に当たる。

災害警戒本部の組織及び災害警戒本部の設置場所は、地震災害時の災害警戒本部に準ずる。 事故発生時の各部の災害警戒本部の所掌事務は、次頁による。

4 災害対策本部体制

市内において事故が発生し、多数の人命に被害が発生した場合、災害対策本部を設置し、迅速かつ的確に災害応急対策を実施する。

災害対策本部の組織、本部会議及び本部事務局、災害対策本部の所掌事務並びに災害対策 本部の設置場所は、地震災害時の災害対策本部に準ずる。

必要に応じて事故が発生した地域の支所に、現地災害対策本部を設置する。

第3編

第3部第1章

災害応急対策計画 事故災害時の応急対策 事故災害時の活動体制の確立 事故災害時の配備体制

第2節

【災害警戒本部の所掌事務】

部	所掌事務
	・災害状況の把握及び分析
	・退避及び避難に関する方針の決定
十如本水口	・県、隣接自治体、防災関係機関等との連絡調整に関すること。
本部事務局	・災害関係の広報活動
	・報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること。
	・職員の動員及び参集職員の把握
	・被災者の医療・救護対策に関すること。
福祉•医療部	・医療施設との連絡調整に関すること。
	・避難行動要支援者及び要配慮者への避難支援に関すること。
小江甘 \$P\$7	・避難に必要な交通の確保に関すること。
生活基盤部	・県警察と連携した避難対象区域の交通規制に関すること。
上下水道部	・上下水道施設の被災調査に関すること。
生活物資•	・生活必需品の確保及び供給に関すること。
産業部	・被災者への食料の調達及び炊出しに関すること。
7時#4十一5	・退避及び避難の実施
避難支援・	・指定避難所の開設及び運営
教育部	・児童生徒の退避、避難誘導及び安全確保
** · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・市民の退避及び避難誘導
市民窓口· 環境部	・市民窓口及び電話対応
探境司	・市民に対する相談窓口の設置
各支部	・市民窓口及び電話対応
	・地域住民等の退避及び避難誘導
	・地域の被災情報の収集、整理及び本部への伝達
	・自治会等への情報伝達
	・管内指定避難所との連携

- 第3編 災害応急対策計画
- 第3部
- 事故災害時の応急対策 事故災害時の活動体制の確立 第1章
- 第3節 職員の動員

第3節 職員の動員

[全部局]

職員の動員基準 1

事故災害発生時の職員の動員基準は、以下による。

動員する職員の詳細については、「東近江市職員初動マニュアル」に定める。

【事故災害発生時の職員の動員基準】

体制	動員職員
警戒 1 号体制	防災危機管理課及び事故発生地域支所の指定された職員
災害警戒本部体制	指定された職員
災害対策本部体制	指定された職員

2 職員の動員方法

職員の動員方法については、「東近江市職員初動マニュアル」による。

職員の参集場所 3

職員の参集場所は、配備体制に基づき、災害対策本部室又は支所を基本とする。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第3部 事故災害時の応急対策
- 第2章 事故災害発生時の対策
- 第1節 事故災害時の応急対策

第2章 事故災害発生時の対策

第1節 事故災害時の応急対策

[全部局]

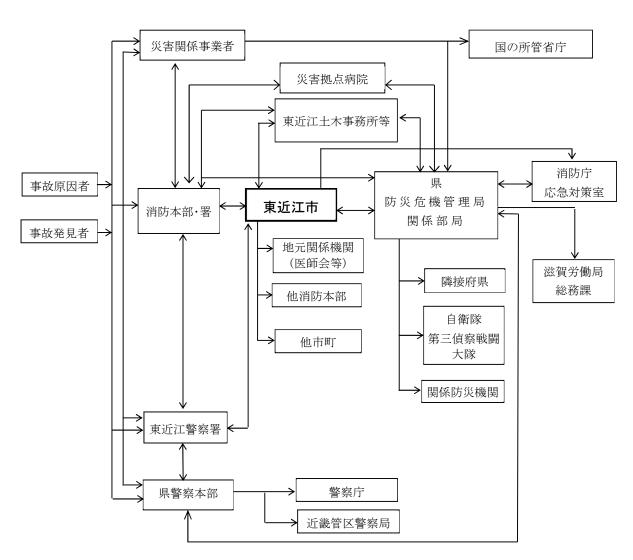
1 活動体制の確立

市内において事故災害が発生し、多数の人命に被害があった場合、災害対策本部を設置し、 県本部と緊密に連携して必要な応急対策を迅速に実施する。

2 情報の収集・連絡

(1) 情報連絡系統

事故災害が発生した場合の情報連絡系統は次のとおりである。



(2) 情報収集活動の実施

市本部は、事故災害が発生した場合には、県、消防本部及び警察と連携し、職員等を事故現場に速やかに派遣し、緊急救命と現場の維持保全等を行いつつ情報収集に当たる。

- 第 3 編 災害応急対策計画
- 第3部事故災害時の応急対策
- 第2章 事故災害発生時の対策
- 第2節 応急対策活動の実施

第2節 応急対策活動の実施

「全部局]

1 捜索、救助・救急及び消火活動

(1) 捜索活動

市本部は、事故により遭難事故が発生した場合には、警察署、消防本部、消防団等と連携して捜索活動を実施する。

(2) 救助·救急活動

市本部は、消防本部と連携し、消防本部の高規格救急車、救助工作車等の資機材を投入し、警察等の関係防災機関と連携して、救助・救急活動を迅速に実施する。

なお、負傷者については医療機関(救護所を含む)へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災へリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。また、負傷者の搬送に当たっては、トリアージ(傷病者の重症度による分類)を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者を最寄りの災害拠点病院、入院を要する中等症患者を最寄りの救急告示病院に搬送する。

(3) 消火活動

消防本部は、市本部と連携し、事故災害により火災が発生した場合、速やかに火災の状況及び被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

2 市民等の避難

(1) 避難指示

市本部は、事故災害発生時には人命の安全を最優先とし、必要に応じて地域住民等に対し避難指示を行う。

(2) 地域住民等の避難誘導

市本部は、警察と連携し、指定避難所、避難経路、災害現場の所在その他避難に関する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。要配慮者に対しては、民生委員・児童委員や自主防災組織等の協力を得て、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう努める。

3 災害広報の実施

市本部は、県本部及び関係機関と連携し、事故災害の発生場所、被害状況等について市民への広報活動を迅速に実施する。

市民への広報は、おおむね次のような項目について行う。

- (1) 事故の発生日時及び場所
- (2) 被害の状況
- (3) 被害者の安否情報
- (4) 応急対策の実施状況
- (5) 交通規制の状況
- (6) 治安の状況

- 第3編 災害応急対策計画 第3部 事故災害時の応急対策 第2章 事故災害発生時の対策 第2節 応急対策活動の実施
 - (7) 市民に対する協力及び注意事項
 - (8) その他必要と認められる事項

- 第3編 災害応急対策計画
- 第4部 原子力災害時の応急対策
- 第1章 原子力災害時の活動体制の確立
- 第1節 原子力災害時の配備体制

第4部 原子力災害時の応急対策

第4部は原子力災害時に限定した応急対策について記述しており、この部に記述していない 事項については、第1部「風水害、震災、事故災害共通の応急対策」による。

第1章 原子力災害時の活動体制の確立

原子力災害が発生した場合、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、市は、原子力災害の事象に応じ、活動体制を速やかに確立する。

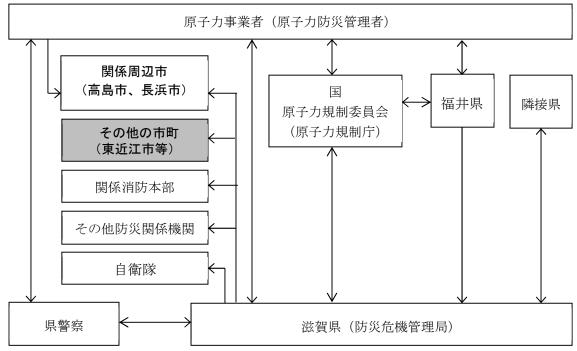
第1節 原子力災害時の配備体制

[全部局]

1 緊急時の情報収集

市は、原子力災害発生時(緊急時)において、県が、国、福井県、原子力事業者等の防災関係機関から以下により収集した情報又は県が独自に収集した情報について連絡を受け、緊急事態に関する状況の把握に努める。

【情報収集・連絡系統図】



2 原子力災害時における配備基準、配備体制

市における原子力災害時の配備体制は以下の3種類とする。

- (1) 警戒体制
- (2) 災害警戒本部体制

- 第3編 災害応急対策計画
- 第4部
- 原子力災害時の応急対策 原子力災害時の活動体制の確立 第1章
- 第1節 原子力災害時の配備体制
 - (3) 災害対策本部体制
 - ア 配備の基準

市の配備基準は、下表【配備体制基準】による。

イ 配備体制の決定

原子力規制委員会又は原子力防災管理者からの事故 (緊急時) の通報が県を通じてあ り、【配備体制基準】の配備レベルに該当するとき、市長は、配備基準に応じた配備体制 を決定する。

【配備体制基準】

配備レベル	配備体制	動員体制
情報収集事態【フェーズ1】	警戒体制	・防災危機管理課
(1)福井県の原子力事業所所在市町において震度 5 弱又		及び各支所の指
は震度5強の地震が発生したとき		定された職員
(2)原子力規制委員会から情報収集事態が発生したこと		ACC NOTCHING
の連絡が県にあったとき		
(3) その他市長が警戒体制を決定したとき		
警戒事態【フェーズ2】	災害警戒本	指定された職員
(1)福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以	部体制	
上の地震が発生したとき又は福井県津波予報区にお		
いて大津波警報が発表されたとき		
(2)原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連		
絡が県にあったとき		
(3)原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連		
絡が県にあったとき		
(4) その他市長が警戒本部の設置を必要と認めたとき		
施設敷地緊急事態【フェーズ3】(原災法10条)特定事	災害対策本	指定された職員
象	部体制	
(1)原子力防災管理者から原災法第 10 条第 1 項に定める		
通報が県にあったとき		
(2)原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生した		
ことの連絡が県にあったとき		
(3)福井県及び滋賀県が設置する空間放射線量率を測定		
する固定観測局で、5 μ Sv/h 以上の放射線量が検出		
されたことが判明したとき		
(5) その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めたと		
き		
全面緊急事態【フェーズ4】(原災法 15 条)緊急事態宜		
言		
(1)原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したこと		
の連絡が県にあったとき		
(2) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出した		
とき		

警戒体制

(1) 警戒体制の決定及び廃止基準

- 第3編 災害応急対策計画
- 第4部 原子力災害時の応急対策
- 第1章 原子力災害時の活動体制の確立
- 第1節 原子力災害時の配備体制

市長は、次の場合に警戒体制を決定し、又は廃止する。

- ア 警戒体制の決定基準
 - (ア) 福井県の原子力事業所所在市町(敦賀市、美浜町、おおい町及び高浜町)において 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき
 - (イ) 原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡を県が受け、市が県から 連絡を受けたとき
 - (ウ) その他市長が警戒体制を決定したとき
- イ 警戒体制の廃止基準
 - (ア) 原子力事業所の事故が終結したとき。
 - (イ) 事故の進展により災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 業務内容

職員は、情報収集事態に関する情報収集を行う。

(3) 警戒体制を決定した場合の防災関係機関への連絡 市長が警戒体制を決定した場合、防災危機管理課長は、県にその旨を連絡する。

4 災害警戒本部体制

(1) 災害警戒本部の設置及び廃止基準

市長は、次の場合に災害警戒本部を設置し、又は廃止する。

- ア 災害警戒本部の設置基準
 - (7) 福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき又は 福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき。
 - (イ) 原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき。
 - (ウ) 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき。
 - (エ) その他市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
- イ 災害警戒本部の廃止基準
 - (ア) 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策及び災害復旧対策が完了したとき又は対策の必要がなくなったとき。
 - (イ) 災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部の設置場所は、配備体制に基づき、災害対策本部室又は各支所とする。

(3) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、東近江市地域防災計画(第3編第1部第1章 第1節)による。

(4) 災害警戒本部の所掌事務等

災害警戒本部の所掌事務は次表により、災害警戒本部事務局及び各班が分担して業務に 当たる。 第3編 災害応急対策計画

第4部 原子力災害時の応急対策

第1章 原子力災害時の活動体制の確立

第1節 原子力災害時の配備体制

【原子力災害時における災害警戒本部の所掌事務】

部	所掌事務
	・災害対策本部の設置準備
	・県及び防災関係機関との連絡調整
	・原発事故に関する情報収集
本部事務局	・応急対策の実施状況の把握
平司事伤问 	・情報通信機器の運用及び管理
	・市民への情報伝達・広報
	・報道機関との連絡調整
	・警戒本部の庶務
福祉・医療部	・避難行動要支援者及び要配慮者への避難支援
怕仙• 医原部	・安定ヨウ素剤の配布及び服用準備
生活基盤部	・避難に必要な交通の確保
生活物資•産業部	・避難に際して必要な水、食料及び物資の確保
上下水道部	・水源のモニタリング調査
	・市民の退避及び避難誘導
 避難支援・教育部	・指定避難所の開設準備
世無又後 教育司	・児童及び生徒の退避及び避難誘導
	・広域避難の受入準備
	・市民の退避及び避難誘導
市民窓口・環境部	・市民窓口及び電話対応
	・市民への情報伝達
	・緊急時モニタリング
	・市民窓口及び電話対応
各支部	・市民への情報伝達
	・市民の退避及び避難誘導

(5) 災害警戒本部会議における協議事項

災害警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ア 県その他防災関係機関の初期活動実施状況の確認
- イ 市の初期活動の実施に関する基本的事項及び重要事項
- ウ 各部班の調整に関する事項
- エ 防災関係機関との連絡網確保及び連携強化に関する事項
- オ 国、県及び防災関係機関に対する要請に関する事項
- カ 原子力事業所における事故情報等の広報に関する事項
- キ その他重要な初期活動に関する事項
- (6) 災害警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害警戒本部を設置した場合、市(災害警戒本部長)は、県にその旨を通知又は報告す

- 第3編 災害応急対策計画
- 第4部 原子力災害時の応急対策
- 第1章 原子力災害時の活動体制の確立
- 第1節 原子力災害時の配備体制

る。

(7) 設置の公表

災害警戒本部を設置した場合、市(災害警戒本部長)は、市ホームページ、防災情報告知放送システム、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害警戒本部の標識を指定場所に掲示する。

5 災害対策本部体制

(1) 災害対策本部の設置及び廃止基準

市は、次の場合に災害対策本部を設置し、又は廃止する。

- ア 災害対策本部の設置基準
 - (ア) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報を県が受け、市が県から 連絡を受けたとき。
 - (イ) 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡を県が受け、市が 県から連絡を受けたとき。
 - (ウ) 福井県及び滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 μ Sv/h 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
 - (エ) 原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき。
 - (オ) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。
 - (カ) その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
- イ 災害対策本部の廃止基準

原子力事業所の事故が終結し、原災法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態 の解除を行う旨の公示(以下「原子力緊急事態解除宣言」という。) がなされ、災害応 急対策及び災害復旧対策が完了したとき又は災害対策本部の必要がなくなったとき

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、配備体制に基づき災害対策本部室又は各支所とする。

(3) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、東近江市地域防災計画(第3編第1部第1章 第1節)による。

(4) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌については、次表「原子力災害時における災害対策本部の所掌 事務」による。

(5) 災害対策本部会議における協議事項

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ア 災害状況及び市の災害応急対策実施状況
- イ 災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び重要事項
- ウ 災害対策本部各部各班の調整に関する事項
- エ 防災関係機関との連絡調整に関する事項

- 第3編 災害応急対策計画
- 第4部
- 原子力災害時の応急対策 原子力災害時の活動体制の確立 第1章
- 原子力災害時の配備体制 第1節
 - 国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項
 - カ その他必要な災害対策に関する事項
 - (6) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知 災害対策本部を設置した場合、市(災害対策本部長)は、県にその旨を通知又は報告す る。

(7) 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、市(災害対策本部長)は、市ホームページ、防災情報告 知放送システム、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標 識を指定場所に掲示する。

(8) 県との協力体制

市(災害対策本部長)は、県の災害対策本部との協力体制を整える。

	【原子力災害時における災害対策本部の所掌事務】
部	所掌事務
本部事務局	・ 災害対策本部の設置及び運営
	・原発事故に関する情報収集
	・ 県及び防災関係機関との連絡調整
	・ 退避及び避難に関する方針の決定
	・各部班への災害対策業務に関する指示
	・被災自治体への災害応援の決定
	・ 県及び他市町への応援要請の決定
	・情報通信機器の運用及び管理
	・市民への情報伝達・広報
	・退避及び避難状況の集約
	・報道機関に提供する情報の資料作成及び連絡調整
	・災害救助法の適用に関する事務
	・ 市議会との連絡調整
	・職員参集状況の整理
	・災害予算の調整
福祉・医療部	・市民への安定ョウ素剤の配布及び服用
	・被災者の医療・救護対策
	・ 医療施設との連絡調整
	・ 避難行動要支援者及び要配慮者への避難支援
生活基盤部	・避難に必要な交通の確保
	・ 県警察と連携した避難対象区域の交通規制
上下水道部	・ 上水道施設等の被害調査 (汚染状況のモニタリング)
	・災害時の応急給水
生活物資・	・生活必需品の確保及び供給
産業部	・被災者への食料の調達、炊出し及び配分
	・農林、畜産及び漁業の被害状況の調査
	・農林、畜産及び漁業関係の応急対策
	・中小企業関係の災害対策及び連絡調整
	・ 商工業関係の被害調査
	・観光資源、観光施設等の災害対策
	・ 被災商工業者等に対する金融調査

- 第3編 第4部 第1章 第1節
- 災害応急対策計画 原子力災害時の応急対策 原子力災害時の活動体制の確立 原子力災害時の配備体制

部	所掌事務
避難支援•	・市民の退避及び避難誘導
教育部	・ 指定避難所の開設及び運営
	・ 児童生徒の退避、避難誘導及び安全確保
	・ 所管施設の被害調査
	・ 広域避難受入準備及び受入
市民窓口・	・ 市民窓口及び電話対応
環境部	・市民の退避及び避難誘導
	・ 市民相談窓口の設置
	・ 緊急時モニタリングの実施
各支部	・ 市民窓口及び電話対応
	・市民の退避及び避難誘導
	・ 地域の情報収集、整理及び本部への伝達
	・ 自主防災組織等との連携
	・ 管内指定避難所との連携

- 第3編 災害応急対策計画
- 第4部 原子力災害時の応急対策
- 第1章 原子力災害時の活動体制の確立
- 第2節 職員の動員

第2節 職員の動員

[全部局]

1 職員の動員基準

原子力災害時の職員の動員基準は、以下による。

動員する職員の詳細については、「東近江市職員初動マニュアル」に定める。

なお、配備体制は、地震災害時に準ずるものとする。

【原子力災害時の職員の動員基準】

体制	動員職員	
警戒体制	防災危機管理課及び各支所の指定された職員	
災害警戒本部体制	指定された職員	
災害対策本部体制	指定された職員	

2 職員の動員方法

- (1) 勤務時間中における伝達及び系統 ロ頭、電話、職員緊急連絡用メール等迅速かつ的確な方法により伝達する。
- (2) 勤務時間外又は休日等における伝達等

ア 伝達方法

動員指示については、電話、職員緊急連絡用メール等迅速かつ的確な方法により伝達する。

イ 上記以外の参集

- (ア) 警戒体制において参集すべき職員は、事故が発生したことを知ったときは、直ちに 参集する。
- (4) 災害警戒体制及び災害対策本部体制に指定された職員は、緊急時であることを知ったときは直ちに参集する。

ウ 参集状況の報告

緊急時の参集において、本部事務局庶務・会計班は、出先機関も含めた職員の参集状況を速やかに把握し、本部長に報告する。

3 職員の参集場所

職員の参集場所は、配備体制に基づき、災害対策本部室又は支所を基本とする。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第4部 原子力災害時の応急対策
- 第2章 原子力災害発生時の対策
- 第1節 緊急時モニタリング

第2章 原子力災害発生時の対策

市は、福井県内の原子力発電所において事故が発生又は発生のおそれがあるときは、県からの情報に基づき、県と連携して原子力災害の緊急事態に対処する。

第1節 緊急時モニタリング

「市民窓口・環境部]

1 計画の方針

市は、県災害対策本部(以下「県本部」という。)が特定事象発生後に周辺環境の放射性物質の積算線量及び放射線量率を把握するため実施する緊急時モニタリングに協力する。また、市は、本庁及び能登川支所に設置しているモニタリング機器によって、環境放射線量の測定を独自に行い、県が実施する緊急時モニタリング結果及び市の測定結果を参考にして、退避及び避難並びに飲料水、飲食物の摂取制限等の判断に必要な大気中の放射性物質及び放射線量の把握に努める。

2 緊急時モニタリング箇所

緊急時においても、県が配備している環境放射線モニタリングポストの測定結果が基本となる。それと合わせて、平常時から市が独自観測を行っている簡易測定結果との比較を行うものとする。

【本市におけるモニタリング箇所】

環境放射線モニタリングポスト設置箇所(県)	県東近江保健所
市の独自計測箇所(※簡易測定)	本庁及び能登川支所

第2節 住民への広報

[本部事務局]

1 計画の方針

原子力災害は、放射性物質又は放射線による影響が五感に感じられないことなどの特殊性 を有しており、緊急時において市民の心理的動揺又は混乱が予想される。よって、異常事態 による影響をできる限り低くするため、市民に対する情報提供、広報、市民相談活動等を迅 速かつ的確に実施する。

2 市の広報体制

(1) 市は、緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表及び広報を行い、 報道機関に情報提供する。

なお、報道機関への発表は、広報課(市本部が設置された場合は本部事務局広報班) が対応する。

(2) 市は、広報紙、広報車による巡回周知、市ホームページ等のインターネット、テレ

- 第3編 災害応急対策計画
- 第4部 原子力災害時の応急対策
- 第2章 原子力災害発生時の対策

第2節 住民への広報

ビ、ラジオ、CATV等の放送、防災情報告知放送システム、携帯端末の緊急速報メールその他の方法等を通じ、市民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、市の対策等を周知徹底する。

(3) 本部事務局広報班は、報道機関への広報について、時間を設定して実施するが、災害 状況の変化等があった場合はその都度対応する。

3 相談窓口の開設

市は、災害警戒本部を設置したときは、市民や企業等からの相談、問合せ等に対応するための相談窓口を開設する。また、問合せの対応に当たり、相談者のニーズを見極め情報収集及び整理を行う。

第3節 屋内退避、避難等の防護措置

[本部事務局、避難支援・教育部、上下水道部、生活物資・産業部]

1 計画の方針

市は、県からの指示を受けたとき又は市独自の判断により、原子力災害から市民の生命及び身体の安全を確保するため、明確な基準に基づき避難措置等を実施する。

2 本市における避難及び一時移転に関する基準

市は、福井県の原子力事業所で事故が発生し、緊急時モニタリングによる市内の空間放射線量が、原子力規制委員会の定める以下のOIL基準に達した場合、避難及び一時移転措置を実施する。

【本市における避難及び一時移転に関する基準】

基準の種類	基準の概要	空間放射線量	1月1時 ユュビ吸媒体の 井里
左 中 の 性 類		(地表面 1 m)	退避及び避難等の措置
	地表面からの放射線、再浮揚		避難 (移動が困難な場合の一時 屋内退避を含む)
	した放射性物質の吸入及び	500 C /1	
OIL1	不注意な経口摂取による被		
	ばく影響を防止するため、住	$500 \mu \mathrm{S} \mathrm{v} / \mathrm{h}$	
	民等を数時間内に避難や屋		
	内退避等させる際の基準		
	地表面からの放射線、再浮揚		1 週間程度内に一時移転
	した放射性物質の吸入及び		
0110	不注意な経口摂取による被	20 5 / 1-	
OIL2	ばく影響を防止するため、住	$20\mu\mathrm{Sv/h}$	
	民等を1週間程度内に一時		
	移転させるための基準		

- 第3編 災害応急対策計画
- 第4部 原子力災害時の応急対策
- 第2章 原子力災害発生時の対策
- 第3節 屋内退避、避難等の防護措置

3 避難の準備

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、かつ、本市において空間放射線量が異常に高くなり ($500 \mu \text{ S v/h}$ に達するおそれがある場合)、放射能汚染による被害が発生するおそれがある場合、原子力災害の危険性に配慮し、市民に対し避難の準備を指示する。

4 避難

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、かつ、放射能汚染が拡大し市内の一部において空間放射線量が 500 μ S v/h に達した場合、放射能汚染危険地域の市民に対し市内の安全な避難場所への避難を指示する。

なお、避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 指定避難所の開設及び避難路の決定
- (2) 市から市民への避難指示及び伝達
- (3) 防災関係機関との協力
- (4) 指定避難所への避難方法の決定
- (5) 指定避難所責任者の派遣
- (6) 指定避難所の運営
- (7) 避難措置の実施状況の把握
- (8) 学校、社会福祉施設等の長がとるべき措置
- (9) 救護所の設置協力

5 指定避難所の開設

市は、市民に対し避難指示を行う場合、市内の安全な場所にあらかじめ指定避難所を開設する。指定避難所にはスクリーニング(身体表面に放射性物質が付着していないか調べること)等の場所を併設し、放射能汚染のおそれのある避難者に対してはスクリーニングの実施と必要な除染措置を実施する。また、要配慮者等については、福祉避難所を開設する。

6 一時移転

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、かつ、放射能汚染の拡大し市内全域において空間 放射線量が $20\,\mu$ Sv/hに達した場合、国からの一時移転指示を受けて、1週間程度内に市民を一時移転させる。

7 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給

市は、避難指示を行った場合、指定避難所で飲料水、飲食物及び生活必需品を市民に対し迅速に供給する。

なお、飲料水、飲食物及び生活必需品については、市の備蓄、協定締結業界団体からの調達によるものとし、物資が不足する場合は県に対し物資の調達を要請する。

8 放射線が高い水準になるおそれがある場合の対応

- 第 3 編 災害応急対策計画
- 第4部 原子力災害時の応急対策
- 第2章 原子力災害発生時の対策
- 第3節 屋内退避、避難等の防護措置

市は、市内において放射線の積算線量の高い地域が発生し、国が「計画的避難区域」等を 指定した場合(事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が存在)、県の指示によ り長期の避難を実施する。

9 広域避難に伴う他市町避難者の受入れ

他市町において原子力災害による避難者が発生し、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づく、広域避難に伴う避難者の受入指示を県から受けた場合、市は、指定避難所の提供、 避難者の輸送等、必要な協力活動を、避難地区を包括する市町及び県と連携し実施する。

第4節 安定ヨウ素剤の服用に関する計画

[本部事務局]

1 計画の方針

市は、放射性ヨウ素による健康被害の発生が想定される場合、原子力災害から市民の生命を保護するため、県や医療機関と連携し、適切な被ばく医療措置を講じる。

現時点では、UPZ外では、屋内退避等の防護措置によってヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく及び外部被ばくの影響を低減できるため、安定ヨウ素剤の服用や備蓄については、国や県の方針に基づき措置する。

第5節 飲料水及び飲食物の摂取制限等

[本部事務局、上下水道部、生活物資·產業部]

1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、放射性物質又は放射線により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生ずるため、市は、県及び関係機関と連携し、飲料水及び飲食物の汚染度を的確に把握するとともに、その汚染度により摂取制限など必要な措置を講じる。

2 飲食物に係るスクリーニングの措置

市は、緊急時モニタリングの結果、空間放射線量率(地上1mで測定)が次表「飲食物に係るスクリーニング基準」に示す指標を超えた場合、数日内を目途に飲食物中の放射性核種 濃度を測定すべき区域を特定し、飲食物に係るスクリーニング措置を行う。

【飲食物スクリーニング基準】

		基準の名称	基準の概要	基準値	基準による防護措置の概要
防護措置基準	飲食物摂取制限	飲食物に 係るスク リーニン グ基準	OIL6による飲食物の摂取 制限を判断する準備として、 飲食物中の放射性核種濃度測 定を実施すべき地域を特定す る際の基準	0.5μSv/h (空間放射線量率) (地表面1m)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定

- 第3編 災害応急対策計画
- 第4部 原子力災害時の応急対策
- 第2章 原子力災害発生時の対策
- 第5節 飲料水及び飲食物の摂取制限等

3 摂取制限の措置

市は、国及び県の指示を受けた場合、又は、緊急時モニタリングの結果、飲料水、飲食物及び農林畜水産物の汚染度が次表「OIL6(経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準)」に示す指標を超え、又はそのおそれがあると認められる場合は、国の専門家等の助言を受け、直ちに飲食物摂取制限措置を行う。

【飲食物摂取制限 (OIL6)】

(単位: Bq/kg)

核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、
放射性ヨウ素	300	2,000
放射性セシウム	200	500
プルトニウム及び超ウラン 元素のアルファ核種	1	10
ウラン	20	100

(参考) 厚生労働省が定めた食物摂取制限

【放射性セシウムの新基準値(※)】

(単位:Bq/kg)

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

※ 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

4 飲料水及び飲食物の供給

市は、避難措置を指示した場合又は県から飲料水及び飲食物の摂取制限の指示を受けた場合は、直ちに県及び関係機関と連携し、指定避難所への飲料水及び飲食物の供給を実施する。

- 第3編 災害応急対策計画
- 第4部 原子力災害時の応急対策
- 第2章 原子力災害発生時の対策
- 第6節 広域応援

第6節 広域応援

[本部事務局]

1 被災市町村に対する支援の実施

市は、原子力災害により被災した市町村から支援要請があり、支援が必要と認めた場合は、 災害時相互応援協定等に基づき、速やかに支援を実施する。

2 支援に係る留意事項

- (1) 市長は、協定に基づく支援要請があり、速やかに知事に報告する。
- (2) 支援隊は、支援要請した市町村の災害対策本部の下で活動する。
- (3) 支援については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、支援要請に際しその内容について支援要請市町村と十分協議する。

3 広域避難に伴う市外からの避難者の受入れ

市は、県から災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、広域避難の受入先の要請を受けた場合、指定避難所の提供、避難者の輸送等の必要な協力活動を、避難地区を包括する市町村及び県との緊密な連携のもとに行う。

この場合、市は、県及び避難自治体と協議の上、避難地区を包括する市町村に対し、指定避難所となる施設を示すものとする。

なお、広域避難の受入においては、県及び避難自治体と協議の上、あらかじめ受入計画を作成するものとする。

第1章 被災者の生活再建支援

第1節 被災者相談窓口の設置

第1章 被災者の生活再建支援

第1節 被災者相談窓口の設置

[市民窓口・環境部]

市本部は、災害によって被害を受けた市民が早期に生活の安定を図れるように全力で支援する。実施に当たっては、相談窓口を設置し、被災者への各種援助及び助成制度の周知徹底を図るなど、可能な限り細やかな対応に努める。

第2節 罹災証明

[市民窓口・環境部]

市本部は、被災者支援策の対象となる規模の災害が発生した場合、被害家屋の調査及び罹災 証明書の交付を行う。

1 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

なお、家屋以外の物が罹災した場合において、証明の発行が必要な場合には、別に市長が 証明する。

(1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び準半壊に至らない(一部損壊)

2 被害家屋調査

市本部は、必要な場合、消防本部と連携して被害調査に当たる。市職員のみでは対応できないと判断した場合には、近隣市町及び民間団体に応援を要請する。

初回の被害家屋調査は、災害発生後おおむね1箇月以内に実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある被災者の家屋について被災者の申出に基づいて実施する。

3 被災者台帳の作成

固定資産税課税台帳及び住民基本台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、被災者台帳を作成する。

4 罹災証明書の発行

市長は、被災者台帳に基づき、申請のあった被災者に対し、被災家屋の罹災証明書を発行する。

5 罹災証明に関する広報

罹災証明の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報ひがしおうみ等により被災者に周知を図る。

第1章 被災者の生活再建支援

第6節 住宅確保の支援

第3節 生活確保資金の融資等

[本部事務局、福祉・医療部]

1 災害弔慰金等及び災害援護資金の給貸与

東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年東近江市条例第140号)に基づき、自然災害により死亡した場合には、遺族に対して災害弔慰金を支給する。また、身体又は精神に障がいが残った場合には、その者に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すために、災害援護資金の貸付けを行う。

東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則:資料編1-5参照

2 被災者生活支援金の支給

自然災害によって生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた地域において被災住民が可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域コミュニティの崩壊を防止し、もって地域の維持発展を図るため被災者に対し、支援金を支給する。

(1) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

ア 対象となる災害

被災者生活再建支援金支給の対象となる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その 他の異常な自然現象により生ずる被害で次の基準に該当するものである。

- (ア) 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号又は2号のいずれかに該当する被害が市内において発生した災害
- (イ) 市内における住宅全壊の世帯数が10以上である災害
- (ウ) 県内における住宅全壊の世帯数が100以上である災害

イ 被害の認定

被害認定は、「災害の被害認定基準」に基づき、市本部は適正かつ迅速に行うものとする。ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、又は損害割合(経済的被害)が40%以上50%未満とする。

ウ 支給対象世帯

- (ア) 住宅が全壊した世帯
- (4) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (ウ) 災害による危険な状態が継続しており、住宅に居住不能な状態が長期間にわたり継続している世帯
- (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- (オ) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

エ 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金(基礎支援金及び加算支援金)の合計額となる。 なお、世帯人数が1人の場合には、各該当欄の金額の4分の3の額となる。

第4編 災害復旧復興計画 第1章 被災者の生活再建支援 第3節 生活確保資金の融資等

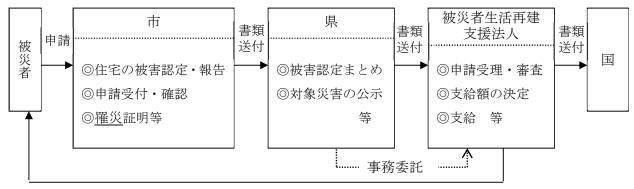
【被災者生活再建支援金の支給額】

	基礎支援金	加算支援金	計	
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)	(住宅の再建方法)	
全壊		建設・購入	200 万円	300 万円
解体	100 万円	補修	100 万円	200 万円
長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50 万円	150 万円
十扫描光梅		建設・購入	200 万円	250 万円
大規模半壊 (損壊割合 40%台)	50 万円	補修	100 万円	150 万円
(損吸制合 40%合)		賃借(公営住宅を除く)	50 万円	100 万円
中担带光海		建設・購入	100 万円	100 万円
中規模半壊 (損壊割合 30%台)	_	補修	50 万円	50 万円
(俱级部百30%百)		賃借(公営住宅を除く)	25 万円	25 万円

才 支給申請

市本部は、支援金支給の申請を受けた場合には、速やかに申請書類の審査及び当該申請に係る被害認定を行う。県は、市本部から申請書類の送付があった場合には、これを審査の上、支給の当否を決定する。

【被災者生活再建支援金の支給手順】



支援金の支給

(2) 滋賀県被災者生活再建支援制度に基づく支援金の支給

ア 対象となる災害

被災者生活再建支援法第2条第1号に規定する自然災害で、次のいずれかに該当する 場合に適用する。

- (ア) 県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき。
- (4) その他知事と市長の協議により特に必要と認めたとき。

イ 支援金の支給

市は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受け、又はその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金(「基礎支援金」)、住宅の再建方法に応じて

第1章 被災者の生活再建支援 第6節 住宅確保の支援

支給する支援金(「加算支援金」)を表-1及び表-2に掲げる額を上限として支給する。 なお、被災者生活再建支援法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とな らない。ただし、中規模半壊世帯で当該住宅を解体しない者については、併給を認める ものとし、表-3に掲げる額を上限として支給する。

表-1

支援金	世帯構成	住宅の被害の程度				
の種類		全壊・解体	大規模半壊 (損害割合 40%以上)	中規模半壊 (損害割合 30%以上) ・半壊 (損害割合 20%以上)	床上浸水	
基礎支	複数	100 万円	50 万円	35 万円	25 万円	
援金	単数	75 万円	37万5千円	26 万 2 千円	18万7千円	

表 - 2

	世		住家の被害の程度				
支援金 の種類	帯構成	再建方法	全壊・解体・ 大規模半壊 (損害割合 40%以上)	中規模半壊	半壊 (損害割合 20%以上)	床上浸水	
	複数数	建設・購入	200 万円	100 万円	_	_	
加算支援金		補修	100 万円	75 万円	75 万円	25 万円	
		賃借 (公営住宅を除く。)	50 万円	50 万円	50 万円	25 万円	
	単数	建設・購入	150 万円	75 万円	_	_	
		補修	75 万円	56万2千円	56 万 2 千円	18万7千円	
		賃借 (公営住宅を除く。)	37万5千円	37万5千円	37万5千円	18万7千円	

表-3

		世帯	基礎支援金	加算支援金			
		構成		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く。)	
	中規模	複数	35 万円	_	25 万円	25 万円	
	半壊	単数	26万2千円	_	18万7千円	18万7千5百円	

※加算支援金については、再建に要した経費と法の支援の支給額の差額を表一3に定 める額を上限額として、支給する。

ウ 県の補助

県は、市が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の 3分の2の額を補助する。

第4節 雇用の確保

[生活物資・産業部]

(1) 就職の斡旋

市本部は、被災によりほかに転職を希望するものに対して、公共職業安定所と連携し、 積極的に就職の斡旋を行う。

(2) 職業訓練の実施

市本部は、就職領域を開拓するため、職業訓練校における職業訓練の推奨や市内企業等 との連携による体験実習を推進するように努める。

第5節 税の減免等

第1章

第5節 税の減免等

「市民窓口・環境部]

1 市税及び保険料の減免等の措置

被災者の生活再建支援

(1) 個人市民税及び固定資産税の減免等

市長は、東近江市税条例(平成 17 年東近江市条例第 68 号)、東近江市税規則(平成 17 年東近江市規則第 55 号)及び東近江市都市計画税条例(平成 17 年東近江市条例第 69 号)の規定に基づき、一定の基準に該当する者に対しては、個人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の種別割を減免する。また、必要に応じて、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び東近江市税条例の規定に基づき、徴収を猶予するほか、納期限を延長する。

(2) 国民健康保険料及び介護保険料の減免等

市長は、東近江市国民健康保険条例(平成17年東近江市条例第162号)及び東近江市介護保険条例(平成17年東近江市条例第164号)の規定に基づき、不慮の災害によって住宅又は家財に損害を受けた者のうちで一定の基準に該当する者に対しては、保険料を減免することができる。

(3) 後期高齢者医療保険料の減免等

市長は、災害によって住宅又は家財に損害を受けた者に対し、後期高齢者医療保険料の 減免等の措置について周知を図り、被災者の生活の維持確保を図る。

2 県税及び国税の減免等の措置

市長は、災害によって住宅又は家財に損害を受けた者に対し、県税及び国税の減免等の措置について周知を図り、被災者の生活の維持確保を図る。

第6節 住宅確保の支援

[本部事務局、生活基盤部]

市本部は、公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)に基づき、自力で住宅を建設できない被 災者に対する恒久的な住宅確保のために、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行う。 また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 102 号)に基づき、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の確保に努める。そのほか、住宅の建 設又は補修を行う者に対しては、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を受けられるように斡 旋に努める。

1 災害公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者等に住宅を賃貸するため、市本部は国 の補助を受け災害公営住宅の建設を行う。

2 住宅復興資金の融資

市本部は、災害により住宅に被害を受けた者の住宅を確保するため、住宅金融支援機構の 災害復興住宅融資の活用を奨励し、便宜を図る。

災害復興住宅融資制度:資料編14-1参照

第4編 災害復旧復興計画 第1章 被災者の生活再建支援 第6節 住宅確保の支援

3 民間賃貸住宅の確保

災害により住宅を失った住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への入居をすすめるため、 居住支援体制を整備する。

第4編 災害復旧復興計画 第2章 被災産業の復興 第1節 風評被害対策

第2章 被災産業の復興

第1節 風評被害対策

[生活物資·產業部]

1 計画方針

被災後の産業の復興を図るために、農産物及び畜産物の安全性、観光地としての安全性・ 快適性等について市内外に向けて情報を発信することにより、風評被害による産業への打撃 を防止する対策を進める。

2 風評被害対策

災害後の風評被害の実態を把握して、必要に応じ風評被害の対策会議を開催の上で、風評 被害を早期に解決する。

第2節 中小企業の復興支援

[生活物資・産業部]

1 計画方針

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫及び信用組合)及び日本政策金融公庫の融資、信用保証協会による融資の保証等が迅速かつ円滑に行われるよう、市本部は次の措置を実施し、県及び国に対して必要な要望を行う。

2 中小企業復興支援対策

(1) 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握するとともに、事業者の資金調達がスムーズに行えるように国、県等に対して特別の措置を講じるよう要望を行う。

(2) 資金貸付けの簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続の簡易化及び迅速化、 貸付け条件の緩和等について特別の取扱を実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

市本部は、国、県、日本政策金融公庫等が行う金融の特別措置について、経済団体等を通じて中小企業者に周知徹底を図る。

日本政策金融公庫の融資制度:資料編14-2参照

(4) 融資の弾力的運用

市本部は県と連携して、関係金融機関に対し融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予等 について弾力的な対応を要請するとともに、各種融資が円滑に行われるよう必要な措置を とる。

第3章 被災産業の復興

第3節 農林水産業の復興支援

第3節 農林水産業の復興支援

[生活物資·産業部]

1 計画方針

市本部は災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対して復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営安定を図るために、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)、日本政策金融公庫資金等による融資を促進する。また、滋賀県農業共済組合は、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済の災害補償業務を円滑に実施する。

天災融資制度:資料編14-3参照

日本政策金融公庫の融資制度:資料編14-2参照

2 農林水産業復旧資金の貸付

市本部は、県及び関係行政機関と連携し、被害状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努め、融資要件等に該当するときには、各資金の融資について借入手続の指導等を行う。 また、農業保険法に基づく農業共済について、災害時において農業共済団体等が災害補償業務を迅速かつ適正に行い、仮払いによる共済金の早期の支払いができるよう措置を行う。

第3章 災害復興

第1節 災害復興計画の策定

第3章 災害復興

第1節 災害復興計画の策定

[本部事務局、生活基盤部]

1 復旧・復興の方針の策定

市本部は、県や関係機関等と緊密な意思疎通を図りつつ、地域の実情や市民の意向等を踏まえた統一的で整合性のとれた基本方針を策定する。

2 復旧・復興計画の策定

市本部は、復旧・復興に向けた具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復旧・復興計画を策定する。

なお、計画推進のための体制整備、市民への計画内容の周知、情報提供等に努める。

3 災害復興本部等の設置

(1) 災害復興本部の設置

災害対策本部と連携を図りながら、将来目標に向けての復興計画策定の事務局となる災害復興本部を庁内に設置する。

(2) 復興計画策定委員会の設置

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、災害復興の基本方針等を検討するため、必要に応じて復興計画策定委員会を関係機関の代表者により設置する。

第2節 復興対策

[本部事務局、生活基盤部]

1 災害復旧事業計画の策定

市本部(災害復旧本部が設置された場合は復旧本部)は、災害発生後被災した施設の原形 復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来 の災害に備える災害復旧の事業計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 砂防設備復旧事業
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - 工 道路災害復旧事業
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - 力 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - キ 漁港災害復旧事業
 - ク 下水道災害復旧事業
 - ケ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業

- 災害復旧復興計画
- 第3章 災害復興 第2節 復興対策
- - (3) 都市災害復旧事業
 - (4) 水道災害復旧事業
 - (5) 住宅災害復旧事業
 - (6) 社会福祉施設災害復旧事業
 - (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
 - (8) 学校教育施設災害復旧事業
 - (9) 社会教育施設災害復旧事業
 - (10) その他の災害復旧事業

3 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市をはじめ、指定地方行政機関、 県、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施する。その実施に必要 となる職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、 あるいは補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を 策定し、査定の実施が速やかに行えるように努める。

(3) 緊急調査の促進

施設の被災の程度により、緊急の場合に応じて公共十木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和26年法律第97号)その他に規定する緊急査定が実施されるように必要な措置を講 じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、再度災 害の防止及び速やかな効果があがるように関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短 縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるように措置し、復旧事業の効 率をあげるように努める。

(6) 復旧・復興事業からの暴力団排除

市本部は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把 握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、県警察(東近江警察署) に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関 係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

- 第 4 編 災害復旧復興計画
- 第3章 災害復興
- 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助

[本部事務局]

災害復旧事業費の決定は、知事及び本部長の報告、資料並びに実施調査に基づいて決定される。これは、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、若しくは補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)等に基づいて援助されるものである。

1 法律により一部負担又は補助されるもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)
- (3) 公営住宅法 (昭和 26 年法律第 193 号)
- (4) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- (7) 予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号)
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲 内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しい激甚である災害(激甚災害)が発生した場合には、市本部は、災害状況を速やかに調査し、その実状を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるように措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

3 災害復旧資金計画

市本部は、災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債及び災害復旧事業債について調査し、事業の執行に万全を期する。
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付について国へ要請する。
- (4) 一時借入金、起債の前借等により災害関係経費を確保する。

第3章 災害復興

第4節 原子力災害中長期的対策

第4節 原子力災害中長期対策

[本部事務局、市民窓口·環境部、生活物資·產業部]

市は、国や県と協議の上、原子力災害事後対策実施区域を設定し、原子力災害により放射性物質又は放射線に汚染された物質の除去、各種制限措置の解除等の計画を定めるとともに、市民の感情に配慮し、社会秩序及び経済活動の回復を図るため、早期の復旧活動を実施する。

1 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を実施する。

2 各種制限措置の解除

市は、県と連携し、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導、助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除手続を速やかに実施する。また、解除実施状況を確認する。

3 環境放射線モニタリングへの協力

市は、原子力緊急事態解除宣言後、県が原子力事業者その他防災関係機関と協力して行う環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表に協力する。

4 災害地域住民の記録

市は、県と協力し、避難及び屋内退避を行った住民等に対し災害発生時にその地域に所在した旨の証明、避難施設において講じた措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

5 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

6 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保及び生活資金等の支給並びにその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- (2) 市は、国、県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成相談窓口等を実施する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報、支援及びサービスを提供する。
- (3) 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的かつ弾力的推進の手法について検討する

東近江市地域防災計画

2005 (平成17) 年11月 作成

2007 (平成19) 年3月 修正

2011 (平成23) 年3月 修正

2013 (平成25) 年 3 月 修正

2014 (平成26) 年5月 修正

2015 (平成27) 年6月 修正

2016 (平成28) 年6月 修正

2017 (平成29) 年5月 修正

2018 (平成30) 年5月 修正

2019 (令和元) 年 5 月 修正

2020 (令和2) 年5月 修正

2021 (令和3) 年5月 修正

2022 (令和4) 年5月 修正

2023 (令和5) 年5月 修正

2024(令和6)年5月 修正

発 行 東近江市防災会議

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

TEL (0748) 24-1234